H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園
運営維持管理業務

別紙資料

平成２４年○月

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部

実施要項に関連する別紙・別紙（情報開示）・様式

【国営滝野すずらん丘陵公園】

分類	資料名		頁番号
業務の内容を示す書類	別紙 1	主要公園施設一覧	別紙 1
	別紙 2	主要建築物一覧	別紙 2
	別紙 3	収益施設一覧	別紙 4
	別紙 4	国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理基本方針	別紙 5
	別紙 5	国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書（以下「共通仕様書）	別紙 17
	別紙 6	個別仕様書（本業務全体のマネジメント及び企画立案業務）	別紙 44
	別紙 7	H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書（施設・設備維持管理業務）（以下「個別仕様書（施設設備）」という。）	別紙 71
	別紙 8	H25－27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書（植物管理）（案）（以下「個別仕様書（植物管理）」という。）	別紙 113
	別紙 9	H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等管理運営規定書（以下「管理運営規定書」という。）	別紙 133
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙 10	従来の実施状況に関する情報の開示	別紙 193
	別紙 11	精算報告書	別紙 198
	別紙 12	公園利用者数（団体、パスポート含む）	別紙 199
	別紙 13	利用実態調査アンケート	別紙 201
	別紙 14-1	行催事一覧	別紙 202
	別紙 14-2	利用プログラム一覧	別紙 204
	別紙 14-3	市民参加活動一覧	別紙 230
	別紙 15	広報・報道実績	別紙 231
	別紙 16	ホームページアクセス件数	別紙 233
	別紙 17	開園時間延伸状況	別紙 234
	別紙 18	混雑時の状況	別紙 236
	別紙 19	提供施設一覧表	別紙 238
	別紙 20	提供物品一覧	別紙 240
	別紙 21	購入備品一覧	別紙 243
	別紙 22	備品以外の残存物品一覧	別紙 254
	別紙 23-1	貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況	別紙 255
	別紙 23-2	リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況	別紙 279
	別紙 24-1	危機管理対応実績・報告①（事故対応等）	別紙 301
	別紙 24-2	危機管理対応実績・報告②（自然災害、火災）	別紙 309
	別紙 25	職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置	別紙 310
	別紙 26	総括責任者による外部会議への出席	別紙 316
	別紙 27	苦情、要望等対応処理	別紙 318
	別紙 28	紙媒体発行実績（種類、部数）	別紙 342
	別紙 29	記者投込み実績	別紙 343
	別紙 30	公園利用者に無償で貸与している物品一覧	別紙 347
	別紙 31	巡視計画書(案)	別紙 348
	別紙 32	建物・工作物に係る修繕履歴	別紙 351
	別紙 33	清掃箇所、方法および頻度等	別紙 358
	別紙 34-1	一般廃棄物（排出量、経費）	別紙 363
	別紙 34-2	産業廃棄物（排出量、経費）	別紙 369
	別紙 34-3	資源廃棄物（排出量、経費）	別紙 370
	別紙 34-4	汲み取り（排出量、経費）	別紙 374
	別紙 35	除雪出動実施実績（日時、日数）	別紙 375
	別紙 36	農薬、肥料、土壌改良材リスト	別紙 379
	別紙 37	薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）	別紙 381
	別紙 38	生態エリア管理指導事項	別紙 382
	別紙 39	植物性廃棄物の取扱（発生・処理・活用量等）	別紙 384
	別紙 40	収益施設（飲食・物販施設）サービス内容等一覧	別紙 385
	別紙 41	収益施設利用状況	別紙 388
	別紙 42	収益施設利用料金一覧	別紙 401
	別紙 43	臨時物販施設等一覧	別紙 405
	別紙 44	公衆電話	別紙 407
	別紙 45	業務評定	別紙 408

分類	資料名		頁番号
様式	様式 1-1	参加表明書	別紙 409
	様式 1-2	企業の業務実績	別紙 410
	様式 1-3	業務責任者の業務実績	別紙 411
	様式 1-4	守秘性に関する要件	別紙 412
	様式 1-5	業務実施体制	別紙 413
	様式 1-6	実施方針	別紙 418
	様式 1-7	再委託または下請負の予定	別紙 420
	様式 1-8	業務経験証明書	別紙 422
	様式 1-9	収益施設運営実績書	別紙 423
	様式 1-10	入札参加事業者等確認書	別紙 427
	様式 2-1	表紙（企画書）	別紙 439
	様式 2-2-1 ～11	企画提案	別紙 440
	様式 2-2-12	改善提案	別紙 452
	様式 3	収益施設運営計画書	別紙 455

別紙１

主 要 公 園 施 設 一覧

ゾーン名	面積(ha)	名　　称	主　　要　　施　　設
渓流ゾーン※1	20.0	渓流口	入口広場、公園案内所、時計塔、白帆橋
		渓流口駐車場	普通車,身障者スペース
		疎林広場	芝生広場(9,360 ㎡)
		渓流園	レストラン、炊事広場(4,500 ㎡)、釣堀、芝生広場(3,270 ㎡)、時計塔、不老橋、アシリベツ橋
		アシリベツの谷	アシリベツの滝、滝見橋
		鱒見口	入口広場、時計塔、サイクリングセンター(売店)
		鱒見口駐車場	普通車、身障者スペース
		平成の森	みずばしょう池、ショウブ園、スズラン群落、散策路
		鱒見の谷	鱒見の滝、散策路
		不老の谷	不老の滝、散策路
		炊事遠足広場	ロッジゆきざさ(飲食店)、炊事場(２ヶ所)、時計塔
		滝野パークブリッジ	フリークライミング・ウォール(№２橋脚)、スウィングボール(№３～４橋脚間)
		自然林	
保全ｿﾞｰﾝ	67.8	自然林	
中心ゾーン	71.4	つどいの森	芝生広場、ボーダー花壇、時計塔
		中央口広場	中央口休憩所(２ヶ所)(飲食店)、時計塔
		中央口駐車場	中央口駐車場(普通車、大型車、身障者スペース)
		東　口	東口休憩所(研修棟、ボランティア棟、レストハウス(飲食店))、パークゴルフ場(9,320 ㎡)、マウンテンバイクコース、芝生広場
		天文台	天文台
		東口駐車場	普通車、身障者スペース
		ローンスタジアム	芝生広場、時計塔、展望台、ソリコース･ロープトウ(冬季)
		カントリーガーデン	水の広場、花のまきば、まきばのせせらぎ、収穫の谷、花人の隠れ家、くらしの花園、花のテラス、峠の庭、山のお花畑、時計塔、カントリーハウス(レストラン)、ゲレンデ･リフト(冬季)
		こどもの谷	虹の巣ドーム、あり塚の塔、フワフワエッグ(白・橙)、ありの巣トンネル、マウントコニーデ、溶岩滑り台、さまよいの洞窟、大地の広場、森の池、森のせせらぎ水路、時計塔、子供の谷休憩所 (飲食店)
		森のすみか	りすの散歩路、切り株迷路、木のぼりネット、トロッコ橋展望台、森の隠れ家、メロディきのこ、ゆらゆらきのこ、材木飛ばし、森の吊り橋、秘密の抜け道、森の工房、石造りの家跡、森人の山小屋
		自然林	
宿泊ゾーン	26.0	オートリゾート滝野	センターハウス(１棟)、キャビンＡサイト(14 サイト)、キャビンＢサイト(５サイト)、キャビンＳサイト(６サイト)、キャンピングカーサイト(23 サイト)、スタンダードカーサイト(40 サイト)、フリーテントサイト(62 サイト)、サニタリーハウス(１棟)、炊事棟(７棟)、トイレ棟(２棟)、プレイロット(２基)、徒歩池、遊歩道、展望台、芝生広場(9,800 ㎡)、時計塔、彩りの森
		青少年山の家	多目的ホール※2、研修棟※2、宿泊棟※2、風のはらっぱ、営火場(３ヶ所)、野外ステージ、炊事広場※2、野外トイレ、時計塔(２基) 、くわの実広場ｶﾊﾞｰﾄﾞﾙｰﾌ※2
		自然林	
滝野の森ゾーン	124.8	東エリア	森の交流館、森見の塔、森の教室、森の炊事広場、ローラー滑り台、散策路、歩くスキーコース(冬季)
		南駐車場	普通車、身障者スペース
	85.7	西エリア	森の情報館、多目的広場、森の観察デッキ、田んぼの広場、はるにれ広場、みずなら広場、歩くスキーコース(冬季)
		滝野の森口駐車場	普通車、身障者スペース
		自然林	
計	395.7		

・下線は利用料金を徴収する施設や物販施設(以下「収益施設」という。)を示す。
・このほかに自動販売機(○○台)を設置している。
注)※1：渓流ゾーンは無料エリアである。
※2：青少年山の家の多目的ホール、研修棟及び宿泊棟は、札幌市の指定管理者制度による管理を行うため、本業務の対象外となる。

別紙2

主 要 建 築 物 一 覧

平成24年1月末現在

ゾーン名	種類	施設名	構造・延床面積（㎡）	備　　考
渓流ゾーン	飲食・物販施設	バーベキュー棟	木造平屋建(32.4㎡)	
		レストラン（焼肉ｶﾞｰﾃﾞﾝｱｼﾘﾍﾞﾂ)	RC造平屋建(304.13㎡)	
		ロッジゆきざさ	W造一部RC造平屋建一部地下１F(152.62㎡)	地下1F,地上1Fの一部
	休憩所	休憩所（渓流口駐車場）	木造(25㎡)	
		休憩所（みずばしょう園）	木造(13㎡)	
		ロッジゆきざさ	W造一部RC造平屋建一部地下１F(162.74㎡)	飲食・物販施設以外
		炊事遠足広場四阿（２棟）	木造(10.01㎡)	
		炊事遠足広場四阿（５棟）	木造(134.997㎡)	
		疎林広場四阿（２棟）	木造(8.42㎡)	
		鱒見口休憩所	軽量鉄骨平屋建(18.75㎡)	
	便所	アシリベツの滝多目的便所	RC造平屋建(15㎡)	
		アシリベツの滝便所	RC造平屋建(27.5㎡)	
		案内所横便所	RC造平屋建(46.75㎡)	
		渓流園多目的便所	RC造平屋建(15㎡)	
		渓流園便所・電気室	RC造平屋建(41.25㎡)	
		渓流口便所	RC造平屋建(60㎡)	
		作業センター多目的便所	RC造平屋建(15㎡)	
		作業センター横便所	RC造平屋建(49.5㎡)	
		炊事遠足広場便所	RC造平屋建(44.35㎡)	
		鱒見口便所	RC造平屋建(46.75㎡)	
		鱒見の滝多目的便所	RC造平屋建(15㎡)	
		鱒見の滝便所	RC造平屋建(27.5㎡)	
	釣堀施設	釣堀	木造平屋建(9.92㎡)	
	ﾚﾝﾀｻｲｸﾙ施設	サイクルセンター	S造平屋建(126㎡)	売店・サイクルセンター
	路線バス	バス停（渓流口駐車場）	軽量鉄骨平屋建(8.1㎡)	
	管理棟・車輌倉庫・案内所等	案内所	木造平屋建(113.4㎡)	
		渓流口駐車場ブース	木造平屋建(4.52㎡)	
		渓流口料金所（２棟）	木造平屋建(6.75㎡)	
		作業センター	RC造平屋建(85.05㎡)	
		鱒見口料金所	S造平屋建(4.52㎡)	
		門衛所	RC造平屋建(5.88㎡)	
中心ゾーン	飲食・物販施設	カントリーハウス	木造２階建、地下１階(1,562.21㎡)	売店・ﾚｽﾄﾗﾝ・厨房・厨房機器・食品庫・倉庫・用具貸出室・ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ庫・2F自販機置場
		こどもの谷休憩所	RC造平屋建(180.6㎡)	休憩室・売店・厨房・厨房機器の一部・食品庫・風除室２・倉庫１・自動販売機置場
		中央口休憩所Ａ（管理所）	RC造平屋建(506.43㎡)	自動販売機置場・売店
		中央口休憩所Ｂ（休憩所）	RC造平屋建(398.844㎡)	自動販売機置場・リフト機器保管倉庫（搬器・券売所含む）
		東口情報ｾﾝﾀｰ（ﾚｽﾄﾊｳｽ棟）	RC造平屋建、４棟庇　鉄骨造(1,107.61㎡)	売店・厨房・厨房機器・事務室・倉庫・便所・自動販売機置場
	休憩所	四阿（子どもの谷Ⅱ期上・八角）	木造(4.839㎡)	
		四阿（ﾊﾟｰｸｺﾞﾙﾌ場）	木造(10.35㎡)	
		四阿（東口駐車場）	木造(10.35㎡)	
		四阿（溶岩すべり台下）	木造(39㎡)	
		四阿（ﾛｰﾝｽﾀｼﾞｱﾑ）	木造(17.1㎡)	
		四阿（ﾛｰﾝｽﾀｼﾞｱﾑ）	木造(17.1㎡)	
		カントリーハウス	木造２階建、地下１階(1,562.21㎡)	飲食・物販施設以外
		こどもの谷休憩所	RC造平屋建(188.91㎡)	飲食・物販施設以外
		収穫の谷四阿	木造(25.92㎡)	
		中央口休憩所Ａ（管理所）	RC造平屋建(506.43㎡)	飲食・物販施設以外
		中央口休憩所Ｂ（休憩所）	RC造平屋建(398.844㎡)	飲食・物販施設以外
		峠の庭四阿	木造(11.52㎡)	
		花人の隠れ家四阿	木造(16㎡)	
		花人の隠れ家四阿	木造(36㎡)	
		花のテラス四阿	木造(6.48㎡)	
		東口情報ｾﾝﾀｰ（研修棟）	RC造平屋建、３棟庇　鉄骨造(1,107.61㎡)	
		東口情報ｾﾝﾀｰ（ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ棟）		
		東口情報ｾﾝﾀｰ（ﾚｽﾄﾊｳｽ棟）		飲食・物販施設以外
		東口便所・休憩所	RC造平屋建(144㎡)	
	便所	うねりの大地（大地の広場）便所	RC造平屋建(72.41㎡)	
		さまよいの洞窟便所	RC造平屋建(101.26㎡)	
		中央口便所（中央口連絡橋）	RC造平屋建(117.4㎡)	
		森のすみか便所（こもれびの森）	RC造平屋建(22.5㎡)	
	遊戯施設	あり塚の塔	RC造平屋建(345.152㎡)	
		ありの巣トンネル	RC造平屋建(441.82㎡)	
		虹の巣ドーム	RC造２階建(705.8㎡)	
	展望施設	収穫の谷展望施設（サイロ）	RC造２階建、地下１階(45.62㎡)	
		すずらんの丘展望台	SRC造４階建(735.91㎡)	
	天文台	天文台	RC造平屋建(292.699㎡)	
	路線バス	バス停（中央口）	軽量鉄骨平屋建(10.38㎡)	
		バス停（東口）	軽量鉄骨平屋建(10.38㎡)	
	管理棟・車輌倉庫・案内所等	うねりの大地・さまよいの洞窟機械室	RC造平屋建(22.5㎡)	
		事務所車庫	RC造平屋建(828.17㎡)	本業務の対象外
		滝野公園事務所庁舎	RC造２階建(2311.15㎡)	本業務の対象外（ビジターセンター以外）
		滝野公園事務所庁舎（ビジターセンター）	RC造２階建(2311.15㎡)	
		バックヤード屋外作業棟	RC造平屋建(105㎡)	
		バックヤード北棟	RC造２階建(376.92㎡)	
		バックヤード南棟	RC造平屋建(122.03㎡)	
		森のすみか電気室（森の工房）	木造平屋建(236.16㎡)	
	園内移動用施設（リフト）	リフト運転小屋	木造平屋建(4.86㎡)	
		リフト監視小屋	木造平屋建(9.72㎡)	

ゾーン名	種類	施設名	構造・延床面積（㎡）	備　　考
宿泊ゾーン	休憩所	ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　彩りの森四阿	木造(12.96㎡)	
	便所	ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　便所（２棟）	RC造平屋建(63.18㎡)	
		山の家野外トイレ	木造平屋建(49㎡)	
	展望施設	ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　展望デッキ	木造平屋建(20.25㎡)	
	ｵｰﾄｷｬﾝﾌﾟ場	ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　キャビンＡ（14棟）	木造平屋建(275.4㎡)	
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　キャビンB（５棟）	木造平屋建(81㎡)	
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　キャビンS（６棟）	木造２階建(295.2㎡)	
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　ｾﾝﾀｰﾊｳｽ	木造２階建(984.94㎡)	
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　ｾﾝﾀｰﾊｳｽ横倉庫	木造平屋建(16.4㎡)	
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　ｵｲﾙﾀﾝｸ設置小屋	軽量鉄骨平屋建(13.75㎡)	
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　車庫棟	木造平屋建(46.08㎡)	
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　汚水ポンプ棟	木造平屋建(18.36㎡)	
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　滅菌棟	木造平屋建(7.29㎡)	
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　炊事棟(７棟)	木造平屋建(204.12㎡)	
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　ｻﾆﾀﾘｰﾊｳｽ	木造平屋建(155.52㎡)	
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　ｺﾞﾐｽﾃｰｼｮﾝ上屋	木造平屋建(23.04㎡)	
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　ｺﾞﾐｽﾃｰｼｮﾝ上屋	木造平屋建(5.76㎡)	
		ｵｰﾄﾘｿﾞｰﾄ滝野　自販機置場（３棟）	木造平屋建(8.4㎡)	
	青少年山の家	青少年山の家（多目的ﾎｰﾙ）	SRC造２階建(1,520.27㎡)	本業務の対象外
		青少年山の家（宿泊棟、研修棟）	RC造２階建(3,593.19㎡)	本業務の対象外
滝野の森ゾーン	休憩所	森の教室	RC造平屋建(161.25㎡)	
		森の交流館	RC造一部木造地上1階、地下2階（回廊）S造4階建(1,267.94㎡)	回廊含む
		森の情報館	RC造地上1階、地下2階建(1,102.02㎡)	
	便所	便所・電気室(南駐車場)	RC造平屋建(158㎡)	
		みずなら広場便所	木造平屋建(89.10㎡)	
		はるにれ広場便所	木造平屋建(66.83㎡)	
		滝野の森口便所	木造平屋建(66.83㎡)	
	展望施設	森見の塔	RC造(304.92㎡)	
	管理棟・車輌倉庫・案内所等	滝野の森口料金所（２棟）	木造平屋建(6.76㎡)	
		滝野の森口門衛所	軽量鉄骨平屋建(6.21㎡)	
その他		旧監督員詰所	RC造平屋建(34.25㎡)	
		１号井戸ポンプ室	S造平屋建(3.24㎡)	
		新２号井戸ポンプ室	S造平屋建(3.24㎡)	
		６号井戸ポンプ室	S造平屋建(3.24㎡)	
		中の沢ろ過機械室	RC造平屋建(60.5㎡)	
		配水池	RC造平屋建(499.9㎡)	
		ポンプ室（中の沢）	RC造平屋建(32.64㎡)	
		汚水処理場	RC造平屋建(262.4㎡)	
		白帆電気室	RC造平屋建(33.25㎡)	

収 益 施 設 一 覧

別紙３

平成24年1月末現在

施設区分	施設名／内訳		面積(㎡)	備　　考			
レストラン	1.渓流園	レストラン	304.13				
		プロパン庫	5.61				
		野外ピット	32.40				
		バーベキュー園	2,177.89				
		釣堀	2,281.97				
	2.カントリーハウス	飲食店・売店	363.17				
		自動販売機置場	2.86				
		用具貸出室等	221.54				
		プロパン庫	5.46				
売店	1.鱒見口	①鱒見口売店	60.00				
	2.渓流口（ロッジゆきざさ）	スキー貸出室、物置	42.24				
		倉庫、スナック、休憩室の一部	86.58				
		テラス（自動販売機置場含む）	42.33				
	3.中央口管理所	売店	18.18				
		自動販売機置場	4.02				
		休憩所自動販売機置場	13.86				
	4.東口情報センターレストハウス棟	売店	81.33				
		自動販売機置場	3.57				
	5.子供の谷休憩所	厨房、売店、食品庫、休憩室	192.20				
		厨房機器等	一式				
		自動販売機置場	4.44				
駐車場				普通用	大型用	身障用	計
	1.中央口駐車場	収容台数		954台	11台	11台	976台
		アスファルト舗装等	4,601.00				
		アスファルト舗装	24,053.00				
		案内看板等	一式				
	2.鱒見口駐車場	収容台数		162台	－	5台	167台
		アスファルト舗装等	4,253.00				
		料金徴収ﾌﾞｰｽ（1ヶ所）	4.52				
		案内看板等	一式				
	3.渓流口駐車場	収容台数		149台	－	8台	157台
		アスファルト舗装	4,029.00				
		料金徴収ﾌﾞｰｽ（2ヶ所）	6.75				
		料金ﾌﾞｰｽ1ヶ所	4.52				
		案内看板等	一式				
	4.東口駐車場	収容台数		612台	11台	5台	628台
		アスファルト舗装等	19,248.00				
		駐車場内区画線、車止め、案内看板等	一式				
	5.南駐車場	収容台数		218台	10台	5台	233台
		アスファルト舗装等	10,447.00				
	6.滝野の森口駐車場	収容台数		216台	－	5台	221台
		アスファルト舗装等	1,844.76				
		収容台数計		2,311台	32台	39台	2,382台
サイクリング施設	1.サイクリング施設	サイクリング施設	187.00	110台			
園内交通施設	1.カントリーガーデン園内移動用施設(リフト)	ｶﾝﾄﾘｰｶﾞｰﾃﾞﾝ園内移動用施設	1式				
		機器保管倉庫	77.40	延長256.45m、搬器48台			
オートキャンプ場	1.オートキャンプ場	キャンピングカーサイト(23サイト)	10,706.0				
		スタンダードカーサイト(40ｻｲﾄ)	4,990.0				
		キャビンサイトA(14ｻｲﾄ[415.80㎡])	2,037.0				
		キャビンサイトB(5ｻｲﾄ[114.75㎡])	552.0				
		キャビンサイトS(6ｻｲﾄ[328.32㎡])	3,590.0				
		フリーテントサイト	5,116.0				
		センターハウス	984.9				
		管理用駐車場	441.0				
		駐車場	1,417.0				
		サニタリーハウス	155.5				
		炊事棟(7棟)	98.0				
		便所棟(2棟)	79.4				
		ゲートシステム	1箇所				
		園内監視システム	1式				
		放送設備	1式				
		園路誘導灯	49箇所				
		ゴミステーション	2箇所				
		残り火入れ	5箇所				
		自動販売機置場	3箇所				
		ダンプステーション	1箇所				
		車庫棟	46.1				

別紙４

国営滝野すずらん丘陵公園
運営維持管理基本方針
（案）

平成２１年３月

（平成〇年〇月更新）

目　　次

１．維持管理基本方針の目的・位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

１．１　維持管理基本方針の策定の背景・目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

１．維持管理基本方針の目的・位置づけ

１．１　維持管理基本方針の策定の背景・目的

国営滝野すずらん丘陵公園（以下、滝野公園）は、道央圏を中心とする広域的なレクリエーション需要に対応するために設置された国営公園であり、国営公園としては、日本最北に位置し、北海道唯一の公園となっている。また、北海道で初めて通年利用を目指した公園として、グリーンシーズン(夏)、ホワイトシーズン(冬)を通じ、約 60 万人/年が来園している。

滝野公園では、昭和 58 年 7 月に「渓流ゾーン上流部」が供用開始されて以来、順次供用区域を拡げ、平成 22 年度に全園供用している。

このため、平成 14 年度に策定した公園整備を中心とした「全体基本計画」や平成 18 年度に策定した「国営公園整備プログラム」（平成 18 年～平成 21 年）に代わり、今後は、維持管理を中心とした新たな計画の策定が必要となっている。

一方、「公共サービス改革基本方針」（H21．７．10 閣議決定）に基づき、平成 22 年度から国営公園の維持管理業務に民間事業者も含めた競争入札を試行しており、事業者に対して、維持管理業務の目標・水準等を示す必要もある。

以上のような背景をふまえ、今後の滝野公園における維持管理の基本的な考え方を示す「維持管理基本方針」を策定した。

１．２　維持管理基本方針の位置づけ

この維持管理基本方針は、北海道唯一の国営公園である滝野公園が、今後、その使命や役割を担うための維持管理のあり方を示したものであり、以下の内容で構成している。

①維持管理の基本方針
②維持管理の重点事項
③維持管理の項目別の基本方針

１．３　維持管理基本方針の対象

本維持管理基本方針は、平成 22 年度の全園供用後の滝野公園全体を対象としたものである。

今後の維持管理においては、青少年山の家やオートキャンプ場、レストラン等の収益施設についても、互いに連携・調整を図りながら、効果的・効率的な維持管理に努めるものとする。

２．滝野公園における維持管理の基本方針

２．１　滝野公園の公園づくりの基本理念

滝野公園では、これまで、以下に示す基本テーマ・基本理念及び基本イメージのもと「整備」を中心とした公園づくりを進めてきた。

今後は平成 22 年度の全園供用や社会情勢の変化などを背景として「維持管理」を中心とした公園づくりを進めていくことになるが、この基本テーマ・基本理念等については、共通した考え方として今後も継承していく。

【基本テーマ】

「自然とのふれあい」

【基本理念】

①環境保全と魅力ある空間づくり

都市縁辺部にある本公園は、大気の浄化、水源の涵養などの機能を果たすとともに、野外レクリエーション活動の定着化、多様化に対応する。

②多様なニーズに対応

大規模な面積を有する本公園は、北海道最大の人口集積地である札幌市からの大量の利用需要を受け止めるとともに、多様な利用層の需要も受け止める。

③四季を通じた利用

積雪寒冷地にある本公園は、冬期利用を推進するとともに、利用の低下する紅葉期を過ぎ積雪が始まるまで、融雪が始まり新緑期までのグレーシーズンの利用向上を図る。

【基本イメージ】

「緑」：森林・草原・芝生　　「水」：滝・渓流・湖　　「白」：雪・氷

２．２　今後の維持管理の基本方針

滝野公園は、その存在価値や利用価値を、守り・育て・高めていくことにより、北海道における都市公園の模範となる先導的な役割を担う公園である。

公園の存在価値とは、社会資本である公園が公共の福祉の増進に貢献する機能や施設を有していることであり、公園の存在自体に意味があることである。この存在価値は、市場原理に馴染みにくく、持続的に維持しなければならない根源的なものである。

一方、利用価値とは、存在価値を維持した上で、公園施設や機能を活用した様々な活動が豊かに展開される公園の利用環境を意味している。この利用価値は、多様な主体の知恵や工夫を活用して、安全、安心、快適な公園環境を創出していかなければならないものである。

この存在価値や利用価値を守り・育て・高めていくためには、滝野公園を維持管理・利用する多様な主体（国、維持管理事業者、ＮＰＯ、ボランティア、利用者等）が、今後の滝野公園のあるべき目標・将来像を共有し、滝野公園のさらなる魅力向上に向けた取り組みを推進していく必要がある。

そのため、今後の滝野公園における維持管理の基本的な考え方として、以下に示す７つの基本方針を設定した。

【基本方針】

この基本方針は、滝野公園に関わる多様な主体※の共通目標として、滝野公園の魅力や価値を守り・育て・高めていくための考え方を示したものです。

今後は、この基本方針に基づいて、北海道における「都市公園の要」となる先導的な役割を担う公園として、サービス水準や利用者満足度等の向上を目指し、管理運営を進めていきます。

※多様な主体とは、利用者、行政（国・道・市）、ＮＰＯ、ボランティア、管理運営業者などの滝野公園に関わる関係者を示す。

基本方針１）末永く親しまれる魅力ある公園づくりの推進

①多くの利用者が安心・安全・快適に利用できるよう、サービス水準や利用者満足度を向上する管理運営を推進する。

②社会資本としての公園の存在意義に留意し、効率的、効果的な施設の機能向上・更新を図る。

基本方針２）活力ある新しい社会・地域づくりと人づくりへの貢献

①公園管理への多様な主体の参画を推進し、地域とのパートナーシップを構築し、公園に関わる人づくりに貢献する。

②北海道内の公園緑地及び観光レクリエーション活動のネットワークの拠点として、道内外から集客を図り、地域経済の活性化に貢献する。

③公園施設の活用により、安全・安心な社会・地域づくりに貢献する。

基本方針３）自然や文化の保全と活用

①自然環境の保全・育成を図り、自然の資源性・多様性をより一層高める。

②北国や人と自然との関わりのあゆみなどを学ぶ場として活用して、歴史的・文化的資源を次世代に継承する。

基本方針４）北海道の気候風土に合った植物を活かした美しい景観構成

①園芸植物を活かした彩り豊かな美しい花風景を演出する。

②自生植物を保全・活用し、郷土の自然景観を育成する。

基本方針５）多様な利用者の交流を促進する新たな公園利用の創出

①幅広い利用者を想定したバリアフリー化による安全で快適な環境を確保し、誰でも利用しやすい公園運営を行う。

②人と人、人と自然のふれあい、つながりを通じて、交流や健康づくりを支援する新たな公園利用を創出する。

基本方針６）季節変化や公園の特色を活かしたレクリエーション活動の展開

①自然環境や自然指向型の施設を活用した利用プログラムの充実を図り、多くの利用者が参加できるレクリエーション活動を展開する。

②早春、晩秋等には屋内外の支援施設や冬季の雪の積極的な活用により、四季を通じたレクリエーション活動を推進する。

基本方針７）地球環境に配慮した循環型公園づくりの推進

①省エネ・省資源・リサイクル・ローカルエネルギーなどの環境配慮対策の積極的な実践により、循環型公園を目指す。

②持続可能なまちづくりに向けた意識向上や環境学習・研究を支援する。

３．維持管理の重点事項

設定した基本方針及び管理目標をふまえ、今後の滝野公園の維持管理にあたり重点的に取り組む事項を「維持」「運営」「施設更新」の３つの種別ごとに整理した。

（１）公園の維持に関する重点事項

①自生植物や貴重な自然資源の保全・活用

滝野の森に残る自生植物や貴重な自然資源（希少種）の保全・活用を図り、自然の資源性・多様性を高めるため、適切な維持管理を行い、種類数や個体数の維持・増加、生育地環境の保全に努める。

②草花を活かした彩り豊かな美しい花風景の演出

開花時期において多くの利用者に喜ばれ、花に対する満足度の向上を図るため、公園のシンボルとなる特定の草花や一般的に広く知られている草花を中心に、多様な園芸植物を組み合わせた彩り豊かな美しい花風景を提供する。

③環境配慮対策の実践

地球環境に配慮した循環型公園づくりを推進するため、公園内で消費される電気、ガス、水道等のエネルギー使用量の削減に努めるとともに、公園から排出される植物性廃棄物のリサイクルを推進する。

（２）公園の運営に関する重点事項

①公園管理への多様な主体の参加促進

公園に関わる人づくりへの貢献を目指し、公園管理への多様な主体の参加により地域とのパートナーシップを構築するため、公園の管理運営に関わるボランティア活動への参加者の増加や、企業の社会貢献活動の参加を促進する。また、市民や研究機関等による自然環境等を活用した学習・研究の場としての利用も支援する。

②自然・歴史・環境等を活かした多様な利用プログラムの提供

自然・歴史・文化等の資源や園内施設および雪の活用により、環境教育、みどりの普及啓発、文化・歳時、健康維持増進など、多くの利用者が参加・体験・交流できる多様な利用プログラムの提供を図る。また、他団体・企業などが主催するイベントの利用も促進する。

③公園の利用促進に向けた積極的な情報受発信

公園の魅力を高め、道内外からの広域的な集客を図るため、滝野公園が有する貴重な自然資源や歴史的・文化的資源に関する情報や、広域観光ネットワークの拠点としての観光情報など、ホームページ等を活用した積極的な情報受発信を展開する。

（３）施設更新に関する重点事項

①施設の安全性を確保する保守点検の確実な実施

安全で安心して快適に利用できる公園環境の提供を図るため、公園内の施設や遊具の安全性を確保する保守点検を確実に実施する。

②公園の利用促進・魅力向上に向けた計画的な施設改修・更新

公園の魅力や安全性・防災性の向上をはじめ、厳しい自然環境に対応した計画的な施設改修・更新が必要となる。効率的・効果的に施設の機能向上を図るとともに、施設の長寿命化による環境負荷の軽減やライフサイクルコストの低減等を図るため、計画的に施設の改修・更新を進めていく。

③公園環境のバリアフリー化の推進

子供・高齢者・障がい者・外国人など幅広い利用者が交流し、安全で快適に利用できる公園環境の創出を図るため、施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進していく。

４．維持管理の項目別の基本方針

維持管理の重点事項をふまえ、維持管理の項目別の基本方針を整理した。

４．１　公園の維持に関する項目

（１）動植物管理

①芝生管理

園内各地の芝生地について、周辺の自然環境の保全や良好な景観の保持などに配慮しながら、効率的かつ適切に芝刈、施肥、病虫害防除などの維持管理を実施する。特に、イベントやレクリエーションの場としての利用が多い中心ゾーンの広大な芝生広場については、これらの利用に対して常に良好な状態を保てるよう計画的な維持管理を実施する。

②草花管理

開花時期における利用者の増加や利用者の花に対する満足度向上を図るため、春・夏・秋を通じて園芸植物を中心とした草花の充実を図る。

そのため、カントリーガーデンを始めとした園内各地の植栽地において、多くの園芸植物を組み合わせ、同時に開花する花の種類を増やすとともに、公園のシンボルとなる草花や一般的に広く知られている草花について一定の植栽面積を維持することなどにより、彩り豊かな美しい花風景を演出する。

また、園内に自生する植物のうち、観察利用の対象として選定した「利活用種」について生育地環境の適切な維持管理を行うとともに、可能なものについては、園芸材料的な活用も検討する。

③樹木管理

園内各地に植栽されている低木・高木について、それぞれの植栽目的に合わせて刈込み、枝の剪定、撤去・更新、施肥、冬季の冬囲いなど適切な維持管理を実施し、樹勢の維持・回復に努める。

④自然資源管理

自然観察ゾーン・森林体験ゾーンをはじめ園内に生息している植物、動物、昆虫類など多様な自然資源の保全に努める。特に「希少種」として確認された貴重な動植物については、その種類数を維持し、個体数や生息・生育地面積の維持・増加を図るため、生態系に配慮した適切な生息・生育地環境の保全・管理に努める。

⑤特殊管理

公園内で発生する植物性廃棄物のうち、芝刈屑を中心とする草本系植物性廃棄物について堆肥化などのリサイクルを推進し、高品質な堆肥化技術の実用化に向けた試験・検討を行う。また、剪定枝などの木質系廃棄物についてもチップ化などのリサイクルを推進する。

（２）施設管理・清掃

①建物管理

安全かつ快適な公園利用環境の提供を図るため、園内の各建物について、日常点検・定期点検を確実に実施し、劣化・損傷箇所の早期発見に努め、必要に応じて効果的な修繕を行う。特に、老朽化の進行している古い建物については、重点的に保守点検を行い、計画的な施設の改修・更新を行う。

また、子供・高齢者・障がい者・外国人など幅広い利用者が安全で快適に利用できるようにするため、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進する。

②工作物管理

安全かつ快適な公園利用環境の提供を図るため、園内の園路、柵、照明などの各種工作物や、「こどもの谷」や「森のすみか」の遊具について、日常点検・定期点検を確実に実施し、故障・破損などの発生時には早急に補修・修繕を実施する。

③建物・工作物設備管理

園内の建物・工作物の各種設備（水道、汚水処理、水循環、電気、空調、消防、エレベータなど）について、建築基準法、水道法、消防法、電気事業法など各種法令に基づいた保守点検を確実に実施し、設備の機能の維持に努める。

④清掃

園内を常に清潔な状態に保ち、快適性・美観性を維持し、利用者満足度の向上を図るため、建物清掃、工作物清掃、園地清掃を計画的に実施する。

また、園内で発生するゴミは、生ゴミ・紙屑などの可燃ゴミ、スチールカン・アルミカン・ペットボトルなどの資源ゴミ、鉄屑・ブロック・廃プラスチックなどの不燃ゴミに分別して回収・処理を行う。

冬期間には、園路、駐車場、建物周辺の除雪作業、建物屋根の雪下ろしを行うとともに、歩くスキーコース、ファミリーゲレンデ、そりゲレンデなどの整備を行う。

⑤特別安全管理

園内の建物・工作物について、事故が発生した場合や地震などの災害が発生した場合には、破損箇所の発見や必要な機能の確認のため、各種建物・工作物の安全点検を速やかに実施する。

４．２　公園の運営に関する項目

（１）利用者サービス

①利用案内

公園利用者の満足度の向上を図るとととともに、子供・高齢者・障がい者・外国人など幅広い利用者へのサービスの充実を図るため、各種対応（窓口対応、迷子対応、ペット持込対応、身障者対応、電話問い合わせ対応、視察対応、苦情対等など）や、園内放送業務、乳母車・車椅子貸出、拾得物・遺失物処理などを適切に実施する。

②特定利用者サービス

公園管理への多様な主体の参加により地域とのパートナーシップを構築するため公園の管理運営に関わるボランティア活動への参加促進や、企業の社会貢献活動の参加を支援する。

また、自然環境や歴史・文化等を活かした講習会・研修会などの環境教育プログラムの提供を図るとともに、市民や研究機関等による自然環境等を活用した学習・研究の場としての利用も促進する。

③広報活動

道内外からの広域的な集客を図るため、滝野公園が有する貴重な自然資源や歴史的・文化的資源に関する情報や、広域観光ネットワークの拠点としての観光情報などについて、ホームページにおける情報発信や、各種マスメディア（新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等）への情報提供、各種広報印刷の作成・配布（ポスター、パンフレット等）により、効果的な広報活動を実施する。

④宣伝活動

公園の利用促進を図るため、札幌市内はもとより首都圏など道内外で実施される観光・旅行などをテーマとした各種イベント・キャンペーンに積極的に参加し、滝野公園の魅力についてＰＲ活動を実施するとともに、各種マスメディア（新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等）を活用した広告を実施する。

⑤行催事企画運営

自然・歴史・文化等の資源や園内施設および雪の活用により、環境教育、みどりの普及啓発、文化・歳時、健康維持増進など、多くの利用者が参加・体験・交流できる多様な利用プログラムの提供を図る。また、他団体・企業などが主催するイベントの利用も促進する。

（２）公権力の行使に準じた行政的対応

①入退園管理

各入退園口において必要な人員を配置し、入園料金収受、改札業務、集計業務、入園券印刷・収納、行為・占用許可等の許認事務補助、危険物等持込対応などの入退園管理を適切に実施する。

②安全指導

園内における車両規制や周辺の交通整理などによる利用者の安全性の確保や、事故や病人が発生した場合など緊急時における迅速かつ適切な通報、防火対策を適切に実施する。

③巡視警備

落石や雪崩の確認、クマ対策など公園の安全確認のため、巡視員による園内の定期的かつ効果的な巡視・警備を行う。特に、施設の安全管理、不審物等の有無、火の不始末の確認、建物等の開錠・施錠の確認などのための巡視は毎日確実に実施する。

④救護

園内に救護室を設置し、事故や病人が発生した場合に適切な応急手当・治療を行う。

⑤災害時対応

地震災害・風水害・火災・危険動物等の災害について、「国営滝野すずらん丘陵公園　災害対策部運営計画」に基づき、災害が発生または発生する恐れのある場合は、災害対策部設置基準により体制を発令し、災害対策部を設置する。

別紙 5

H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務
共通仕様書

平成２４年〇月

第１章 総則

第１条 目的

国営滝野すずらん丘陵公園（以下「滝野公園」という。）は、北海道の広域的なレクリエーション需要に対応するために国が設置したイ号国営公園である。

公園の面積は 395.7ha で、札幌市の中心部から約 20km の札幌市南区滝野地区に位置しており、渓流ゾーン、中心ゾーン、宿泊ゾーン、滝野の森ゾーン、保全ゾーンの５つに区分されている。（別添－１「公園平面図」、別添－５「土地利用方針図」参照。）

滝野公園では、「自然とのふれあい」を基本テーマに、以下の７つの基本方針のもとに総合的に整備、管理・運営を進めている。

１　末永く親しまれる魅力ある公園づくりの推進
２　活力ある新しい社会・地域づくりと人づくりへの貢献
３　自然や文化の保全と活用
４　北海道の気候風土に合った植物を活かした美しい景観構成
５　多様な利用者の交流を促進する新たな公園利用の創出
６　季節変化や公園の特色を活かしたレクリエーション活動の展開
７　地域環境に配慮した循環型公園づくりの推進

公園の供用の経緯は、昭和 52 年度に都市計画決定され、昭和 54 年度に起工し、昭和 58 年度に渓流ゾーンの一部供用開始、昭和 61 年度に「歩くスキーコース」など冬期利用の開始、平成元年度には宿泊ゾーンの「青少年山の家」の供用開始、平成６年度に宿泊ゾーンの「オートリゾート滝野」の供用開始、平成 11 年度に中心ゾーンの「ファミリーゲレンデ」の供用開始、平成 12 年度に中心ゾーンの「カントリーガーデン」、「こどもの谷」の一部供用開始、平成 14 年度に「こどもの谷」の全部供用開始、平成 16 年度に中心ゾーンの「森のすみか」の供用開始、平成 21 年度に「滝野の森ゾーン（東エリア）」の供用開始、平成 22 年度に「滝野の森ゾーン（西エリア）」を供用開始し、全園概成した。

昭和 58 年度の開園時から平成 24 年３月までの入園者数累計は、約●00 万人であり、平成 23 年度には約●0 万人の方々に利用されている。

H25－27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務（以下「本業務」という。）は、より多くの公園利用者が安全で快適に公園を利用できるよう、「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理基本方針（案）」（別紙－４参照）に則り、利用者サービスや利用指導を図るとともに、公園の質的水準を維持、向上させ、当公園全般にわたり、公共の福祉を保全、増進させることを目的とする。

第２条 適用及び用語の定義

本仕様書は、本業務のうち、「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」に適用する。

なお、本仕様書に用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりである。

１）「北海道開発局札幌開発建設部」とは、国営公園の管理主体者であり、本業務の発注者のこと。
２）「調査職員等」とは、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者の指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う委託者の指定する職員で、総括調査職員、主任調査職員及び調査職員を総称していう。
３）「検査担当者」とは、事業者の指定する本業務に関する作業完了の確認を行う職員をいう。
４）「事業者」とは、本公園の運営維持管理者として、本業務を受注した者のこと。

5）「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、本公園を利用する者のこと。
6）「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、調査職員等と事前に協議し、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第５条、第６条又は第 12 条に基づく許可を得た上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設の運営や行催事を行う事業のこと。
7）「収益施設」とは、利用料金の徴収や売上金を得て事業者の収入とするために事業者が実施する事業の対象となる施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
8）「入園料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条第 2 項及び都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）第 11 条第 2 項に基づき、有料区域を利用する者から徴収する料金のこと。
9）「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、収益施設等を利用する者から徴収する料金のこと。
10）「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設運営者が北海道開発局札幌開発建設部に納める公園の土地または建物の使用にかかる料金のこと。
11）「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地または建物を使用して臨時的な飲食・物販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和 33 年蔵管第 1 号）に基づき北海道開発局札幌開発建設部から金額を通知し、事業者が北海道開発局札幌開発建設部に納める料金のこと。ただし、公共性の高い行催事を北海道開発局札幌開発建設部との共催により行う場合は、建物使用料及び土地使用料は不要となる場合がある。
12）「業務責任者」とは、本仕様書の第１１条に示す業務内容である本業務全体のマネジメント及び企画立案、施設・設備維持管理、植物管理の個々の業務遂行を監理するもののこと。
13）「総括責任者」とは、本業務全体を監理するものであり、業務責任者のうち、本業務全体のマネジメント及び企画立案の業務責任者をもってそれにあてること。
14）「スタッフ」とは、事業者が業務を履行するための職員、アルバイト、その他関係従事者をいう。
15）「管理物件」とは、別添－１「公園平面図」に示す敷地及び附属設備を指す。なお、同敷地内であっても、第三者が持ち込み、または、管理許可を受け、もしくは占用している設備・機器、工作物等については、その対象から除外する。
16）「管理事務所」とは、別添－３「管理事務所図」に示す建築物を指す。
17）「管理センター」とは、管理事務所を拠点として本業務を遂行する組織のこと。
18）「修繕」とは、施設の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
19）「改修」とは、施設の性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。
20）「保守」とは、機器等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品または材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
21）「点検」とは、施設の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化

がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。

22)「指示」とは、北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員等が事業者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

23)「通知」とは、北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員等が事業者に対し、又は事業者が北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員等に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

24)「報告」とは、事業者が北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員等に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

25)「承諾」とは、事業者が北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員等に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員等が書面により業務上の行為に同意することをいう。

26)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、北海道開発局札幌開発建設部又は調査職員等と事業者が対等の立場で合議することをいう。

27)「提出」とは、事業者が調査職員等に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

28)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。電子納品を行う場合は、別途調査職員等と協議する。

29)「検査」とは、既済検査あるいは完了検査のことをいう。

30)「勧告」とは、北海道開発局札幌開発建設部が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の行動をとるように説きすすめることをいう。

31)「命令」とは、北海道開発局札幌開発建設部が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の一定の義務を課する具体的な処分をいう。

32)「モニタリング業務」とは、事業者が実施する利用実態調査及び本業務に対する自己評価並びにその結果について北海道開発局札幌開発建設部に報告を行う一連の業務を指す。

第３条 総則

１．本仕様書は、本業務を遂行するために必要な事項を定め、もって本公園の適正な運営維持管理を期するものである。

２．本業務の実施は、国営滝野すずらん丘陵公園運営業務委託契約書（以下「契約書」という。）によるほか、本仕様書によるものとする。

第４条 準拠規定

本業務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる基準・関係諸法令等に準拠する。

１）都市計画法

２）都市公園法

３）道路交通法

４）景観法、屋外広告物法

５）建築物における衛生的環境の確保に関する法律

６）消防法
７）建築基準法
８）労働基準法、労働安全衛生法
９）下水道法
10）水道法
11）水質汚濁防止法
12）浄化槽法
13）食品衛生法
14）廃棄物の処理及び清掃に関する法律
15）大気汚染防止法
16）騒音規制法
17）振動規制法
18）個人情報の保護に関する法律
19）高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
20）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
21）電気事業法及びこれに基づく政令等
22）電気工事士法
23）電気設備に関する技術基準を定める省令
24）建築保全業務共通仕様書　（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
25）建築保全業務報告書作成の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
26）公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
27）公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
28）公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
29）公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
30）公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
31）公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
32）移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
33）移動等円滑化の促進に関する基本方針（国家公安委員会、総務省、国土交通省）
34）都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
35）公園のユニバーサルデザインマニュアル
（財団法人　都市緑化技術開発機構　公園緑地バリアフリー共同研究会編）
36）都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）
（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課）
37）国土交通本省委託契約取扱要領（別添－２）
38）改訂・日本の絶滅の恐れのある野生生物レッドデータブック
（環境省自然環境局野生生物課編）
39）北海道の希少野生動植物　北海道レッドデータブック 2001
40）絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
41）特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
42）猛禽類保護の進め方（環境庁自然保護局野生生物課編）

43）滝野すずらん丘陵公園における行為の禁止等に関する取扱要領（別添－４）
44）「国営滝野すずらん丘陵公園　運営維持管理業務」における情報セキュリティについて(別添－７)
45）道路・河川工事仕様書（北海道開発局）
46）電気通信工事仕様書（北海道開発局）
47）機械工事仕様書（北海道開発局）
48）土木工事監督実務要覧　（北海道開発局）
49）河川法
50）建設業法
51）建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
52）国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
53）遺失物法
54）鉄道事業法
55）容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
56）原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（改訂版）
（国土交通省住宅局住宅総合整備課）
57）著作権法
58）農薬取締法
59）その他、関係諸法令等

第５条 事業者の責務

１．運営維持管理者となる事業者は、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負う。
２．本公園の設置の意義を踏まえて、その効用を最大限発揮させるよう、努力しなければならない。
３．本業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、第２章に示す多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
４．事業者は、本公園の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、公園利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指さなければならない。
５．事業者は、本業務の実施にあたって、調査職員等と常に密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておく。

第６条 北海道開発局札幌開発建設部と事業者の責任分担

本公園の運営維持管理業務を実施するにあたり、事業者と北海道開発局札幌開発建設部の責任分担を「事業者と北海道開発局札幌開発建設部の責任分担一覧」のとおりとする。ただし、「事業者と北海道開発局札幌開発建設部の責任分担一覧」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「事業者と北海道開発局札幌開発建設部の責任分担一覧」に定めのない事項については、北海道開発局札幌開発建設部と事業者の間で十分に協議のうえ決定する。

事業者と北海道開発局札幌開発建設部の責任分担一覧

項　目	内　　容	北海道開発局札幌開発建設部	事業者
料金徴収業務	入園料（収益施設運営に係るものを除く）の徴収業務 （徴収料金は、北海道開発局札幌開発建設部に納付）		○
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第 5 条に基づき設置・管理している施設は除く。）		○
収益施設の管理	収益施設の管理		
物品の管理	北海道開発局札幌開発建設部より提供のあった物品の管理（別紙－２０「提供物品一覧」、別紙－２１「購入備品一覧」を参照。）		○
	本業務において取得した物品及び消耗品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○
	上記以外の場合	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
	ただし、30/1000 以上の物価変動が見込まれる場合	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
運営日時の変更	開園日時(事業者による提案)に伴う経費の増減		○
	収益施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		
許認可	都市公園法に基づく許認可	○	
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「①」という。）		◎
	修繕にかかる費用が 1 件あたり 100 万円を超えない場合かつ年間修繕費用　1,900 万円（税抜き）※を越えない場合（上記①を除く。）。		○
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用（上記①を除く。）。		
	上記３項目以外の場合 ※予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、年間業務計画の変更を協議する。	○	
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この表において「②」という。）により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等 ※上記②により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、対応を協議する。	○	
公園利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による公園利用者の怪我等）		◎
	共通仕様書第 27 条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○
	上記２項目以外の場合	○	
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		◎
	上記以外の場合	○	

※年間修繕費用（1,900 万円（税抜き））は、軽微な維持管理修繕（点検を除く）に要した費用の平成 22,23 年度実績と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、別紙－３２「建物・工作物に係る修繕履歴」参照。

※事業者の責任分担に係る項目のうち◎の項目については、委託費を充当することはできない。

第 7 条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 27 条第 1 項に基づく指示

北海道開発局札幌開発建設部は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）第 27 条第 1 項に基づき、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できる。

第 8 条 契約の解除

北海道開発局札幌開発建設部は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

a) 公共サービス改革法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。

b) 繰り返し法令違反を行ったとき。

c) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。

d) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

第２章 業務内容

第９条 運営維持管理重点事項

事業者は、別紙－４「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理基本方針（案)」に則り、以下の維持管理重点事項、運営管理重点事項を踏まえ、本業務の遂行に努めなければならない。

１．維持管理重点事項

維持管理業務については、以下の重点事項のもと、別添－５「土地利用方針図」、別添－３７～４１「植栽管理区域図」等をもとに適切な維持管理を行う。

（１）維持管理の重点事項

１）自生植物や貴重な自然資源の保全・活用

２）草花を活かした彩り豊かな美しい花風景の演出

３）環境配慮対策の実践

２．運営管理重点事項

運営管理業務については、以下の運営管理の重点事項のもと適切に行う。

（１）運営管理の重点事項

１）公園管理への多様な主体の参加促進

２）自然・歴史・環境等を活かした多様な利用プログラムの提供

３）公園の利用促進に向けた積極的な情報受発信

第１０条　業務実施の基本的事項

１．事業者は、本業務の実施にあたっては、各業務間の総合調整を十分に図り、次に掲げる項目に留意するものとし、第１条の７つの基本方針に沿った管理運営を行う。

１）自然環境との共生や環境に配慮した維持管理の実施及び環境学習への積極的な対応を行う。

２）安全で快適な利用がされるように利用者指導及び利用者サービスを適切に行うとともに、利用の増進を図るため利用者ニーズに的確に対応した広報及び行催事等を展開する。

３）市民参加を推進するため、公園内ボランティア活動への支援・指導を行う。

４）乳幼児連れの利用者、障害者、高齢者、外国人等への適切な対応等を図る。

５）地域との良好な関係を維持するため、地元公共団体、企業、市民、ＮＰＯ、大学等との連携を図る。

６）様々な管理技術を駆使して、効率的な管理運営に努め、常に経費の削減に配慮しながら高品質な維持管理を実施する。

７）災害や事故等における危機管理を徹底するとともに、緊急連絡体制、非常参集体制を確立し、大規模災害発生時には災害復旧活動拠点としても機能するよう、適切な対応を行う。

８）有機性廃棄物の堆肥化や塵芥のリサイクル等、公園内での資源の有効活用に配慮する。

９）良好な景観の形成に努めた維持管理を実施する。

１０）利用状況に応じ、適正に本業務を行い、利用に支障をきたさないように配慮する。

第１１条 履行場所及び履行期限

１．履行場所

施設名称　国営滝野すずらん丘陵公園

所在地　　北海道札幌市南区滝野

敷地面積　395.7ha

注）平成 24 年 6 月現在、敷地面積全てを供用している。

※別添－１「「公園平面図」参照。

２．履行期限

平成２５年４月１日から平成２８年３月３１日までとする。

事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう過年度事業者から契約日以降業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、開園に備えなければならない。

第１２条 開園日時等

本業務の履行期間における本公園の開園日、開園時間、入園料については原則として官報告示に従う。

表２　開園期間及び時間

エリア	開園期間		開園時間
供用区域	春	４月 20 日～　５月 31 日（4/19 が日曜日の場合は 4/19 開園）	9:00～17:00
	夏	６月　１日～　８月 31 日	9:00～18:00
	秋	９月　１日～　11 月 10 日	9:00～17:00
	冬	12 月 23 日～　３月 31 日（12/22 が日曜日の場合は 12/22 開園）	9:00～16:00

※休園期間は 11 月 11 日～12 月 22 日　および　４月１日～４月 19 日

※繁忙期、行催事開催時等においては、事業者が調査職員等と協議し、承諾を得た上で、開園時間の変更を行うことができる。
（別紙－１７「開園時間延伸状況」、別紙－１８「混雑時の状況」参照。）

※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は事業者が調査職員等と協議し、承諾を得た上で休園とする。

なお、以下のとおり無料入園日を設けることとし、当該年度の日付は１ヶ月前までに通知する。

・春の都市緑化推進運動：4 月 1 日～6 月 30 日【期間中 1 日】
・秋の都市緑化月間　　：10 月 1 日～10 月 31 日【期間中 2 日】
・みどりの日　　：5 月 4 日【1 日】
・児童福祉週間　　：5 月 5 日【1 日】
※小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者のみ無料
・敬老の日　　：9 月第 3 月曜日【1 日】
※満 65 歳以上の者のみ無料

第１３条 業務内容及び業務対象

事業者は、本公園の供用区域内に位置する都市公園法第２条第２項で規定された各公園施設を対象として、個別仕様書に記載された管理水準の達成、業務内容を踏まえ、以下の各業務を行う。（別紙－１「主要公園施設一覧」、別紙－２「主要建築物一覧」、別添－１１「園内施設（設備等）位置図」参照。）

＜業務内容＞

1) 公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）

① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

・本業務全体の計画立案及びマネジメント

・入園料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務　等

・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整）

・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視　等

② 施設・設備維持管理業務

・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備）

・清掃（園内清掃、園内建物清掃）

・利雪　等

③ 植物管理業務

・高木管理、中低木管理、林地管理、草地管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等）

１）本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

① マネジメント

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、入園料の徴収事務、北海道開発局札幌開発建設部の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。（詳細は、別紙－５「共通仕様書」及び別紙－６「個別仕様書（企画立案)」を参照のこと。）

② 企画運営管理

利用促進のための行催事（材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものを含む）や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行う。また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者に対するサービスの提供、公園利用者の施設予約等の受付、園内巡視、本業務に関わる自動車維持等を行う。（詳細は、別紙－５「共通仕様書」及び別紙－６「個別仕様書（企画立案)」を参照のこと。）

2）施設・設備維持管理業務

① 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個

所の軽微な補修又は補充を適切に行う。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実に行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実に行う。（詳細は、別紙－５「共通仕様書」及び別紙－７「H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書（施設・設備維持管理)」（以下「個別仕様書（施設・設備)」という。）を参照のこと。）

② 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔にする。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとる。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する。（詳細は、別紙－５「共通仕様書」及び別紙－７「個別仕様書（施設・設備)」を参照のこと。）

③ 利雪

冬季において、園路の除雪・排雪を行うとともに、歩くスキーコース、ファミリーゲレンデ、そりゲレンデなどのための圧雪や排雪作業を行う（詳細は、別紙－５「共通仕様書」及び別紙－７「個別仕様書（施設・設備)」を参照のこと。)。なお、収益施設に係る雪対策（駐車場や建物周辺の除雪、建物屋根の雪下ろし）は除く。

3）植物管理業務

北海道の気候風土にあった花風景の演出を行うため、利用状況、景観等に応じた除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、潅水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う。（詳細は、別紙－５「共通仕様書」及び別紙－８「H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務個別仕様書（植物管理)」（以下「個別仕様書（植物)」という。）を参照のこと。）

第１４条 業務実施体制

１．国営公園の設置目的を達成し、公園利用者の安全・快適な利用サービスを提供するため、下記の資格要件を備えている職員を配置するなど本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。なお、資格証明書の写しを調査職員等に提出する。

＜事業者が保有する必要がある資格＞

・１級造園施工管理技士

・索道管理技術者（再委託も可能とする。）

２．日常管理業務に加え、公園利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。

３．本業務全体のマネジメント及び企画立案、施設・設備維持管理、植物管理について業務別に業務責任者を配置する。なお、本業務全体のマネジメント及び企画立案の業務責任者を総括責任者とし、業務責任者による他業務責任者及び担当者の兼務を妨げない。ただし、収益施設等管理運営業務への委託費の支出は認めない。収益施設等管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区別しなければならない。

４．開園期間中は、第１３条 1）～3）の業務責任者のうち、少なくとも 2 名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め第１３条 1）～3）が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、

やむを得ず業務責任者を2名以上勤務する体制をとることが一時的に困難となる場合には、緊急対応を含め、第１３条1）～3）の業務が迅速かつ円滑に行われる勤務体制を確保した上で、事前に総括調査員の承諾を得ること。

5．この他、国庫に納入する入園料等の徴収業務を担当する経理担当者、及び救急対応を担当する者を配置するが、経理担当者は、刑法（明治40年法律第45号)、その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

6．北海道開発局札幌開発建設部から業務実施体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員等とする。

第１５条 業務計画書

1．総括責任者は、契約諦結日の14日前までに、企画書にもとづく積算根拠となる詳細な工種、数量、月次の工程計画、体制を記載した「業務計画書」を調査職員等に提出し、承諾を得なければならない。

2．「業務計画書」の策定にあたっては、運営維持管理の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた業務計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みを構築し、「業務計画書」に記載する。

3．維持管理運営の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応（別紙－２７「苦情、要望等対応処理」参照。）について、年度内での変更が求められる場合は、「業務計画書」を随時修正する。

変更業務計画書の提出の必要の有無は内容に応じて調査職員等と協議する。

4．四半期別必要経費内訳書には、「業務計画書」の変更がある場合は、その結果を反映した上で、数量、単価を記載し、積算根拠を明確にする。

＜業務計画書に記載が必要な項目＞
- 年間管理運営計画（月別）
- 年間行事計画書（月別）
- 企画提案された実施方針(月別)
- 業務実施体制（別紙－２５「職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置」参照。）
- 業務実施のための管理機構及び職務分担
- 実施計画
- 四半期別必要経費内訳書（別添－２「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 再委託承諾申請書（別添－２「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 施設管理作業（建物管理、工作物管理、清掃、利雪等）
- 植物管理作業
- 公園内巡視作業
- 門衛作業
- 入園料徴収及び公園利用者への利用指導
- 安全管理、安全確保、救急救護、防災計画、消防計画、災害時・異常時対策
- 公園利用促進への取り組み（広報、行催事等の開催）
- 市民参加による公園運営（ボランティア）
- 環境への配慮

第１６条 業務報告書

１．事業者は、運営維持管理の実施状況と包括的な質や管理水準等の達成状況のモニタリングが確実に行えるよう、報告書を調査職員等に月次、四半期ごとに定期的に提出する。

２．事業者は、各年度の業務を完了した時は、遅滞なく、年度内に実施した運営維持管理実績の全てを報告書（正本１通、副本１通）に成果物を添えて提出する。

３．経理状況に関する帳簿類は常に整理し、調査職員等からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員等の指示に従い、誠実に対応する。

４．本業務は電子納品（試行）対象業務とする。電子納品とは、上記業務報告書の最終成果のうち調査職員等が指示するものを電子データで納品する。

＜定期報告で提出が必要な項目＞
１）「管理運営月報」「管理運営月報総括表」（勤務実績簿を含む）（提出期限は翌月の 10 日 別添様式－１）。
２）「管理四半期報」（提出期限、四半期翌月の 15 日 別添様式－２）
３）「連絡会議報告書」（会議終了後速やかに）
４）公園内全施設の電気メーター検針表及び算定表（毎月初め）
５）公園内全施設の水道メーター検針表及び算定表（毎月初め）
６）公園内全施設のガスメーター検針表及び算定表（毎月初め）
７）維持管理施設の灯油タンクの残量チェック・報告（適宜）
８）貸与車両の稼働実績、燃料使用実績報告（毎月初め）（別紙－２３－１「貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況」、別紙－２３－２「リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況」参照）
９）月別業務執行調書（翌月 10 日まで）
10）月別作業計画実績書（翌月 10 日まで）
11）上記に係る代表的な作業写真（翌月 10 日まで）
12）委託費経費別内訳報告書（翌月 10 日まで）
13）上記以外の調査職員等が指定した報告事項（適宜）
＜完了報告で提出が必要な項目＞
１）「完了報告書」　（別添－２「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
２）「精算報告書」　（別添－２「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
３）「残存物件報告書」（別添－２「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
４）「事業評価報告書」　（任意様式）
５）「実施状況等の記録書」
＜実施状況等の記録書に添付が必要な項目＞
１）作業日誌（別添－８「運営維持管理業務　作業日誌（案）」参照。）
２）保守点検の記録
３）作業実施数量の記録
４）作業記録写真
５）安全衛生点検の記録
６）修繕等の記録
７）上記以外で調査職員等が指示した報告事項（適宜）
＜電子納品＞
１）電子データとは、「電子納品等運用ガイドライン」、「現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」）及び北海道開発局の「電子納品に関する手引き（案）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取扱いについては、別途調査職員等と協議する。
２）最終年度の業務を完了した時には、別に定める様式（電子媒体納品書）に署名・捺印の上、「ガイドライン」に基づいて作成した電子データを CD-R で２部提出する。
３）受発注者相互に CD-R の内容を確認した上で CD-R の受領を行う。
４）「ガイドライン」で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員等と協議の上、電子化の是非を決定する。
５）上記によりがたい場合は、調査職員等と協議する。

第１７条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、調査職員等の求めに応じて常に提出できるよう、事業者において業務終了後５年間保存する。

なお、本業務の記録類については以下を最低限とする。

・作業実施数量等の記録
・保守点検の記録
・作業日誌
・安全衛生点検の記録
・修繕等の記録
・作業記録写真
・事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録
・その他、調査職員等が指示する記録

第１８条 モニタリング業務

１．事業者は、公園利用者からの意見要望を積極的に把握、評価し、業務に反映させるため、次の各号に掲げる調査を行い、その結果について調査職員等に報告する。

１）利用実態調査

本公園において提供するサービスに対する公園利用者の評価について、アンケート等を実施するなど事業者の工夫により、確実に把握する。また、事業者は、利用実態調査を行う場合、その方法について、調査職員等と事前に協議した上で、調査を実施し、その結果は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析を実施する。

２）本業務に対する自己評価

本業務に関して、利用実態調査結果と、その結果に基づいて、本業務に反映させるよう努めた事項について年度毎に適宜自己評価を行い、その結果を事業評価報告書にまとめ、調査職員等に提出する。

第１９条 北海道開発局札幌開発建設部が行うモニタリング調査

１．北海道開発局札幌開発建設部は、事業者で実施するモニタリング業務（本共通仕様書第１６条）とは別に、本業務の実績を評価する調査を実施する。（別紙－１３「利用実態調査アンケート」参照。）

２．事業者は、本業務等の実施内容の評価が確実に実施されるよう、実施状況等の調査に協力する。

３．調査は、個別仕様書等に示す管理水準や事業者から企画提案された実施方針の履行状況を確認する予定である。

第３章 委託費の支払い

第２０条 委託費代金の支払い

１． 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、運営維持管理業務を実施することにより、達成すべき質（本実施要項 1.3.1 参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（本実施要項 1.3.2 参照）の最低水準を確保しなければならない。

２．北海道開発局札幌開発建設部は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）を基準とし、四半期毎に委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受理した日から起算して３０日以内とする。ただし、検査の結果、包括的な質及び個別業務の最低水準が確保されていない場合は、適切に業務を行うよう改善指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできない。なお、委託費の請求は、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づく、完了報告書、精算報告書、残存物件報告書による各年度の四半期における所要額とする。

３．各年度の契約金額の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の契約金額の支払の限度額のいずれか低い額とする。

４．委託費の支払いについては、会計法第２２条、予算決算及び会計令第５８条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の概算払を四半期毎に請求できるが、業務の改善指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、次の四半期の概算払に係る委託費の請求はできない。なお、委託費の請求は、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づく、各年度の四半期における所要額とする。

５．事業者の運営維持管理の責任に拠らない事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。

６．本業務の準備期間における経費は、委託費（一般管理費を含む）にて支出することはできない。

７．各業務の積算体系は、以下のとおりである。

＜積算体系＞

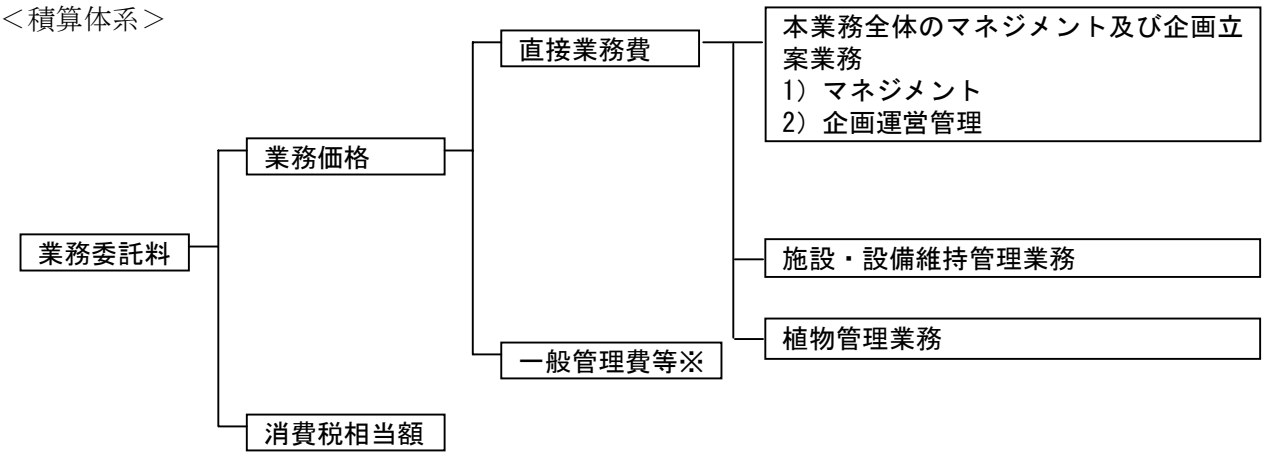

※本社人件費（職員基本給、職員諸手当、退職手当等）、本社旅費（職員旅費）、本社庁費（職員厚生経費、備品費、消耗品費、通信運搬費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、賃料及び損料、保険料、雑役務費等）、付加利益（法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他営業外費用等）

第４章 公園内の安全管理

第２１条 安全管理

１．本公園における公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、本業務の履行にあたり、常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、本公園の利用に関し必要な事項について、適切な措置・対応を行うなど、事業者の責任において常に善良なる管理を行う。なお、北海道開発局札幌開発建設部が定める公園利用規則等がある場合は、それに則った対応を図る。

２．新型インフルエンザや鳥インフルエンザのように、重症化する恐れのある感染症等については、調査職員等と協議の上、消毒液を設置するなど、適切な措置・対応を行う。

３．事業者は、本業務の履行にあたっては消防法に準拠するとともに、北海道開発局札幌開発建設部が定める消防計画・危険物予防規定を遵守する。

４．事業者は、北海道開発局札幌開発建設部と協力し、火災・その他災害による物的・人的被害を軽減することを目的に、別途消防計画を作成する。なお、消防計画には、防火管理者等の担当者を明記する。（別添－１７「国営滝野すずらん丘陵公園消防計画(案)」参照。）

５．事業者は、施設を運営している期間中は毎月１回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員等に報告する。（別添－１８「防火管理自主検査チェック表(案)」参照。）

６．公園内について常に安全上の観点から観察を行い、異常を確認した場合、速やかに対応し、必要に応じ、調査職員等に報告する。安全管理には十分注意し本業務を履行する。（別添－９－１「危機管理マニュアル(案)（災害対策部運営計画)」、別添－９－２「滝野すずらん丘陵公園における事故対応について」参照。）

第２２条 安全確保

１．本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。

２．本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を調査職員等に報告の上、当該措置を講じ、事故の発生を防止する。

３．設備に異常を認めた時は、危険防止に必要な措置を調査職員等に報告の上、当該措置を講ずる。

４．万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員等に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。

５．その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、事業者が作成した緊急連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により調査職員等に報告する。（なお、北海道開発局札幌開発建設部が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図る。）（別紙－２４－１「危機管理対応実績・報告①（事故対応等)」参照。）

１）事故発生日時

２）事故発生場所

３）事故発生の原因

４）事故の程度

５）人身事故の場合は、医師の診断結果

６）事故処理の概略

７）再発防止策等

第２３条 救急対応

１．事業者は、救急活動及びその報告に関するマニュアルを作成し、調査職員等に提出する。

２．事業者は、調査職員等が指定する箇所に救急施設を配置し、そのうちの主たる箇所に開園中は看護師または普通救命講習修了者の資格を有した救急担当職員を配属し、救急活動に当たらなければならない。

３．救急担当者は、救急活動を要する事態を認めたときは、公園利用者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては救急車両による搬送手配を行うなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。

４．事業者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに別途定める様式により調査職員等に報告する。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができる。

５．重大事故についてはただちに調査職員等に報告し、その指示に従う。
なお、重大事故とは公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れのある事故が起こった場合、または３０日以上の治療を要する重傷者若しくは死者の発生する事故が起こった場合、さらに人的被害が発生しなくても、公園施設に起因する３０日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった事故が起こった場合とする。（別添－９－２「滝野すずらん丘陵公園における事故対応について」を参照。）

６．傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行う。

第２４条 災害時、異常時等の対応

１．事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。この場合において、閉園等の必要があると認めるときは、事業者はあらかじめ調査職員等の承諾を得なければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。（別添－９－１「危機管理マニュアル(案)（災害対策部運営計画)」を参照。）

２．前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を調査職員等に速やかに報告する。

３．台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水桝の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。

４．台風、豪雨等の災害発生時に調査職員等の指示した箇所の巡回、土のう等の設置等を行う。

５．事業者は、夜間及び休園日において、異常を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等の関係機関等に通報し、適切な措置を講ずるとともに、調査職員等に速やかに報告する。

６．調査職員等は、災害防止や本業務の履行上特に必要と認めるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。

７．調査職員等の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、事業者は、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行う。（なお、北海道開発局札幌開発建設部が策定した災害発生等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図る。（別添－９－１「危機管理マニュアル(案)（災害対策部運営計画)」を参照。））

８．事業者は、事故や災害発生時等への対応のため、北海道開発局札幌開発建設部が定める危機管理

マニュアルに基づき、事業者の役割・行動・体制等をとりまとめた危機管理マニュアルを作成し、調査職員等と協議する。（別添－９－１「危機管理マニュアル(案)（災害対策部運営計画)」、別添－９－２「滝野すずらん丘陵公園における事故対応について」を参照。）

９．事業者は、事故や災害発生時等には、前項において作成したマニュアルに基づき、公園の開園日、開園時間に関わらず、適切な措置・対応を行う。（別添－９－１「危機管理マニュアル(案)（災害対策部運営計画)」を参照。）

10．災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、調査職員等に報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行う。

11．石狩中部地域において、大雨及び大雪警報が発令された場合、事業者は警報に係る連絡体制、点検計画等を速やかに調査職員等へ報告する。

なお、報告方法は電子メールにて行い、調査職員全員に送信する。

第５章 協議・調整等

第２５条 北海道開発局札幌開発建設部の要請への協力

１．調査職員等から本公園に関する調査、又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行う。

２．その他、北海道開発局札幌開発建設部が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。

３．事業者（総括責任者、各業務責任者）は、毎月１回、北海道開発局札幌開発建設部が開催する公園関係者の国営滝野すずらん丘陵公園合同連絡会議、及び安全協議会・安全パトロールに参加する。国営滝野すずらん丘陵公園合同連絡会議では、前月分の運営状況、公園利用者からの意見等を整理したものについて報告する。また、利用促進に向けた議題についても協議する。なお、国営滝野すずらん丘陵公園合同連絡会議、及び安全協議会で使用した書類は、電子データとして、調査職員等へ提出する。

４．事業者は、管理業務を円滑に実施するため、調査職員等及び管理運営に関係する者との情報交換や業務の調整を図る連絡会議を、定期又は不定期に開催する。なお、連絡会議には、第三者を参加させることができる。

５．関係機関の立会検査又は調査がある場合は、事業者は調査職員等の指示により立会等に協力する。

６．本業務の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析した結果と本業務に反映させるよう努めた事項について、調査職員等に報告するよう、努める。

（参考：別紙－２６「総括責任者による外部会議への出席」。）

第２６条 別途工事等との調整

１．北海道開発局札幌開発建設部の発注する別途工事又は業務（法定点検業務等）がある場合には、事業者は必要に応じて工事又は業務内容及び計画（変更を含む）に対して、本業務に関連する助言ならびに公園利用及び動植物の保護育成に関する調整を行う。

２．北海道開発局札幌開発建設部が別途発注する施設保全業務等の実施に当たり、事業者は、点検等の実施時期の調整に協力する。電気設備の点検に伴う計画停電のときには、その対応については、調査職員等と調整する。

第２７条 調査職員等との協議等

１．事業者は、本仕様書に明記されていない事項又は本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、調査職員等と協議すると共に、協議の内容を記録して調査職員等に提出し、確認を得る。

２．業務責任者又は業務担当者は、本業務の実施方法等について必要がある場合は、調査職員等の指示を求めるほか、打合せを行い、その内容を記録して調査職員等に提出し、確認を得る。

３．施設の運営維持管理に係る各種規程・要項を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に業務内容が変更する場合、さらには、その他新業務への対応が必要な場合は、調査職員等と事業者の間で調整又は協議を行う。

４．不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員等と協議する。

第２８条 その他の協議・報告等

事業者は、本公園の管理・運営等で必要な以下の協議を適切に行い、結果等については、遅滞なく報告しなければなければならない。

１）地元自治体、マスコミ等関係機関、ボランティア団体等との協議

２）その他園内施設の運営者との協議

３）持込みイベント等の利用調整

第２９条 官公署への連絡、届出

事業者は、官公署への連絡、届出手続きは北海道開発局札幌開発建設部に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、事業者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となるときは事業者において行う。

第６章 雑則

第３０条 本業務の再委託

事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して、又は本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

＜本業務における主たる部分＞

業務における総合的計画立案、業務遂行管理、入園料の収受及び納入、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意思決定を行うための技術的判断等

１）事業者は業務の一部を第三者に委託させようとする場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員等に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

２）事業者が北海道開発局札幌開発建設部に対して負う義務を適切に履行するため、事業者は再委託先の事業者に対し、実施要項 8.4.及び 8.6.に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収する。

３）事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。

４）再委託等の承諾を行った際は、必要に応じて当該部分（再委託）に該当する経費についての領収書、明細書の写しの提出を求める場合がある。

５）契約書第３条第４項で規定する「軽微な業務」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、和訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等及び小規模な業務をいう。なお、小規模な業務とは、原則として契約金額 100 万円未満のものをいう。

６）なお、再委託の相手方は入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局札幌開発建設部から指名停止を受けていないこと。

７）暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者に再委託してはならない。

第３１条 保険の付保及び事故の補償

１．事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

２．事業者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。

３．事業者は、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険の他、必要に応じて各種保険に加入する。

第３２条 建築物及び機械器具等の無償貸与等

１．建築物及び機械器具等の無償貸与

本業務の遂行に必要な、北海道開発局札幌開発建設部が保有する建築物及び機械器具等に限り、事業者に無償で貸与する。（別紙－２０「提供物品一覧」、別紙－１９「提供施設一覧表」参照。）提供

施設については事業者にて適正に管理する。なお、その取扱いについて、北海道開発局札幌開発建設部において定める規定等がある場合には、それに従う。

２．残存する備品の取扱い

事業者は、本業務完了の際、残存する備品で北海道開発局札幌開発建設部がその費用を負担したもの（委託費で購入したものを含む）（別紙－２１「購入備品一覧」参照。）について当該備品を北海道開発局札幌開発建設部に引き渡す。ただし、翌年度において当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品のうち、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が２万円以上のものをいう。また、北海道開発局札幌開発建設部より提供された２万円以下の備品については残数を報告する。（別紙－２２「備品以外の残存物品一覧」参照。）

その他、残存する備品の取扱いについては、北海道開発局札幌開発建設部が定める規定等による。（別添－１３「運営維持管理業務委託費で取得した備品の取扱いについて(案)」参照。）

３．事業者は、北海道開発局札幌開発建設部の事務・事業に支障を来たさない範囲において、管理事務所内の施設の管理・運営業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。

４．事業者が持ち込んだ機器・設備等については、北海道開発局札幌開発建設部の事務・事業に支障をきたすことのないよう適切な管理を行う。

５．機器・設備等を持ち込み、電気工事等の措置が必要な場合は、調査職員等の承認を得た上で実施することができる。なお、必要な措置をした場合、施設の使用を終了又は中止をした後、直ちに原状回復をおこない、調査職員等の承認・確認を得なければならない。

６．施設等運営者が機器・設備等を持ち込む場合は、事前にリストを調査職員等に提出するとともに、物品表示票を作成し持ち込む全ての機器・備品等に貼付し、常に管理しておく。

（別添－１２「運営維持管理業務に要する提供施設等取扱いについて」参照。）

第３３条 本業務の引継

１．事業者は、契約が完了するとき、又は解除になる場合には、調査職員等の立会の下、調査職員等が指示する者に対し、誠意をもって、円滑に事務の引き継ぎを行わなければならない。引き継ぎに当たっては、下記に例示するような必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行う。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。

１）建物や関連設備の鍵の場所、設備・機器等の各種マニュアル等、建物の管理に関する事項。

２）設備等設置における建物躯体や構造物への影響等に関して留意が必要な事項。

３）建物や設備、工作物等の老朽化等により、それら使用において、維持修繕上、留意が必要な事項。

４）継続的な地域連携イベント等において、運営日時の調整等、主催者や関係団体との連携、協力すべき事項。

５）マスコミ等の連絡方法及び連絡先等、マスコミとの連携に関する事項。

６）委託期間中に作成したホームページや利用ガイド等のデータに関する事項。

７）ボランティアの登録情報、連絡方法及び連絡先等、ボランティアとの連携に関する事項。

８）年間パスポートの登録情報等、公園利用者個人の情報の関わる事項。

９）芝生、草地等の管理区分図、希少種の生育場所等、植物管理に関する事項。

10）遺失物等、通常実施すべき業務において、完了していない事項。

11）施設の利用予約状況、都市公園法第 5 条、6 条、12 条に基づく申請及び許可の状況。

２．不可抗力その他、北海道開発局札幌開発建設部や事業者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、調査職員等と事業者は管理の継続の可否について協議する。

３．事業者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、公園維持管理が円滑に実施されるよう業務実施体制（第１２条記載）を維持する。

４．履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は事業者が負担する。

５．新たな事業者に対し、平成 25 年 1 月から３月まで準備室を貸与する。準備室では、本業務に関する準備を行うものとし、準備室における光熱水費は北海道開発局札幌開発建設部が負担する。

第３４条 情報公開

事業者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 21 年 7 月 1 日法律第 66 号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、調査職員等と協議する。

第３５条 調査等への対応

事業者は、北海道開発局札幌開発建設部が実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応する。

第３６条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査

本業務は、歩掛実態調査及び諸経費動向調査の試行業務であり、調査職員等より指示のあった場合、別途通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、業務終了後速やかに調査職員等に提出する。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示する。

第３７条　会計検査への対応

事業者は、会計検査院法第２２条に該当するとき、または同法第２３条第１項第７号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第２５条及び第２６条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は北海道開発局札幌開発建設部を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

第３８条　愛称の使用

共同体で本事業を実施する場合、園内看板やチラシ等において、共同団体の愛称を設定の上で使用することができる。

第７章 コンプライアンス

第３９条 守秘

１．事業者は、業務上知りえた秘密については、第三者へ漏らしてはならない。

２．事業者は、北海道開発局札幌開発建設部が定める『「国営滝野すずらん丘陵公園　運営維持管理業務」における情報セキュリティについて』に沿って、情報管理を適切に行う。

３．事業者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成１８年法律第５１号）第５４条により罰則の適用がある。

第８章 個人情報の取扱いについて

第４０条 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）第６条第２項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第４１条 秘密の保持

事業者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第４２条 取得の制限

事業者は、本業務における事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第４３条 利用及び提供の制限

事業者は、調査職員等の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第４４条 複写等の禁止

事業者は、調査職員等の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するために北海道開発局札幌開発建設部から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第４５条 再委託の禁止

事業者は、調査職員等の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第４６条 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに調査職員等に報告し、調査職員等の指示に従う。本業務にかかる契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第４７条 資料等の返却等

事業者は、本業務における事務を処理するために北海道開発局札幌開発建設部から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本業務にかかる契約の終了後又は解除後速やかに北海道開発局札幌開発建設部に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、調査職員等が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従う。

第４８条 管理の確認等

北海道開発局札幌開発建設部は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第４９条 管理体制の整備

事業者は、本業務における事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第５０条 従事者への周知

事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第５１条 罰則

事業者は、正当な理由無く、又は、不正な利益を図る目的で個人情報を提供したり、盗用した場合は、法律に基づき罰則が科せられる。

別紙 6

H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務

個別仕様書

【本業務全体のマネジメント及び企画立案業務】

平成２４年○月

第１編　総則

第１条 適用

本個別仕様書は、H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務（以下「本業務」という。）のうち、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務に適用する。

第２条 事業者の責務

事業者は、本業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。

また、本公園の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、公園利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指さなければならない。

第３条 基本事項

１．本業務は、マネジメント及び企画立案業務を総括する業務責任者の責任のもと実施する。

２．事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行う。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員等と協議する。

３．事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施する。

４．事業者は、公園利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努める。

５．事業者は、スタッフの服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛ける。

６．業務責任者を含めた全てのスタッフについて、事業者が定める名札を作成し着用する。

７．取材、行催事、ボランティア活動、工事、納品等通常の公園利用と異なる目的で入園する場合は、「国営滝野すずらん丘陵公園業務等入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を確保するとともに、事故を未然に防止し公園施設の保全を図るように努める。（別添－１４「業務入園について」参照。）

８．持ち込み可能な車種及び車両の運行については、「園内車両入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、北海道開発局札幌開発建設部が発行する車両運行許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行および作業心得について」を遵守して走行すること。（別添－１５「国営滝野すずらん丘陵公園園内車両入園規則」を参照。）

９．作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動すること。

第４条 その他

この仕様書によるもののほか、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の実施にあたり必要な事項は、調査職員等と協議の上定めること。

第２編 本業務の計画立案及びマネジメント業務

第５条 管理水準

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、適切な進捗管理を行うとともに、入園料等の徴収事務、北海道開発局札幌開発建設部の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

また、公園の入園料等は、国の収入となることに留意し、事業者は、これらの徴収事務を別に定める手続き等に沿って安全、適切に行う。

第６条 業務の計画立案

国営滝野すずらん丘陵公園の業務全般について、公園利用者に対するサービス向上を目指し、多岐にわたる各業務を円滑かつ効率的に実施するため、総合的な視点から運営維持管理全般の目標をさだめるとともに計画立案を行う。

第７条 マネジメント業務

１．別紙－４「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理基本方針」をふまえ、統一的な方針のもと、公園利用者に対するサービス水準を維持向上するため、多岐にわたる各業務について業務全般を俯瞰的に監理する。

業務全般の監理にあたっては、適宜、各業務における総合的な連携調整をはじめ、実施方法の決定、及び各業務の適切な進捗管理など、総合的な視点から国営滝野すずらん丘陵公園の運営維持管理全般のマネジメントを行う。

２．北海道開発局札幌開発建設部が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。

３．本業務は、収益施設等の管理運営業務と連携しながら創意工夫やノウハウを発揮し、質の高いサービスの提供が行えるよう調整を行う。

４．別紙－１２「公園利用者数（団体、パスポート含む)」に示された区分に基づき、毎日、公園利用者数を計測し、調査職員等に報告する。

第８条 入園料等の徴収

１．事業者は、中央口、東口、滝野の森口の各ゲート及びその他調査職員等の指定する場所において、券売機を管理及び必要な消耗品の供給を行い、自動販売に係る入園券の作成及び販売をするとともに、入場ゲートにて入園券の手売り、改札を行うことで、所定の入園料金を徴収する。その際、つり銭、両替金を準備し、補充する。

２．事業者は、「平成 16 年度国営公園入園料に係る制度の拡充について（照会)」の「１．年間パスポート券」に基づき、中央口、東口、滝野の森口の各ゲート及び調査職員等の指定する場所において、年間パスポートの作成及び手売りを行い、所定の料金を徴収する。また、発行に時間を要する場合は、引換券を渡す等、適切な措置を講じる。なお、入園券を購入した公園利用者に対して、年間パスポートの販売を行う場合は、中央口、東口、滝野の森口の各ゲート及び調査職員等の指定す

る場所にて差額販売を行う。

3．年間パスポート購入者の登録情報は、関係法令及び共通仕様書第８章に定める「個人情報の取扱いについて」に基づき、適切に管理する。

4．年間パスポート購入者が、年間パスポートを不携帯の場合は、別途入園料の徴収は行わず、氏名等を登録情報と照合し、本人であることを確認した上で入園させる等、適切な措置を講じる。

5．シルバー券の利用者に対しては年齢を確認した上で入園させる等、適切な措置を講じる。

6．事業者は、手売り入園券を作成する場合は、調査職員等の指示により作成し、調査職員等の確認を得た上でこれを販売するまでの間保管する。

7．事業者は、毎月 15 日及び月末日までの徴収済みの入園料を集計し、徴収済みを証する書類を添えて調査職員等に書面により報告し、北海道開発局札幌開発建設部の所属歳入徴収官が発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。

8．国庫に納入する入園料等は、事業者の他の口座とは別の口座（入園料等の専用口座）で管理を行うこととし、公園利用者数、日々の売り上げた券及び入園料は、毎日、集金及び集計し、他の経理区分と分けて帳簿等に記入し、管理する。なお、入園料を徴収した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。

9．入園料と駐車料金等その他の料金を同時に徴収する場合、入園料については前項に掲げる事項に基づき適切に管理する。

10．身障者・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示された方とその付き添いの方１名は無料入園ができるので、必要な書類の確認を行う等適切な措置をとる。

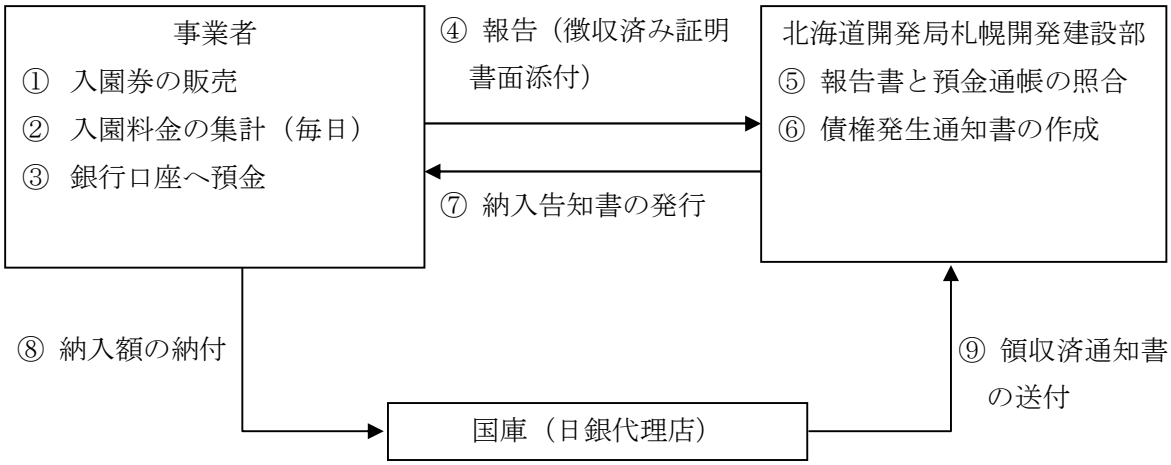

※事業者の銀行口座で発生する利息については、年２回事業者から国に報告し、⑤～⑨の手続きを行う。

第９条 その他国庫に納入する収入

事業者は、前条の入園料等の徴収に付随して発生する収入が発生したときに、その内容を証する書類を添えて調査職員等に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。なお、その他の収入が発生した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にある。

第１０条 保険の加入

万一の事故に備えて、動産総合保険（園内における保管・輸送を対象）に加入する。

第１１条 繁忙日対応

行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況の把握等から、事前に繁忙日や利用者数を予想し、調査職員等や関係者との協議・調整、適切な人員配置及び駐車場の早期開場の検討等、事前準備を含めた対応を行う。

第１２条 公園利用者会議の開催

１．事業者は、当該年度の運営維持管理結果を次年度の運営維持管理計画に反映させることを目的とした会議を開催する。

２．開催時期および会議の構成員は、有識者、公園関係者、利用者代表等とし、事前に調査職員等と協議の上、調整する。

第３編 企画広報

第１章 行催事・利用プログラム企画運営

本章において、「行催事」・「利用プログラム」は北海道開発局札幌開発建設部の主催により行うものをいう。

第１３条 目的

行催事は、本公園の特性を活かし、公園の周知や利用促進のため、公園利用者の利用のきっかけを提供するサービスである。

利用プログラムは、公園の施設を活用し、公園利用者に対するサービス水準の向上の一環として提供されるサービスである。

事業者は、公園利用の増進に加え、公共施設としての公園の目的・機能を発揮するために行われる行催事や利用プログラムについて、企画立案、開催・運営等の一連の作業をノウハウや創意工夫を発揮して行う。

また、上記行催事のほか、北海道開発局札幌開発建設部の許可を受けて独立採算により開催する行催事については自主事業として取り扱う（別紙－9「H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務収益施設等管理運営規定書」参照。）。

なお、第３者が展示会等を行う場合の行為ついては、都市公園法第 6 条、第 12 条に基づく北海道開発局札幌開発建設部の許可が必要であるため、事業者は、本仕様書第 20 条に示す手続きフローに従い、適切に対応する。

第１４条 管理水準

１．行催事・利用プログラムの管理水準

１）行催事

事業者は、北海道開発局札幌開発建設部主催の行催事を適切に実施し、公園の設立趣旨の達成及び利用の促進に寄与する。

行催事は以下の 4 つの大型主催イベントを想定しているが、下記以外の行催事についても適切に行う。

・チューリップ・すずらんフェスタ（６月頃）
・ラベンダーフェスタ（７月頃）
・コスモスフェスタ（９月・１０月頃）
・滝野スノーフェスティバル（２月頃）

２）利用プログラム

事業者は、計画に基づく利用プログラムを適切に実施し、公園の設立趣旨の達成及び利用の促進に寄与する。

利用プログラムは、本公園の基本方針に即した、事業者が主催する 10 人程度以上を想定した体験系、コンテスト系、展示系、講習会系の 4 つのプログラムで、入園者に対するサービス水準向上の一貫として提供されるサービスとする。

２．その他の留意事項

本公園はシーニックバイウェイの「札幌藻岩山麓・定山渓ルート」の登録団体であるため、事業者はシーニックバイウェイの活動への参加・協力に留意して、行催事・利用プログラムの企画運営を行

う。

第１５条 年間行事計画の作成

事業者は、共通仕様書第 15 条に示された年間行事計画を作成する際は、調査職員等と協議する。

第１６条 行催事・利用プログラムの企画立案

行催事・利用プログラムを円滑に実施するために、開催目的、手順、内容、工程、実施体制、開催効果、予算書等について企画立案し、その内容について調査職員等と密接に連絡調整する。（別添－２０「行催事・利用プログラムについて」参照。）

第１７条 行催事・利用プログラムの開催・運営

行催事・利用プログラムの開催・運営は、それぞれの目的に沿って、その効果が十分に発揮されるよう、入念な事前準備を行った上で、公園利用者のサービスや満足度の向上に寄与するよう行う。（参考：別紙－１４－１「行催事一覧」、別紙－１４－２「利用プログラム一覧」。）

また、行催事・利用プログラムの開催にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

１）官公署への連絡、届出

必要に応じ、警察・消防等行政機関との協議のほか、許認可の必要な事項について手続きが欠落しないよう注意する。

２）事故防止対策

共通仕様書第４章各条に掲げる公園内の安全管理に留意するほか、特に参加者の誘導整理、救護、緊急連絡など、事故防止対策には注意する。

また、大型の行催事・利用プログラムの主催時には、必要に応じて、物的措置及び専門の警備員の配置も含めた措置を講じ、安全確保に努める。

なお、けが人、病人などが発生した場合は、適切に対処し、調査職員等に報告する。

３）災害発生時の対応

台風、豪雨、雷等の災害発生時は、行催事・利用プログラムの開催の可否の判断を行うとともに、迅速に必要な人員を確保し、行催事・利用プログラムの参加者を安全な場所に誘導する等、適切な措置・対応を行う。

４）保険の付保及び事故の補償

参加者の不慮の事故に備え、必要な場合には損害保険に加入する。

５）地域連携の継承（行催事）

大型主催イベントについて、地域連携を継承していく。（別添－１９「3 年継続しているイベント連携・連携先」、別添－２０「行催事・利用プログラムについて」参照。）

６）希少な生き物が生息するエリアの利用について

野牛沢川の沢付近など、希少な生き物が生息・生育するエリアの利用時は、「滝野の森ゾーン（西エリア）植物維持管理計画書」（別添－４２）を遵守する。

第１８条 提出書類

事業者は、別添－２０「行催事・利用プログラムについて」に示した大型主催イベントや利用プログラムについて、準備作業開始の１週間前までに下記の書類を調査職員等に提出する。

１．詳細な実施計画書
２．予算書（支出項目内訳）

第１９条 その他

１.行催事･利用プログラム開催の前に､園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないように注意し、公園内施設等に対する損傷や支障を与えないように養生を行う。また、行催事・利用プログラム終了後は、養生材や工具の撤去、床、壁、機器、開催場所周辺の清掃を行う。

２．行催事・利用プログラムの実施に際しては、園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないように注意する。また、行催事・利用プログラムの実施中は、服装、言動等に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意する。

３．行催事の実施場所については、公園利用重点調整区域（別添－４５）及び実施当日の公園利用者の安全誘導、公園の美観維持が特に重要となる園路、広場での実施は原則として行わない。

４．行催事・利用プログラムの実施に必要な仮設物の準備、撤去等に当たっては、安全管理に十分注意し施工する。

５．本仕様書に定める行催事・利用プログラムの実施に当たり、必要な原材料費等相当程度の参加費を参加者より徴収することは妨げない。但し、実施に当たっては、調査職員等に事前に承諾を得た上で徴収するものとし、その徴収額と経費については、本業務の会計とは別に帳簿等を取りまとめ、調査職員等に報告する（別添－２０「行催事・利用プログラムについて」参照)。

第２章　行為の許可申請の調整等

第２０条 行為の許可申請の調整等

主催以外で、都市公園法第 12 条に基づき第 3 者が本公園内で実施を希望する行催事等（競技会、集会、ロケーション、展示会、その他。以下、「持込イベント」という。）の開催に際しては、共通仕様書第 28 条に示す協議・報告を行うなど、調査職員等の指示に従い、必要な調整を行う。

１）事業者は、利用者からの持込イベントの相談窓口として、日時、規模、内容、建物使用料及び土地使用料が発生するかどうか等を確認・調整するとともに、その概要を調査職員等に報告する。

２）申請者から相談を受けた場合は調査職員等への事前確認を行った上で、他の利用形態等との調整を経て、持込イベントについて事業者と調査職員等間で確認・調整する。なお、必要に応じて、調査職員等も入りイベント主催者と調整を行う。

３）イベント主催者側から、事業者を通じ調査職員等に対し必要書類の提出を受ける。（別添－６「設置・管理許可申請書」、別添－１６「団体、持込イベント、ロケーション、施設占用利用の手続き」参照。）

４）北海道開発局札幌開発建設部は、都市公園法等に基づく許認可と、建物使用料及び土地使用料の徴収などを行う。

５）事業者は、イベント開催時に実際に占用が発生したかどうかを確認し、調査職員等に報告する。

６）事業者は、持ち込みイベントが申請に基づく開催内容だったかどうかを確認し、調査職員等に報告する。

＜都市公園法第１２条に基づく行為の許可に関する手続きフロー＞

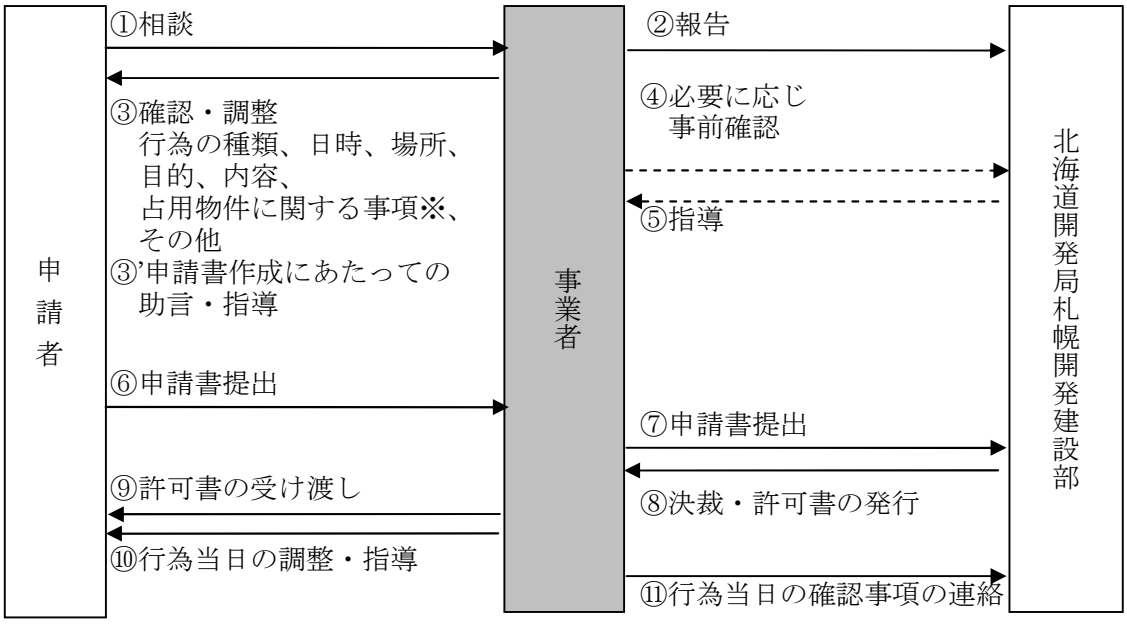

※占用物件が発生する場合は、別途都市公園法第６条に基づく許可申請と、建物使用料及び土地使用料の徴収が発生する。　（建物使用料及び土地使用料徴収事務は北海道開発局札幌開発建設部による）

行催事において、占用物件が発生する場合は、都市公園法第６条に基づく北海道開発局札幌開発建設部の許可が必要であるため、事業者は、下記に示す手続きフローに従い、適切に対応する。な

お、その際に発生する建物使用料及び土地使用料の徴収については、別途北海道開発局札幌開発建設部で行う。

＜都市公園法第６条に基づく占用の許可に関する手続きフロー＞

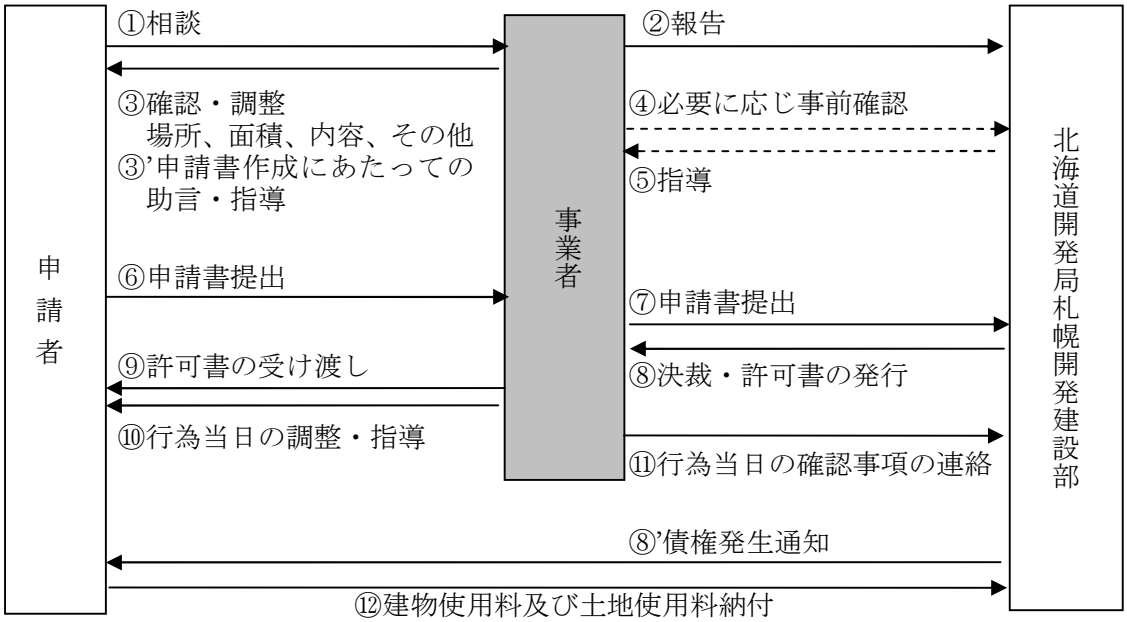

※原則として都市公園法第１２条に基づく行為に関する許可を前提とする（例外あり）

（別添－１６「団体、持込イベント、ロケーションの手続き」参照。）

第３章 公園ボランティア活動の支援・調整

第２１条 管理水準

市民のボランティア活動を促進するため、事業者は既存のボランティア活動の実態を把握し、ボランティアとの連携を図り、ボランティアが円滑に活動できるよう側面的に支援するとともに、活動の調整を行う。

側面的支援の一環として、各ボランティアについて、研修を以下の回数実施する。

ボランティア名	研修回数
滝野公園フラワーガイドボランティア	5回/年
滝野の森クラブ	5回/年

第２２条 ボランティア活動の内容

ボランティア活動は次の各号のとおりとする。

１．清掃

２．草刈

３．花壇の整備・管理

４．遊具の塗装

５．その他、公園の維持・管理・運営に関すること

ボランティア活動の内容は、以下の表のとおりである。（別添－２１「滝野公園ボランティア規約」、別紙－１４－３「市民参加活動一覧」参照。）

ボランティア名	活動内容	登録者数
滝野公園フラワーガイドボランティア	・園内みどころの案内 ・植物に関する各種の情報の提供 ・公園に関する各種の案内や禁止事項の周知	２８名
滝野の森クラブ	**森林ガイドボランティア** ・ネイチャーガイド ・スノーシューガイド **森づくりボランティア** ・森林管理作業の補助 ・世話人は代表世話人を補佐し、メンバー相互の連絡調整を図り、活動の円滑な運営に努めるための業務を行っていただきます。 **インタープリターボランティア** ・環境学習プログラムの企画・実施 **遊びの達人ボランティア** ・冒険遊び場きのたんの森の運営補助 **滝野の森クラブ全体** ・その他、本クラブに関係する活動	５５名

※ 平成２４年１月末現在

第２３条 新たなボランティア活動の実施に関わる規約案の作成

事業者は、新たにボランティア団体を設立する場合、当該団体に係る規約案を作成し、調査職員等と協議する（別添－２１「滝野公園ボランティア規約」参照）。

第２４条 調査職員等との協議等

１.事業者は、公募により組織されたボランティア団体については、滝野公園ボランティア規約（案）例に基づき、ボランティアの募集及び窓口等の業務を行う。

２．事業者は、滝野公園ボランティア規約（案）例に基づき、調査職員等と協議の上、ボランティアの登録、個人情報の管理、年間活動計画の策定、当該年度のボランティア活動の報告を行う。

第２５条 ボランティア登録の手続き

１．前年度の活動者が引続き活動しようとする場合は、その年度の活動計画について、調査職員等に申出する。

２．調査職員等は、第１項又は前項の申出があった場合、申出者と活動計画等について協議し、登録の可否を決定する。

第２６条 ボランティア登録の抹消

北海道開発局札幌開発建設部は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、登録を抹消することができる。その際、事業者は、ボランティア登録の抹消に関する窓口業務や連絡、調整等を行う

１）登録者より登録取消しの申出があったとき

２）登録者の所在が不明となり、連絡不能となったとき

３）登録者がボランティアとして不適格であると認められるとき

第２７条 活動報告

事業者が登録者からその年度におけるボランティア活動の報告をとりまとめ、調査職員等へ報告をする。

第４章 広報

第２８条 管理水準

公園の利用促進や適正な利用の確保のため、ホームページの維持・更新や園内マップの作成・配布等、各種広報を適切に行う。

第２９条 年間広報計画の作成

事業者は、ポスター、チラシ、パンフレット、園内マップ等の広報の展開に関する年間広報計画を調査職員等と密接に連絡調整した上で策定する。

第３０条 提出書類

事業者は、ポスター、チラシ、パンフレット、園内マップ等の広報の展開について、準備作業開始の１週間前までに下記の書類を調査職員等に提出する。

１．詳細な実施計画書

２．予算書（支出項目内訳）

第３１条 ポスター、チラシ等作成

事業者は、年間広報計画に基づき、ポスター、チラシ、パンフレット・園内マップ等を作成し、園内で配布や掲示等を行う。（別紙－２８「紙媒体発行実績（種類、部数）」参照。）

第３２条 情報提供

事業者は、本公園の施設、自然・歴史・文化等の資源、行催事、広域観光等について、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞等の各種媒体や記者クラブへの情報提供を行う。（別紙－１５「広報・報道実績」、別紙－２９「記者投込み実績」参照。）

第３３条 広報に係る素材等

１．事業者は、本公園のロゴ（名称）及びホームページアドレス等を入れた広告媒体を、調査職員等と協議の上、作成することができる。

本公園のロゴ（名称）等は「PARK IDENTITY MANUAL」（別添－２２）に従って使用する。

なお、本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、北海道開発局札幌開発建設部が承継する。

２．事業者は、北海道開発局札幌開発建設部が提供したパンフレット等の電子媒体を、調査職員等と協議の上、使用することができる。なお、提供した電子媒体について修正等を行った場合は、契約の終了後又は解除後、速やかに修正した電子媒体を調査職員等に提出する。

第３４条 取材・視察等への対応

テレビ局・新聞社等からの取材等及び行政機関等からの視察について、対応・協力を行う。

なお、いずれの場合も事前に調査職員等に連絡し、指示を受ける。

また、調査職員等への連絡については、即時性が求められる通常時の取材等の場合は事後報告を行うこととするが、視察の場合や、事故発生時等の広報対応は事前協議を行う。

第３５条 公開場所

ホームページによる情報発信は、公園の公的名称を使用し、原則として調査職員等が指定するレンタルサーバーに格納して公開することとし、レンタルサーバー管理会社にサーバー維持管理費を支払う。

第３６条 ホームページによる情報発信

１．事業者は、本公園のホームページ上で発信する情報について、共通仕様書第８章に定める「個人情報の取扱いについて」及び北海道開発局札幌開発建設部が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認する。

２．ネットワークのシステム管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮する。

３．他人の著作物を本公園のホームページに掲載する場合には、事前に著作権者の許諾を得る。

４．本公園のホームページは原則として一つとし、収益施設や行催事等で作成したホームページは公園ホームページからアクセスできるようリンクを貼る。ただし、これらによりがたい場合は、別途調査職員等と協議する。

第３７条 掲載情報の更新・修正・訂正

１．事業者は、国営滝野すずらん丘陵公園ホームページについて、施設情報や行催事・草花等、随時更新される公園情報についてホームページデータを作成し、サーバーデータの更新を行う。本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、北海道開発局札幌開発建設部が承継する。

２．事業者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとる。

３．事業者は、国営滝野すずらん丘陵公園ホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、訂正等必要な措置を求める。

４．事業者は、本公園のホームページの情報が常に新しいものとなるよう更新に努める。

第３８条 その他

１．事業者やその関係者が私的に作成・開設するホームページ（及びブログ、プロフ、SNS を含む）は、国営滝野すずらん丘陵公園ホームページであるとの誤解を与えないよう配慮するとともに、職務上知り得た情報を掲載しない。

２．事業者は、月 1 回アクセス解析を行い、その結果を調査職員等に報告する。（別紙－１６「ホームページアクセス件数」参照。）

３．この仕様書によるもののほか、国営滝野すずらん丘陵公園ホームページの運用に関し必要な事項は、事業者が調査職員等と協議の上定める。

第４編 利用サービス等

第１章 公園利用者への利用指導等

第３９条 管理水準

事業者は、健全な公園利用の増進を図るとともに、安全快適な利用のため、利用上の注意などの公園利用者への利用指導、日常点検、に関する業務全般を行う。

第４０条 公園利用者への利用指導

１．事業者は、公園利用者への利用指導のために必要な人員数を各所に適宜配置する。

２．遊具が正しく利用されているか、監視及び遊具周辺の巡視を行う。

３．マウンテンバイクコース等において事故が発生した時、またはその恐れがあるときは、直ちに必要な措置をとる。

４．公園の利用に関する規則から逸脱している者、他の公園利用者に著しく迷惑をかける者等については、指導を行う。なお、指導に従わないものに対しては、総括責任者が退園を命じることができるものとする。

５．ペット同伴者のマナー遵守や他の公園利用者とのトラブルが発生しないよう、ペット同伴者の注意事項の配布や適切な掲示、利用指導等を行う。（別添－２３「ペットをお連れのお客様へ」参照。）

６．虹の巣ドーム、こどもの谷等において、多くの利用者数が予想される等の平常時とは異なる対応が必要な場合は、監視員を配置し利用指導を行う等、利用者の安全を確保するとともに、事故を未然に防止するように努める。

第４１条 日常点検

遊具とその周辺の外観を目視、触診を行い、部材の腐食、亀裂、トゲ、ささくれ、変形、ボルトの脱落、摩耗等の施設の変形や異常の有無を点検する。別添－３３「日常点検表」を参考にし、点検表を作成の上、実施する。

〈対象施設〉

(1) 森の回廊
(2) 鳥の巣デッキ
(3) 鳥の巣デッキＢ(森の回廊鳥の巣デッキ)
(4) スイングボール
(5) きりかぶ迷路
(6) 木材飛ばしＡ／Ｂ
(7) 光の遊具
(8) 木登りネット
(9) 森の吊橋
(10) こかげネットＡ／Ｂ
(11) トロッコ橋展望台前滑り台
(12) ゆらゆらきのこ
(13) メロディーきのこ
(14) こもれびネット
(15) 森の隠れ家
(16) りすの散歩路
(17) オートリゾート滝野木製遊具※
(18) オートリゾート滝野コンビネーション遊具※
(19) オレンジエッグ
(20) フワフワエッグ
(21) マウントコニーデ
(22) 虹の巣ドーム内虹の巣ネット
(23) ねずみのみち
(24) ローラー滑り台
(25) 溶岩滑り台

第２章 公園利用者等へのサービス業務

第４２条 管理水準

事業者は、公園利用者等が快適に楽しめるよう、電話対応、園内放送、障がい者・高齢者等の補助、各種掲示物の管理、見学者等への対応等、公園利用者への十分なサービスの提供とそのための準備を行う。

また、公園利用者等に不快と感じさせるような行動、言動、身なりをしてはならない。

業務遂行に当たっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにする。

第４３条 公園利用者等への利用案内

１．事業者は、公園利用者への利用サービスのために必要な人員数を各所に適宜配置する。

２．園内の概要、見頃の花や開催するイベント等の基本情報を収集し、案内所にて公園利用者の問い合わせに対応する。また、電話及びメール等での問い合わせに対しても同様に対応する。なお、必要に応じて各部署に確認し又は引き継ぐ。

３．公園利用者等の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録する。（別紙－２７「苦情、要望等対応処理」参照。）

４．園内での迷子、呼び出し、イベント告知等の園内放送を行う。

５．運営管理業務において作成する園内案内マップを希望する公園利用者等に配布する。

６．園内掲示板、掲示物を適切に管理する。

７．障害者及び高齢者等の補助を行う。

８．公園利用者の利便性向上のために車椅子、ベビーカー、リヤカー、双眼鏡の貸出しを行う。（別紙－３０「公園利用者に無償で貸与している物品一覧」参照。）

第４４条 団体利用調整

１．団体での公園利用者の誘導、バス等車両の停車場所への誘導を行う。

２．団体での広場使用について、調整を行う。

３．雨天時には、団体利用の適切な誘導や集合、休憩場所の確保、利用内容やスケジュールの変更への助言等支援を行う。

第４５条 出改札

１．券売機の管理を行い、入場ゲートにて改札を行う。

２．年間パスポートの販売を行う。（別添－２４「パスポート発行」参照。）

３．園内案内マップを来園希望者等に配布する。

４．入園者数を計数し、記録する。

５．つり銭、両替金を準備し、補充を行う。

６．売り上げた券、収入金について、帳簿等に記載し、管理する。

第４６条 拾得物、残置物の処理

１．事業者は、公園内で遺失物を発見した場合は、遺失物法に従い適正に処理する。

２．事業者は、拾得物の台帳を作成し、原則として所轄の警察に届ける。

３．事業者と契約した者及び従業員等が、公園内において他人の紛失した物件を拾得した時は、速やかに事業者に届けるように指導する。

４．事業者と契約した者及び従業員等は、遺失物法に規定する報労金は受け取る権利及び一切の権利を放棄する。

５．拾得物に当たらない残置物を発見した場合には、その処分方法等について調査職員等と協議する。

第３章　ロープトウ(そりゲレンデ)の運営管理

（平成 24 年度以降は「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」として行わず、委託費を使わない収益施設等として運営することを検討中。）

第４７条 管理水準

事業者は、そりゲレンデの利用者がロープトウを安全かつ快適に支障なく利用できるよう、運営管理を行う。（別添－３５「国営滝野すずらん丘陵公園ロープトウ取扱説明書」を参照。）

第４８条 開設期間・時間及び休場日

開設期間・時間及び休場日は、本公園の冬季開園日時に準ずる。ただし、天候の状況(荒天、積雪等)により、施設を一時使用中止することができる。

第４９条 施設等の運営管理

１）事業者は、「施設・設備維持管理業務第４編の第２章　ロープトウ安全点検」を基本として点検作業を適切に行い、またロープトウ(そりゲレンデ)の敷地のほか、コースの設備、備品等の点検・整備、安全対策を講じる。

２）事業者は、公園利用者が故意又は過失によりロープトウの施設、設備及び備品等を破損、損傷又は滅失させたときは、すみやかに調査職員等に報告する。

３）事業者は、ロープトウ(そりゲレンデ)の利用規則を設定し、看板にて周知する。

４）施設をクローズするときは、受付を中止し公園出入口部及び駐車場出入口部にクローズする旨の看板を掲げる。

第４章　パークゴルフ場コースの運営管理

第５０条　管理水準

事業者は、公園利用者がパークゴルフ場を安全かつ快適に支障なく利用できるよう、運営管理を行う。

第５１条　開設期間・時間及び休場日

開設期間・時間及び休場日は、公園の開園日時に準ずる。ただし、天候の状況(荒天、台風、雷等)により、施設を一時使用中止することができる。その場合は、遅滞なく、調査職員等へ報告する。

第５２条　開設の準備

１．３月中旬から積雪状況を把握のうえ適時融雪剤を散布して、コースの融雪を促進する。

２．開設日までにティーグランドマーカー、ホールカップ、カップピン、案内看板等のコース備品を取り付ける。

第５３条　施設等の運営管理

１）事業者は、パークゴルフ場の敷地のほか、コースの設備、備品等の点検・整備、安全対策を講じる。

２）事業者は、公園利用者が故意又は瑕疵によりパークゴルフ場の施設、設備及び備品等を破損、損傷又は滅失させたときは、すみやかに調査職員等に報告する。

３）事業者は、パークゴルフ場の利用規則を設定し、看板にて周知する。

４）施設をクローズするときは、受付を中止し公園出入口部及び駐車場出入口部にクローズする旨の看板を掲げる。

第５４条　その他

１）施設閉鎖後は、ホールピン等の撤収を行い、物置等に保管する。なお、ティー台が損傷している場合は、来年開設までに補修又は作製する。

２）コース内にある防球ネット等の設備については、定期的に点検し安全確保に努める。

第５章 園内巡視

第５５条 管理水準

公園利用者の安全利用の確保、公園利用者への利用サービス及び公園施設の点検確認を行うため定期的に園内巡視を実施する。また、災害事故等不慮の事態に備え、緊急の処置を取る。

第５６条 巡視業務の実施

１．適正な巡視業務を実施するため、事業者は別紙－３１の「巡視計画書」を参考に作成し、調査職員等の承諾を受けなければならない。

２．巡視業務には、通常巡視、繁忙日巡視、異常時巡視、囲障巡視、点検巡視、がある。

３．巡視員は、巡視計画書及び次の各号に掲げる要領にて巡視業務を行う。

１）巡視ルートは、別添－２５「巡視ルート、巡視ルート図（案)」を基本として巡視計画書に計画し、これに従って１日２回巡視する。なお、天候、利用状況、工事等その他状況に応じ、柔軟に園内を巡視する。

２）巡視員は、公園利用者に対して不快感等を与えないよう常に親切丁寧に接する。

３）巡視員は、小規模な修理用具を携帯し、必要に応じて処置する。

４）巡視員は、都市公園法第 11 条、第 12 条及び都市公園法施行令第 18 条、第 19 条に定める違反行為、迷惑行為を発見した場合には適切な指導をする。

第５７条 通常巡視

通常巡視は、繁忙期及び異常時以外の状態において、次の各号に掲げる事項について、原則として毎日２回以上、点検確認、利用指導及び作業を行う。

１）公園の開園、閉園時における休憩所及びトイレ等施設の解錠または施錠。

２）園内における公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導。

３）公園利用者の危険箇所への立入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導。

４）迷子、負傷者、病人等の発見又は届出を受けた場合の、緊急連絡体制に基づく速やか、かつ適切な処置と報告。

５）事件、事故または災害等が発生した場合の適切な処置と報告。

６）園内不審物の有無の確認。

７）大型野生動物（ヒグマ等)、危険動物（スズメバチ等）の痕跡の有無（別添－１０「野生動植物危機管理マニュアル（案）（ヒグマ、スズメバチ)」を参照。）

８）拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物預かり書の作成。

９）植物、施設及び清掃状況等の点検（別添－２７「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備(位置図)」､別添－２８「国営滝野すずらん丘陵公園工作物に係る点検整備(位置図)」参照。)、及び異常発見時の報告。

(1) 樹木、芝生、草花等の生育状況及び流水等の修景施設の異常の有無。

(2) 園路、広場・サイクリングコースの路面、路側、法面、排水桝、橋梁、階段、建物その他構造物等の異常の有無。

(3) 門扉、案内標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場、遊具施設等の異常の有無。

(4) 電気、放送、給排水設備等の異常の有無。

(5) 水遊び場の水質（残留塩素等）異常の有無。

(6) 清掃の状況。

(7) 落石・災害・事故等不測の事態発生の有無。

９）緊急車両の誘導（救急車、消防車、パトカー等)。

１０）迷子や近隣の行方不明者等に関する警察からの協力要請があった場合、その要請に対応した園内巡視と報告、関係者への連絡。

１１）雪崩またはその予兆、歩くスキーコース及び各施設の路面・降雪状況の確認

１２）軽微な除雪作業及び滑り止め対策としての砂まき作業

第５８条 繁忙日巡視

１．繁忙日巡視については、行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況から多くの公園利用者が予想される日について、事前に適切な人員配置を行う。

２．繁忙日巡視においては、「第３５条通常巡視」の３）～６）の他に、次に掲げる事項について巡視を行う。

１）入園ゲート周辺の巡回、公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導等

２）配水地の巡視（２回/日）

第５９条 異常時巡視

異常時巡視は、園内で災害が発生した場合又はその恐れがある場合の園内の異常及び利用障害等に対して適切な措置を講じるため、次の各号に掲げる事項について、巡視を行う。

１）園内の被害状況

２）利用障害等の状況

第６０条 囲障巡視

囲障巡視は、囲障（Ｌ＝7.2km)、門扉、隙間（L=15cm 以上）等の、異常の有無、野生動物の痕跡の有無、倒木の有無について、原則週１回（4 月～11 月)、２人１組で行う。

また、スクリーンに溜まる落ち葉やゴミ、土砂等が滞留した場合は取り除き、囲障下の隙間が 15cm 以上ある箇所は補修する。

第６１条 点検巡視

点検巡視は次の各号に掲げる事項について、原則として、月に１回以上、園内全体の見回りを行い、点検確認を行う。

１．建物、園路広場、遊具等、公園利用者が直接係わる施設については、美観、機能、安全性を維持し、長寿命化を図ることを目的に、適宜点検巡視を実施する。（別添－２８「国営滝野すずらん丘陵公園工作物に係る点検整備（位置図）」参照。）

２．点検は、専門の知識、経験のあるスタッフが施設毎に毎月１回以上実施する。なお、実施頻度は施設の特性等を勘案し判断する。

３．点検を行う者は、施設の目視、触診を行い、また必要に応じて聴診を行うことにより、部材の腐食、亀裂、トゲ、ささくれ、変形、ボルトの脱落、磨耗等の施設の変形や異常の有無を調べる。また、設置面や植栽等を含めた施設周辺の確認も行う。

４．遊具の点検は、点検表（別添－３３「日常点検表」参照。）を用い、点検箇所や点検方法をよく理解した上で行う。

５．点検において、異常または不具合が発見された場合は、第９条に示す維持修繕や使用禁止など必要な措置を講ずる。

６．事業者は、対象施設の経年変化に伴う劣化状況を把握するため、点検記録簿を精査したうえ、保管しておく。

７．点検履歴については、点検履歴書を作成、追記、修正をする。

８．台風や豪雨等の異常気象時や震度５以上の地震発生により、施設に異常箇所が生じるおそれのある場合に、施設及びその周辺状況について、必要に応じて臨時的に点検を行う。また、施設の利用者が怪我をした場合や、他公園において類似施設等で事故があった場合も点検を行う。（別添－２７「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備（位置図）」、別添－２８「国営滝野すずらん丘陵公園工作物に係る点検整備（位置図）」参照。）

第６２条 給水・電気使用量等計測

１）本公園内全施設の電気メーター、水道メーターの検針を行い、検針表および算定表に記録する。記録は、毎月初めに、調査職員等に提出する。

２）中央管理システムを用いて、電力使用状況の監視を行い、最大電力使用量の低減に努める。

３）中央管理システム（気象観測設備）の監視を行い、観測データを保存する。

第６３条 管理事務所内警備

１．事業者は、警備装置が常に正常な機能を維持しているか確認する。また、機械警備の異常を発見した場合には、直ちに調査職員等に報告する。なお、保守契約については、北海道開発局札幌開発建設部が別途行う。

２．事業者は、警備装置が異常を感知した場合は、該当場所の異常の有無を確認し、異常を発見したときは、直ちに調査職員等に報告する。

第４３条 報告等

巡視員は点検実施後、巡視の結果を毎日巡視業務日報（巡回経路、写真帳含む）及び巡回報告書（写真帳含む）に記録し、調査職員等に報告する。

また、重大な事件・事故または災害等が発生した場合には、遅滞なく調査職員等に報告し指示を受

ける。

巡視に伴う打合せを実施した場合は、その打合せ終了後、速やかに業務打合せ簿、その他調査職員等が指示する書類を作成する。

第６章 繁忙日対応

第６４条 管理水準

繁忙日において、クレーム等の発生がなく、利用者が安全、快適に利用できるよう、事前準備を十分に行い、適切な運営体制や臨時施設等の準備・管理を行う。

第６５条 事前準備

行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況を把握し、事前に繁忙日や利用者数を予想し、繁忙日対応のための、調査職員等や関係者との協議・調整も含めた事前準備を行う。

第６６条 繁忙日に対応した運営体制の補強

繁忙日が予想される場合は、巡視・警備や案内・誘導、入園料徴収等が円滑に行われるよう、利用者数を想定し、適切に人員配置を行う。

１）入園ゲート周辺の巡回、公園利用者（車輌等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導を行う巡視・警備員や入園料徴収等の人材を配置する。

２）利用者の安全確保に向けて、利用者間のトラブル、迷子等の対応、園内案内放送等に適切かつ迅速に対処するための情報伝達、対応方針決定手続き等を定めの流れを作成し、その体制を整える。

第６７条 臨時施設等の設置・管理

不足が予想されるトイレ、ごみ箱等の設置と、開園中の適正運用と、清掃等を行う。

１）利用者数等を想定し、案内・誘導員を増員、配置する。

２）トイレやごみ箱等の臨時設置を行うとともに、常に美観を保ち、利用者が快適に使えるよう、利用状況に応じて清掃や塵芥収集を行うとともに、仮設トイレ等においては、利用状況を確認の上、水の補給を行う。

第７章　門衛

第６８条 業務箇所

門衛業務箇所は渓流口及び滝野の森口とする。

第６９条 業務内容

門衛の業務内容は、次の通りとする。

１）公園入り口における門衛業務及び付随する業務

２）外来者の受付及び確認に関する業務

３）構内に出入りする自動車等の誘導、整理及び取り締まりに関する業務

４）異常事態の発生時における臨機の措置

５）その他調査職員等が指示する事項

６）業務の処理に伴う記録及び報告

第７０条 配置人数・時間

渓流口及び滝野の森口の門衛箇所に、各門衛員１名、合計２名を配置する。

なお、業務配置時間は下記の時間および調査職員等からの指示による時間帯とする。

【配置日・期間】

期　間	配置日
開園期間	全日
休園期間	平日のみ

【業務配置時間】

期　間	配置時間
開園期間	・7：00～開園時間 ・（渓流口）　閉園時間～22：00 ・（滝野の森口）閉園時間～19：00
休園期間	・（渓流口）　7：00～22：00 ・（滝野の森口）7：00～19：00

第７１条 門衛引継ぎ

門衛員は、業務に就くときは、業務責任者又は前任者からあらかじめ次の物品等の引継を受ける。

１）門の鍵及び情報等の資料

２）門衛日誌等

第７２条 門衛員の資格

門衛員は、次ぎの各号の全部を満たすこと。

１）警備業法第１４条に規定する者

２）警備業法第２１条の規定による教育を受けた者

３）身体が強健で門衛業務に耐えられる者

第７３条 一般事項

門衛員は、業務の履行に当たって次の事項を遵守しなければならない。

１）公園の管理に関する法令等を遵守する。

２）勤務中には常に事業者の発行する身分証明書（写真添付）を所持する。

３）勤務中には無断で勤務場所をはなれてはならない。

４）勤務中には酒気を帯びてはならない。

５）業務の履行に当たって知りえた事項を、第三者に漏らしたり利用したりしない。

６）職員及び外来者に対する応対並びに電話の接受に当たっては、誠実かつ丁寧に行う。

７）門衛日誌は、所要の事項を記録し、原則として翌朝、業務責任者又は後任の門衛員に引き継ぐ。

第７４条 公園施設、設備、備品、書類等の保全

１．門衛所またはその付近における出火、門衛所での盗難、公園内への不審な者の侵入、その他の事故が発生したときの臨機の措置、関係者等への連絡をする。

２．門衛員は、門衛所またはその付近から出火したときは、直ちに連絡系統図に基づいて通報するとともに、出勤してきた消防関係者に出火箇所を知らせる。

３．門衛員は、門衛所での盗難、公園内への不審な者の侵入、その他の事故が発生したときは、臨機の措置を講ずるとともに、直ちに連絡系統図に基づいて通報し、その指示を受ける。

第７５条 郵便物、電報、書類、物品及び携帯無線機の収受等業務

１．門衛員は、郵便物、電報、書類、物品等を収受したときは、紛失しないように厳重に保管するとともに、業務責任者に引き継ぐ。

２．門衛員は、電報（慶弔電報を除く。）を収受したときは、内容を確認した上、社会通念上、緊急を要すると判断されるときには、直ちにその内容を連絡系統図に基づいて連絡する。

第７６条 外部との連絡業務

門衛員は外部から照会、連絡等を受けたときは、あらかじめ資料の提供を受けているものを除き、臨機の措置を講ずるとともに、緊急又は重要な内容の場合は業務責任者に対して連絡を行う。

別紙 7

H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務
個別仕様書
【施設・設備維持管理業務】

平成２４年○月

第１編　総則

第１条 適用

本個別仕様書は、「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」のうち、施設・設備維持管理業務に適用する。

第２条 事業者の責務

事業者は、実施にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、共通仕様書、設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、管理水準を達成すべく、実施にあたるものとする。

第３条 基本事項

１．本業務は、施設・設備維持管理を総括する業務責任者の責任のもと実施する。
２．事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行う。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員等と協議する。
３．事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施する。
４．管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、弾力的に配置する。
５．業務従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛ける。
６．作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行う。
７．業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員等の承諾を受けた上で、事業者の負担にて行う。
８．持ち込み可能な車種及び車両の運行については、「園内車両入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、北海道開発局札幌開発建設部が発行する車両運行許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行および作業心得について」を遵守して走行する。（別添－１５「国営滝野すずらん丘陵公園園内車両入園規則」参照）
９．作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動する。
１０．提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員等に報告の上、事業者が行う。
１１．設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理する。
１２．作業の前に周囲の床、壁、機器などに損傷を与えないように養生を行う。
１３．作業終了後は養生材や工具類を撤去し、周囲の清掃を行う。

第４条 安全管理等

１．常に公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、利用の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行う。
２．作業中は、作業区域をセーフティーコーン等で明示するなど安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するとともに、利用者の利用にできるだけ支障を与えないよう配慮する。
３．作業中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意する。
４．事業者は、管理する施設、設備及び備品等について、日々稼働状況を把握し、異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに調査職員等に報告する。

第５条 作業時間

作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、決定する。なお、開園時間内に作業を行う場合には、必要に応じて公園利用調整を行う。

第６条 事業者の過失による業務の対象施設等の事故、破損等

事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理する。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに調査職員等に報告する。

第７条 維持修繕

各施設・設備の破損箇所の小規模な修繕等は事業者が行うが、法定点検及び下記事項以外の大規模な修繕等は北海道開発局札幌開発建設部において行う。詳細は調査職員等との協議による。

1）事業者の責めに帰すべき事由による場合。（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合を含む）

2）修繕にかかる費用が１件あたり１００万円を超えない場合かつ年間修繕費用１，９００万（税抜き）を超えない場合。（前項の場合を除く）

（別紙－３２「建物・工作物に係る修繕履歴」参照。）

第８条 費用の負担区分

本事業における、次の各号に該当する事項に必要な消耗品は、委託費に含まれるが、前条の年間修繕費用に含まれない。

1）点検・保守（注油に必要な油脂類）

2）清掃（必要なウエス・洗剤等）

3）開閉園準備等

第９条 緊急対応

各施設・設備の故障を発見し、それを放置することが直ちに公園利用や公園利用者の安全に影響を与える場合は、事業者の判断ですみやかに修繕等を行い、その結果を書面にて調査職員等に報告する。

第１０条 巡回点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行う。巡回点検は、別紙－6「個別仕様書（本業務全体のマネジメント及び企画立案業務）第 61 条 点検巡視」にて行う。

第１１条 給水・電気使用量等計測

給水施設や電気設備の使用量を計測し、記録を確実に行う。給水・電気使用量等計測は、別紙－6「個別仕様書（本業務全体のマネジメント及び企画立案業務） 第 62 条 給水・電気使用量等計測」にて行う。

第２編　建物維持管理

第１章　共通事項

第１２条 管理水準

事業者は、公園内の建物を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第１３条 対象施設

１）管理事務所等

２）休憩所等

３）車庫・倉庫等

４）便所等

（別添－２７「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備（位置図)」参照。）

第１４条 管理項目

日常的な管理を行うほか、下記の点検を行う。

１）自動ドア保守点検

２）空調換気保守点検清掃

第２章　自動ドア保守点検

第１５条 自動ドア保守点検

自動ドア(附属装置を含む)の運転機能を常に安全かつ良好に維持するため定期点検を行い、また必要と判断した場合は、部品交換、分解整備を実施する。

第１６条 保守点検等対象施設

設置箇所	仕様
すずらんの丘展望台正面	両引き分け式
滝野公園事務所庁舎（ビジターセンター）　２Ｆ　①外	片引き分け式
滝野公園事務所庁舎（ビジターセンター）　２Ｆ　①内	片引き分け式
虹の巣ドーム	両引き分け式
東口情報センター　研修棟	両引き分け式
東口情報センター　ﾚｽﾄﾊｳｽ棟	両引き分け式
東口情報センター　ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ棟	両引き分け式
こどもの谷休憩所　外右	両引き分け式
こどもの谷休憩所　外左	両引き分け式
こどもの谷休憩所　内右	片引き分け式
こどもの谷休憩所　内左	二重引き分け式
中央口休憩所A	両引き分け式
カントリーハウス1F	両引き分け式
カントリーハウス2F	片引き分け式
ロッジゆきざさ	片引き分け式

設置箇所	仕様
滝野公園事務所庁舎（ビジターセンター）　２Ｆ　②外	片引き分け式
案内所	片引き分け式
森の交流舘　１Ｆ　外	両引き分け式
森の交流舘　１Ｆ　内	両引き分け式
森の交流舘　Ｂ２Ｆ　外	両引き分け式
森の交流舘　Ｂ２Ｆ　内	片引き分け式
森見の塔　２Ｆ	両引き分け式
森見の塔　３Ｆ	両引き分け式
森の情報館　２Ｆ　外	両引き分け式
森の情報館　２Ｆ　内	両引き分け式
森の情報館　２Ｆ　外	片引き分け式
森の情報館　２Ｆ　内	片引き分け式
森の情報館　１Ｆ　外	片引き分け式
森の情報館　１Ｆ　外	片引き分け式
森の情報館　Ｂ１Ｆ　外	片引き分け式
渓流口門扉	両開き式
滝野の森口門扉	両開き式

第１７条 一般事項

１．業務関係者

保守点検は自動ドア設備全体の機能の安全性、耐久性などに影響するため自動ドア施工技能士が自ら作業するか又は作業者を指導して行う。

２．測定器具及び試験器具

測定及び試験に使用する器具は、認定品及び校正された適正なものを使用し、点検の目的、内容等に合った測定及び試験の方法等を考慮し、確実な点検を行う。

３．材料等

交換部品は、新しい純正品とする。

第１８条 点検範囲と点検周期

１．定期点検にあたっては、事前に保守修理の履歴を確認した上で計画書を作成し、必要な点検機器等の準備をする。

２．定期点検は、３ヶ月に１回(年４回)とし、点検月は４月、７月、10 月、１月とする。

３．定期点検は、建築保全業務共通仕様書に準じて行う。

４．点検は、安全上と機能上の重要性、使用による磨耗、疲労、劣化などを考慮して、各部の点検期間を定めることとし、詳細は、調査職員等と打合せをする。

点検分類	点検基準	点検周期例
3M	安全上及び機能上重要な点検事項	３ケ月毎に1度
6M	磨耗・破損度合いの少ない部分の点検事項	６ケ月毎に1度
1Y	疲労・劣化度合いの確認及び点検事項	12ケ月毎に1度

５．定期点検記録、保守・修理記録は適切に保管管理する。

第１９条 保守作業

点検に併せて、清掃・調整・注油・消耗品交換等の保守を実施する。保守の範囲は、以下のとおりとするが、詳細は、調査職員等と打合せをする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部分又は点検部の清掃

イ 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め

エ 接触部分、回転部分等への調整・注油

オ 軽微な損傷がある部分の補修

カ 塗装（タッチペイント）

キ その他これらに類する軽微な作業

第２０条 作成書類

事業者は、別紙－５「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

１．業務計画書（工程表含む）

２．点検報告書

３．業務打合簿

４．その他調査職員等が指示する書類

第３章　空調換気保守点検清掃

第２１条 空調換気保守点検

中心ゾーン及び滝野の森ゾーン施設における主要な暖房機器・換気機器の機能を常に安全かつ良好に維持するため保守点検を実施する。その他の園内施設についても、適宜吸気口等を目視で点検する。

第２２条 保守点検等対象施設

機　　器	中心ゾーン				滝野の森ゾーン					数量合計
	中央口休憩所Ａ	中央口休憩所Ｂ	虹の巣ドーム	バックヤード北棟	森の交流館	森見の塔	森の教室	便所（南駐車場）	滝野の森口便所	
パッケージ形 空気調和機(マルチ形)	－	室外機 1 室内機 （4）		－	－	－	－	－	－	1 （4）
FF式温風暖房機	－	－	2	1	5	－	－	－	－	8
鋼板製オイルタンク800L	－	－	－	－	1	－	－	－	－	1
自動灯油供給装置	－	－	－	－	1	－	－	－	－	1
送風機	－	－	－	－	4	3	－	1	－	8
有圧扇・天井換気扇	－	－	－	－	3	－	－	4	1	8
熱交換換気扇 (天井埋込形)	－	－	－	－	7	4	6	－	3	２０
熱交換換気扇 (天井カセット形)	１０	－	－	－	－	－	－	－	－	１０
制気口	－	－	－	－	２９	１１	１６	2	7	６５

第２３条 保守点検作業内容

保守点検は、以下の点検項目を年１回行う。

１．パッケージ形空気調和機(マルチ形)

点検項目・内容は、メーカー標準による。

２．FF 式温風暖房機

点検項目・内容は、メーカー標準による。

３．鋼板製オイルタンク

点検内容は、建築保全業務共通仕様書に準じる。

①基礎・固定部　②外観の状況　③管・弁

④付属品（油面計、注油口、通気口、はしご、点検扉）

⑤標識・掲示板

４．自動灯油供給装置

点検項目・内容は、メーカー標準による。

５．送風機

点検内容は、建築保全業務共通仕様書に準じる。

①固定部　②外観の状況　③電動機　④羽根車
⑤運転調整

６．有圧扇・天井換気扇
点検内容は、建築保全業務共通仕様書に準じる。
①固定部　②外観の状況　③電動機　④羽根車

７．熱交換換気扇（熱交換ユニット）
点検内容は、建築保全業務共通仕様書に準じる。
①基礎礎・固定部
②外観の状況（本体、フィルター、保温材）
③熱交換エレメント（エレメント、エアシール、駆動装置、ケーシング）
④送風機　⑤電気系統（電源電圧、電動機、リレー、端子類）

８．制気口
点検内容は、建築保全業務共通仕様書に準じる。
①吹出口・吸込口等

第２４条 作成書類

事業者は、別紙－５「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

１．業務計画書（工程表含む）
２．点検報告書
３．業務打合簿
４．その他調査職員等が指示する書類

第３編　汚水施設保守点検

第１章　共通事項

第２５条 管理水準

事業者は、公園内の汚水・排水施設を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第２６条 対象施設

園内の汚水・排水施設

（別添－２７「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備（位置図)」参照。）

第２７条 管理項目

日常的な管理を行うほか、下記の点検を行う。

１）汚水施設保守点検

２）汚物ポンプ桝保守点検清掃

第２章　汚水施設保守点検

第２８条 汚水施設保守点検

汚水処理場、汚水ポンプ場及びｻﾆﾀﾘｰﾊｳｽの汚水施設機能を常に安全かつ良好に維持するため保守点検を実施する。

第２９条 通常点検作業内容（汚水処理場）

汚水処理場の通常点検を行う。

１．汚水処理場点検－１　（２回/月（１０月～６月）、４回/月（７月～９月））

①各機器の電流値測定、機器音、自動運転状況

a)しさ脱水機

b)自動細目スクリーン

c)流入ポンプ(水中型　7.5KW×2台)

d)排出ポンプ(水中型　3.7KW×2台)

e)流量調整槽(1)用ブロワ(5.5KW)

f)換気扇(4台)

②流入部(沈砂槽（約3.0m3）、排砂槽（約3.0m3）、流入ポンプ槽（約16.0m3））

a)槽点検

b)異物の流入点検、除去

c)自動細目スクリーンの清掃

③自動細目スクリーン

a)狭雑物、固形物の除去

④流量調整槽(1)（約177m3)

a)異物の流入点検、除去

b)沈殿浮遊上物の点検、除去

c)ポンプの稼動状況(異常水位の有無)

d)レベルスイッチの作動及び自動運転の確認

e)弁類の作動確認、清掃

⑤流量調整槽(1)用ブロワ

a)Ｖベルトの点検

b)オイル・グリスの点検、補充

c)吐出圧力の確認

⑥操作盤

a)警報発信の有無

b)機器の故障の有無

c)結露の有無

d)積算記録計の流入量・排出量データ抽出確認

⑦電磁流量計（流入・排出）２基

a)検出器、変換器の点検調整

⑧一般事項

a)場内及び周囲の点検、清掃

b)弁類の点検、清掃

c)換気扇及び換気口の点検、清掃（フィルター）

d)絶縁抵抗の測定(1回／年)

２．汚水処理場点検－２　（１回/年）

①各機器の電流値測定、機器音、自動運転状況

a)移送ポンプ(水中型　0.75KW×6台)

b)流量調整槽(2)(3)(4)用ブロワ(3.7KW×3台)

②流量調整槽(2)(3)(4)（約95m3×2箇所、約60m3×1箇所）

a)異物の流入点検、除去

b)沈殿浮遊上物の点検、除去

c)ポンプの稼動状況(異常水位の有無)

d)レベルスイッチの作動及び自動運転の確認

e)弁類の作動確認、清掃

③流量調整槽(2)(3)(4)用ブロワ

a)Ｖベルトの点検

b)オイル・グリスの点検、補充

c)吐出圧力の確認

第３０条 機器類整備点検作業内容（汚水処理場）

各機器の精密点検を年１回行う。

１．汚水処理場

①汚水ポンプ(水中型（7.5KW×2台、3.7KW×2台、0.75KW×6台））

a)ポンプ引上げ点検

(本体各部、羽根車のギャップ等、チェーン、ケーブル)

b)オイルの点検、交換

c)ガイドパイプ、レベルスイッチの点検

②流量調整槽(1)用ブロワ(5.5KW) 、流量調整槽(2)(3)(4)用ブロワ(3.7KW×3台)

a)ブロワ本体の点検

b)オイル、グリスの交換

③操作盤

a)絶縁抵抗の測定(本体、線間、盤内)

b)マグネットスイッチの接点点検、他スイッチ類の接点点検

c)ビスの増締め

④電磁流量計(流入、排出)２基

a)検出器の点検清掃

第３１条 汚泥処理作業 （汚水処理場）

沈砂槽、排砂槽、流入ポンプ槽の堆積汚泥・浮遊物を回収し、関係法令に従い適切に処理を行う。

（汚泥等回収処理～年１回 （約6.5m3））

第３２条 通常点検作業内容（汚水ポンプ場、ｻﾆﾀﾘｰﾊｳｽ）

汚水ポンプ場（汚水ピットA）及びｻﾆﾀﾘｰﾊｳｽ（汚水ピットB）の通常点検を行う。

（２回/月（５月～１０月）、１回/月（４月、１１月））

① 汚水ポンプ

（汚水ピットA（水中型 3.7KW×2台）、汚水ピットB（水中型 15KW×2台））

a)電流値の測定

b)異音、振動

c)自動運転状況

d)オイルの点検、補充

②ポンプ槽

a)異物の流入点検、除去

b)沈殿物・浮遊物の点検、除去

c)ポンプ稼動状況(異常水位の有無)の確認

d)レベルスイッチ作動及び自動運転の確認

e)弁類の作動確認、清掃

f)各チャッキ弁の作動

③操作盤

a)警報発信の有無

b)各機器の故障の有無

c)結露の有無

第３３条 機器類整備点検作業内容（汚水ポンプ場、ｻﾆﾀﾘｰﾊｳｽ）

各機器の精密点検を年１回行う。

① 汚水ポンプ

（汚水ピットA（水中型 3.7KW×2台）、汚水ピットB（水中型 15KW×2台））

a)ポンプ引上げ点検

(本体各部、羽根車のギャップ等、チェーン、ケーブル)

b)オイルの点検、交換

c)ガイドパイプ、レベルスイッチの点検

②操作盤

a)絶縁抵抗の測定(本体、線間、盤内)

b)マグネットスイッチの接点点検、他スイッチ類の接点点検

c)ビスの増締め

第３４条 作成書類

事業者は、別紙－５「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

１．業務計画書（工程表含む）

２．点検報告書

３．業務打合簿

４．流量記録用紙

５．その他調査職員等が指示する書類

第３章　汚物ポンプ桝保守点検清掃

第３５条 汚物ポンプ桝保守点検清掃

滝野の森ゾーンの各ポンプ桝における排水機能を常に安全かつ良好に維持するため保守点検及び清掃を実施する。

第３６条 保守点検等対象施設

	設置箇所	汚物用水中モーターポンプ	桝
※	NO.E-1 ポンプ桝	樹脂製（1.5KW） ×2台	桝径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO.E-2 ポンプ桝	樹脂製（2.2KW） ×2台	桝径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO.E-3 ポンプ桝	樹脂製（1.5KW） ×2台	桝径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO.E-4 ポンプ桝	樹脂製（0.25KW） ×2台	桝径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO.E-5 ポンプ桝	樹脂製（3.7KW） ×2台	桝径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO.E-6 ポンプ桝	鋳鉄製（3.7KW） ×2台	桝径 1,200φ、水位約 1.5H
	NO.S-1 ポンプ桝	樹脂製（1.5KW） ×2台	桝径 1,200φ、水位約 1.0H
	NO.S-2 ポンプ桝	樹脂製（2.2KW） ×2台	桝径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO.S-3 ポンプ桝	鋳鉄製（0.75KW） ×2台	桝径 900φ、水位約 1.0H
※	NO.W-C ポンプ桝	鋳鉄製（2.2KW） ×2台	桝径 1,200φ、水位約 1.0H
※	NO.W-B 排水槽 （森の情報館内）	鋳鉄製（2.2KW） ×2台	槽 2,000×2,000、水位約 0.25H
※	NO.W-1 ポンプ桝	鋳鉄製（7.5KW） ×2台	桝径 2,200φ、水位約 1.2H
※	NO.W-2 ポンプ桝	鋳鉄製（7.5KW） ×2台	桝径 2,200φ、水位約 1.2H
	NO.W-A ポンプ桝	樹脂製（1.5KW） ×2台	桝径 1,200φ、水位約 1.0H
	NO.Y-1 排水槽 （山の家野外ﾄｲﾚ内）	鋳鉄製（7.5KW） ×2台	槽 2,750×2,500、水位約 0.8H

※印あり：年間使用の汚物ポンプ桝・排水槽

※印なし：冬季間休止の汚物ポンプ桝

第３７条 保守点検作業内容

保守点検は、以下の点検内容をポンプ桝清掃時に行うこととし、建築保全業務共通仕様書に準じて行う。

１．汚物用水中モーターポンプ 点検項目・内容

点検は原則年１回行う。ただし、下記点検作業内容のうち、「（６ヶ月毎に１回）」の記載のある作業に関しては、年間使用の汚物ポンプ（前条の表中※印あり）についてのみ６ヶ月毎に１回（２回／年）行う。

①本体・着脱装置・ガイド部

a)腐食、損傷等の有無

②電動機

a)発熱異常の有無・・・・・・・（６ヶ月毎に１回）

b)回転方向の確認

c)絶縁抵抗の測定確認

d)運転電流値の確認・・・・・・（６ヶ月毎に１回）

③水中ケーブル

a)損傷等の有無

b)絶縁抵抗の測定確認

④運転調整

a)運転時における電圧変動の確認

b)運転電流値の確認

２．ポンプ桝及び排水槽 点検項目・内容

点検は年間使用の汚物ポンプ桝・排水槽（前条の表中※印あり）については６ヶ月毎に１回（２回／年）行い、冬季間休止の汚物ポンプ桝（前条の表中※印なし）については年１回行う。

①本体

a)浮遊物・沈殿物の状況

b)漏水及び壁面等の損傷、亀裂、さび等の有無

c)マンホールの状態

②フロートスイッチ

a)腐食、損傷等の有無

b)作動の良否

③配管

a)水漏れ、詰まりの有無

b)腐食、損傷等の有無

c)配管接続部の変形、腐食、損傷等の有無

d)配管固定部の変形、腐食、損傷等の有無

e)各弁類の作動確認

f)防虫網の目詰まり、腐食、損傷等の有無

第３８条 清掃作業内容

清掃は年間使用の汚物ポンプ桝・排水槽（前条の表中※印あり）については６ヶ月毎に１回（２回／年）行い、冬季間休止の汚物ポンプ桝（前条の表中※印なし）については年１回行う。

１．一般事項

①除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の事故防止に留意する。

②清掃に薬品を用いる場合には、終末処理場の機能を阻害することのないよう留意する。

２．清掃作業

①桝内の汚水及び残留物質を桝外に排除する。

②流入管に付着した物質並びに排水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ消毒等を行う。

③清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、関係法令に基づき、適切に処理する。

④清掃終了後、桝内の健全性を確認する。

第３９条 作成書類

事業者は、別紙－５「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

１．業務計画書（工程表含む）

２．点検報告書

３．業務打合簿

４．その他調査職員等が指示する書類

第４編　給水施設維持管理

第１章　共通事項

第４０条 管理水準

事業者は、公園内の給水施設を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第４１条 対象施設

園内の給水施設

（別添－２７「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備（位置図）」参照。）

第４２条 管理項目

日常的な管理を行うほか、下記の点検を行う。

１）水道設備保守点検

２）水景施設保守点検

第２章　水道設備保守点検

第４３条 水道設備保守点検

渓流ゾーン外の水道設備を常に安全かつ良好に維持するためシーズンオフ時に保守点検（主に水抜き作業）を実施する。その他の園内施設についても、適宜水道設備の点検を実施する。

第４４条 水抜き対象施設

	水抜き装置	小便器	ハイタンク	感知FV式小便器	FV式和風大便器	FV式洋風便器	洗面器	洗面器自動水栓	手洗器	汚物流し	掃除流し	外部水飲台等
【 渓流ゾーン 】												
渓流園便所	Dバルブ			2		3		4			1	
渓流園多目的便所	Dバルブ			1		1		1	1			
アシリベツの滝便所	Dバルブ			2		3		4			1	
アシリベツの滝多目的便所	Dバルブ			1		1		1	1			
作業センター横便所	Dバルブ			2		3		4			1	
作業センター横多目的便所	Dバルブ			1		1		1	1			
炊事遠足広場便所	Dバルブ	3	1		3	1	4				1	
鱒見口便所	Dバルブ			3		5		5	1		1	
鱒見の滝便所	Dバルブ			2		3		4			1	
鱒見の滝多目的便所	Dバルブ			1		1		1	1			
【 中心ゾーン 】												
さまよいの洞窟便所	Dバルブ			4		7		5			1	1
うねりの大地便所	Dバルブ			3		6		5			1	1
天文台	Dバルブ	1				3	3				1	1
【 滝野の森ゾーン 】												
みずなら広場便所	Dバルブ			3		4		4	1	1	1	
はるにれ広場便所	Dバルブ			3		4		4	1	1	1	

第４５条 水抜き作業内容

各施設の水抜き作業と下記の作業を行う。

１．大便器及び小便器のフラッシュバルブ管内、小便器ハイタンクや多目的用洗面器自動水栓の電磁弁内の残水除去とゴムパッキン類のグリス養生。

２．排水トラップ内の不凍液注入。

３．外部水飲み台等の配管内残水の除去。

第４６条 作成書類

事業者は、別紙－５「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

１．業務計画書（工程表含む）

２．点検報告書

３．業務打合簿

４．その他調査職員等が指示する書類

第３章　水景施設保守点検

第４７条 水景施設保守点検

「中央口水景施設」、「こどもの谷水景施設」、「あり塚の塔神秘の泉循環施設」及び「大地の広場・さまよいの洞窟噴霧施設」のポンプ、ろ過機等の機器類を常に安全かつ良好に維持するためシーズンオン点検、シーズン中間点検、シーズンオフ点検を実施する。

第４８条 作業内容(中央口水景施設)

１．中央口B棟ポンプピット清掃

①シーズンオン時に中央口B棟ポンプピット内を高圧洗浄する。

２．シーズンオン／中間／オフ点検・・・共通項目

①下記の設備についてブレーカーと3Eリレーのブレーカーテストを行う。

a)あしりべつの滝用ポンプ
b)しらほの滝用ポンプ
c)ますみの滝用ポンプ
d)ふろうの滝用ポンプ
e)ＮＯ．１ろ過機用ポンプ
f)ＮＯ．２ろ過機用ポンプ
g)中央口広場ろ過機用制御盤
h)まきばのせせらぎ水路動力盤
i)給水電磁弁
j)制御電源
k)機器電源主幹
l)盤内付属電源

②下記の設備について定格感度電流(mA)と動作時間(sec)の漏電ブレーカーテストを行う。

a)ろ過機ブロワーA
b)ろ過機ブロワーB
c)ろ過機コンプレッサーA
d)ろ過機コンプレッサーB
e)ろ過機滅菌機A
f)ろ過機滅菌機B
g)まきばのせせらぎ水路水中ポンプ
h)花人の隠れ家せせらぎ及び池循環ポンプ
i)花人の隠れ家せせらぎ及び池噴霧電磁弁
j)補給水電磁弁

③下記のポンプについて電流の測定、絶縁抵抗測定、外観点検、振動、異音、漏水のチェックを行う。

a)あしりべつの滝用ポンプ

b)しらほの滝用ポンプ
c)ますみの滝用ポンプ
d)ふろうの滝用ポンプ
e)ＮＯ．１ろ過機用ポンプ
f)ＮＯ．２ろ過機用ポンプ
g)まきばのせせらぎ水路用ポンプ
h)花人の隠れ家せせらぎ及び池循環ポンプ

④下記のろ過機について外観点検、漏水、ホースバンド締付、コンプレッサー／ブロワー／紫外線ランプの電流及び絶縁抵抗測定を行う。
また紫外線ランプについては運転時間の計測も行う。
a)ろ過機A
b)ろ過機B

⑤動作確認
下記項目について動作確認を行う。
a)中央口B棟ポンプピット‥渇水ポンプ停止、補給水ON／OFF、排水電動弁動作確認
b)花人の隠れ家池ポンプピット…渇水ポンプ停止、補給水ON／OFF
c)ろ過機A、ろ過機B・・・通常ろ過運転、逆洗運転テストボタン始動・タイマー始動／異常水位始動

３．シーズンオン／オフ バルブ操作
①シーズンオン時にシステム内の水出しを行ない、シーズンオフ時にシステム内の水抜きを行う。
【バルブ数量内訳　中央池周辺…33ケ所】
・チャツキバイパス弁……7ケ所
・ポンプピット排水弁……1ケ所
・導水管バタフライ弁……1ケ所
・滝ピット排水弁……3ケ所
・池排水用掃除口……12ケ所
・ろ過機水抜き弁……2ケ所
・ろ過機用流量調整弁……2ケ所
・アシリベツ滝上池排水弁……1ケ所
・まきばのせせらぎ水路排水弁……2ケ所
・まきばのせせらぎ水路補給水用水抜栓……2ケ所
【バルブ数量内訳　花人の隠れ家周辺…4ケ所】
・チャツキバイパス弁……1ケ所
・ポンプピット排水弁……1ケ所
・配管内水抜弁……1ケ所
・給水用水抜栓……1ケ所

４．シーズンオン 中間タイマー設定

①下記の設備についてタイマーの設定を行う。

a)あしりべつ、しらほ、ますみ、ふろうの滝ポンプ

b)ろ過機A／B運転、ろ過機A／B逆洗モード

c)花人の隠れ家せせらぎ及び池循環ポンプ

５．シーズンオフ ろ材洗浄

①ろ材の洗浄を行う。

第４９条 作業内容(こどもの谷水景施設)

１．シーズンオン／中間／オフ点検・・・共通項目

①下記の設備について定格感度電流(mA)と動作時間(sec)の漏電ブレーカーテストを行う。

a)森のせせらぎ用循環ポンプ

b)森のせせらぎ用ろ過ポンプ

c)ろ過機用コンプレッサー

d)ろ過機用ブロワー

e)ろ過機用滅菌機

f)除藻装置

g)保守・点検用コンセント

h)操作電源

i)森の池用循環ポンプ

②下記のポンプについて電流の測定、絶縁抵抗測定、外観点検、振動、異音、漏水のチェックを行う。

a)森のせせらぎ水路用循環ポンプ

b)森のせせらぎ水路用ろ過ポンプ

c)森の池用循環ポンプ

③ろ過機の外観点検、漏水、ホースバンド締付、コンプレッサー／ブロワー／紫外線ランプの電流及び絶縁抵抗測定を行う。
また紫外線ランプについては運転時間の計測も行う。

④除藻装置の電極の消耗量、汚れ、電流の測定、銅イオン濃度の測定を行う。

⑤動作確認

下記項目について動作確認を行う。

a)森のせせらぎ水路ポンプピット・・渇水ポンプ停止、補給水ON／OFF

b)森の池ポンプピット・・渇水ポンプ停止、補給水ON／OFF

２．シーズンオン／オフ バルブ操作

①シーズンオン時にシステム内の水出しを行ない、シーズンオフ時にシステム内の水抜きを行う。

【バルブ数量内訳　森の池…12ケ所】

・アングルバイパス弁……5ケ所

・チャツキバイパス弁……1ケ所

・ポンプピット排水及び循環弁……2ケ所

・プール排水弁……1ケ所

・プール及び森の池手動給水弁……2ケ所

・給水用水抜栓……1ケ所

【バルブ数量内訳　森のせせらぎ水路…6ケ所】

・チャツキバイパス弁……2ケ所

・ポンプピット排水及び循環弁……2ケ所

・池排水弁……1ケ所

・導水管ゲート弁……1ケ所

３．シーズンオン 中間タイマー設定

①下記の設備についてタイマー設定を行う。

a)森のせせらぎ水路循環ポンプ、ろ過ポンプ、ろ過機逆洗モード

b)森の池循環ポンプ

第５０条 作業内容(あり塚の塔神秘の泉循環施設)

１．シーズンオン／中間／オフ点検・・・共通項目

①下記の設備について定格感度電流(mA)と動作時間(sec)の漏電ブレーカーテストを行う。

a)循環ポンプ

b)補給水ポンプ

c)排水ポンプ

d)計装盤

e)動力盤

②下記のポンプについて電流の測定、絶縁抵抗測定、外観点検、振動、異音、漏水のチェックを行う。

a)循環ポンプ

b)補給水ポンプ

c)排水ポンプ

③動作確認

下記項目について動作確認を行う。

a)受水槽・・補給水ON／OFF

b)各ポンプの自動運転

④その他の確認

下記項目について確認を行う。

a)受水槽内の外観、漏水及び清掃状況確認

b)配管類等システム全体の外観及び漏水確認

2．シーズンオン／オフ バルブ操作

①シーズンオン時にシステム内の水出しを行ない、シーズンオフ時にシステム内の水抜きを行う。

【バルブ数量内訳　…10ケ所】

・受水槽排水弁……1ケ所

・配管水抜弁……6ケ所

・給水水抜栓……1ケ所

・ポンプドレン弁……2ケ所

3．シーズンオン 中間タイマー設定

①下記の設備についてタイマー設定を行う。

a)循環ポンプ

第５１条 作業内容(大地の広場・さまよいの洞窟噴霧施設)

１．オープン作業／中間点検作業／クローズ作業・・・共通項目

①下記のパワーユニット設備について絶縁測定、オイルチェック、ベルトチェック、ポンプチェックを行う。

a)大地の広場用ミクロ噴霧パワーユニット

b)さまよいの洞窟用ミクロ噴霧パワーユニット

②下記の設備についてノズルの詰まり、ピン曲がりの確認及びピン調整を行う。

a)大地の広場噴霧施設ノズル……49箇所

b)さまよいの洞窟噴霧施設……133箇所

２．オープン作業／中間点検作業・・・共通項目

①下記の設備について定格感度電流(mA)と動作時間(sec)の漏電ブレーカーテストを行う。

a)大地の広場動力制御盤

b)さまよいの洞窟動力制御盤

３．シーズンオン／オフ バルブ操作

①シーズンオン時にシステム内の水出しを行ない、シーズンオフ時にシステム内の水抜きを行う。

【バルブ数量内訳　大地の広場…3ケ所】

・排水弁……1ケ所

・給水弁……1ケ所

・配管内水抜弁……1ケ所

【バルブ数量内訳　さまよいの洞窟…3ケ所】

・排水弁……1ケ所

・給水弁……1ケ所

・配管内水抜弁……1ケ所

第５２条 作成書類

事業者は、別紙－５「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

１．業務計画書（工程表含む）

２．点検報告書

３．業務打合簿

４．適合確認検査簿

５．その他調査職員等が指示する書類

第５編　その他設備維持管理等

第１章　共通事項

第５３条 管理水準

事業者は、公園内の施設を常に安全かつ良好に維持するために善良なる管理を行う。

第５４条 対象施設

園内の電気設備、電話設備、消防用設備、情報設備、給湯設備、中央管理システム（放送設備、非常呼出設備、ITV 設備、気象観測設備、駐車場管制設備)、天体望遠鏡

（別添－２７「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備（位置図)」参照。）

第５５条 管理項目

日常的な管理を行うほか、下記の点検を行う。

１）天体望遠鏡保守点検

第２章　天体望遠鏡保守点検

第５６条 天体望遠鏡保守点検

天体望遠鏡の機能を常に安全かつ良好に維持するため保守点検(清掃、注油、点検等)を実施する。

第５７条 保守点検等対象施設

設置箇所	型式
15cm屈折望遠鏡（４基)	GNR-15
30cm反射望遠鏡（１基)	GNC-30
周辺機器(パソコン)	
可動式上屋・ドーム	

第５８条 一般事項

１．保守点検作業者

保守点検は天体望遠鏡等を熟知したものが作業する。

２．測定器具及び試験器具

測定及び試験に使用する器具は、認定品及び校正された適正なものを使用し、点検の目的、内容等に合った測定及び試験の方法等を考慮し、確実な点検を行う。

第５９条 保守点検作業

１．保守点検は、事前に保守修理の履歴を確認した上で計画書を作成し、必要な点検機器等の準備をする。

２．保守点検は1 回/年行うこととし、点検月等は、調査職員等と打合せをする。

３．点検は、本編に定める点検項目について行う。

４．点検記録、保守・修理記録は適切に保管管理する。

第６０条 点検項目

１．15cm屈折望遠鏡（４基）

①光学系

a)15cm対物レンズの汚れ

b)ファインダーの汚れ

c)アイピースの汚れ

d)15cm望遠鏡の光軸

e) 15cm望遠鏡星像内外像

f) 15cm望遠鏡星像視直径

g)各望遠鏡の平行度合わせ

②機械系

a)赤径軸潤滑油点検

b)赤径軸モーター点検

c)赤径軸ウォームギアの噛合い調整

d)赤緯軸潤滑油点検

e)赤緯軸モーター点検

f)接眼部駆動機構点検

g)バランス調整

h)各部ネジの緩み点検

i)塗装点検

j)極軸セッティング点検

k)追尾精度点検

③電気ＰＣ系

a) ハンドボックスの点検

b) コネクター・コード類の点検

c) ステラナビゲーター連動の確認

④その他

周辺機器（制御装置、ディスプレイ、無停電電源装置等）についても適宜点検を行う。

２．30cm反射望遠鏡（１基）

①光学系

a)30cm主鏡表面の汚れ

b)30cm副鏡表面の汚れ

c)12.5cm対物レンズの汚れ

d)ファインダーの汚れ

e)アイピースの汚れ

f)30cm望遠鏡の光軸

g) 30cm望遠鏡星像内外像

h) 30cm望遠鏡星像視直径

i)各望遠鏡の平行度合わせ

②機械系

a)赤径軸潤滑油点検

b)赤径軸モーター点検

c)赤径軸ウォームギアの噛合い調整

d)赤緯軸潤滑油点検

e)赤緯軸モーター点検

f)副鏡駆動機構点検

g)バランス調整

h)各部ネジの緩み点検

i)塗装点検

j)極軸セッティング点検

k)追尾精度点検

③電気ＰＣ系

a) ハンドボックスの点検

b) コネクター・コード類の点検

c) ステラナビゲーター連動の確認

④その他

周辺機器（制御装置、ディスプレイ、無停電電源装置等）についても適宜点検を行う。

３．可動式上屋・ドーム

①可動式上屋

a)ラック・ピニオン・ベアリング部の確認・調整

b)オーバースライダー動作確認

c)給電トロリー部確認

d)シーケンサー動作確認

e)ウェザーストリップ点検（防水ゴム・隙間調整ブラシ）

f)ルーフヒーターの動作確認（ヒーター電気抵抗値測定）

g) 各ケーブルの確認（被覆・接続端子）

②可動式ドーム

a) ベアリング部の確認・調整

b)開閉扉の点検・動作確認

c) ルーフヒーターの動作確認（ヒーター電気抵抗値測定）

d) 各ケーブルの確認（被覆・接続端子）

④その他

周辺機器（操作盤等）についても適宜点検を行う。

第６１条 保守作業

点検に併せて、清掃・調整・注油・消耗品交換等の保守を実施する。保守の範囲は、以下のとおりとするが、詳細は、調査職員等と打合せをする。

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部分又は点検部の清掃

イ 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
ウ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
エ 接触部分、回転部分等への調整・注油
オ 軽微な損傷がある部分の補修
カ 塗装（タッチペイント）
キ その他これらに類する軽微な作業

第６２条 作成書類

事業者は、別紙－５「共通仕様書」第15条で示す書類のほかに、下記の書類を提出する。

１．業務計画書（工程表含む）
２．点検報告書
３．業務打合簿
４．その他調査職員等が指示する書類

第６編　遊具維持管理工

第１章　共通事項

第６３条 管理水準

遊具について、劣化や(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準JPFA－S:2008」の不適合によるハザードを早期に発見し、遊具による事故を予防するとともに、適切な運営維持管理業務につなげるよう点検を行う。

点検業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

なお、遊具の点検は幼児や児童が遊具の利用者であることから、次の各号に掲げる事項に配慮して行う。

１）安全性の確保

２）機能の保持

３）美観に配慮した形姿の維持

第６４条 その他

１．点検作業においては、安全管理を徹底し、作業中であることを掲示して、公園利用者が利用しないよう十分な安全対策を講ずる。

２．定期点検等で不良と判断された場合は、速やかに調査職員等へ報告する。

３．点検で異常が発見された場合、もしくは、異常の可能性がある場合は、使用禁止が妥当と判断される遊具について、業務計画書等で事前に調査職員等と打合せた手順に従い、ロープやネット等で使用できないように処置するとともに、使用禁止表示を行い、公園利用者に事故が起きないように安全対策を実施する。併せて、調査職員等に速やかに連絡する。

４．点検作業は、作業に適した服装にて作業を実施し、「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」の携帯用認定証等がある場合は携帯して作業に従事する。

５．本仕様書に記載されていない事項については、(社)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する基準(2008)」を参考にする。

第６５条 対象施設

遊具維持修繕工の対象施設は、以下の施設とする。

（１） 森の回廊

（２） 鳥の巣デッキ

（３） 鳥の巣デッキＢ(森の回廊鳥の巣デッキ)

（４） スイングボール

（５） きりかぶ迷路

（６） 木材飛ばしＡ／Ｂ

（７） 光の遊具

（８） 木登りネット

（９） 森の吊橋

（１０）こかげネットＡ／Ｂ

（１１）トロッコ橋展望台前滑り台

（１２）ゆらゆらきのこ

（１３）メロディーきのこ
（１４）こもれびネット
（１５）森の隠れ家
（１６）りすの散歩路
（１７）オートリゾート滝野木製遊具※
（１８）オートリゾート滝野コンビネーション遊具※
（１９）オレンジエッグ
（２０）フワフワエッグ
（２１）マウントコニーデ
（２２）虹の巣ドーム内虹の巣ネット
（２３）ねずみのみち
（２４）ローラー滑り台
（２５）溶岩滑り台
※定期点検のみ実施。

第６６条 管理項目

遊具維持修繕工では、対象施設に対し、下記の管理を行う。

1） 定期点検（基準診断を含む。）
2） 精密点検

第６７条 用語の定義

1．「点検責任者」は、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」あるいは、調査職員等が同等と認めたものとする。なお、「点検責任者」は、「点検担当者」以上の経験、知識及び技能を有するものであること。
2．「点検担当者」は、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品整備技士」あるいは、調査職員等が同等と認めたものとする。
3．「同等と認めた者」とは、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」と比較して同等の学歴、経歴、実務経験、講習会の受講実績等から同等の知識と技術、管理能力等があると調査職員等が認めた者をいう。
4．「作業」とは、遊具の点検をいう。
5．「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が、低下することをいう。(ただし、地震、火災等の災害によるものを除く。)
6．「定期点検」とは、公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士等が一定期間ごとに摩耗状況や変形ならびに経年変化等について点検する「劣化診断」と、「遊具の安全に関する規準 JPFA－S：2008」に基づき遊具の形状や安全領域等の規準に対する妥当性を評価する「規準診断」をいう。
7．「精密点検」とは、分解作業や測定機器を使用して行う詳細な点検である。
8．「SP 表示認定企業」とは、(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA－S：2008」等に基づき製品の設計、製造、販売、施工、点検、修繕を行い、かつ、(社)日本公園施設業協会が定めた規格「S：2008QMS－SP 表示認定規格」を満たすマネジメントシス

テムを構築していると(社)日本公園施設業協会に認定された企業をいう。

9.「SP 点検済シール」とは、「SP マーク」を付された「点検済シール」で点検、修繕した遊具が、「遊具の安全に関する規準 JPFA－S：2008」に合致したと認められた時に、安全性の確保が維持されていることを示すために、SP 表示認定企業が貼付することができるシールをいう。

第６８条 点検の範囲

点検とは、遊具の形状を調査し、JPFA－S：2008に基づく規準診断等を行い、報告書を作成するまでの一連の行為をいう。

第２章　定期点検

第６９条 定期点検

1．事業者は、定期点検の点検責任者を定め調査職員等に届け出る。また、点検責任者を変更した場合も同様とする。

2．定期点検の作業は、専門の有資格者が自ら行うか、又は専門の有資格者が作業者を指導して行う。

3．定期点検は、日常点検や点検巡視と十分に連携をとり、実施する。（日常点検、点検巡視の実施については、企画運営管理業務を参照する。）

4．定期点検は、年２回以上実施する。ただし、虹の巣ドーム内の虹の巣ネット（大・小）においては、　別途開閉園準備時に取付金具の点検を行う。

5．定期点検を行う場合には、あらかじめ、調査職員等から使用状況、劣化及び前回の定期点検報告書、修理経歴等の資料を入手し、点検の参考とする。

6．点検を行う月日及び時間等は、作業計画書により実行する。

7．定期点検は、(社)日本公園施設業協会が規定する「遊具の安全に関する基準　JPFA-S:2008」に基づいて実施し、その結果について定期点検記録簿としてとりまとめ報告する。

8．点検作業の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は(社)日本公園施設業協会認定の、JPFA 検査器具、JPFA 肉厚測定器、JPFA 落下衝撃測定器等を使用して行う。

9．スイングボールの点検は、高所作業車を使用し、アンカー取付部、横桁内部ベアリング、チェーン固定部の点検を行う。

10. 点検作業と点検表に基づく判定は別の者がそれぞれ担当し、職務を兼ねることはできない。

11. 点検責任者は、「劣化診断」による劣化判定と「基準診断」によるハザードレベルを組み合わせて総合的な機能判定を行う。その判定基準については、必要に応じ事前に調査職員等と協議をしておく。

12. 点検終了後、「合格」と判断された遊具について、「SP 点検済みシール」を貼付出来る遊具には調査職員等の承諾を受けて、点検実施時期を明記して添付する。

第３章　精密点検

第７０条 精密点検

日常点検や点検巡視、定期点検時にハザードと思われるものが発見され、特に、精度の高い診断が必要な時に専門技術者が行う。

第４章　定期点検及び精密点検時における作成書類

第７１条 作成書類

事業者は、次の各号に掲げる書類を作成し、調査職員等に提出する。

１）作業計画書

業務計画書に基づき、作業実施日、作業内容、作業手順、作業範囲、点検責任者名、点検担当者名、安全管理者等を具体的に定めた定期点検に関する作業計画書を作業前に作成して調査職員等の承諾を受ける。作業計画書には、点検の作業中に利用を中止した方が良いと判断された遊具の取扱と処置方法、連絡手順について記載する。

２）写真帳

客観的な判断材料として、必要に応じて遊具施設の劣化や破損状況、基準の適合状況を写真に記録する。

写真は、着手前、作業状況(規準点検状況・劣化点検状況)からなり、点検表と照合できるよう、点検実施後、速やかに写真帳に整理する。

３）定期・精密点検記録簿

定期点検または精密点検の場合は、点検実施後、(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA－S：2008」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づき速やかに作成する。

４）その他調査職員等が指示する書類

第７編　冬季施設維持管理工

第１章　共通事項

第７２条 管理水準

冬季施設維持管理について、適切な運営維持管理業務につなげるよう点検を行う。

なお、冬季施設維持管理工は、次の各号に掲げる事項に配慮して行う。

１）安全性の確保

２）機能の保持

第７３条 対象施設

冬季施設維持管理工の対象施設は、以下の施設とする。

・ロープトウ

（平成 24 年度以降は「施設・設備維持管理業務」として行わず、委託費を使わない収益施設等として運営することを検討中。）

第７４条 管理項目

冬季施設維持管理工では、対象施設に対し、以下の管理を行う。

・ロープトウ安全点検

第２章　ロープトウ安全点検

第７５条 ロープトウ安全点検

毎年、ロープトウ設置後に試運転を行い、以下の安全点検を毎月実施する。

また、日常点検を実施する。

装置名		点検箇所	点検方法
線路	索条及びハンガー	①ロープの断線、損傷の状況	目視・計測
		②ロープの張りの状態	目視
原動装置	ギャードモーター	①運転中の異音、異常発熱、異常振動の状態	聴感・触感
		②歯車の噛み合いの状況	聴感
		③油量、油質の状況	目視
		④組付け状態	目視
	原動滑車	①滑車の回転状態	目視
		②滑車、軸等の変形、損傷、亀裂、溶接箇所のはく離の状態	目視
		③組み付けボルトのゆるみの状態	打検
		④滑車軸ボルトの状態	打検
	ﾌﾚｰﾑ・ガイド類	①部材の変形、損傷の状態	目視
		②溶接箇所のはく離、亀裂の状態	目視
		③組み付け、据え付けの状態	目視
緊張装置	緊張滑車	①滑車の回転状態	目視
		②滑車、軸等の変形、損傷、亀裂、溶接箇所のはく離の状態	目視
		③組み付けボルトのゆるみの状態	打検
	ﾌﾚｰﾑ・ガイド類	①部材の変形、損傷の状態	目視
		②溶接箇所のはく離、亀裂の状態	目視
		③組み付け、据え付けの状態	目視
		④緊張装置（レバーブロック）の作動状態	動作確認

第８編　除雪工等（園内除雪工、運搬排雪工、圧雪工、雪下ろし）

第１章　共通事項

第７６条 管理水準

除雪工等は、公園施設の利用に支障が出ないよう、別添－３０「除雪工等実施要領(案)」を参考に行う。10月～5月までの期間は、除雪体制を確保する。（除雪の実績は、別紙－３５「除雪出動実施実績（日時、日数）」参照。）

第７７条 対象施設

除雪工等の対象施設は、園内全体とする。ただし、収益施設は対象から除外する。

第７８条 管理項目

除雪工等では、対象施設に対し、以下の管理を行う。

１）園内除雪工

２）運搬排雪工

３）圧雪工

４）雪下ろし

第７９条 除雪工の作業時間の記録

作業時間の記録は、以下を原則とする。

１．機械除雪作業(ハンドガイド式除雪機を除く)は、作業日毎の実働時間で時間単位は 10 分とし、五捨六入とする。なお、作業機械の実働時間の確認はタコグラフによる記録紙にて行う。

２．ハンドガイド式除雪機及び人力除雪は、作業日毎の実働時間で時間単位は 10 分とし、五捨六入する。なお、実働時間は作業日報にて管理する。

３．運搬排雪量は、作業日毎にトラック積載量と運搬回数により算出を行う。

４．路面散布砂は、空袋管理とする。散布は人力散布とし、人力除雪と同様に実労働時間で管理する。なお、作業日報に日々散布量、実働時間を記載する。

第８０条 滝野スノーワールドの圧雪作業時間の記録

作業日毎の実働時間で時間単位は10分とし､五捨六入とする。なお、作業機械の実働時間の確認はタコグラフによる記録紙にて行うことを原則とする。

第８１条 附帯除雪工（春季開園準備園内・こどもの谷遊具周辺・屋根雪下ろし）

附帯除雪工の作業時間の記録は、以下を原則とする。

１．機械除雪作業(ハンドガイド式除雪機を除く)は、作業日毎の実働時間で時間単位は 10 分とし、五捨六入とする。なお、作業機械の実働時間の確認はタコグラフによる記録紙にて行う。

２．ハンドガイド式除雪機及び人力除雪は、作業日毎の実働時間で時間単位は 10 分とし、五捨六入する。なお、実働時間は作業日報にて管理する。

第８２条 運転免許等

１.除雪トラックの運転は、大型免許証及び車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得している者に限る。

２．除雪ドーザ、ロータリ除雪車、小型ロータリ除雪車の運転は、大型特殊免許証及び車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得している者に限る。

３．バックホウ、ブルドーザは、車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得している者に限る。なお、事業者は運転予定者の当該修了証の写しを各一部ずつ調査職員等に提出する。

４．圧雪車の運転は、大型特殊免許証及び車両系建設機械運転技能修了証(労働安全衛生法による)を取得しており、圧雪車運転経験もしくは圧雪車に類似する機械の運転経験があり、経歴等を業務責任者が確認し、承諾した者とする。また、圧雪作業を支障無く遂行できる運転技術を有するものでなくてはならない。なお、事業者は圧雪車の運転予定者の機械運転経歴書の写しを各一部ずつ提出する。

第２章　除雪工

第８３条 除雪工

別添－３０「除雪工等実施要領(案)」を参考にして行う。

第９編　開閉園準備

第１章　共通事項

第８４条 管理水準

春季開園準備においては、冬季の施設の養生を撤去し、開園後の利用に支障のない状態にする。

冬季開園準備においては、冬季間施設が破損しないよう適宜養生、撤収等を行う。

開閉園準備は、公園施設の利用に支障が出ないよう、別添－３１「開閉園準備実施要領(案)」を参考に行う。（別添－３１「開閉園準備実施要領(案)」、別添－３２「遊具取扱説明書」参照。）

第８５条 対象施設

対象施設は下記の施設である。

(1) 溶岩滑り台・同ゲート
(2) オレンジエッグ
(3) フワフワエッグ
(4) フワフワエッグバタフライ弁
(5) マウントコニーデ
(6) 光の遊具
(7) スイングボール
(8) 標識
(9) りすの散歩路(トンネル)
(10)りすの散歩路(ジャングルジム)
(11)木登りネット
(12)こかげネットA, B
(13)森の吊橋
(14)トロッコ遊具・材木飛ばし・こもれびネット
(15)ありの巣トンネル
(16)秘密の抜け道
(17)ねずみのみちロープ柵
(18)森の教室
(19)トロッコ橋展望台横便所
(20)天文台
(21)森見の塔
(22)ワックスルーム(2棟)
(23)中央口Ｂ棟
(24)中央口クロスポイント
(25)歩くスキースタート・ゴール看板
(26)第1・第2ロープトウ防護柵
(27)玉入れ場スノコ
(28)鯉のぼりポール(8ケ所)
(29)積雪柵（展望台から天文台間脱色アスファルト園路（地点Ａ））
(30)積雪柵（展望台裏幹線園路（地点Ｂ））

(31)積雪柵（やまびこトンネル上幹線園路（地点Ｄ））

(32)積雪柵（やまびこトンネル上幹線園路（地点Ｅ））

第８６条 管理項目

1）春季開園準備

①遊具等設置及び雪囲い（養生）撤去

②建物雪囲い（養生）撤去

③スノーワールド撤去

④積雪柵撤去

⑤資材の搬出・搬入撤去

2）冬季開園準備

①遊具等撤去及び雪囲い（養生）設置

②建物雪囲い（養生）設置

③スノーワールド準備

④積雪柵設置作業

第２章　開閉園の準備

第８７条 開閉園の準備

別添－３１「開閉園準備実施要領(案)」を参考にして行う。

第１０編　ロープトウ設置撤去

（平成 24 年度以降は「施設・設備維持管理業務」として行わず、委託費を使わない収益施設等として運営することを検討中。）

第１章　共通事項

第８８条 管理水準

ロープトウ設置撤去は、公園施設の利用に支障が出ないよう、別添－３４「ロープトウ設置撤去実施要領」を参考に行う。（別添－３５「国営滝野すずらん丘陵公園ロープトウ取扱説明書」参照。）

第８９条 対象施設

ロープトウ設置撤去の対象施設は、以下の施設とする。

・ロープトウ

第９０条 管理項目

ロープトウ設置撤去では、対象施設に対し、以下の管理を行う。

・ロープトウ設置撤去

第２章　ロープトウ設置撤去

第９１条　ロープトウ設置撤去

別添－３４ロープトウ設置撤去実施要領」を参考にして行う。

第１１編　園内清掃、公園内建物清掃

第１章　共通事項

第９２条 管理水準

公園施設については、常に清潔を保ち、快適な環境を保持する必要があり、本公園の利用状況に適切に対応するため、事業者は、作業内容、作業場所等について十分に検討するとともに、周辺地域に配慮した実施時期の調整を行う。

第９３条 対象施設

対象区域は全園を区域とする。ただし、（収益施設運営規定書第３条に定める）収益施設は除く。（別紙－３３「清掃箇所、方法及び頻度等」参照。）

・休憩所
・便所等
・池・流れ清掃等
・園路・広場の舗装部

第９４条 管理項目

・休憩所清掃工
・便所清掃工
・工作物清掃工
・定期清掃工
・ゴミ回収運搬工
・臨時清掃工

第２章　休憩所清掃工

第９５条 休憩所清掃工

１．床、壁面、天井等は、はき掃除、ふき掃除を行い、利用者に不快感を与えないよう清潔に保ち、必要に応じて薬液類を使用し洗浄する。
２．くもの巣、ハチの巣、ガムのかす等がある場合は、速やかに取り除く。
３．清掃対象箇所に設置されている展示物等は、必要に応じ清掃する。
４．清掃箇所及び実施頻度等は下表の通りとする。（別紙－３３「清掃箇所、方法および頻度等」参照）
５．使用頻度、汚れ度合によっては、清掃回数を増やす。

清掃箇所	実施頻度
四阿、中央口休憩所、東口レストハウス、こどもの谷休憩所等	1回/日

第３章　便所清掃工

第９６条　便所清掃工

１．清掃中は、利用者の利便性に配慮する。

２．衛生器具(便器、手洗い器等)、床、壁、鏡、窓ガラス、照明器具等を適切な方法と頻度で清掃し、清潔に保つとともに、詰まり等はすぐに対応する。
３．ホルダー内に常時ペーパーがあるように補充する。
４．清掃箇所（別添－２７「国営滝野すずらん丘陵公園建物に係る点検整備(位置図)」3 便所位置図）及び実施頻度等は下表の通りとする。
５．使用頻度、汚れ度合によっては、清掃回数を増やす。

清掃箇所	実施頻度
中央口休憩所(管理棟)、東口レストハウス、こどもの谷休憩所等	1回/日

第４章　工作物清掃工

第９７条　園内清掃

１．対象区域は全園を区域とする。ただし、収益施設は除く。
２．拾い清掃による紙くず、空き缶等の除去や掃き掃除による土ぼこり、落ち葉等の除去により、園路(園地・植栽を含む)や側溝、遊具等の工作物をきれいな状態に保つ。
３．U型溝、排水桝等の排水設備の性能を維持するため、適宜点検を行うとともに、溜まった落ち葉、土砂等を除去する。
４．公園利用者が直接触れるベンチやテーブル等は、汚れやコケ、鳥の糞が無いよう水拭き等の清掃を行い、同時にささくれ、がたつき等による危険箇所の確認を行う。
５．くず籠や喫煙場所の吸殻等の清掃を随時行う。
６．池等の水面のごみや落ち葉等を網等で随時除去する。
７．外灯、時計や温度計、駐車場管制、監視カメラ等の設備について、汚れがひどい場合には清掃を行う。
８．大規模な行催事の開催等により、塵芥の発生量の増加が見込まれる際に業務責任者の判断により当該箇所を清掃する。
９．実施頻度は下表の通りとする。

実施頻度	
最繁忙期(4 月～5 月)	1 回／日
繁忙期(10 月～11 月)	
通常期(6～9 月、3 月)	
閑散期(12 月～2 月)	土・日・祝日;1 回／日、平日;1 回／週

１０．作業時間は業務責任者の判断による。なお、閉園時間を過ぎて作業を行う場合には、必ず調査職員等に報告し、その指示に従う。

第５章　定期清掃工

第９８条 計画

事業者は、作業計画において使用機械、作業方法等の変更が生じた場合は、事前に調査職員等と協議する。

第９９条 定期清掃

内容は次のものとする。

１．ワックス塗布

清掃箇所及び実施頻度は、下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
研修棟(362 ㎡)	2 回/年
ボランティア棟(234 ㎡)	
軽食コーナー休憩スペース(100 ㎡)	
ロッジゆきざさ休憩スペース(2F)(62 ㎡)	
カントリーハウス休憩室(1F)(58 ㎡)	
森の情報館受付・森の情報館展示室 B1F・スタッフルーム・授乳室(2F)(27 ㎡)	

２．天然木フローリング清掃（木材保護着色剤使用）

清掃箇所及び実施頻度は、下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
森の交流館・ツリーハウス(539 ㎡)	1 回/年

３．クリーニング

清掃箇所及び実施頻度は、下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
カントリーハウス内１Ｆカーペット(127 ㎡)	2 回/年
虹の巣ドーム内ウレタン床(208 ㎡)	

４．強力掃除機清掃

強力掃除機清掃は、ネット素材を損傷させない柔軟なブラシを用いて、ネットの隙間の埃等を除去する。

清掃箇所及び実施頻度は、下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
ざぶとん遊び　18 個（36 ㎡）	2 回/年

５．水あらい

清掃箇所及び実施頻度は、下記の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
虹の巣ネット（大・265 ㎡、小・20 ㎡）	2 回/年
ぶら下がりボール　1 本、ネット 6 本(33 ㎡)	

６．オゾン式脱臭

清掃箇所及び実施頻度は、下記の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
虹の巣ドーム内	2 回/年

７．機械洗浄

清掃箇所及び実施頻度は、下記の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
フワフワエッグ	1 回/年

８．池・流れ清掃等

（1）ポンプを停止し池部の排水を行った後、ごみ類や夾雑物、汚泥を除去し、池の底部、側面部、景石等をブラッシングする。

（2）底部、側面部、景石等の汚れを所定箇所へ処理した後、池部への給水ポンプを始動する。

（3）清掃箇所及び実施頻度は下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度	
せせらぎ水路	5 月、6 月、9 月	1 回/月
	7月	2 回/月
	8月	4回/月

９．幹線園路清掃工(機械)

（1）幹線園路を路面清掃車にて清掃する。

（2）回収した砂等は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に準拠し、適正に処理する。

（3）また、作業中においては誘導員を１名配置し、安全を確保する。

清掃内容等	実施頻度
路面清掃(路面清掃車)	2 回/年

１０．幹線園路雨水桝清掃工（機械）

（1）幹線園路の雨水桝を側溝清掃車で清掃する。

（2）回収した土砂等は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に準拠し、適正に処理する。

清掃内容等	実施頻度
雨水桝清掃 (収益を除く)	1回/年(春)

１１．人工桝清掃

(1)機械が入らない園路及びカントリーガーデンの集水桝の土砂等を除去し、清掃する。

(2)回収した土砂等は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に準拠し、適正に処理する。

第１００条 作業時間

原則として、公園利用者に近接する箇所については、閉園時間内に行い、閉園時間を過ぎて作業を行う場合には、公園利用調整を行う。

注 閉園時間(4/20～5/31、9/1～11/11)17：00～9：00

(6/1～8/31)18：00～9：00

第６章　臨時清掃工

第１０１条 臨時清掃

行催事の開催後や春季・冬季の開閉園準備時、害虫発生時、台風や豪雨等の災害発生時には、必要に応じて、当該箇所を清掃する。

第７章　ゴミ回収運搬工(夏季・冬季)

第１０２条 ゴミ回収運搬工(夏季・冬季)

１．軽トラックにより、園内各所に存在するゴミ箱から所定の集積箇所に運搬する。ゴミは、札幌市の分別区分に従って分別を行う。

２．ここでいうゴミとは園路上の落ち葉、枯れ枝も含む。

３．夏期については、炊事広場の残り火処理も行う。

４．ゴミ回収運搬箇所については、別途指定する。

ゴミ回収運搬（１）	中心・渓流	夏期 軽トラック L=38.3km
ゴミ回収運搬（２）	中心・渓流　滝野の森	夏期 軽トラック L=44.2km
ゴミ回収運搬（３）	中心・渓流	冬期 軽トラック L=15.1km

（別紙－３４－１「一般廃棄物（排出量、経費)」参照。）

第１０３条 産業廃棄物処理

事業者は、排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）及び関係法令に従って、適正に処理する。（別紙－３４－２「産業廃棄物（排出量、経費)」参照。）

第１０４条 雑作業等

事業者は、使用機材等の改良・メンテナンス、使用車両の給油・メンテナンス、仮設トイレ洗浄液補給等の業務責任者の判断による作業を行う。

別紙 8

H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務

個別仕様書

【植物管理業務】

平成２４年○月

第１章　総則

第１条 適用

本個別仕様書は、「国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」のうち、植物管理業務に適用する。

植物管理として、芝生管理、中低木管理、高木管理、林地管理、草地管理、花壇管理、草花管理、花畑管理の８種の施工について、適用する。

第２条 事業者の責務

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、共通仕様書、計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、目標とする管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

第３条 作成書類

事業者は、共通仕様書第 13 条、第 14 条、第 15 条に準じて、書類を作成する。

第４条 基本事項

１．本業務は、植物管理業務を総括する業務責任者の責任のもと実施する。

２．事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行う。なお、次号に掲げる事項の他、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員等と協議する。

１）植物について補植を要する事態が生じたとき。

２）既存木の移植（又は伐採）を行う必要が生じたとき。

３）公園利用者サービスに供するために新規植栽の必要が生じたとき。

３．業務責任者は、公園内の植物を常に良好な状態とし、他業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施する。

４．管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、植生状況に基づき弾力的に配置する。

５．業務従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛ける。

６．スタッフの身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行う。

７．業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員等の承諾を受けた上で、事業者の負担にて行う。

８．持ち込み可能な車種及び車両の運行については、「園内車両入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、北海道開発局札幌開発建設部が発行する車両運行許可証を前面に提示し、許可証裏面の「公園内車両通行および作業心得について」を遵守して走行する。（別添－１５「国営滝野すずらん丘陵公園園内車両入園規則」参照。）

９．作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動する。

１０．提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員等に報告の上、事業者が行う。

１１．設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理する。

１２．企画提案により、当初の形状を変更した場合は、業務終了後に調査職員等と協議を行い、必要に応じて原状回復する。（継続して契約した場合を除く。）

第５条 安全管理等

１．常に公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、利用の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行う。

２．危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と枯枝の除去、及び、全ての作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保する。

３．施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意する。

第６条 利用サービス

１．作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、決定する。なお、開園時間内に作業を行う場合には、必要に応じて公園利用調整を行う。

２．公園利用者に対して、管理作業内容の情報を提供する必要が生じた場合には、作業場所において適切な説明看板類を掲示する。

第２章 芝生管理

第７条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす芝生管理を行う。(別添－３７「芝生管理区域図」参照)

ランク	AA	A	B	C	D
管理目標	美観や密度を保ち、プレーの要求に応えることが目的の芝生地。	主要な広場や修景施設周辺にあり、修景性が高く、芝生の美しさが重要な景観構成要素となっており、利用率も高い芝生地	修景性が高く、芝生の美しさが重要な景観構成要素となっており、動的利用も多い芝生地	A、Bランクに次ぐ程度の修景性や利用率がある芝生地	主として法面等保全や緑を保持することが目的の芝生
管理水準					
芝刈高	4cm以下に維持	5 cm以下に維持	5 cm以下に維持	7 cm以下に維持	7 cm以下に維持
雑草混入	混入なし	可能な限り混入なし	可能な限り混入なし	一部混入容認	一部混入容認
茎葉密生度	高い	高い	高い	高いが空隙あり	高いが空隙あり
標準実施回数	(単位；回/年)				
芝刈(標準芝刈込回数)	35	15	9	6	3
対象地（収益施設を除く）	パークゴルフ場（フェア）	パークブリッジ下 花のまきば(1)(2)(3)(5) ｶﾝﾄﾘｰﾊｳｽの庭園（1） 花のテラス ロッジ前 つどいの森 風のはらっぱ(1)(2) パークゴルフ場(ラフ) 厚別川上流 厚別川下流 水の広場 森の炊事広場 収穫の谷（1） 多目的ホール前 渓流口駐車場周辺 鱒見口駐車場周辺	事務所周辺 ローンスタジアム 展望台周辺 東口の広場 こどもの谷（2）（3） 滝野の森口広場	中央口駐車場周辺 東口駐車場周辺 収穫の谷（2） こどもの谷（1）	渓流園 森のすみか ｶﾝﾄﾘｰﾊｳｽの庭園（2） 花のまきば（4） 滝野の森口広場周辺 山の家宿泊棟前

※ 芝刈工以外の工種については、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。

※３月中旬から積雪状況を把握のうえ適時融雪剤を散布して、コースの融雪を促進する。

第８条 芝刈工

１．芝生地内にある石、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。

２．芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないように注意し、刈むら刈残しのないよう均一に刈込む。

３．刈込み高は管理水準を目安とするが、大幅に変更する場合は、調査職員等と協議する。

４．縁切りは、寄せ植え、施設等にほふく茎が侵入しないよう、寄植類にあたっては、樹冠の垂直投影線より 10ｃｍ程度外側で垂直に切り込み、せん除する。

５．刈り取った芝は、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積するとともに、刈り跡は

きれいに清掃する。

6．芝刈り回数及び頻度については、芝草の生育状況を確認した上で適切かつ効率的な数量を設定し、作業にあたるものとする。

第９条 芝生病虫害防除工（薬剤散布）

1．病虫害が発生した場合には、誘殺等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても農薬取締法等の農薬関連法規や北海道農薬安全使用推進方針、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法等を遵守し、最小限の区域における農薬散布に留める。

2．病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合は、速やかに調査職員等の承諾を得て、適切な処置を講ずること。

3．薬剤散布は、薬剤の効果、周辺環境への影響に十分配慮し、適切な天候条件、使用日時、服装により行う。なお、開園時間内には実施しない。

4．農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について記録する。

（実績は、別紙－３７「薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）」参照。）

第１０条 芝生施肥工

１．過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。

２．施肥を行う場合は、原則として降雨直後等で葉面がぬれているときは行わない。

３．施肥の時期及び回数については、芝草の生育状況を確認すると共に、芝生の利用状況予測を考慮して適切かつ効率的な時期を設定し、作業にあたるものとする。

（実績は、別紙－３６「農薬、肥料、土壌改良材リスト」を参照。）

第１１条 芝生目土掛工

１．目土は植物の根やガレキ等の混入がなく、必要に応じてふるい分けした目土用土又は砂材を用いる。土壌改良剤及び肥料を混入する場合は、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した混入率となるよう入念に混合する。

２．目土は、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した量をとんぼ等を用いて、むらなく均一に敷きならし、十分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は不陸整正を勘案しながら行う。

３．芝草の生育適期を選んで施工し、合わせて芝草の生育促進、芝生地表面の不陸整正の効果を最大限に発揮できるよう施工する。

第１２条 芝生エアレーション工

１．芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具または機械により土壌が膨軟となるよう効果的に行う。

２．施工区域の設定、穴及びカッティングの深さ、間隔等は業務責任者の判断による。

３．芝地内にある石、空き缶等の障害物は、あらかじめ取り除く。

第１３条 芝生雑工

１．芝生雑工１については業務責任者の判断する作業（堆肥攪拌補助、散水、不陸調整等）を実施する。

２．芝生雑工２については業務責任者の判断する作業（灌水補助、施肥散布補助、芝生保護材設置等）を実施する。

３．芝の補植を行う際は、以下の項目に留意する。

１）張替え箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ 15cm 程度まで床土を交換又は耕耘したうえ、沈下防止のためよく転圧し、表面排水できるよう不陸整正を行う。

２）張芝は、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧し、目土を施し、必要に応じて適宜施肥、灌水する。

３）播種は、施工箇所を刈取・集草し、土壌改良材を散布の後、種子を均等に播き付ける。その後、目土散布を行ったのち、速やかに灌水を行う。

４．芝生灌水は、以下の項目に留意する。

１）既存の灌水設備または散水車を使用して、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した潅水量を芝生全面に行きわたるように均一に灌水する。

２）芝生の生育状況を確認したうえで、適切かつ効率的な時期を設定し、作業にあたるものとする。

３）施工の際は、入園者等に細心の注意を払うと同時に主要部分は開園時間外に対応する。

５．リサイクル工

堆肥づくりは、落葉や芝刈屑、チップ等を原材料として植栽地の土壌改良等を目的として行うものとし、堆肥製造過程における温度管理や水分管理、熟成期間等の管理基準や切り返し方法、使用機械については、まとめて調査職員等に協議した上で決定する。

第３章 中低木管理

第１４条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす中低木管理を行う。（別添－３８「中低木管理区域図」参照）

管理目標	対象地の個々の中低木の目的（鑑賞、遮蔽、境界、緑被）に留意した管理を行う。			
	花を公園利用者に見せる役割を持ち、その花が景観構成要素となっている花木	花を公園利用者に見せる役割を持ち、その花が景観構成要素となっている花木（ハギ類）	芝生地と高木等他の植栽を補完する目的で植えられた中間植栽としての役割や、園路や広場等の境界植栽としての役割を持つ中低木	既存木及び法面等保全や緑を保持することが目的の中低木
	鑑賞	鑑賞	遮蔽・境界	緑被
管理水準	良好な生育、景観等のため整形し、健全な個体を維持する。	寄植については、基本的に自然樹形とし、枯損枝、支障枝葉を撤去する。また、秋に地際にて刈り取る。	基本的に自然樹形であるが、樹種の特性等を考慮し、剪定工を実施する。枯損枝、支障枝等は撤去する。	自然樹形とし、枯損枝、支障枝等は撤去する。
標準実施回数	（単位；回/年）			
剪定・刈込み	１回／年			
対象地	カントリーガーデン、渓流ゾーン、青少年山の家、こどもの谷　等			

※剪定・刈込み以外の工種については、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。

第１５条 中低木剪定工

１．一般事項

１）枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈地原形を十分考慮しつつ、樹幹局縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込む。

２）裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。

３）花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と養生位置に注意する。

４）数年の期間をおいて刈込みを実施する場合は、第１回の刈込みの際に一度に刈込まず、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。

５）刈り取った枝葉は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

６）特に枝葉が樹冠内に残らないようにきれいに取り去り、刈込んだ樹木、寄植等の周辺はきれいに清掃する。

７）剪定にあたっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。

８）公園の景観維持及び樹木の生育等に支障があり、剪定だけでなく間伐の必要が生じた場合には、調査職員等に報告する。

２．寄植剪定

各樹種の生育状態に応じ、刈地原型を十分考慮しつつ刈込む。

３．単木剪定

各樹種の特性に応じた人力による刈り込み作業を行う。

第１６条 ハギ刈込工

１）樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈残しのないように刈り込む。

２）刈り取った枝葉は、別途図面に明示している滝口ヤードに運搬・堆積する。

第１７条 中低木地除草工（人力除草）

人力による抜根除草とし、根に付着した土を除いた後、別途図面に明示している滝口ヤードに運搬・堆積する。

第１８条 中低木地除草工（機械除草 肩掛式、ハンドガイド式＋肩掛式）

１．作業場所の条件により、肩掛式草刈機及びハンドガイド式併用肩掛式草刈機により施工する。

２．刈り取った雑草は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第１９条 中低木施肥工

１．一般事項

１）過去の実績をふまえ、肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じてもっとも効果が期待できるよう、施肥量について業務責任者が判断して行う。

２）溝及び縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないよう注意する。

２．中低木施肥

１） １本立ち及び小規模な寄植えの場合、輪肥・壺肥を主体とし、業務責任者が判断して行う。

⑴輪肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ 20ｃｍ程度の溝を輪状に掘り、溝底に肥料を平均に敷き込み覆土する。溝掘りの際、とくに支根を傷めぬよう注意し、細根の密生している場合は、その外側に溝を掘る。

⑵壺肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り、穴底に肥料を入れ覆土する。竪穴の深さは 20cm 程度とする。

２）群植、大規模な寄植えの場合、有機質肥料については、1 ㎡当たり 3 箇所の縦穴を掘り、底に肥料を入れ覆土する。化成肥料については、植込内に均一に散布する。

（実績は、別紙－３６「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照。）

第２０条 中低木病虫害防除工（簡略化案）

１．中低木病虫害防除工は「第９条芝生病虫害防除工（薬剤散布）」に準じて行う。

（実績は、別紙－３７「薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）」参照。）

第２１条 中低木冬囲工（枝しおり設置・縄巻のみ、撤去）

（設置）

縄巻きのみにより枝しおりを行う。

（撤去）

１．設置されている各種の冬囲いの撤去を行う。

２．撤去した縄巻は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第２２条 中低木冬囲工（晒竹４本むしろ掛け設置・撤去）

（設置）

１．心立ては晒竹 L=4.0m、4 本/本とする。

２．むしろは 2 枚/本とする。

（撤去）

１．設置されている各種の冬囲いの撤去を行う。

２．撤去した晒竹・むしろ等は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第２３条 中低木冬囲工（晒竹１本縄巻設置・撤去）

（設置）

晒竹 L=1.5m に縄巻によって枝しおりを行う。

（撤去）

１．設置されている各種の冬囲いの撤去を行う。

２．撤去した竹・縄巻等は資材置き場に運搬・堆積する。

第２４条 中低木植栽工（中低木　株物）

１．樹高 60cm 未満の樹木を対象とする。

２．植栽を実施するにあたり、土壌改良材は埋め戻し土壌とよく撹拌する。

第２５条 中低木雑工・中低木巡回工（巡回作業・雑作業）

１．中低木雑工については業務責任者の判断する作業（ササ刈、ササ伐根、害虫の捕殺駆除作業、中低木地落葉除去枯損木及び支障枝撤去、チップ敷均し等）を実施する。

２．中低木巡回工１にて、植木手入れやその他業務責任者が判断する管理作業を行う。

３．中低木巡回工２にて、植木手入れ補助・支障木手入れやその他業務責任者が判断する管理作業を行う。

４．中木および低木補植を行う際は、以下の項目に留意する。

１）中木は樹高 60cm～100cm 未満の樹木を対象とし、低木は 60cm 未満の樹木を対象とする。

２）植栽を実施するにあたり、土壌改良材を投入する場合は、埋め戻し土壌とよく撹拌する。

５．マルチングを行う際は、以下の項目に留意する。

１）マルチング材は過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した量をむらなく均一に敷き均す。

２）使用するマルチング材及び敷き均し量、厚さについては業務責任者が判断し、定める。

６．中低木潅水工は、既存の灌水設備、または必要に応じて散水車を使用して実施する。また、施工の際は、入園者等に細心の注意を払うと同時に、主要部分は開園時間外に対応する。

第４章 高木管理

第２６条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす高木管理を行う。（別添－３９「高木管理区域図」参照）

ランク	A	B	C
管理目標	花やその樹形を公園利用者に見せる役割を持ち、景観構成要素となっている高木	園路や広場、敷地の境界、遮へい、防火帯となる植栽としての役割や景観木としての役割を持つ高木	既存木に近い高木
	鑑賞	鑑賞、緑陰、防災、遮へい	緑陰
管理水準（剪定）	抑制管理を中心とし、きめ細かい管理を実施 自然樹形を原則とするが、強風による影響を受けやすいものについては枝透かしを実施	自然成長を前提としつつ、障害除去を行う保護管理を実施 原則として自然樹形	原則として自然樹形
対象地	カントリーガーデン 子供の谷など	カントリーガーデン 子供の谷など	渓流ゾーンなど

第２７条 高木施肥工

過去の実績をふまえ、肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じてもっとも効果が期待できるよう、施肥量について業務責任者が判断して行う。

１）輪肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ 20ｃｍ程度の溝を輪状に掘り、溝底に肥料を平均に敷き込み覆土する。溝掘りの際、とくに支根を傷めぬよう注意し、細根の密生している場合は、その外側に溝を掘る。

２）車肥：樹木主幹から車輪の輻のように放射線状にみぞを掘る。溝は外側に遠ざかるにつれて幅を広く、かつ深く掘り、溝底に肥料を平均に敷き込み覆土する。溝の深さは 15～20cm 程度、長さは葉張りの 3 分の 1 程度とし、溝の中心部分が葉張り外周線の下にくるように掘る。

３）壺肥：樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り、穴底に肥料を入れ覆土する。竪穴の深さは 20cm 程度とする。

４）移植後 1 年以内の樹木及び剪定直後の樹木で、葉張り外周線の不明の樹木については、溝及び穴の中心線が樹幹中心より根元直径の 5 倍にくるように掘る。

（実績は、別紙－３６「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照。）

第２８条 高木支柱工（簡略化案　第 43 条～第 45 条）

１．二脚鳥居の結束直し、二脚鳥居や三脚鳥居、晒竹八つ掛の設置、付替えを行う。

２．再結束や付替えの際に、発生した在来の杉皮、しゅろ縄及び鉄線は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第２９条 高木冬囲工（枝しおり設置・撤去）

（設置）

わら縄によって枝しおりを行う。

（撤去）

１．設置されている冬囲いの撤去を行う。

２．撤去したわら縄等は、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第３０条 高木枯損木処分工

１．公園内の景観維持や、倒木等による不測の事態から公園利用者に対する安全を確保するため、常に公園内を観察し、枯損木を発見した場合には速やかに調査職員等と協議し、対象木を決定する。

２．幹周を計測した後に、チェーンソーにて伐採を行い、幹周 20m 未満、20cm 以上 30cm 未満、30cm 以上 60cm 未満、60cm 以上 90cm 未満、90cm 以上 120cm 未満と区分する。

３．伐採した樹木の幹及び枝葉については、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第３１条 高木病虫害防除工（薬剤散布）

高木病虫害防除工は、「第９条芝生病虫害防除工（薬剤散布）」に準じて行う。

（実績は、別紙－３７「薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）」参照。）

第３２条 高木巡回工（巡回作業・雑作業）

１．高木巡回工１は、高度な造園知識・技術を必要とする作業（倒木復旧作業、樹勢回復作業〔状態の調査を伴うもの〕、高所作業、アオダモのアーチやコニファーの冬囲い等）や、その他業務責任者の判断する管理作業を行う。

２．高木巡回工２は、高木巡回工１以外の作業やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。

３．在来の支柱の取り外しを行う際は、樹木を損傷しないよう十分注意し根元より完全に引き抜く。また、杉皮、しゅろ縄、亜鉛引鉄線、洋釘及び幹巻材も同様にきれいに取り除く。撤去した支柱、杉皮、しゅろ縄等は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

４．高木剪定工は、以下の項目に留意する。

１）樹形の骨格づくり、樹形の整形、混み過ぎによる病害虫及び枯損枝の発生防止等を目的として、枝おろし、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等の剪定方法を、樹種、形状及び選定の種類に応じてもっとも適切な方法により行う。

２）樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要がある場合を除き、自然形に仕立てる。

３）剪定に当たっては、下枝の枯死を防ぐために原則として上方を強く、下方は弱く、また、南側等の樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定する。

４）不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」は原則として行わない。

５）花木は花芽の分化時期と養生位置に注意して剪定する。

６）剪定後、樹木周辺をきれいに清掃する。剪定した枝葉は、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

７）剪定にあたっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。

８）公園の景観維持及び樹木の生態等に支障があり、剪定だけでなく間伐の必要が生じた場合には、調査職員等に報告する。

９）園路やマウンテンバイクコース沿い等の公園利用者の動線上の高木については、支障枝・枯枝等を適切に除去し、落ち枝等によるけがなどないよう努める。

１０）調査職員等の指示する景観上重要な樹木については、樹形の維持及び眺望の確保に努める。

５．高所作業は、以下の項目に留意する。

１）高所作業車を使用し、高所枝打ち作業等を行う。

２）高所作業の際には、周囲の安全性や樹木を傷つけないように細心の注意を払い、セーフティコーンやアウトリガー（伸縮補助足）等により安全を確保したうえで作業を実施する。

６．リサイクル工

チップづくりは、植栽地のマルチング材、園路、遊び場のクッション材、堆肥化の原材料等として使用するために行うものとし、粒度や形状等の品質基準や使用目的、使用機械、チップ化を実施する場所については、調査職員等に協議した植で決定する。

実施に先立ち、マルチング材やクッション材等、公園利用者が直接触れるチップについては、試験施工等により、粒度や形状の安全性についてまとめて調査職員の承諾を得る。

（実績は、別紙－３９「植物性廃棄物の取扱（発生・処理・活用量等)」参照。）

７．高木灌水工は、「第２５条中低木雑工・中低木巡回工（低木灌水工)」に準じて行う。

第５章 林地管理

第３３条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす樹林地管理を行う。(別添－４０「林地管理区域図」参照)

区分	林地
管理目標	既存木
	保全林地、景観林地
管理水準（剪定）	原則として自然樹形
対象地	カントリーガーデン周辺 渓流ゾーン 滝野の森（西エリア）など

第３４条 林地除草工（肩掛式　集積・運搬あり）

１．林地内にあるごみ、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。

２．樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう刈り取る。

３．樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。また、それにからんでいるつる性の雑草もきれいに除去する。

４．案内板、消火栓、電話ボックス等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈り取る。

５．調査職員等が残すよう指示した樹木、草花類を刈り取らないよう、事業者はH22、H23実績の「生態エリア管理指導事項」（別紙－３８）、「滝野の森ゾーン（西エリア）植物維持管理計画書」（別添－４２）を参考にし、細心の注意をはらい施工する。

６．水際のアシ、ガマ等を刈り込む時は、刈込みの範囲や留意事項等について調査職員等の指示に従う。

７．自生動植物の育成や繁殖、景観、利用形態についても配慮する。

８．機械刈りに当たっては、刈取り物や飛び石が人、車両、建物に当たらぬ様に配慮し、人、車両、建物に対して影響が懸念される箇所では防護工等を行い、工事中の安全に配慮しなければならない。

９．施工前に刈残し箇所、刈高設定等に関する試験施工を指示する場合がある。

１０．幹線園路の両側路肩は、片側1.5m幅で刈取る。

１１．刈草は、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬集積するとともに、刈跡はきれいに清掃する。

第３５条 林地除草工（肩掛式　集積・運搬なし）

１．「第３４条林地除草工（肩掛式　集積・運搬あり）」の1～9に準じて行う。

２．刈り取った茎葉はそのままとする。

第３６条 林地除草工（人力除草　抜根　集積・運搬あり　貴重種箇所）

１．人力作業により抜根する。

２．抜き取った雑草は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

３．貴重種については、配慮すべき対象を調査職員等と確認し、協議する。

４．貴重種についてスタッフ全員で事前に確認作業を行う。

第３７条 林地高木枯損木処分工

１．公園内の景観維持や、倒木等による不測の事態から公園利用者に対する安全を確保するため、常に公園内を観察し、枯損木を発見した場合には速やかに調査職員等と協議し、対象木を決定する。

２．幹周を計測した後に、チェーンソーにて伐採を行い、幹周 30cm 未満、30cm 以上 60cm 未満、60cm 以上 90cm 未満、90cm 以上 120cm 未満と区分する。

３．伐採した樹木の幹及び枝葉については、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第３８条 林地雑工・林地巡回工（巡回作業・雑作業）

1. 林地雑工１は、高度な造園知識・技術を必要とする作業（樹種の判別、高所作業等）や業務責任者の判断する管理作業を行う。

２．林地雑工２は、業務責任者の判断する作業（園外支障木処理、枯枝除去、手刈り作業、エゾサンショウウオ産卵地の堆積物除去等）や植物生育状況測定表および動植物観察等記録表の作成を実施する。

３．林地巡回工２は、支障枝除去・若竹除去やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。

４．高所作業車は、「第３２条高木巡回工（高所作業車)」に準じて行う。

５．林地伐採工（間伐）は、以下の項目に留意する。

１）一定範囲の樹林地の健全な更新等を目的とする。

２）幹周を計測した後に、チェーンソーにて間伐を行い、幹周 30cm 以上 60cm 未満、60cm 以上 90cm 未満、90cm 以上 120cm 未満、120cm 以上 150cm 未満と区分する。

３）作業の際は、周囲の安全性やその他の樹木を傷つけないように細心の注意を払い、地際より切除する。

４）間伐した樹木は、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した方法により処理し、跡地は清掃する。

５）間伐した樹木の幹及び枝葉については別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

６．リサイクル工

リサイクル工は、「第３２条高木巡回工６．リサイクル工」に準じて行う。

第６章 花壇管理

第３９条 管理水準

事業者は、対象エリアに利用する植栽の種類・品種を設定し、それらに応じた一般的な見頃期間を 18 週程度確保する。

対象エリア名称	目的･目標	花の見頃期間(週)
パレット花壇、花のまきば、モルト樽(中央分離帯)、露地花壇(東口)	公園利用者を出迎えるシンボル空間であり、シーズンを通して、見頃となるよう、留意する。	18 週程度

（実績は、別添－４１「植栽管理区分図【草花管理】」参照。）

第４０条 花壇植栽工

１．植栽前の前花は抜根撤去とし、根に付着した土は取り除く。その後に、地ごしらえをし、植栽する。

２．抜き取った草花は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第４１条 花壇病虫害防除工

花壇病虫害防除工は、「第９条芝生病虫害防除工（薬剤散布）」に準じて行う。

（実績は、別紙－３７「薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等)」参照。）

第４２条 花壇巡回工（巡回作業・雑作業）

１．花壇巡回工１は、プランター設置・撤去・移動、耕耘、病中害防除、施肥、その他業務責任者の判断する管理作業を行う。

２．花壇巡回工２は、花がら摘み、ピンチ（切り戻し)、摘心、除草、誘引、枯葉除去やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。

３．灌水は天候、土壌状態に注意し、無駄なく、しかも時期を失しないよう行う。

４．灌水は花苗を傷めないよう丁寧に行い、根に十分水がゆきわたるよう浸透させる。

５． 花壇施肥工は、以下の項目に留意する。

１）元肥は、花壇面に過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。

２）追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、もっとも効果的な方法により行う。

（実績は、別紙－３６「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照。）

第７章 草花管理

第４３条 管理水準

事業者は、対象エリアに利用する植栽の種類・品種を設定し、それらに応じた一般的な見頃期間を 18 週程度確保する。

対象エリア名称	目的･目標	見頃期間(週)
花のまきば、収穫の谷、バックヤード圃場、山のお花畑、森のすみか、スズランの小径、収穫の谷、カントリーハウスの庭園、歓迎の花壇横スズラン、中央口、疎林広場周辺、渓流口周辺、厚別川下流周辺、平成の森、鱒見口、鱒見の谷、つどいの森、事務所周辺、西エリア、ローンスタジアム	季節ごとに咲く既存の花類について、鑑賞に耐えるレベルに維持管理を行う。	18 週程度

（実績は、別添－４１「植栽管理区分図【草花管理】」参照。）

第４４条 草花除草工

人力による抜根除草とし、根に付着した土を除いた後、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第４５条 草花刈払工

１．株の葉部のみ、あるいは地際から刈り取る。ただし、表土が流れる恐れがある箇所の刈払い及び施工時期については十分注意して決定する。

２．刈取った草花は、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第４６条 草花刈込工（人力）

１．対象となる株の葉部のみ刈取る。

２．刈取った草花は別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬・堆積する。

第４７条 草花施肥工

１．元肥は、花壇面に指定の施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。

２．追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、もっとも効果的な方法により行う。

（実績は、別紙－３６「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照。）

第４８条 草花病虫害防除工

草花病虫害防除工は、「第９条芝生病虫害防除工（薬剤散布）」に準じて行う。

（実績は、別紙－３７「薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）」参照。）

第４９条 草花巡回工（巡回作業・雑作業）

１．草花巡回工１は、業務責任者の判断により通常の作業とは異なる巡回作業及び雑作業（育苗、掘上、補植、移植、株分け、資材･発生材運搬及び灌水等に伴う車輌運転、耕耘、スプリンクラー設置・撤去、プランター（テラコッタ）設置・撤去、薬剤散布、花苗植付けに伴う割付、支柱設置、柵及び鉄ピンの設置・撤去等）やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。

２．草花巡回工２、業務責任者の判断する作業（花がら摘み、ピンチ、摘心、除草、誘引、ロープ柵設置・撤去、枯葉除去、落ち葉撤去、土壌改良剤散布、地拵え、花苗植付けに伴う割付補助、花苗・

球根植付、軽微な灌水、間引き、１年草抜取・刈取、資材･発生材運搬及び灌水等に伴う車輌運転補助、マルチング等）を実施する。

３．リサイクル工

リサイクル工は、「第１３条 芝生雑工　５．リサイクル工」に準じて行う。

第８章 花畑管理

第５０条 管理水準

事業者は、対象エリアに利用する植栽の種類・品種を設定し、それらに応じた一般的な見頃期間を 18 週程度確保する。また、花畑の管理は、行催事および利用プログラムと十分に連携をとり、実施する。

対象エリア名称	目的･目標	花の見頃期間(週)
花のまきば、収穫の谷	単体の花だけでなく、大面積の群落も観賞できるよう留意する。	18 週程度

（実績は、別添－４１「植栽管理区分図【草花管理】」参照。）

第５１条 花畑耕耘工

１．古株雑草等は根より掘り起こし、土を払った後、別途図面に明示している滝口ヤード箇所に運搬処理する。

２．草花面は床土をトラクター等により 30cm 程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凸凹のないよう一様にならす。

３．肥料を施す場合には、過去の実績をふまえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を、花畑面に均一にまき、くわ、レーキ等により床土とよく混合する。

第５２条 花畑耕耘工（土壌改良材散布　人力散布）

土壌改良材を人力により、むらのないよう均一に散布する。

第５３条 花畑耕耘工（機械畝立て）

トラクター1t 級にて畝立てを行う。

第５４条 花畑播種工

１．人力播種機等により播種を行い、必要に応じて覆土する。

２．施工後には十分な灌水及び養生を行う。

第５５条 花畑病虫害防除工

花畑病虫害防除工は、「第９条芝生病虫害防除工（薬剤散布）」に準じて行う。

（実績は、別紙－３７「薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）」参照。）

第５６条 花畑除草工

人力による抜根除草とし、根に付着した土を除いた後収集し、調査職員等の指示する場所に運搬・堆積する。

第５７条 花畑刈払工

１．肩掛式草刈機及びハンドガイドにより、地際から刈り取る。

２．刈取った草花は収集し、調査職員等の指示する場所に運搬・堆積する。

第５８条 花畑巡回工（巡回作業・雑作業）

１．花畑巡回工は、「第４９条草花巡回工」に準じて行う。

２．花畑施肥工は、以下の項目に留意する。

１）元肥は、花畑面に、過去の実績をふまえ業務責任者が適切に判断した施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床上の中によくすき込む。

２）追肥は肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、業務責任者の判断により、もっとも効果的な方法により行う。

（実績は、別紙－３６「農薬、肥料、土壌改良材リスト」参照。）

３．リサイクル工

リサイクル工は、「第１３条 芝生雑工　５．リサイクル工」に準じて行う。

別紙９

H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務
収益施設等管理運営規定書

平成２４年〇月

目次

はじめに

第1編 国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等管理運営共通規定書

第１章　総則 …… 2
第２章　マネジメント（運営管理） …… 17
第３章　ホスピタリティ（施設利用者対応） …… 21
第４章　安全衛生管理…… 23
第５章　施設管理…… 26
第６章　財産管理…… 27
第７章　管理運営報告書…… 28

第2編 国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等管理運営個別規定書

第１章　駐車場…… 29
第２章　レンタサイクル施設…… 33
第３章　飲食・物販施設…… 36
第４章　釣堀施設運営…… 39
第５章　オートキャンプ場運営…… 41
第６章　園内シャトルバス運営…… 46
第７章　園内移動用施設（リフト）運営…… 49
第８章　自動販売機…… 53
第９章　公衆電話…… 55
第１０章 自主事業における行催事等…… 57

はじめに

本規定書は、国営滝野すずらん丘陵公園の一元的な運営維持管理を進めるにあたり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である駐車場、オートキャンプ場、レンタサイクル施設、飲食・物販施設、自動販売機、公衆電話等の管理運営業務及び自主事業を実施する上での基本的な条件を取りまとめたものである。

本事業は、事業者の申請に基づき都市公園法第５条第１項による公園施設の管理の許可を得て行うものであり、民間事業者の創意と工夫により質の高い公園サービスを独立採算で提供する一方、別途責任分担を規定している事項を除き、事業者は、公園施設の安全管理、衛生管理など管理上の一切の責任を負うものである。

事業者は、自らが作成する管理運営要領に従って管理を実施することになるが、管理運営要領は、本規定書を踏まえるだけでなく、過年度の安全管理、衛生管理、運営方法等を十分に把握した上で、現地を入念に確認し、自らの経験、知見に基づき、事業者自らの責任において最も適切なものを作成しなければならない。

また、実際の管理に当たっては、常に利用状況を観察し、最新の知見を取りいれ、類似の事故や社会情勢等に照らし、管理運営要領を随時更新し、公園施設の安全確保に努めなくてはならない。

第１編　国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等管理運営共通規定書

第１章 総則

第１条 履行場所及び履行期限

１．履行場所

施設名称　国営滝野すずらん丘陵公園

所在地　　北海道札幌市南区滝野 247 番地

敷地面積　　395.7ha

うち収益施設許可面積　●●㎡（予定）

■対象となる収益施設

公園施設の名称	運営施設名称、面積	施設規模（参考）
レストラン （カントリーハウス）	飲食店・売店　363.17m2 自動販売機置場　2.86m2 用具貸出室庫　221.54m2 プロパン庫　5.46m2	（鉄筋コンクリート造） 延床面積：　1,562.21m2
用具貸出所 （カントリーハウス）	用具貸出室　87.69m2 用具貸出品倉庫　133.85m2	（鉄筋コンクリート造） 延床面積：　1,562.21m2
中央管理所売店	売店　18.18m2 自動販売機置場　4.02m2	管理所 （鉄筋コンクリート造） 延床面積：　506.43m2
	自動販売機置場　13.86m2	休憩所 （鉄筋コンクリート造） 延床面積：　398.84m2
子供の谷休憩所売店	厨房、売店、食品庫、休憩室 192.20m2 厨房機器等一式、自動販売機置場 4.44m2	（鉄筋コンクリート造） 延床面積：　369.51m2
レストラン（渓流園）	レストラン（売店を含む） 304.13m2	（鉄筋コンクリート造） 建築面積：　304.13m2
	プロパン庫 5.61m2	（鉄筋コンクリート造） 建築面積：　5.61m2
	屋外ピット 32.40m2	（鉄骨造） 建築面積：　32.40m2
	バーベキュー園 2,177.89m2	管理面積：　2,177.89m2
釣堀 （ﾌｨｯｼﾝｸﾞ・ﾀｷﾉ）	釣堀 1,700.83m2	管理面積：　1,700.83m2
	四阿、管理所等 581.14m2	管理面積：　581.14m2
鱒見口売店	売店　60.00m2	（鉄骨造） 建築面積：　247.00m2

公園施設の名称	運営施設名称、面積	施設規模（参考）
渓流口売店 （ロッジゆきざさ）	スキー貸出室、物置　42.24m2	（木造一部鉄筋コンクリート造） 延床面積：　315.36m2
	倉庫、スナック、休憩室の一部 86.58m2 テラス（自動販売機置場含む） 42.33m2	
東口情報センター レストハウス棟売店	売店　81.33m2 自動販売機置場　3.57m2	（鉄筋コンクリート造） 延床面積：　185.47m2
駐車場	中央口駐車場（案内看板等）	（アスファルト舗装等） 管理面積：　28,654m2
	鱒見口駐車場（案内看板等） 料金徴収ブース	（アスファルト舗装等） 管理面積：　4,253m2 建築面積：　4.52m2
	渓流口駐車場（案内看板等） 料金徴収ブース	（アスファルト舗装等） 管理面積：　4,029m2 建築面積：　11.27m2
	東口駐車場（案内看板等）	（アスファルト舗装等） 管理面積：　19,248m2
	南駐車場（案内看板等）	（アスファルト舗装等） 管理面積：　10,447m2
	滝野の森口駐車場（案内看板等） 料金徴収ブース	（アスファルト舗装等） 管理面積：　1,838m2 建築面積：　6.76m2
園内移動用施設	リフト　256.45m 機器保管倉庫　77.4m2	搬器　48 台
サイクリング施設	自動販売機置場　187.00m2	（鉄骨造） 建築面積：　247.00m2
園内シャトルバス	東口～滝野の森口（予定）3.5 ㎞	１台　７便程度／日
自動販売機	●●●、●●●、●●●、●●●	●台
公衆電話	●●●、●●●、●●●、●●●	●台

※当該施設の運営を行わない場合も、第 13 条に定める当該施設に係る施設使用料を収める必要がある。

オートキャンプ場（オートリゾート滝野）

名　　称	数　量	備　考
キャンピングカーサイト	23 サイト	AC 電源、炊事施設、TV アンテナ付、 管理面積　10,706 ㎡
スタンダードカーサイト	40 サイト	AC 電源付、管理面積 4,990 ㎡
キャビンサイトＡ	14 サイト	ｻｲﾄ A（木造中 2 階、AC 電源付）延床面積 415.80 ㎡、 管理面積 2,037 ㎡

名　　称	数　量	備　考
キャビンサイトＢ	５サイト	ｻｲﾄＢ（木造平屋建） 延床面積 114.75 ㎡ 管理面積 552 ㎡
キャビンサイトＳ	６サイト	ｻｲﾄＳ（木造平屋建） 延床面積 328.32 ㎡ 管理面積 3,590 ㎡
フリーテントサイト	55 サイト	管理面積 5,116 ㎡
センターハウス	１棟	(木造２階建)延床面積 984.94 ㎡ 事務室、ｺｲﾝﾗﾝﾄﾞﾘｰ、倉庫、売店、便所、ｼｬﾜｰ室、宿泊室、管理人室、ﾗｳﾝｼﾞ、多目的ﾎｰﾙ、電気室、ﾎﾞｲﾗｰ室、自動販売機置場、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱﾙｰﾑ、炊事室、多目的ﾄｲﾚ、身障者用ｼｬﾜｰ室 ｵｲﾙﾀﾝｸ(木造平屋建)延床面積 15.12 ㎡ 離れ倉庫(木造平屋建)延床面積 18.23 ㎡(仮設物置含む)
管理用駐車場	１ヵ所	管理面積 441 ㎡（15 台）
駐車場	21 ヵ所	管理面積 1,417 ㎡（ﾌﾘｰﾃﾝﾄｻｲﾄ用 62 台）
サニタリーハウス	１棟	（木造平屋建） 延床面積 155.52 ㎡ 炊事施設、ﾄｲﾚ
車庫棟	１ヵ所	（木造平屋建） 延床面積 46.08 ㎡
炊事棟	８棟	（木造平屋建） 延床面積 98.01 ㎡ （ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞｶｰｻｲﾄ５棟、ｷｬﾋﾞﾝＡｻｲﾄ２棟）
便所棟	４棟	（木造平屋建） 延床面積 79.38 ㎡ （ｷｬﾝﾋﾟﾝｸﾞｶｰｻｲﾄ１棟、ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞｶｰｻｲﾄ１棟）
ゲートシステム	１ヵ所	ｶｰｹﾞｰﾄ、ｱｰﾑｷｬｯﾁｬｰ、ﾃﾝｷｰﾎﾞｯｸｽ、ｶﾒﾗ ２台
管理カメラ	１式	管理ｶﾒﾗ４台、屋外制御盤 ４面、ﾓﾆﾀｰﾃﾚﾋﾞ １台
放送設備	１式	ｽﾋﾟｰｶｰ 16 台
園路誘導灯	49 ヵ所	
ゴミステーション	２ヵ所	（木造平屋建） 管理面積 29 ㎡ （入口付近１ヵ所、ｷｬﾋﾞﾝＢｻｲﾄ１ヵ所）
残り火入れ	５ヵ所	
自動販売機置場	３ヵ所	管理面積８㎡
ダンプステーション	１ヵ所	（木造平屋建） 延床面積 1.89 ㎡（汚水ﾎﾟﾝﾌﾟ棟内）
芝生広場	―	管理面積●㎡
プレイロッド	２基	管理面積●㎡
彩りの森	―	管理面積●㎡
園路	―	管理面積●m
ジャブジャブ池	１ヵ所	
インターホン	３ヵ所	
展望台	１ヵ所	

※当該施設の運営を行わない場合も、第 13 条に定める当該施設に係る施設使用料を収める必要がある。

（別添－４３「収益施設運営対象区域図および備品一覧」参照。）

２．履行期限

１）前項の収益施設に関する都市公園法第５条の許可の期間（以下「管理運営期間」という。）は、平成２５年４月１日から平成２８年３月３１日までとする。

２）管理運営期間は、収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期施設等運営者への引継ぎに際し、期間を変更することがある。ただし、期間の変更により発生する売上額の減少等損失について、北海道開発局札幌開発建設部は補償しない。また、利用者の利便性の確保及び公園全体のマネジメントの観点から、期間変更時に収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期現任施設等運営者の指示を受けることがある。

３）施設等運営者は、収益施設等運営業務（以下「本業務」という。）が適正かつ円滑に実施できるよう収益施設の現任施設等運営者から業務開始日までに必要な引継ぎを受け、万全の体制で本業務に備えなければならない。

４）施設等運営者の企画提案等により収益施設の運営日時を変更した場合でも、管理運営期間中の収益施設の管理は行わなければならない。

第２条 基本事項

本公園の一元的な運営維持管理を進めるにあたり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である駐車場、オートキャンプ場、レンタサイクル施設、飲食・物販施設、自動販売機、公衆電話等の管理運営業務及び自主事業からなる本業務は、都市公園法第 5 条、第６条または第 12 条の手続きを行った上で実施しなければならない。実施にあたっては、管理の許可を受けた施設等運営者が管理運営要領を作成したうえで、これら収益施設を常に安全かつ清潔で衛生的な状態に保ち、快適に利用できるよう管理をしなければならない。

第３条 本業務の目的

１．本業務は、本公園内に設定された許可区域内の収益施設の管理運営を行うこと、また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時物販施設等の自主事業を行うことを目的とする。なお、本業務の実施に際して施設等運営者は、本公園の設置目的や基本テーマ、運営維持管理基本方針、本公園全体のゾーン構成を十分に理解した上で、本公園内で実施される他の維持管理業務と連携しながら、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、公園利用者及び施設利用者が求める多様なニーズに対して質の高いサービスの提供で応えることで、本業務の遂行に努めなければならない。

第４条 用語の定義

本規定書にて使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

１）「北海道開発局札幌開発建設部」とは、国営公園の管理主体者であり、H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務の発注者のこと。

２）「収益施設」とは、利用料金の徴収や売上金を得て事業者の収入とするために事業者が実施する事業の対象となる施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。

３）「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、監督職員と事前に協議し、都

市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第５条、第６条又は第 12 条に基づく許可を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設の運営や行催事を行う事業のこと。

４）「施設等運営者」とは、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務（以下「運営維持管理業務」という。）を受託した事業者が収益施設の管理運営及び自主事業に関する許可を受けた事者のことである。

５）「監督職員」とは、北海道開発局札幌開発建設部として本業務を監督する職員のこと。

６）「維持管理業務受託者」とは、H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務を受託した事業者のこと。

７）「収益施設等運営業務責任者」とは、第 2 編国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等管理運営個別規定書に記載されている本業務全体を監理する者のこと。

８）「施設担当責任者」とは、施設等運営者として各収益施設を個別に監理する者のこと。

９）「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、公園を利用する者のこと。

10）「施設利用者」とは、収益施設を利用する者のこと。

11）「必須施設」とは、公園の開園日時に常時営業する施設のこと。

12）「裁量施設」とは、公園の開園日時内で運営日時を事業者が設定し営業する施設のこと。

13）「許可区域」とは、本業務の管理運営を許可された範囲のこと。

14）「管理施設」とは、許可区域内にある建築躯体及び建築設備等施設のこと。

15）「管理備品」とは、本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域内に設置されているもののこと。

16）「特定備品」とは、本業務の実施に必要な厨房器具、什器及び運営に必要な設備等機器備品類で、施設等運営者が持ち込んだもののこと。

17）「指示」とは、監督職員が施設等運営者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。

18）「承諾」とは、施設等運営者が監督職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意すること。

19）「協議」とは、本規定書の協議事項及び監督職員が指示する事項について、監督職員と施設等運営者が対等の立場で合議すること。

20）「提出」とは、施設等運営者が監督職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の書類を説明し、差し出すこと。

21）「報告」とは、施設等運営者が監督職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせること。

22）「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名または捺印したものを有効とする。

ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるが、後日有効な書面と差し替える。電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議する。

23）「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、収益施設等の利用者から徴収する料金のこと。

24)「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設等運営者が北海道開発局札幌開発建設部に納める公園の土地または建物の使用にかかる料金のこと。

25)「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地または建物を使用して臨時的な飲食・物販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和 33 年蔵管第 1 号）に基づき北海道開発局札幌開発建設部から金額を通知し、施設等運営者が北海道開発局札幌開発建設部に納める料金のこと。

26)「修繕」とは、施設若しくは設備又は備品等の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。

27)「改修」とは、施設の性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。

28)「保守」とは、施設若しくは設備又は備品等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品または材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。

29)「点検」とは、施設若しくは設備又は備品等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常または劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。

第５条 許認可申請等

１．施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部に都市公園法第５条、第６条又は第 12 条に基づく許可申請を行う。申請にあたっては、「H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項　４．入札に参加する者の募集に関する事項」に基づき提案される「収益施設管理運営計画書」及び本運営規定書に記載されている条件を踏まえた業務内容とする。ただし、申請された業務内容が「収益施設管理運営計画書」で提案された内容であっても、本公園の利用にふさわしくない場合等、その実施を許可しない場合がある。その場合でも本業務が適切に実施できるよう指定された期日までに修正した上で申請すること。

２．臨時売店については、北海道開発局札幌開発建設部が指定する設置場所、設置期間に限り、営業を許可する。（別添－４４「臨時売店指定設置場所および指定設置期間」参照。）

３．間取りの変更や増築等面積の変更、建物躯体に影響を及ぼす造作等大規模な改修等、許可の変更を要する場合は、監督職員と協議の上、管理許可の変更申請を行う。さらに、業務を完了する場合は廃止に係る手続きを行う。

４．施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が指定する期日までに管理運営要領(第 1 編　第 27 条管理運営要領を参照。)を提出しなければならない。変更するときも同様とする。

第６条 法令等の遵守

１．施設等運営者は、業務の実施に当たり本規定書及び監督職員の指示に従うほか、法令の規定を遵守しなければならない。

２．施設等運営者は、実施する業務に係る許認可等各種法令に規定された必要な許可の取得や届出については、所定の期日までに施設等運営者の責任で行う。また、業務を完了する場合は、廃止に係る手続きを行う。

第７条 準拠規定

本業務の遂行にあたっては、H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書第４条に掲げる基準等に準拠する。

第８条 施設等運営者の義務

１．本事業は、事業者の申請に基づき都市公園法第５条第１項による公園施設の管理の許可を得て行うものであり、事業者の創意と工夫により質の高い公園サービスを独立採算で提供する一方、別途責任分担を規定している事項を除き、公園施設の安全管理、衛生管理など管理上の一切の責任を負うものである。

２．施設等運営者は、常に公園利用者及び施設利用者の安全に配慮するとともに、施設等運営者の責任において常に施設を含む周囲の観察を行い、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負う。

３．異常を確認した場合、安全の確保を最優先とした臨機の対応をとるとともに、速やかに監督職員に報告しその指示に従わなければならない。

４．施設等運営者は、施設が国営公園内にあることを鑑み、その公共性に十分配慮すると共に、国営滝野すずらん丘陵公園設置の意義を踏まえて行動すること。

５．施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が行う安全管理行為（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練等）への参加・協力・実施等、北海道開発局札幌開発建設部の求めに応じて、積極的に協力すること。

６．施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が行う各種会議等（例：公園に関する会議、監査・検査、視察、式典、緑化フェア等）への参加・協力・実施、行催事開催時に営業時間の変更等を行うこと、要人案内等、北海道開発局札幌開発建設部や維持管理業務受託者の求めに応じて、積極的に協力すること。

７．施設等運営者は、監督職員から公園に関する調査、または作業の指示等があった場合には、誠実かつ積極的な対応を行うこと。

８．施設等運営者は、本業務の実施にあたって、常に北海道開発局札幌開発建設部及び監督職員と密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておく。

第９条 北海道開発局札幌開発建設部と施設等運営者の責任分担

本業務を実施するにあたり、北海道開発局札幌開発建設部と施設等運営者の責任分担を下表「責任分担表」のとおりとする。ただし、「責任分担表」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担表」に定めのない事項については、監督職員と施設等運営者の間で十分に協議のうえ決定する。

北海道開発局札幌開発建設部と施設等運営者の責任分担一覧

項目	内容	北海道開発局札幌開発建設部	施設等運営者
収益業務管理	収益行為全般		○
収益施設管理	供用区域内の管理施設、管理備品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理運営業務内容に対する施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	管理運営要領に記載された業務内容による対応		○
	施設等運営者の責めに帰する事由により発生した事故責任とその対応	○※1	○
	上記２項目以外の場合	○	
運営日時の変更	施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		○
施設・物品等の修繕	施設等運営者の責めに帰すべき事由による場合（施設等運営者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）		○
	収益施設の建物及び国所有園内交通施設の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用		○
	上記２項目以外の場合	○	
不可抗力	大規模な自然災害等の不可抗力により著しい損害を受けた場合に、施設を一時休止するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等	○	○※2
	大規模な自然災害等に起因して施設の営業を一時休止する場合に発生する営業損失		○
公園利用者及び施設利用者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、公園利用者及び施設利用者に損害を与えた場合（施設等運営者の不適切な施設管理による公園利用者及び施設利用者の怪我等）		○
	共通仕様書第３２条の保険の付保に係る場合		○
	上記以外の場合	○	
北海道開発局札幌開発建設部又は第三者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、北海道開発局札幌開発建設部又は第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
第三者との紛争	施設等運営者と第三者との間で生じた紛争の解決		○
	上記以外の場合	○	

※1　事故の処理にあたり、必要のあるときは、北海道開発局札幌開発建設部は施設等運営者に協力する。
※2　収益施設に関する備品を対象とする。

第１０条 公租公課

１．施設等運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置したことにより賦課される不動産取得税、固定資産税、都市計画税、償却資産税その他の公租公課について全て施設等運営者の負担とする。

２．施設等運営者は、地方税法第７３条第７項（不動産取得税の納税義務者等）に定める手続き等、施設等運営者の賦課資産に係る公租公課の分離手続について北海道開発局札幌開発建設部に協力する。

第１１条 運営日時等

１．収益施設の運営日時に関しては、本公園の開園日、開園時間に合わせ、個別施設の各章で定める運営日時を基に別に定めることを原則とするが、運営方法の内容によっては、当該運営日時を変更して運営することができる。（下記を参照）。

開園期間及び開園時間

開園期間		開園時間
春	４月 20 日～　５月 31 日（4/19 が日曜日の場合は 4/19 開園）	9:00～17:00
夏	６月　１日～　８月 31 日	9:00～18:00
秋	９月　１日～　11 月 10 日	9:00～17:00
冬	12 月 23 日～　３月 31 日（12/22 が日曜日の場合は 12/22 開園）	9:00～16:00

※休園期間は 11 月 11 日～12 月 22 日　および　４月１日～４月 19 日
※繁忙期、イベント開催時等においては、施設等運営者が監督職員に協議し、同意を得た上で、開園時間の変更を行うことができる。
※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は維持管理業務受託者が監督職員に協議し、同意を得て休園とすることができる。

なお、以下のとおり無料入園日を設けることとし、当該年度の日付は１ヶ月前までに通知する。

春の都市緑化推進運動／４月１日～６月３０日【期間中１日】
秋の都市緑化月間／１０月１日～１０月３１日【期間中２日】
みどりの日／５月４日【１日】
児童福祉週間／５月５日【１日】
※小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者のみ無料
敬老の日／９月第３月曜日【１日】
※満６５歳以上の者のみ無料

２．北海道開発局札幌開発建設部が、天変地異、社会的状況の著しい変化及び公園管理上の理由その他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできない。

３．北海道開発局札幌開発建設部は、前項の規定により施設等運営者が一時休業若しくは営業廃止または営業時間の変更を行ったことによる損害について、その補填の責任は負わない。

４．施設等運営者の都合により施設を運営する日時等を変更する場合は、あらかじめ管理運営要領を変更しなければならない。

５．許可事項、管理運営要領の変更を伴う場合は、あからじめ協議のうえ、変更の申請または提出を行うこと。

第１２条 提供品目及び利用料金

１．駐車場の利用料金は、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とすること。ただし、第２編第１章第６条に示した料金を上限とする。

２．その他収益施設の利用料金等については、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めるが、駐車場も含めた収益施設全体の収支のバランスがとれるよう定めること。

３．施設等運営者は管理運営要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更する場合は、変更した管理運営要領を監督職員に提出しなければならない。なお、管理運営要領には、変更した内容で再計算した収支計算書も含めて提出する。

第１３条 国有財産の施設使用料

１．施設使用料の定めがある施設について

施設使用料については、歳入徴収官北海道開発局札幌開発建設部調査官が発行する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

指定期日までに施設使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年５％の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。北海道開発局札幌開発建設部は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要のあると認める場合には、施設使用料を改定することができる。

■施設使用料（現時点の目安）

公園施設の名称	施設使用料（円／年）
国営滝野すずらん丘陵公園収益施設　1式	約　　万

※面積等条件の変更により金額は増減する可能性がある。

【個別施設毎の施設使用料の現時点の目安】

収益施設の名称	使用料(1年分)
レストラン（カントリーハウス）	●●●●●円
用具貸出所（カントリーハウス）	●●●●●円
中央管理所売店	●●●●●円
子供の谷休憩所売店	●●●●●円
レストラン（渓流園）	●●●●●円
釣堀（フィッシング・タキノ）	●●●●●円
鱒見口売店	●●●●●円
渓流口売店（ロッジゆきざさ）	●●●●●円
東口情報センターレストハウス棟売店	●●●●●円
駐車場	●●●●●円
園内移動施設（リフト）	●●●●●円
サイクリング施設	●●●●●円
オートキャンプ場	●●●●●円
自動販売機	●●●●●円
計	●●●●●円

※施設使用料は「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（S33.1.7 蔵管第１号）に基づき算定し、毎年４月１日に前年次使用料との調整を行い改定する予定である。

※施設使用料全体額と個別施設毎の施設使用料合計額が合致しないのは、端数調整によるものである。

※施設運営者の企画提案等により、収益施設の運営日時を変更した場合でも、施設使用料の減額は行わない。

２．許可申請毎に納入すべき施設

施設等運営者は、施設使用料の定めのない土地または建物を使用する場合は、許可申請毎に占用面積及び期間に応じ告知する建物使用料又は土地使用料を歳入徴収官北海道開発局札幌開発建設部調査官が発行する納入告知書により、納入告知の日から２０日以内に納入しなければならない。

期日までに建物使用料又は土地使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年５％の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。北海道開発局札幌開発建設部は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要のあると認める場合には、建物使用料及び土地使用料を改定することができる。

【参考：個別施設毎の建物使用料及び土地使用料について】

	公園施設	施設使用料（円／回）
1	臨時売店	（都度告知）

※平成２２年の土地使用料は最大○○○円／月・㎡、建物使用料は最大○○○円／日・㎡であった。

※［建物の占用］及び［土地の占用で占用期間が１ヶ月を超えない場合］は、別途消費税が課される。

※建物使用料及び土地使用料は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（S33.1.7 蔵管第１号）に基づき算定し、毎年４月１日に前年次使用料との調整を行い改定する予定である。

第１４条 経費等の負担

１．施設等運営者の負担範囲

１）本業務に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、許可区域に関る建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、修繕、管理備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修または改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。

２）運営維持管理業務の委託費で購入した設備、備品及び消耗品等を本業務に使用することはできない。

３）施設等運営者が管理する収益施設に係る法定点検については北海道開発局札幌開発建設部が点検（別添－４６「施設の定期点検項目」参照。）を行うものとし、北海道開発局札幌開発建設部が実施する法定点検以外の定期点検については施設等運営者が行う（別添－４６「施設の定期点検項目」参照。）。定期点検の実施時期については協議の上、監督職員に書面により提出すること。

４）点検結果については遅滞なく監督職員に書面により報告すること。

２．光熱水費納付

１）基本料金

基本料金については、サービス拠点施設全体の従量料金に対する収益施設の従量料金の割合に応じ監督職員の指示する方法により維持管理業務受託者が負担金額計算を行い、施設等運営者が負担する。

２）従量料金

水道及び電気料金については、個別にメーターを設置するなど、各施設の使用料が切り分けられるようにし、その計量により負担する。ガス、その他メーターが設置できない場合は監督職員と協議する。なお、計算方法については変更する場合がある。

３．ごみ処分費用

ごみ処分費用については、施設等運営者と維持管理業務受託者との間で、発生量に応じて、応分の負担を行うこと。発生量等が不明確な場合は、監督職員と協議する。

４．費用分担における確認

光熱水費やごみ処分、さらにはこれら以外に北海道開発局札幌開発建設部または維持管理業務受託者と施設等運営者との間で費用分担を行う場合にあっては、監督職員と費用分担ルール及び費用分担結果の北海道開発局札幌開発建設部との確認方法、並びに支払方法について協議すること。また、協議結果を書面にして残すこと。

第１５条 コンプライアンス

１．守秘義務

１）施設等運営者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、または盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成１８年法律第５１号）第５４条により罰則の適用がある。

２）北海道開発局札幌開発建設部が定める情報のセキュリティに関する規定等がある場合は、それに沿って、情報管理を適切に行うこと。

２．個人情報保護

１）施設等運営者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５８号）第６条第２項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２）施設等運営者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

第１６条 業務の再委託の禁止

１．施設等運営者は、業務を他の者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を他の者に再委託する場合、あらかじめ書面により監督職員の承諾を得たときは、この限りではない。

２．再委託を行う場合、書面により施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、施設等運営者に対し、業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。

３．再委託を受けた業務受託者は、入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局札幌開発建設部から指名停止を受けていない。

４．暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者を、再委託を行う業務受託者としてはならない。

５．施設等運営者は、前項の規定により監督職員が承諾した業務受託者が、その責めにより北海道開発局札幌開発建設部に損害を及ぼしたときは、北海道開発局札幌開発建設部に対して、その損害を賠償する。

６．施設等運営者は、前項の規定により監督職員が承諾した業務受託者が、その責めにより第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに監督職員に報告するとともに、第三者に対して、その損害を賠償する。また、その結果については、書面により監督職員に報告する。

第１７条 許可した目的以外の利用及び施設の転貸等の禁止

１．収益施設を管理するにあたっては、許可した目的以外の利用は禁止する。

２．施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。

３．施設等運営者は、施設の全部若しくは一部を第三者に貸与し、または担保に供してはならない。ただし、監督職員に書面により承諾を得たときは、この限りではない。

４．施設等運営者は、本業務によって生じる一切の権利義務を他の者に譲渡し、または継承させてはならない。

第１８条 業務の履行

１．管理運営要領に定める運営時間内での運用を休止させてはならない。ただし、監督職員とあらかじめ協議を行なった場合はこの限りではない。

２．施設等運営者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除されるまでは、施設利用者に利便性を図るために本規定書及び管理運営要領を維持する。

第１９条 業務の解除

施設等運営者の責めに帰すべき事由により適正な収益施設の管理運営が困難となった場合またはその恐れが生じた場合は、北海道開発局札幌開発建設部は施設等運営者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

この場合において、施設等運営者が当該期間内に改善することができなかったときには、北海道開発局札幌開発建設部は都市公園法第５条第２項の許可を取り消すことがある。

第２０条 業務の完了・引継、原状回復等

１．施設等運営者は、施設等運営者の責めに帰すべき事由により、施設を汚損・破損若しくは滅失したとき、または北海道開発局札幌開発建設部に無断で施設の原状を変更したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

２．施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）または、契約が解除された場合は、監督職員または新たな施設等運営者と十分に協議の上、書面をもって下記事項について事務引き継ぎを行い、公園の管理に支障が生じないようにする。この際、施設等運営者が設置した特定備品を撤去し速やかに管理物件を原状に回復して、北海道開発局札幌開発建設部に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適当若しくは北海道開発局札幌開発建設部が特定物品の残置を希望した場合、施設等運営者及び監督職員間で事前に協議を行った上で、監督職員の書面による承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。

１）建物や関連設備の鍵の場所等、建物の管理に関する事項。

２）設備等設置における建物躯体や構造物への影響等に関して留意が必要な事項。

３）建物や設備等の老朽化等により、それら使用において、維持修繕上、留意が必要な事項。

４）継続的な地域連携イベント等において、運営日時の調整や臨時売店の設置、販売品目の変更、提供等を行うなど、主催者と連携、協力すべき事項。

３．前項ただし書きの適用がない場合において、施設等運営者が前項本文の原状回復を履行しないときは、北海道開発局札幌開発建設部は施設等運営者が自ら整備した内装・設備等を放棄したものとみなし、現状を維持するかまたは施設等運営者の費用をもって原状回復を行うことができる。

４．不可抗力その他、北海道開発局札幌開発建設部や施設等運営者の責めに帰することが出来ない事由により管理の継続が困難となった場合は、監督職員と施設等運営者は管理の継続の可否について協議し、監督職員が書面により指示する。

第２１条 立退料等の不請求

施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）または、契約が解除された場合、または不可抗力の場合は、北海道開発局札幌開発建設部に対し施設等運営者の施設の買取または立退料等の請求若しくは施設等運営者が支出した有益費等を請求することができない。

第２２条 保険の付保及び事故の補償

１．施設等運営者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

２．施設等運営者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。

３．施設等運営者は、火災保険、自動車任意保険、施設賠償責任保険（貸し自転車の運営に関するものも含む)、動産総合保険、生産物賠償責任保険の他、必要に応じて各種保険に加入しなければならない。

４．１～３項に規定する保険料、補償費は、施設等運営者の負担とする。

第２３条 情報公開

１．施設等運営者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）の規定に準じて取り扱う。この場合、監督職員の書面による指示に従うこと。

２．施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が会計法令に基づき実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

３．施設等運営者は、事業者名、施設運営者名、再委託運営者名、施設等の運営状況、施設利用者からの意見・苦情などをホームページや現地にて掲示すること。

第２４条 その他留意事項

本規定書に定めていない事項または疑義を生じた事項に関しては、必要に応じて、監督職員と施設等運営者の協議により、決定する。

第２章 マネジメント（運営管理）

第２５条 基本事項

１．提出書類

１）収益施設等管理運営業務責任者は許可を受けた後に、北海道開発局札幌開発建設部が指定した様式による関係書類を監督職員に遅滞なく提出しなければならない。

２）施設等運営者が監督職員に提出する書類で様式が定められていないものは、様式を作成後監督職員に了解を得て提出する。

３）報告書及び経理状況に関する帳簿類等の提出した書類は、監督職員の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受けた施設ごとに整理・保管し、業務成果として施設等運営者において業務完了後５年間保存する。

２．連絡、協議

１）収益施設等管理運営業務責任者は、必要に応じて監督職員と連絡、協議等を行うこと。またその結果について、書面に記録し相互に確認しなければならない。

２）監督職員と収益施設等管理運営業務責任者は業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については相互に確認しなければならない。

３）施設の運営維持管理に係る各種規定・要領を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に管理運営内容が変更する場合、さらにはその他新業務への対応が必要な場合は、監督職員と施設等運営者の間で書面により調整または協議を行う。

４）不測の事態または疑問等が生じた場合は、速やかに監督職員と協議する。

３．報告事項

１）施設等運営者は、次の各号に掲げる事項について、監督職員に書面により報告する。

① 管理運営要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・許可日より１４日以内に提出

② 管理運営報告書（月毎の売上高、施設利用者数等）・・翌月の１０日迄に提出

③ 業務打合せ簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・打合せ毎に終了後速やかに提出

④ 施設保守定期点検等の実施結果報告 ・・・・・・・・・点検後速やかに提出

⑤ 業務実施体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・管理運営要領と同時に提出

⑥ その他監督職員が指示する書類 ・・・・・・・・・・・適宜

第２６条 業務実施体制

１．本業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、管理体制を構築しなければならない。

２．本業務のマネジメント及び企画立案を担当する収益施設等管理運営業務責任者を配置しなければならない。

３．収益施設等管理運営業務責任者は、運営維持管理業務受託者が配置する総括責任者と兼務する場合、収益施設等管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならない。

４．開園期間中は、維持管理業務の業務責任者及び収益施設等管理運営業務責任者のうち、少なくとも２名以上が勤務する体制とすること。さらに収益施設等管理運営業務責任者が勤務しない場合については、本業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め本業務が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、やむを得ず業務責任者を２名以上勤務する体制をとることが一時的に困難となる場合には、緊急対応を含め、維持管理業務の業務及び収益施設等管理運

営の業務が迅速かつ円滑に行われる勤務体制を確保した上で、事前に総括調査員の承諾を得ること。

5．収益施設等管理運営業務責任者は、運営維持管理業務の受託者、他の公園施設管理者と常に調整し、業務を遂行する。

収益施設等管理運営業務責任者は、本業務について業務従事者が適切に管理運営を行うよう、指揮監督しなければならない。

第２７条　管理運営要領

1．施設等運営者は、自ら作成した管理運営要領に従って収益施設の管理運営を行わなければならない。また、実際の管理に当たっては、常に利用状況を観察し、最新の知見を取りいれ、類似の事故や社会情勢等に照らし、管理運営要領を随時更新し、公園施設の安全確保に努めなくてはならない。

2．管理運営要領は、本規定書を踏まえるだけでなく、過年度の安全管理、衛生管理、運営方法等を十分に把握した上で、現地を入念に確認し、自らの経験、知見に基づき、施設等運営者自らの責任において最も適切なものを作成しなければならない。

第２８条 許可、承諾等を要する事項

1．管理運営要領

1）施設等運営者は、別に定めがある場合を除き、施設の運営を開始する日までに、収益施設管理運営計画書に基づく下記の項目を記載した管理運営要領を監督職員に提出する。管理運営要領は許可を受ける施設ごとに作成すること。

①業務内容（商品、価格及びサービス内容、運営日時、イベント企画等）

②業務の実施方針（「再委託に関すること」を含む。）

③業務の実施工程（業務の順序及び手順）

④業務の実施体制（閑散期、通常期、繁忙期など）

⑤連絡体制(緊急時含む)

⑥救急対応

⑦安全衛生管理計画（安全管理規則、事故予防、点検、検査の方法、など）

⑧緊急時対応

⑨収支計画書（収益施設全体及び個別施設毎）

（別紙－４１「収益施設利用状況」参照。）

⑩その他（施設修繕計画、その他業務実施上必要と思われる事項）

2）管理運営要領の策定にあたっては、管理運営の実務に通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた管理運営要領の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みについて記載すること。

3）監督職員は、施設利用者からの意見・苦情・要望に基づき管理運営要領の修正が必要と判断した場合は、施設等運営者に管理運営要領の変更を指示することができる。

4）管理運営要領は施設等管理者の責任で作成するが、公園施設の管理は管理運営要領に従って行われることから、下記の場合のように記載内容が不十分な場合は、再検討を指示することがある。

①必要な施設、項目の記載がない。
②内容が本規定書に反する。
③実際の管理を行うのに適正かつ十分な個別、具体的、詳細な記述がない。
④連絡体制（緊急時含む）に不備がある。
⑤収支計画書において、収益施設の運営に持続性が認められない。
⑥その他管理上必要な事項が記載されていない、または疑義がある。

5）運営日時、価格、サービス内容、割り引き、施設運営者の追加、変更、その他管理運営内容を変更する場合は、あらかじめ管理運営要領を変更しなければならない。

6）管理運営要領を変更する場合は、監督職員に変更箇所、理由を明らかにした上で、変更した管理運営要領を提出しなければならない。

2．管理運営報告書

1）施設等運営者は、毎年度決算終了後、速やかに、監督職員に決算に関する報告書を提出すること。その際、報告書は施設毎に作成し、運営維持管理業務と明確に区分して整理すること。

2）施設等運営者は、毎月の売上その他の営業に関する状況及び管理運営要領に基づく安全衛生管理の結果を翌月１０日までに書面により監督職員に報告すること。

3）経理状況に関する帳簿類は常に整理し、監督職員からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに監督職員の指示に従い、誠実に対応すること。

4）北海道開発局札幌開発建設部は、実施調査の結果、必要と認める場合には、施設等運営者に対し改善を求めることができる。

3．施設の修繕等

1）施設等運営者が、収益施設の修繕等を実施する場合は、その内容、時期等の情報について事前に書面により監督職員に報告する。ただし、施設利用者の安全確保などの観点から緊急を要する修繕については、この限りではない。

2）施設等運営者が、必要に応じて管理施設の建築構造躯体に対して穿孔、開口、留め付け等を伴う設備工事や電気を使用するもの等を実施する場合は、事前に監督職員と書面により協議し、承諾を得なければならない。変更の際も同様である。

3）施設等運営者が、施設の管理運営上必要に応じて厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置する場合には、監督職員と事前に書面により協議し、承諾を得なければならない。

4）施設等運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置することに伴い北海道開発局札幌開発建設部または第三者に及ぼした損害を賠償しなければならない。

5）施設等運営者は、監督職員の承諾を得て施設に付加した機械等の設備、間仕切り、建具その他の造作等について、買取請求を行わない。

４．施設等運営者のその他提出義務

施設等運営者は、下記の項目の一に該当するときは、直ちにその旨を監督職員に書面により提出しなければならない。

①施設等運営者が、主たる事務所の所在地又は名称を変更したとき。

②施設が損傷、破損又は滅失したとき。

③施設内で事故等が発生したときまたはそのおそれがあるとき。

④施設等運営者が、強制執行・仮差押え・仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき。

⑤施設等運営者に対して破産の申立て、または更生手続き開始の申立て若しくは民事再生手続き開始の申立てがあったとき。

第２９条 その他の協議・報告等

施設等運営者は、公園の管理運営等で必要な次の協議を適切に行い、結果等については、遅滞なく書面により報告しなければなければならない。

１）関係機関等との協議。

２）その他施設の運営者との協議。

第３０条 官公署への連絡、届出

施設等運営者は、官公署への連絡、届出手続きは北海道開発局札幌開発建設部に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、施設等運営者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となるときは施設等運営者において行う。

第３１条 別途工事等との調整

国が別途発注する工事または別途業務（法定点検業務等）の実施にあたり、施設等運営者は、調整等に協力する。また計画停電を伴う工事や点検を実施する際には、その対応については、監督職員と調整すること。

第３２条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、監督職員の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受ける収益施設ごとに整理・保管し、施設等運営者において５年間保存する。

第３３条 再調査等の依頼

北海道開発局札幌開発建設部は、施設等運営者からの報告等に疑義を生じた場合、再調査を依頼しより詳細な報告等を求めることができる。

第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）

第３４条 基本事項

１．業務遂行にあたっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。

２．全ての業務従事者について、名札を作成し着用すること。

第３５条 拾得物、残置物の処理

施設等運営者が、施設内で遺失物を発見した場合は、速やかに運営維持管理業務の受託者へ届け出ること。

第３６条 広報・広聴

１．施設等運営者は、許可施設の管理運営に係る広告物を掲出しようとするときは、広告物の内容についてあらかじめ監督職員に提出する。

２．施設等運営者は、事前に監督職員に計画を提出した上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。

３．施設等運営者は、事前に監督職員に計画を提出した上で、自らが作成する企画商品や協賛での行催事等に関するポスター、パンフレット、スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示することができる。。

４．施設等運営者は、聴取や記録した施設利用者の評価や注文、苦情などの意見を集約し、監督職員に管理運営報告書により毎月提出しなければならない。

５．施設等運営者は、施設の利用促進を目的としたホームページやポスター、チラシ等の広報の展開に関する計画を、媒体毎に監督職員に提出した上で広報活動を行う。

６．施設等運営者がホームページによる情報発信を行う際、維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページに設置管理許可書で許可を受けた運営業務の運営日時、基本提供サービス等基本的な運営業務内容については維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページに掲載することは可能である。

但し、その他企画商品や行催事等販売促進に係る内容については、ホームページとは別に設置することとし、そのホームページを維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページにリンクすることは可能である。

なお、データを収納するサーバ及びリンクする他のホームページについて、事前に監督職員と協議を行う。

７．施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、国営滝野すずらん丘陵公園ホームページ上で発信する情報について、別に定める「個人情報の取扱いについて」及び北海道開発局札幌開発建設部が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認する。

８．施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮する。

９．施設に関するリンク先のホームページは原則として一つとする。ただし、それによりがたい場合は、別途協議による。

第３７条 掲載情報の修正・訂正

１．施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、個人に関する掲載情報について、本人または保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとる。また、このことについて、監督職員に報告する。

２．施設等運営者は、施設のホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、監督職員に報告をした上で、当該ホームページの管理者に対し訂正等必要な措置を求める。

第4章 安全衛生管理

第３８条 基本事項

１．安全管理

１）施設等運営者は、別途規定している事項を除き、本公園の収益施設に関し安全管理上の一切の責務を負うものである。

２）施設等運営者は、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書第１９条安全管理の「事業者」を「施設等運営者」、「調査職員」を「監督職員」と読み替えたうえで、管理運営要領の安全衛生管理計画に安全管理の実施方法を定め、北海道開発局札幌開発建設部に提出する。

３）施設等運営者は、安全管理に係る消耗品交換をした場合は、監督職員からの求めに応じ提出できるよう記録を保存しておくこと。

２．安全確保

１）施設等運営者は、別途規定している事項を除き、安全確保の一切の責務を負うものである。

２）施設等運営者は、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書第２０条安全確保の「事業者」を「施設等管理者」、「調査職員」を「監督職員」と読み替えたうえで、管理運営要領の安全衛生計画に安全確保の実施方法を定め、監督職員に届け出る。

３．救急救護

１）施設等運営者は、管理運営要領の「救急対応」において救急時の体制、対応方法を定め、監督職員に提出する。

２）施設等運営者は、開園時間中は救急活動に当たらなければならない。

３）施設等運営者は、救急活動を要する事態を認めたときは、施設利用者の急病や負傷には応急処置をとり、事故や怪我等の状態により、消防車や救急車を要請するなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。

４）施設等運営者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに監督職員に報告する。

５）施設等運営者は、傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

４．災害時、異常時等の対応

１）施設等運営者は、国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務共通仕様書第２４条災害時、異常時等の対応の「事業者」を「施設等管理者」、「調査職員」を「監督職員」と読み替えたうえで、管理運営要領の「緊急時対応」において緊急時の体制、対応方法、危機管理マニュアルを定める。

２）施設等運営者は、天変地異等により、運営を一時中止・変更、または休止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。

３）関係機関の立会検査または調査がある場合は、施設等運営者は監督職員の指示により立会等に協力する。

第３９条 点検等

１．安全衛生管理計画

１）施設等運営者は、食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき設定した法定点検及び自主点検計画、衛生管理計画などについて管理運営要領の安全衛生管理計画書に実施時期、方法、体制、点検記録の様式など実施方法の詳細を記載し、監督職員に提出すること。

2）安全衛生管理計画書に記載した、法定点検及び自主点検については、特段の事情がない限り予め設定したスケジュールに沿って実施すること。

3）上記法定点検等の結果については、遅滞なく監督職員に書面により報告すること。

2．定期点検

1）施設等運営者は、少なくとも別添－４６「施設の定期点検項目」に示した施設の定期点検項目について、実施時期、方法、体制、点検記録の様式など実施方法の詳細を管理運営要領の安全衛生計画に記載する。

定期点検は、メーカー等に規定されている場合はそれに従う。

なお、別添－４６「施設の定期点検項目」に示した施設管理者が行う定期点検項目以外にも、必要とされる定期点検項目がある場合には、監督職員と協議の上、実施時期を監督職員に書面により提出すること。

2）法定点検項目以外の定期点検は、施設等運営者が自ら設定する。

3．自主点検

1）施設等運営者は、自主点検を別添－４７「施設の自主点検項目」に掲げる項目のうち該当するものについて、実施時期、方法、体制等を管理運営要領に記載する。自主点検は建築保全業務共通仕様書に準じて行う。

4．日常点検

1）施設等運営者は始業点検、終業点検、巡回パトロール等、適切な方法で日常点検を実施する。実施時期、方法、体制等を管理運営要領に記載する。

2）施設等運営者は建築物等について、目視等の簡易な方法により劣化及び不具合の状況を把握し、保守のための軽微な修繕を行い、事故・故障等の未然の防止に資するよう管理すること。

3）施設等運営者は、施設、設備等が損傷、破損または滅失したとき及びそれを発見したとき、直ちに監督職員に報告する。

5．スタッフ管理・研修

1）施設等運営者は、スタッフ管理・研修について管理運営要項に記載する。

2）施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が実施または要請するスタッフ管理・研修、公園全体での調整連携等への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行うこと。

3）車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならないよう必要に応じ誘導員を配置するとともに北海道開発局札幌開発建設部発行の許可証を前面に提示、許可証裏面の「公園内車両通行及び作業心得について」を遵守して走行する。

第４０条 危機管理

施設等運営者は、下記の事項を踏まえた管理運営要領（緊急時対応）を作成すること。

1．事故・災害対応

1）緊急時連絡体制構築

施設等運営者は、緊急連絡体制表を作成し、監督職員に提出すること。また、施設内に掲示をすること。

2）予防対策

①施設等運営者は、施設を運営している期間中毎月１回、施設の消防設備等の自主点検を実施し、

異常を発見した場合は監督職員に書面により報告する。

②本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合または立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を講じ事故の発生を防止する。この場合、その旨を監督職員に報告する。

3）初期対応

①施設等運営者は、監督職員の指示に従い、公園利用者及び施設利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。

②万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止しまたは運転制限をする等の措置をした上、直ちに監督職員に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。

③その他事故等が発生したとき、またはその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、施設等運営者が作成した緊急連絡体制に基づき関係機関へ連絡し、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により監督職員に報告する。なお、北海道開発局札幌開発建設部が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。

一 事故発生日時。

二 事故発生場所。

三 事故発生の原因。

四 事故の程度。

五 人身事故の場合は、医師の診断結果。

六 事故処理の概略。

七 再発防止など改善策等。

④重大事故についてはただちに監督職員に報告し、その指示に従う。

2．異常事態対策

1）施設等運営者は、北海道開発局札幌開発建設部が実施又は要請する異常事態対策への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。

2）施設等運営者は、異常な事態が発生した場合、その内容・初期対応状況等を、速やかに監督職員へ報告するとともに、警察、消防署等関連部局に連絡する。

第５章 施設管理

第４１条 基本事項

１．施設等運営管理者は、施設および管理備品の扱い、施設の清掃に関する実施方法を管理運営要領において記載する。

２．施設等運営者は、収益施設内及び許可範囲内を常に良好な状態で維持し、公園内で実施されている他業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施する。

３．設備及び管理備品は施設等運営者の注意義務で管理すること。

４．施設等運営者は、自らが実施する清掃と維持管理業務受託者が実施する清掃について、その清掃範囲及び夾雑物が混合しないように注意する。

第６章 財産管理

第４２条 台帳管理

１．施設等運営者が施工した固定資産（償却資産）については、「固定資産税における家屋と償却資産の分離申出書」を所轄の税務事務所に提出する。

２．運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関る建物管理費（消耗品の購入、貸与した備品類の修理等）は、施設等運営者の負担とする。

第４３条 備品の取り扱い

１．管理備品の取扱い

許可を受けた収益施設の運営に必要な備品は、施設等運営者が全て準備する。

ただし、業務開始時に北海道開発局札幌開発建設部が費用を負担した備品の引き継ぎを受けた場合は、施設等運営者は、本業務完了の際、残存する備品で北海道開発局札幌開発建設部がその費用を負担したものについて当該備品を北海道開発局札幌開発建設部に引き渡す。ただし、翌年度以降において当該契約が引き続き締結され、当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が２万円以上のものをいう。なお、その取扱いについては、北海道開発局札幌開発建設部が定める規定等による。

２．特定備品の取扱い

１）施設等運営者は、施設の管理・運営に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。

ただし、「本章　第２０条 業務の完了・引継、原状回復等」、「本章　第２１条 立退料等の不請求」の内容を踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込む。

なお、資産の処分については、施設等運営者が責任を負う。

２）施設等運営者が備品、機器・設備等を持ち込む場合は、事前にリストを監督職員に提出するとともに、物品表示票を作成し持ち込む全ての備品、機器・備品等に貼付し、常に管理しておく。

第４４条 本業務の引継

１．施設等運営者は、業務の履行が満了するとき（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除された場合は、北海道開発局札幌開発建設部又は新たな施設等運営者と十分に事務引き継ぎを行い、施設の管理運営に支障が生じないようにする。この際、速やかに施設を原状に回復して、北海道開発局札幌開発建設部に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適当である場合、北海道開発局札幌開発建設部の承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。

２．不可抗力その他、北海道開発局札幌開発建設部や施設等運営者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、監督職員と施設等運営者は管理の継続の可否について協議する。

３．施設等運営者は、本業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除されるまでは、施設の管理運営が円滑に実施されるよう業務実施体制（第２７条記載）を維持する。

４．履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は施設等運営者が負担する。

第７章 管理運営報告書

第４５条 管理運営報告書の作成

１．施設等運営者は、毎年度決算終了後、速やかに、監督職員に決算に関する報告書を提出すること。その際、報告書は施設毎に作成し、運営維持管理業務と明確に区分して整理すること。

２．施設等運営者は、毎月の売上その他の営業に関する状況及び管理運営要領に基づく安全衛生管理の結果を翌月１０日までに書面により監督職員に報告すること。

３．経理状況に関する帳簿類は常に整理し、監督職員からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに監督職員の指示に従い、誠実に対応すること。

４．北海道開発局札幌開発建設部は、実施調査の結果、必要と認める場合には、施設等運営者に対し改善を求めることができる。

第２編　国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等管理運営個別規定書

第１章 駐車場

第１条 総則

施設等運営者は、駐車場の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第２条 施設の利用目的

駐車場は、公園利用者の国営滝野すずらん丘陵公園への来園手段である車両等を、公園利用時間内に限り保管する場所を提供することを施設の利用目的とする。

第３条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。なお、許可範囲に関しては別途提示する。

■運営対象施設一覧（常設駐車場）

＜必須施設＞

施設名称	大　　型	普　　通	（内　身体障害者用台数）	原付・自動二輪
中央口駐車場	●台	976 台（大型含む）	（11 台）	●台
渓流口駐車場	0 台	157 台	（8 台）	●台
東口駐車場	●台	628 台（大型含む）	（5 台）	●台
南駐車場	●台	233 台（大型含む）	（10 台）	●台
滝野の森口駐車場	0 台	221 台	（5 台）	●台

＜裁量施設＞

施設名称	大　　型	普　　通	（内　身体障害者用台数）	原付・自動二輪
鱒見口駐車場	0 台	167 台	（5 台）	●台

第４条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で、駐車場の管理運営にあたらせる。

第５条 運営日時

１．施設等運営日時は、原則として本公園の開園日時とする。ただし、鱒見口駐車場については、施設等運営者の裁量により運営日時を定めることができる。その場合でも、夏季開園期間日数の４割以上の営業を行うこと。

第６条 利用料金

駐車場の利用料金は、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とすること。ただし、別紙－４２「収益施設利用料金一覧」の現在の料金を上限とする。

第７条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

１）駐車場の運営に関すること。

２）駐車場の維持管理に関すること。

３）駐車場の安全管理に関すること。

４）前各号に掲げる業務に付随するもの。

第８条 駐車場施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第２７条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

1. 駐車場の運営

１）原則として、施設利用者が全て退出することを確認し閉場するが、著しく退出が遅延し、施設利用者を確認することができない場合は、残車両を確認し、記録すること。２）駐車場の混雑具合に応じて誘導員等を配置する等、適切な運営を行う。

２．繁忙期の対応

１）施設等運営者は、繁忙期の混雑状況に応じて、誘導員数、配置を工夫する等円滑な誘導に努める。

３．利用制限等

１）次の各号に該当する場合は、駐車場の利用を拒否することができる。

①駐車場利用者が遵守事項を守らない場合又は業務従事者の指示に従わない場合。

②危険物を積載している車両、その他駐車場の管理上支障のある車両が駐車しようとしている場合。

４．施設・設備等の維持管理

１）駐車場管理機器については、北海道開発局札幌開発建設部が施設等運営者に貸与するが、施設等運営者は、日常的な保守・点検を行うことで適切な維持管理を行うこと。なお、当該施設・設備の保守・点検については、北海道開発局札幌開発建設部が別途実施する。

２）営業開始前に、駐車場管理機器の電源を入れ、機器に故障・損傷等がないか、正常に作動するかを確認するとともに、営業中は、駐車場管理機器の運転の作動状況を確認・監視し、業務終了時には、駐車場管理機器の電源を確実に切る。

３）機器の故障について連絡や表示がある場合は、機器に付属するマニュアル等に従い、適切に処理し、完全な状態に回復する。

４）駐車場管理機器について万一故障が発生し、ただちに回復する見込のないときは、回復までの間、車両の入出場は手動で行う。このとき、料金計算は料金計算機を使用するなどの方法により、迅速かつ確実に行い、入出場車両に支障をきたさないようにする。

５．植物管理

駐車場内にある植栽地の植物管理を行うこと。なお、実施に当たっては、別紙－８「個別仕様書（植物管理)」に準じて実施すること。

６．安全管理

１）施設等運営者は、施設利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行う。

２）やむを得ず、駐車場の全部又は一部を休止・閉鎖・変更する際は公園利用者及び施設利用者に

的確に告知すると共に監督職員に報告する。

3）緊急車両等の入出場については適宜協力する。

4）施設等運営者は、施設利用者の安全確保、施設状況の把握、及び施設利用案内等を行うため、定期的に巡視を実施する。また、事件、事故または災害等緊急時対応、不審物の有無確認や拾得物への対処、清掃状況の点検等も併せて行う。

5）駐車場の除雪は、別添－３０「除雪工等実施要領(案)」に準じて行う。

7．緊急時の対応

災害や事件、事故等が発生した際には、国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等管理運営規定書第１編第４章「安全衛生管理」を参照し対応する。

8．施設利用上の注意事項

施設等運営者は、施設利用上の注意を策定し施設利用者に対し、少なくとも以下の各号について看板等において注意を促す。

1）場内での車両通行速度は、時速 20km/h を超えないこと。

2）場内での追い越しをしない。

3）喫煙又は火気の取り扱いをしない。

4）標識又は係員の指示に従う。

5）車両を離れるときは、エンジンを停止し、ドア及びトランクには施錠し、盗難に備えること。

6）公害防止の為、エンジンを空ぶかししない。

7）施設利用者及びその関係者（同乗者含む。）が故意又は過失により駐車場の施設並びに他の車両に損害を与えたときは、当事者がその損害賠償を行う。

8）その他、施設等運営者の業務又は他の施設利用者の妨げになるような行為はしない。

第９条 費用負担

1．駐車場の管理、運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。

2．北海道開発局札幌開発建設部の職員や業務等で入園する業務入園者からは、駐車料を徴収することはできない。

第１０条 責任範囲の掲示

1．共通規定書第９条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行う。

1）天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた車両及び施設利用者の損害。

2）車両に残された貴重品、その他物品及び取付物に関する損害。

2．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者は車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償すること。

3．施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償すること。

第２章 レンタサイクル施設

第１１条 総則

施設等運営者は、レンタサイクル施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第１２条 施設の目的

レンタサイクル施設は、国営滝野すずらん丘陵公園において施設利用者への自転車等の貸出しを行うことを施設の目的とする。また、自動二輪車等を持ち込むなど施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。

第１３条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

＜裁量施設＞

施設名称	現行運営台数（参考）	備考
サイクルセンター（鱒見口）	１１０台	●●●●（自転車の種類を記載）
	●個	ヘルメット

※自転車は施設等運営者が用意する。

第１４条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で、レンタサイクル施設の管理運営にあたらせる。

第１５条 運営日時

１．施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。（冬季を除く。）ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。

２．自転車の貸出受付時間は、閉園時間の１時間前までとする。

３．行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、監督職員より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第１６条 利用料金

施設利用者へ提供する自転車貸出の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。（現在の料金は、別紙－４２「収益施設利用料金一覧」参照。）

第１７条 業務内容

１．施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

１）自転車の貸出に関すること。

２）サイクリング施設の維持管理に関すること。

３）自転車の利用に伴う苦情処理に関すること。

４）前各号に掲げる業務に付随するもの。

２．日常の管理上で必要があると認められたときは、自転車の貸出の全部又は一部を中止することができる。
３．自転車の貸出を中止することが、施設利用者へ影響が与えると考えられる場合は、監督職員と協議を行う。

第１８条 サイクリング施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第２７条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

１．サイクリングセンターの運営
１）施設等運営者は、自転車の貸出開始前にサイクリングコースに異常がないか確認を行う。
２）施設等運営者は、貸出自転車について貸し出し時に点検、注意事項の周知を行い、異常のないことを確認した上で貸し出す。

２．利用制限等
施設等運営者は、利用制限を定め、周知すること。

３．安全管理
１）施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に自転車を利用されるよう心がけ、日常点検、定期点検、一斉点検などを行い、常に自転車を正常な状態で維持する。
２）一斉点検では、年１回、自転車安全整備士の資格者によりＴＳマークの点検を、全保有車両を対象に行い、有効期限を切らしてはならない。
３）点検の結果は、「自転車業務日報」を定めた上で、転記する。

４．緊急時の対応
１）施設等運営者は、自転車貸出を中止したときは、再開の前にサイクリングコースに異常のないことを確認しなければならない。
２）サイクリングコース等において事故が発生し又はその恐れがあるときは、緊急連絡体制に基づき速やかに必要な措置を行う。

５．施設利用上の注意
施設等運営者は、乗車又は使用中に故意又は過失の有無にかかわらずその発生した傷害物件損害その他の事故による補償の請求を北海道開発局札幌開発建設部に対して行わないことを含む、施設利用上の注意を策定し施設利用者に対し、注意喚起を促す。

第１９条 費用負担

１．貸出に供する自転車の購入費用。
準備する台数は施設利用者が快適に利用できる台数（最大約●万人／日が来園）とする。貸出に供する自転車は、自転車の品質を保証する公的機関の認定を受けたものでなければならない。また、購入後にＴＳマーク（財団法人日本交通管理技術協会）の取得をした自転車は、ＴＳマーク取得基準に適合しなくなった時点で新車に更新を行う。なお、ＴＳマーク対象外の自転車については、購入後５年を経過した段階で随時新車に更新をする。なお、タンデム車（二人乗り自転車）等の特殊自転車は、自転車の品質を保証する公的機関の認定対象外であることから、北海道開発局札幌開発建設部の許可を得た上で購入をする。

２．レンタサイクル施設管理、運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。

第２０条 責任範囲の掲示

１．共通規定書第９条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行う。

１）天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。

２）施設等運営者の過失あるいは貸出自転車の整備不良等に依らない損害。

２．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第３章 飲食・物販施設

第２１条 総則

施設等運営者は、飲食・物販施設の管理運営（自主事業として行う臨時の飲食・物販施設の運営を含む）に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第２２条 施設の利用目的

飲食・物販施設は、国営滝野すずらん丘陵公園において飲食及び物販サービスを提供することを、施設の利用目的とする。

第２３条 運営対象施設

運営対象施設は、次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

＜裁量施設＞

施設名称	営業場所・設置箇所
レストラン、用具貸出所（カントリーハウス）	中心ゾーン
子供の谷休憩所売店	中心ゾーン
中央管理所売店	中心ゾーン
東口情報センターレストハウス棟売店	中心ゾーン
レストラン（渓流園）	渓流ゾーン
渓流口売店（ロッジゆきざさ）	渓流ゾーン
鱒見口売店	渓流ゾーン

＜臨時施設＞　参考；平成●年度実績

設置時期	営業場所	売店数
春		●箇所

第２４条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者、防火管理者、食品衛生責任者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、飲食施設及び物販施設の管理運営にあたらせる。

第２５条 運営日時

１．施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。その場合でも、開園期間日数（鱒見口売店、渓流園は夏期開園日数）の４割以上の営業を行うこと。また、開園日には各ゾーンで１施設は営業していること。

２．用具貸出所（カントリーハウス）は、リフトの運営に合わせて、スキー、歩くスキーの貸出を行うこと。（別紙－４０「収益施設（飲食・物販施設）サービス内容等一覧」参照。）

３．臨時施設については、監督職員と協議の上、決定すること。

４．行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、監督職員より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第２６条 利用料金

販売価格は周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。（現在の料金は、別紙－４２「収

益施設利用料金一覧」参照。）

第２７条 繁忙期の対応

繁忙期の管理運営にあたっては、飲食施設の供給機能を補完し施設利用者へのサービス提供を強化するため、北海道開発局札幌開発建設部が指定した場所及び期間に臨時売店の開設を許可する。（別添－４４「臨時売店指定設置場所および指定設置期間」参照。）なお、開設にあたっては、施設等運営者は、開設時間及び販売品目について監督職員と事前に協議を行い、書面により提出すること。

第２８条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

１）飲食・物販施設の運営に関すること。

２）飲食・物販施設の維持管理に関すること。

３）飲食・物販施設利用に伴う苦情処理に関すること。

４）前各号に掲げる業務に付随するもの。

第２９条 飲食・物販施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第２７条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

１．安全衛生管理

１）衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負う。

２）食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、監督職員に提出すること。また、安全衛生管理計画書作成にあたっては、十分な衛生管理及び安全管理等を行うとともに事故防止に努める。

３）運営に当たる全職員を対象として、年１回の健康診断を実施し、検査の結果、異常ある者は、完全に回復したとの医師の診断が得られるまで職場復帰は認めないこと。
その他、下痢を起こしているなど体調不良者は出勤させてはならない。

４）法定点検等の結果については、遅滞なく監督職員に報告すること。

５）飲食施設は、施設利用者に満足していただけるよう、商品管理の徹底、消防設備の点検、身だしなみ等、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持する。

６）食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、遅滞なく、書面等により監督職員に報告する。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、北海道開発局札幌開発建設部がマスコミ対応等を行うが、その際、北海道開発局札幌開発建設部の求めに応じ施設等運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、北海道開発局札幌開発建設部が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。

７）食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設等運営者の責任において、その賠償を行う。

２．施設利用上の注意

施設等運営者は、施設利用上の注意を策定し施設利用者に対し、看板等において注意を促す。

第３０条 費用負担

飲食施設運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。

第３１条 責任範囲の掲示

１．共通規定書第９条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行う。

１）天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。

２）施設等運営者の過失に依らない損害。

２．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第４章　釣堀施設運営

第３２条　総則

施設等運営者は、釣堀施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第３３条　施設の利用目的

釣堀施設は、国営滝野すずらん丘陵公園において多様な公園利用者サービスを提供することを施設の利用目的とする。

第３４条　運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

＜裁量施設＞

公園施設の名称	運営施設名称、面積	施設規模（参考）
釣堀 （ﾌｨｯｼﾝｸﾞ・ﾀｷﾉ）	（木造建） 四阿 延床面積：　10.89m2 釣り具貸出棟１ 延床面積：　9.92m2 釣り具貸出棟２　（調整中） 延床面積：　9.92m2	（土手、四阿、目方釣堀等） 面積：　1700.83m2 （水面、護岸） 面積：　581.14m2

第３５条　責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で、釣堀施設の運営にあたらせる。

第３６条　運営日時

１．施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。（冬季を除く。）　ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。その場合でも、夏期開園期間日数の４割以上の営業を行うこと。

２．釣具の貸出受付時間は、閉園時間の１時間前までとする。

３．行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、監督職員より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

第３７条　利用料金

釣堀施設の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。（現在の料金は、別紙－４２「収益施設利用料金一覧」参照。）

第３８条　業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行う。

１）釣堀運営に関すること。

２）釣堀施設の維持管理に関すること。

３）釣堀の利用に伴う苦情処理に関すること。

４）前各号に掲げる業務に付随するもの。

第３９条 釣堀施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第２７条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

１．施設の運営

施設等運営者は、開園前に水位の確認、及び釣竿に異常がないか確認を行う。

２．釣堀の維持管理

1)水利使用規制は遵守すること。

2)雪囲いの設置・撤去を行うこと。

３．釣堀の安全管理

立入禁止の場所や、池に落ちないよう注意喚起など、釣堀の利用規制を記載した看板を、対象施設内に設置すること。

４．緊急時の対応

１）施設等運営者は、釣堀施設の運営を中止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。

２）釣堀施設において事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必要な措置を取る。

５．釣堀の利用の制限

次の各号に該当する場合は、釣り場の利用を禁止する。

１）係員の指示に従わない者

２）公園施設で定める制限事項に違反する者

３）酒気を帯びた者

４）付き添いを伴わない１０歳未満の者

５）他の利用者に迷惑となるおそれのある者

第４０条　費用負担

１．釣堀施設運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。

２．施設等運営者は、業務対象施設内に、釣堀の利用規制等を記載した看板を施設等運営者の負担で設置すること。

第４１条 責任範囲の掲示

１．共通規定書第９条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行う。

１）天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。

２）施設等運営者の過失に依らない損害。

２．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第５章　オートキャンプ場運営

第４２条　総則

施設等運営者は、オートキャンプ場施設運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第４３条　施設の目的

オートキャンプ場は、国営滝野すずらん丘陵公園において施設利用者に快適なキャンプサイトの提供や、その他多様なサービスの提供を施設の目的とする。

第４４条　運営対象施設

運営対象施設は次のとおりである。

■運営対象施設一覧

オートリゾート滝野

＜裁量施設＞

名　　称	数　量	備　考
キャンピングカーサイト	23 サイト	AC 電源、炊事施設、TV アンテナ付、 管理面積　　10,706 ㎡
スタンダードカーサイト	40 サイト	AC 電源付、管理面積 4,990 ㎡
キャビンサイトＡ	14 サイト	ｻｲﾄ A（木造中 2 階、AC 電源付）延床面積 415.80 ㎡、
キャビンサイトＢ	５サイト	ｻｲﾄ B（木造平屋建）延床面積 114.75 ㎡ 管理面積 552 ㎡
キャビンサイトＳ	６サイト	ｻｲﾄ S（木造平屋建）延床面積 328.32 ㎡ 管理面積 3,590 ㎡
フリーテントサイト	55 サイト	管理面積 5,116 ㎡
センターハウス	1 棟	(木造 2 階建)延床面積 984.94 ㎡ 事務室、ｺｲﾝﾗﾝﾄﾞﾘｰ、倉庫、売店、便所、ｼｬﾜｰ室、宿泊室、管理人室、ﾗｳﾝｼﾞ、多目的ﾎｰﾙ、電気室、ﾎﾞｲﾗｰ室、自動販売機置場、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱﾙｰﾑ、炊事室、多目的ﾄｲﾚ、身障者用ｼｬﾜｰ室 ｵｲﾙﾀﾝｸ(木造平屋建)延床面積 15.12 ㎡ 離れ倉庫(木造平屋建)延床面積 18.23 ㎡(仮設物置含む)
管理用駐車場	1 ヵ所	管理面積 441 ㎡（15 台）
駐車場	21 ヵ所	管理面積 1,417 ㎡（ﾌﾘｰﾃﾝﾄｻｲﾄ用 62 台）
サニタリーハウス	1 棟	（木造平屋建）延床面積 155.52 ㎡
車庫棟	1 ヵ所	（木造平屋建）延床面積 46.08 ㎡
炊事棟	8 棟	（木造平屋建）延床面積 98.01 ㎡ (ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞｶｰｻｲﾄ 5 棟、ｷｬﾋﾞﾝ A ｻｲﾄ 2 棟)
便所棟	4 棟	（木造平屋建）延床面積 79.38 ㎡ (ｷｬﾝﾋﾟﾝｸﾞｶｰｻｲﾄ 1 棟、ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞｶｰｻｲﾄ 1 棟)
ゲートシステム	1 ヵ所	ｶｰｹﾞｰﾄ、ｱｰﾑｷｬｯﾁｬｰ、ﾃﾝｷｰﾎﾞｯｸｽ、ｶﾒﾗ 2 台
管理カメラ	1 式	管理ｶﾒﾗ 4 台、屋外制御盤 4 面、ﾓﾆﾀｰﾃﾚﾋﾞ 1 台
放送設備	1 式	ｽﾋﾟｰｶｰ 16 台
園路誘導灯	49 ヵ所	

名　　称	数　量	備　考
ゴミステーション	2 ヵ所	（木造平屋建）管理面積 29 ㎡ （入口付近 1 ヵ所、ｷｬﾋﾞﾝ B ｻｲﾄ 1 ヵ所）
残り火入れ	5 ヵ所	
自動販売機置場	3 ヵ所	管理面積 8 ㎡
ダンプステーション	1 ヵ所	（木造平屋建）延床面積 1.89 ㎡（汚水ﾎﾟﾝﾌﾟ棟内）
芝生広場	―	管理面積●㎡
プレイロッド	2 基	管理面積●㎡
彩りの森	―	管理面積●㎡
園路	―	管理面積●m
ジャブジャブ池	1 ヵ所	
インターホン	3 ヵ所	
展望台	1 ヵ所	

第４５条　責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者、防火管理者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、オートキャンプ場の管理運営にあたらせる。

第４６条　運営日時

１．施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。（冬季を除く。） ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。 その場合でも、夏期開園期間日数の８割以上の営業を行うこと。

２．ゲートの開閉時間は、午前７時から午後１０時までとする。

３．日帰りの利用は、公園の開園時間内とする。

４．公園の開園期間中に運営することとし、以下の運営日時を想定している。

（参考）

＜裁量施設＞

運営日時（参考）		
運営期間	4 月 20 日から 11 月 10 日 （オートキャンプ場の運営は、滝野すずらん丘陵公園の夏季開園期間）	
運営時間	ゲート開閉時間	７：00～22：00
	チェックイン時間	13：00～17：00 （６／１～８／31 は 18：00 まで）
	チェックアウト時間	８：00～11：00
	オートキャンプ場 管理センター	８：00～20：00 （事故及び病気等の対応は、スタッフが常駐し、24 時間体制で実施する。）

※日帰り利用は、公園の開園時間内の利用とする。

※利用状況により運営時間の延長を行う。

※異常気象等により公園が閉園または一部閉園するときは、監督職員と協議し、臨機の措置をとる。

第４７条　利用料金

１．オートキャンプ場の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。

２．オートキャンプ場内の売店、飲食店等の業務については、関係法令に基づき実施するとともに、衛生については十分に留意する。

３．利用料金には、宿泊およびデイキャンプともに入園料を含めることとし、入園料については国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務を行う事業者に引継ぎ、事業者は国庫に納入する。

（現在の料金は、別紙－４２「収益施設利用料金一覧」参照。）

第４８条　業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

１）オートキャンプ場の運営に関すること。

２）オートキャンプ場施設の維持管理に関すること。

３）オートキャンプ場の駐車場施設の排除雪に関すること。

４）前各号に掲げる業務に付随すること。

第４９条 オートキャンプ場施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第２７条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

１．オートキャンプ場の運営

１）予約受付

施設等運営者は、予約受付のための専用の電話、FAX を用意すること。

２）器材貸出、食材販売

施設等運営者は、野外炊飯広場利用者のために、器材貸出及び食材の販売を行うこと。

２.オートキャンプ場の維持管理

１）施設等運営者は、利用者が快適に利用できるよう、オートキャンプ場の各施設を常に清潔かつ快適な状態に維持することに努める。

(1) 日常管理

日常管理として、次の各号に掲げるものは施設等運営者が行う。

①施設に係る光熱水費の負担

②施設に係る清掃及び塵芥処理

③施設の維持点検及び軽微な補修

④軽微な部品の交換等の経常的なもの

２）オートキャンプ場内の駐車場は、日常の管理上で必要があると認められたときは、出入口の全部又は一部を閉鎖することができる。

３）駐車場を閉鎖することが、利用者へ大きな影響が与えると考えられる場合は、監督職員と協議を行うこと。

４）施設の維持管理は、点検、軽微な補修、消耗品等の補充を行うことにより、利用者が快適に利用できるよう良好な状態に努める。但し、不測の事由によって大規模修繕が必要となった場合は、施設等運営者は監督職員とその対応について協議する。

５）設備等の維持管理については、関係法令に基づき実施すること。

６）電気工作物の維持管理については、北海道開発局自家用電気工作物保安規定及び同細則に基づき実施する。

７）冬季の施設管理対策として、キャンピングカーサイトにある個別の流し台にコンパネやブルーシートなどで養生を行うこと。

８）冬季の施設管理対策として、キャンプ場内トイレの水抜きのほかに、滞水が寒さにより亀裂や破裂するのを防止するため、センサーなどの付属設備も取り外すこと。

９）中低木の冬囲いは、個別仕様書（植物管理）第３章第２３条中低木冬囲工に準じて行うこと。

１０）オートキャンプ場内の芝刈や除草については、個別仕様書（植物管理）第２章芝生管理、第８条芝刈工に準じて行うこと。

３．オートキャンプ場の安全管理

１）施設等運営者は、利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行う。

２）補修、その他管理上やむを得ない理由があるときは、オートキャンプ場の全部又は一部を休止することができる。

３）管理上の必要性から、オートキャンプ場の出入口の一部を閉鎖することができる。

４）管理上必要があるときは、サイト位置を変更していただくことができる。

５）オートキャンプ場が満車になることが予測される場合は、あらかじめその対策をたて、事前に必要な措置を講じる。

６）利用者に生じる恐れのある人的・物的損害のための賠償責任保険に加入すること。

７）運営時間中は、宿直者を配置する。

４．オートキャンプ場の緊急時の対応

１）次の各号の時は、施設等運営者は、運営を一時中止・変更、又は休止するものとし、入園者及び利用者に的確に告知すると共に、監督職員に報告する。

（１）台風、大雨等悪天候のため、施設利用に危険が予想されるとき

（２）修理、その他工事をするとき

（３）緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき

（４）その他監督職員の指示のあったとき

２）施設等運営者は、前項の規定によりオートキャンプ場の運営を中止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。

３）オートキャンプ場において事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必要な措置を取る。

５．オートキャンプ場の利用上の注意

１）利用者への指導

オートキャンプ場内では、利用者に次に掲げる事項を遵守するよう指導する。

（１）標識又は係員の指示に従うこと。

（２）「車いす使用者用駐車スペース」に該当しない車両が駐車しないように、適正利用の周知、指導に努めること

（３）車両通行速度は、10km/h を超えないこと。

（４）追い越しをしないこと。

（５）指定の場所以外で、火気等の取り扱いをしないこと。

（６）オートキャンプ場内で事故が発生しときは直ちに係員に届け、その指示に従うこと。

（7）車両を離れるときは、エンジンを停止し、施錠すること。

2）利用制限等

オートキャンプ場内では、安全で快適なキャンピング環境が保たれるよう、次の各号に該当する行為は、原則として禁止する。

（1）指定場所以外で直火・たき火を行うこと

（2）指定場所以外で花火を使用すること

（3）カラオケ・発電機等を使用すること

（4）指定場所以外にゴミを捨てること

（5）小動物等のペットを持ち込むこと

（6）その他監督職員の指定する行為

（7）危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある行為

（8）公園で定める制限事項に違反する行為

（9）付添者を伴わない中学生未満の利用

（１０）その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる行為。

第５０条　費用負担

１．オートキャンプ場管理・運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。

２．施設等運営者は、オートキャンプ場施設内に、オートキャンプ場の利用規制等を記載した看板を施設等運営者の負担で設置すること。

第５１条 責任範囲の掲示

１．共通規定書第９条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行う。

1）天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。

2）施設等運営者の過失に依らない損害。

２．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第６章　園内シャトルバス運営

第５２条　総則

施設等運営者は、園内シャトルバスの管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第５３条　施設の利用目的

園内シャトルバスは、別図に示す所定のルートにおいて、公園利用者の公園内の移動を補助するための園内シャトルバスの運行を施設の利用目的とする。

第５４条　運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

＜裁量施設＞

施設名称	営業場所
園内シャトルバス(車庫、バス停留所、バス１台)	国営滝野すずらん丘陵公園内

※車両は施設等運営者が用意する。

第５５条　責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者及び運行管理者を選任した上で、園内シャトルバスの運行にあたらせる。

第５６条　運営日時

１．施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。 ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。その場合でも、夏季開園期間日数の４割以上の営業を行うこと。

２．公園の開園期間中に運営することとし、以下の運営日時を想定している。

３．行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、監督職員より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

（参考）

＜裁量施設＞（運営日時）（参考）

	４月 20 日～ ５月 31 日	６月１日～ ８月 31 日	９月１日～ 11 月 10 日	12 月 23 日～ ３月 31 日
園内シャトルバス	９：00～ 17：00	９：00～ 18：00	９：00～ 17：00	―

第５７条　利用料金

園内シャトルバスの利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。（現在の料金は、別紙－４２「収益施設利用料金一覧」参照。）

第５８条　業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行う。

１）園内シャトルバスの維持管理に関すること。

２）園内シャトルバスの安全管理に関すること

3）園内シャトルバス利用に伴う損害に関すること。

4）園内シャトルバスの利用に伴う苦情処理に関すること。

5）前各号に掲げる業務に付随すること。

第５９条 園内シャトルバス施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第２７条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

１．施設園内シャトルバスの運営

運行コースにおいて、園路は 20km/h 以内で走行する。

■運行コース・停留所（参考）

コース	停留所
中心ゾーン東口 ～滝野の森口駐車場	・東口 ・すずらんの丘展望台前 ・滝野の森　森の交流館前 ・滝野の森　森の情報館前 ・滝野の森口駐車場前

※繁忙期間については、具体の日付について、施設等運営者から監督職員へ届出を行う。

※イベント期間においては、運行コース・停留所について、施設等運営者から監督職員へ届出を行う。

２．園内シャトルバスの安全管理

1）衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負う。

2）営業開始前の準備

（1）園内シャトルバスの安全な管理運営を行うために、施設等運営者は安全衛生管理計画書を定めて監督職員に提出する。なお、作成にあたっては関係法令を遵守すること。

（2）園内シャトルバスは、旅客を乗せて商業的な活動を行う場合には、関係法令を遵守すること。

（3）施設等運営者は、園内シャトルバス安全衛生管理計画書に従い、管理体制の構築、業務従事者の教育、車両の点検を行うこと。

3）営業期間中の管理運営

（1）施設等運営者は、園内シャトルバス安全衛生管理計画書に従い、利用者への指導、車両の点検、緊急時の対応、利用者への情報提供、衛生管理を行うこと。

３．園内シャトルバスの緊急時の対応

1）次の各号の時は、施設等運営者は次の各号に該当するときは運行運営を一時中止・変更、又は休止するものとし、監督職員に報告する。また、施設等運営者は、園内シャトルバスの運行を一時中止したときは、運転再開の前に各部の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。なお、運行の一時中止・変更又は休止する際には公園利用者及び施設利用者に的確に告知する。

（1）地震、台風、大雨、大雪等大規模な自然災害や悪天候のため、運行に危険が予想されるとき。

（2）公園利用者が多く、運行コースにおいて運行が困難と認められるとき。

（3）事故又は故障等により運転不能のとき。

（4）緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき。

（5）その他監督職員の指示があったとき。

第６０条　費用負担

園内シャトルバスの運営管理・運行に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者の負担である。

第６１条 責任範囲の掲示

１．共通規定書第９条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行う。

１）天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。

２）施設等運営者の過失に依らない損害。

２．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第７章　園内移動用施設（リフト）運営

第６２条　総則

施設等運営者は、園内移動用施設（リフト）の運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第６３条 施設の利用目的

園内移動用施設（リフト）は、冬季にカントリーガーデン内に整備されるファミリーゲレンデの、利用者等に中央口から東口への移動手段を提供することを施設の利用目的とする。

第６４条　運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■運営対象施設一覧

＜裁量施設＞

公園施設の名称	運営施設名称、面積	施設規模（参考）
カントリーガーデン内移動用施設	延長　258.45m 機器　48 台	リフト
機器保管倉庫 （中央口休憩棟内）		（鉄筋コンクリート造） 延床面積：　77.40m2

第６５条　責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者及び索道技術管理者、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、園内移動用施設（リフト）の運営にあたらせる。

第６６条　運営日時

１．施設等運営日時は、本公園の開園日時を基本とする。 ただし、施設等運営者の裁量により運営日時を変更することができる。 その場合でも、冬期開園期間日数の５割以上の営業を行うとともに、学校・青少年山の家等のスキー学習が予定されている場合は、営業すること。

２．発券は、閉園時間の１５分前までとする。

３．公園の冬季開園期間中に運営することとし、以下の運営日時を想定している。

（参考）

＜裁量施設＞（運営日時）（参考）

	4 月 20 日～ 5 月 31 日	6 月 1 日～ 8 月 31 日	9 月 1 日～ 11 月 10 日	12 月 23 日～ 3 月 31 日
リフト施設	－	－	－	9 ：00～ 16 ：00

※12 月 22 日が日曜日の場合、12 月 22 日は開園とする。

第６７条　利用料金

園内移動用施設（リフト）の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。（現在の料金は、別紙－４２「収益施設利用料金一覧」参照。）

第６８条　業務の内容

施設等運営者は、次の業務を行う。

１）リフト利用料金の徴収及び領収書の発行に関すること。

２）回数券の販売及び領収書の発行に関すること。

３）団体利用者の受付、団体券の発行及び領収書の発行に関すること。

４）リフト施設の維持管理に関すること。

５）リフト施設の使用準備（半期の移動設置撤去）

６）リフト施設利用に伴う損害に関すること。

７）リフト施設に関連する排除雪に関すること。

８）リフト施設の利用に伴う苦情処理に関すること。

９）前各号に掲げる業務に付随すること。

第６９条　園内移動用施設(リフト)施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第２７条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。(別添－４８「滝野第１リフト運転操作取扱説明書」参照。)

１．園内移動用 施設(リフト)の運営

１）施設等運営者は、リフトの運営・運行に際して必要人員を配置し、チケットの授受、リフト乗降のサポート、リフトの安全確認等を行う。

２）施設等運営者は、稼動前にリフトに異常がないか確認を行う。

２．繁忙日の対応

１）施設等運営者は、施設の混雑状況に応じて導線を工夫する等、円滑な誘導に努めること。

３．園内移動用施設(リフト)の維持管理

１）施設等運営者は、利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努める。

また、冬季の施設管理としてリフトの油脂類購入及び支えい索のロープ油塗布、滑車のグリスアップ、適合確認検査を毎年営業開始前に実施すること。

なお、施設等の維持管理については、関係法令に基づき実施するほか、電気工作物の維持管理については、北海道開発局が定める自家用電気工作物保安規程及び同細則に基づき実施すること。

（１）日常管理

日常管理として、次の各号に掲げるものは施設等運営者が行う。

①施設に係る光熱水費

②施設に係る清掃及び塵芥処理

③施設の維持点検及び軽微な補修

④軽微な部品の交換等の経常的なもの

４．リフト施設は、日常の管理上で必要があると認められるときは、利用を制限することができる。

５．リフト施設を閉鎖することが、利用者へ大きな影響が与えると考えられる場合は、監督職員と協議を行うこと。

6．園内移動用施設(リフト)の安全管理

1）施設等運営者は、利用者の安全に万全の注意を払い、安全管理を行う。

2）運営期間の前に、施設の定期点検を行う他、鉄道事業法及びその他関係法令等に基づき、施設の点検を行うこと。

3）補修、その他管理上やむを得ない理由があるときは、リフト施設の全部を休止することができる。

4）リフト施設において事故が発生し又はその恐れがあるときは、直ちに必要な措置を取る。

7．園内移動用施設(リフト)の緊急時の対応

1）次の各号の時は、施設等運営者は、貸出運営を一時中止・変更又は休止するものとし、監督職員に報告する。貸出を一時中止・変更又は休止するときは、中央口およびカントリーハウスのリフト券売り場に営業休止の掲示を行うなど公園利用者及び施設利用者に適切に告知する。

（1）地震、台風、大雨、大雪等悪天候または自然災害のため、施設利用に危険が予想されるとき。

（2）事故などの不測の事態が生じたとき。

（3）緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき。

（4）北海道開発局札幌開発建設部又は維持管理業務事業者の総括責任者の指示のあったとき。

2）施設等運営者は、前項の規定により園内移動用施設（リフト）の運営を中止したときは、再開の前にリフトおよびコースに異常のないことを確認しなければならない。

3）リフト施設において事故が発生し又はその恐れがあるときは、緊急連絡体制に基づき速やかに必要な措置を行う。

8．園内移動用施設（リフト）の利用上の注意

1）利用者への指導

リフト施設の利用者に対しては、次に掲げる事項について指導する。

（1）リフト利用中は、搬器を揺らしたり立ち上がったりしないよう指導すること。

（2）リフト利用中の飲食、喫煙は禁止すること。

（3）付き添いのいない小学生未満の子供の単独での利用は断ること。

（4）酒気を帯び利用は断ること。

（5）その他、利用者の安全確保上必要な事項を指導する。

（6）施設内で事故が発生しときは直ちに係員に届け、その指示に従うこと。た場合、施設係員の指示に従うよう呼びかける。

（7）その他、施設等運営者の業務又は他の利用者の妨げになるような行為はしないことがみとめられた場合には、注意すること。

2）施設の利用制限

次の各号に該当する場合は、施設の利用を禁止する。

（1）利用者がリフト施設の遵守事項を守らない場合。

（2）１つの搬器の定員は２人とし、大人、小人の区別はしない。

第７０条 費用負担

１．施設等運営者は、リフト施設付近に、リフト施設の利用規制等を記載した看板を施設等運営者の負担で設置すること。

２．リフト搬器の移動、設置、撤去については、施設等運営者の負担で行うこと。

第７１条 責任範囲の掲示

１．共通規定書第９条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、北海道開発局札幌開発建設部及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行う。

１）天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。

２）施設等運営者の過失に依らない損害。

２．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

第７２条 その他留意事項

１．運営時間外は、搬器、券売所等を指定された場所に保管すること。

第８章　ロープトウ(そりゲレンデ)の運営管理

（平成 24 年度以降は、委託費を使わない収益施設等として運営することを検討中。）

第９章　自動販売機

第７３条 総則

施設等運営者は、自動販売機の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第７４条 施設の利用目的

自動販売機施設は、国営滝野すずらん丘陵公園において飲食及び物販サービスを提供することを、施設の利用目的とする。

第７５条　運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

１．設置箇所及び設置台数は施設等運営者の提案による。

■設置箇所一覧　参考：平成 22 年度実績

＜裁量施設＞

・収益施設に付帯されている自動販売機

設置箇所	設置する自動販売機の種別
カントリーハウス	飲料（缶及びペットボトル）
中央管理所売店	飲料（缶及びペットボトル）
子供の谷休憩所売店	飲料（缶及びペットボトル）
ロッジゆきざさ	飲料（缶及びペットボトル）
東口情報センター	飲料（缶及びペットボトル）
サイクリング施設	飲料（缶及びペットボトル）
森の交流館	飲料（缶及びペットボトル）
オートリゾート	飲料（缶及びペットボトル）
	計 8 箇所

※ 収益施設に付帯されている自動販売機使用料は、各施設使用料に含む。

・単独で設置されている自動販売機

設置箇所	設置する自動販売機の種別
渓流口駐車場　便所横	飲料（缶及びペットボトル）
こどもの谷虹の巣ドーム横	飲料（缶及びペットボトル）
こどもの谷さまよいの洞窟トイレ横	飲料（缶及びペットボトル）
こどもの谷溶岩すべり台下小屋横	飲料（缶及びペットボトル）
森のすみか森の工房横	飲料（缶及びペットボトル）
森のすみか多目的トイレ横	飲料（缶及びペットボトル）
案内所（渓流ゾーン）	飲料（缶及びペットボトル）
東口レストハウス（便所）	飲料（缶及びペットボトル）
公園事務所	飲料（缶及びペットボトル）
東口休憩所（研修棟）	飲料（缶及びペットボトル）
東口休憩所（ボランティア棟）	飲料（缶及びペットボトル）
展望台（すずらんの丘）	飲料（缶及びペットボトル）
森の交流館	飲料（缶及びペットボトル）
森の教室	飲料（缶及びペットボトル）
森の情報館	飲料（缶及びペットボトル）
	計 15 箇所

（別添－４９「自動販売機(単独設置)位置図」参照）

第７６条　責任者の選任

施設等運営者は、自動販売機の運営にあたり、施設担当責任者を選任した上で、自動販売機の運営にあたらせる。

第７７条　利用料金

自動販売機の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。（現在の料金は、別紙－４２「収益施設利用料金一覧」参照。）

第７８条　業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

１）自動販売機施設の運営に関すること。

２）自動販売機施設の維持管理に関すること。

３）前各号に掲げる業務に付随すること。

第７９条 自動販売機施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第２７条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

１．自動販売機の運営

１)自動販売機で酒類の販売は行わないこと。

２)自動販売機の大きさについては、指定の範囲内に設置できるものであること。

３)施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。

２．自動販売機の維持管理

１)商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理など、自動販売機の維持管理については、施設等運営者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。

２)自動販売機に併設して、原則として自動販売機１台に１個の割合で、選別回収タイプの回収ボックスを設置するとともに、施設等運営者の責任で適切に空き容器を回収・処分すること。

３)自動販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。

４)自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで「安全設置」すること。

第８０条 費用負担

１．自動販売機運営に関わる一切の費用は、施設等運営者の負担とする。

２．自動販売機の商品の補充、売上金回収等に要する経費、自動販売機周辺に設置する回収ボックスの設置及び空き容器回収に要する費用は、施設等運営者の負担とする。
その他園内のごみ箱についても、空き容器等の発生量に応じて、維持管理業務受託者との間で、応分の費用負担を行う。その際、事前に監督職員と協議の上、費用分担ルール及び費用分担結果の監督職員との確認方法について協議し、決定すること。なお、費用分担の確認方法に基づき、監督職員及び維持管理業務受託者と確認を行った上で、費用分担を行うこと。

３．自動販売機の設置に伴う電気・排水工事の追加工事を必要とする場合はそれに要する経費は、施設等運営者の負担とする。

４．その他、本業務を実施するに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。
但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、北海道開発局札幌開発建設部に引き渡すこととなることとなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、北海道開発局札幌開発建設部に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込む。

５．施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第８１条 その他留意事項

１．自動販売機の設置に関する必要な手続きは、施設等運営者が行うこと。

２．自動販売機の設置にあたっては、事前に監督職員と協議し、必要な手続きを実施したうえで設置すること。

３．販売商品等については事前に監督職員と協議し、決定すること。

４．自動販売機を第三者に譲渡又は貸与してはならないこと。

５．販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、監督職員の指示に従うこと。

第１０章　公衆電話

第８２条 総則

施設等運営者は、公衆電話の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第８３条 施設の利用目的

公衆電話施設は、国営滝野すずらん丘陵公園において多様な公園利用者サービスを提供することを施設の利用目的とする。

第８４条　運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

■現設置公衆電話一覧

	施設名称
必須施設	中央口休憩所 A(管理所)
	カントリーハウス
	虹の巣ドーム
裁量施設	滝野公園事務所庁舎
	森の情報館
	森の交流館

（別紙－４４「公衆電話」参照。）

第８５条　責任者の選任

施設等運営者は、公衆電話の運営にあたり、施設担当責任者を選任した上で、公衆電話の運営にあたらせる。

第８６条　業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

１）公衆電話の運営に関すること。

２）公衆電話の維持管理に関すること。

３）前各号に掲げる業務に付随すること。

第８７条 公衆電話施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第２７条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成すること。

１．公衆電話を置かない場合は、利用者の利便性を損なわないよう、代替手段を用意すること。

第８８条 費用の負担

１．公衆電話運営に関わる一切の費用は、施設等運営者の負担とする。

２．通話料金の集金及び納付に要する経費は、施設等運営者の負担とする。

３．その他、本業務を実施するに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。
但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、監督職員に引き渡すこととなることとなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、監督職員に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込む。

４．施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第１１章　自主事業における行催事等

第８９条 自主事業における行催事等

１．施設等運営者は、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により、自主事業（広報も含む）を行うことが出来る。

２．行催事を開催する場合は、本公園の利用増につながる各種行催事の主催、共催等も可能とする。

３．自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。このため施設等運営者は、事前に監督職員と協議を行うこと。

４．自主事業の実施場所については、公園利用者の安全誘導、公園の美観確保の観点から、公園利用重点調整区域（別添－４５「公園利用重点調整区域」参照。）または、他の公園利用者の活動を阻害する恐れのある場所での実施を原則として認めない。

５．施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第５条、第６条又は第 12 条に基づく許可を得る必要がある場合、申請書を監督職員に提出して許可を受けなければならない。ただし、都市公園法第 12 条第１項第２号に掲げる行為の許可については、施設等運営者の申請に限り、自主事業の内容を「業務計画書」に記載することにより、年間を通して一括申請を行うことができる。

６．施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。ただし、公共性の高い行催事を国や地方公共団体との共催により行う場合、施設使用料または建物使用料及び土地使用料が不要となる場合がある。

７．施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令第 20 条に基づく都市公園法第５条又は第６条の許可を受けた範囲の維持管理にかかる費用（水道、電気料金を含む）を負担する。

８．施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、協賛企業から協賛金を募り、実施費用に当てることができる。なお、この場合、以下の点に留意すること。

１）施設等運営者は、事前に北海道開発局札幌建設部の承諾を得た上で、自主事業の実施場所及び各ゲートに協賛企業の名称等の表示等を行うことができる（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンへの協賛企業名の表示。）。この場合、札幌市の屋外広告物に関する規制等、関係法令等を遵守すること。

２）施設等運営者は、事前に監督職員の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。

３）施設等運営者は、事前に監督職員の承諾を得た上で、自らが作成する自主事業に関するポスター・パンフレット・スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示させることができる。

９．施設等運営者は、監督職員が自主事業に関する収支状況等の報告を求めた場合には、それに応じなければならない。

別紙10

従来の実施状況に関する情報の開示

1　従来の実施に要した経費

（単位：千円）

			21年度	22年度	23年度
	人件費	常勤職員			
		非常勤職員			
	物件費				
	委託費等	委託費定額部分	613,600	563,039	561,080
		成果報酬等			
		旅費その他			
計(a)					
参考値	減価償却費				
	退職給付費用				
(b)	間接部門費				
(a)＋(b)					

（注記事項）
・運営維持管理業務の費用のみ（収益施設等管理運営業務に係る費用はのぞく。）。
・平成22年5月に、81.9haを追加供用している。
・業務毎の委託費は精算報告書（別紙11）を参照。
・平成19年度から平成21年度は公募、平成22年度から平成24年度は民間競争入札（総合評価方式一般競争入札）により特定された事業者との3箇年契約により業務を実施。

2 従来の実施に要した人員

（単位:人）

	21年度	22年度	23年度
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0

（平成25年度の業務従事者に求められる知識・経験等）
1. 知識、経験に関する要件
　同種又は類似業務の経験

2. 技術力に関する要件
　〇植物管理業務責任者
　　・1級造園施工管理技士
　〇収益施設等管理運営業務責任者
　　・索道技術管理者

（過去の業務従事者に求められる知識・経験等）
・入札の対象となる業務は全て外部委託として実施していた。業務実施の際、従事者に求められる知識・経験等は以下の通りであった。（平成22年）
1，知識、経験に関する要件

		①本業務全体の企画立案及びマネジメント業務の業務責任者(総括責任者)	②運営維持管理業務の業務責任者	③植物管理業務の業務責任者	④収益施設運営業務の業務責任者
業務の経験		下記に示す同種又は類似業務のいずれかの経験を有すること			
	同種業務の経験	下記の 1)～2)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する企画立案及びマネジメント業務の実績を有し、かつ、下記のｱ)～ｳ)のいずれかの経験を有すること	下記の 1)～2)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のｴ)又はｵ)のいずれかの経験を有すること	下記の 1)～2)のいずれかを対象とした植栽維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のｴ)又はｵ)のいずれかの経験を有すること	下記の 1)～2)のいずれかを対象とした収益施設運営業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のｴ)又はｵ)のいずれかの経験を有すること
		1)都市公園の種別として、総合公園以上（総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園） 2)レクリエーション施設又は観光・商業施設で、花を主体とする 2ha 以上の園地管理を行っている施設 平成 12 年度以降に完了した延べ 12ヶ月以上の業務または、申請書類提出時において延べ 12ヶ月継続する予定の業務（いずれも再委託による業務の実績は含まない）において実績を有していること。			
		ｱ)延べ2年以上の総括責任者の経験 ｲ)延べ3年以上の業務責任者の経験 ｳ)総括責任者または業務責任者の経験を有し、かつ技術士（建設部門：都市及び地方計画）または技術士（総合技術監理部門：建設）の資格を有する者	ｴ)延べ2年以上の業務責任者の経験 ｵ)延べ3年以上の業務経験		
	類似業務の経験	下記の 3)～4)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する企画立案及びマネジメント業務の総括責任者もしくは業務責任者の実績を有し、かつ、下記のｱ)～ｳ)のいずれかの経験を有すること	下記の 3)～4)のいずれかを対象とした運営維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のｴ)又はｵ)のいずれかの経験を有すること	下記の 3)～4)のいずれかを対象とした植栽維持管理業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のｴ)又はｵ)のいずれかの経験を有すること	下記の 3)～4)のいずれかを対象とした収益施設運営業務に関する業務の実績を有し、かつ、下記のｴ)又はｵ)のいずれかの経験を有すること
		3)都市公園の種別として、地区公園又は特殊公園 4)レクリエーション施設又は観光・商業施設で、花を含む園地管理を行っている施設 平成 12 年度以降に完了した延べ 12ヶ月以上の業務または、申請書類提出時において延べ 12ヶ月継続する予定の業務（いずれも再委託による業務の実績は含まない）において実績を有していること。			
		ｱ)延べ3年以上の総括責任者の経験 ｲ)延べ4年以上の業務責任者の経験 ｳ)延べ1年以上の総括責任者又は延べ 2 年以上の業務責任者の経験を有し、かつ技術士（建設部門：都市及び地方計画）又は技術士（総合技術監理部門：建設）の資格を有する者	ｴ)延べ3年以上の業務責任者の経験 ｵ)延べ4年以上の業務経験		

2，技術力に関する要件
　〇植物管理業務責任者
　　・1級造園施工管理技士
　〇収益施設運営業務責任者
　　・索道技術管理者

（業務の繁閑の状況とその対応）
なし

（注記事項）
・運営維持管理業務の人員のみ（収益施設等管理運営業務に係る人員はのぞく。）。
・平成22年度～平成23年度は委託企業の職員13名及び非常勤職員37名が従事していた.
・従事者に求める知識や技術は、平成22年時の資格要件である。

3 従来の実施に要した施設及び設備（委託事業者に対して供与した施設・設備）

・別紙1主要公園施設一覧、別紙3主要建築物調書、 別紙13提供物品調書及び別紙15修繕履歴を参照

（注記事項）
・運営維持管理業務の施設・設備のみ（収益施設等管理運営業務に係る施設・設備はのぞく。）。

4 従来の実施における目的の達成の程度

		21年度		22年度		23年度	
		目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
年間及び運営シーズン※1ごとの公園利用者数	年間		571,242人	60万人以上	600,562人	60万人以上	集計中
	4月～11月		451,574人		490,434人		集計中
	12月～3月		119,668人		110,128人		集計中
札幌都市圏外※2の地域からの利用者の割合※3			実績なし	8.5%以上	14.9%	8.5%以上	集計中
滝野の森3施設（森の教室、森の情報館、森の交流館）の年間及び運営シーズンごとの利用者数※4			実績なし		実績なし		集計中
年間及び運営シーズンごとの公園の運営に関する「非常に満足」の回答比率※5	年間		実績なし		47.7%		集計中
	4月～11月		50.9%	45%以上	45.5%	45%以上	集計中
	12月～3月		41.9%	50%以上	51.0%	50%以上	集計中
北海道の気候風土にあった花風景に関する「非常に満足」の回答比率※6			実績なし		実績なし		集計中
滝野の森エリア（森のすみかを含む）における利用プログラム※7の開催回数、延べ参加人数			実績なし		実績なし		集計中
ホームページのアクセス数			367,849件	33万8千件以上	590,106件	33万8千件以上	集計中
マスコミによる報道件数※8			276件	313件以上	351件	313件以上	集計中

（注記事項）
1.（指標の意義、選定根拠）
運営管理の基本方針に基づいた公園の管理運営による効果を客観的に評価するための指標
運営管理の重点事項を選定している。
2.（目標値・計画値の設定根拠）
過年度実績をもとに設定。
3.（実績の計算・把握の方法）
実施要項1.2.4モニタリング方法による。
管理者からの管理月報及び利用実態アンケートより
4.表中の注記は、以下のとおり。
※1：運営シーズンとは、第1期：4月20日～11月10日、第2期：12月23日～3月31日の2期をいう。
※2：札幌都市圏外とは、札幌市、石狩市、江別市、北広島市、恵庭市、千歳市、苫小牧市の7市以外をいう。
※3：別紙－13「利用実態調査アンケート」のQ3において、札幌都市圏外と回答した割合。
※4：H23年度実績は、●月●日～●月●日及び森の教室・森の交流館の●月●日～●月●日は、利用者数実績値を用いている。
※5：「利用実態調査アンケート」（別紙－14）のQ6「公園には満足されましたか？」における「非常に満足」の回答比率
※6：「利用実態調査アンケート」（別紙－14）のQ8①～③における「非常に満足」の回答比率の平均値
※7：利用プログラムとは、本公園の基本方針に即した、事業者が主催する10人程度以上を想定した体験系、コンテスト系、展示系、講習会系の4つのプログラムで、入園者に対するサービス水準向上の一貫として提供されるサービスとする。
ここでは、当公園の基本テーマ「自然とのふれあい」に即した利用プログラムを対象とし、展示企画は計測対象に含めない。
・参加者数が延べ1人以上の場合に、1プログラムを1回と数える。
・ほぼ同じ内容で1日数回実施したプログラムは、1回と数える。
・同じプログラムを数日間に渡って実施した場合は日数分を回数とする。
※8：マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。
委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。
・テレビ（NHK・民放）・ラジオ（AM、FM）の放送件数で、1番組につき1カウントとする。
・財団法人日本新聞協会加盟の新聞や雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については1紙／回につき1カウントとし、雑誌・情報誌については、1冊／回につき1カウントとする。
・ホームページ等インターネット記事掲載は除く。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法
・業務区分表参照

（事業の目的を達成する観点から重視している事項）
・地域特性を生かした植物管理、多様な利用プログラムの提供、情報の受発信の充実を一元的に検討し、利用者数及び満足度の向上を目標としている。

（注記事項）
・利用実態調査アンケート（別紙13）、公園利用者数（団体、パスポート含む）（別紙12）、行催事一覧（別紙14-1）、利用プログラム一覧（別紙14-2）、市民参加活動一覧（別紙14-3）、広報・報道実績（別紙15）、ホームページアクセス件数（別紙16）

業務区分表

	業務内容	業務細目	現状			H25以降			備考 （作業時期・頻度・条件等）
			国土交通省	A(請負者)	A以外の業者	国土交通省	B(主な受託者)	B以外の業者	
国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務	①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務	マネジメント		○			○		通年
		企画運営管理		○			○		通年
	②施設・設備維持管理業務	維持修繕・保守点検		○			○		通年
		清掃		○			○		開園期間 （4月～11月、12月～3月）
		利雪		○			○		11月～3月
	③植物管理業務	植物管理		○			○		4月～11月
	④収益施設等管理運営業務	収益施設運営		○			○		通年
		自主事業		○			○		通年

別紙 11

精算報告書

【H22】　（国営滝野すずらん丘陵公園）

項目		予定経費 (A)	支出額 (B)	過不足額 (C)=(A)-(B)	増減率 (D)=(C)/(A)
植物管理		128,978,448	128,978,448	0	0
	芝生管理	24,071,485	24,071,485	0	0
	中低木管理	24,830,942	24,830,942	0	0
	高木管理	6,163,747	6,163,747	0	0
	林地管理	13,405,021	13,405,021	0	0
	草花管理	60,507,253	60,507,253	0	0
建物管理		20,897,000	20,897,000	0	0
	維持修繕	2,706,000	2,706,000	0	0
	設備維持修繕	6,782,000	6,782,000	0	0
	建物清掃	11,409,000	11,409,000	0	0
工作物		28,167,188	28,167,188	0	0
	維持修繕	16,154,000	16,154,000	0	0
	その他維持修繕	12,013,188	12,013,188	0	0
清掃		73,831,946	73,831,946		
	植栽地清掃	12,146,120	12,146,120	0	0
	工作物清掃	2,424,600	2,424,600	0	0
	ゴミ回収処分	12,133,865	12,133,865	0	0
	清掃諸材購入	2,296,461	2,296,461	0	0
	除雪工	44,830,900	44,830,900	0	0
諸掛		151,162,000	151,162,000	0	0
	利用者指導	104,051,000	104,051,000	0	0
	自動車維持	5,674,000	5,674,000	0	0
	広報宣伝	41,437,000	41,437,000	0	0
運営管理		108,820,000	108,820,000	0	0
	人件費	97,021,000	97,021,000	0	0
	旅費	0	0	0	0
	庁費	11,799,000	11,799,000	0	0
小計		511,856,000 (511,856,582)	511,856,000	0	0
一般管理費		51,183,000	51,183,000	0	0
消費税		28,151,950	28,151,950	0	0
合計		591,190,950	591,190,950	0	0

別紙 12

公園利用者数（団体、パスポート含む）

【H22】

入園者数(人)			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
有料区域	有料	東　口	418	21,932	24,797	19,886	27,577	20,655	10,545	930	0	0	0	0	126,740
		中央口	73	12,551	9,749	4,454	5,592	6,720	2,451	0	0	0	0	0	41,590
		滝野の森口	19	777	1,840	1,177	1,701	852	1,136	36	0	0	0	0	7,538
		青少年山の家	1,113	3,911	4,609	4,924	4,058	5,605	4,123	606	0	0	0	0	28,949
		オートリゾート滝野	36	1,071	1,712	3,882	7,145	2,678	739	0	0	0	0	0	17,263
		小計(A)	1,659	40,242	42,707	34,323	46,073	36,510	18,994	1,572	0	0	0	0	222,080
	パスポート	パスポート大人	31	351	432	310	277	302	207	27	0	0	0	0	1,937
		パスポート小人	8	39	37	23	37	36	17	1	0	0	0	0	198
		パスポートシルバー	4	63	124	111	93	143	110	4	0	0	0	0	652
		小計(B)	43	453	593	444	407	481	334	32	0	0	0	0	2,787
	無料入園者(C)		853	44,575	16,757	20,136	27,127	22,847	10,858	835	0	0	0	0	143,988
	小　計(A)＋(B)＋(C)=(①)		2,555	85,270	60,057	54,903	73,607	59,838	30,186	2,439	0	0	0	0	368,855
無料区域(②)			4,251	17,783	30,615	16,114	20,943	19,990	11,192	691	5,820	46,499	41,637	16,172	231,707
合　計(①＋②)			6,806	103,053	90,672	71,017	94,550	79,828	41,378	3,130	5,820	46,499	41,637	16,172	600,562
有料内訳	一般大人		433	25,212	25,197	18,650	25,357	18,431	9,855	678	0	0	0	0	123,813
	一般小人		118	7,531	5,192	5,268	11,136	3,742	2,886	250	0	0	0	0	36,123
	一般シルバー		30	2,813	4,677	2,668	2,552	3,543	1,529	38	0	0	0	0	17,850
	団体大人		952	1,955	3,127	3,124	3,051	3,672	1,148	302	0	0	0	0	17,331
	団体小人		126	2,731	4,447	4,604	3,920	7,100	3,576	304	0	0	0	0	26,808
	団体シルバー		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	天文台大人		0	0	48	7	34	11	0	0	0	0	0	0	100
	天文台小人		0	0	19	2	23	11	0	0	0	0	0	0	55
	天文台シルバー		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パスポート購入 大人		21	107	75	27	20	9	5	0	0	1	0	1	266
	パスポート購入 小人		7	22	13	2	4	1	0	0	0	0	0	0	49
	パスポート購入 シルバー		4	38	26	14	11	3	2	0	0	1	0	0	99
入園料 （単位:円）			522,700	12,261,730	12,761,020	9,607,460	12,665,210	9,792,070	4,994,020	398,560	0	3,800	0	2,500	63,009,070

●無料区域の入園者数算出方法：総入園者数（渓流口、鱒見口、滝野の森口、青少年山の家、オートリゾート滝野）－有料区域の合計入場者数

【H23】

入園者数(単位:人)			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
有料区域	有料	東　口	3,152	16,393	21,892	22,507	29,976	17,810	6,662	2,204	0				120,596
		中央口	1,287	5,367	9,785	5,003	6,811	4,799	957	302	0				34,311
		滝野の森口	124	1,077	1,828	1,622	1,521	613	581	146	0				7,512
		青少年山の家	753	2,964	4,231	5,642	4,217	5,344	2,938	926	0				27,015
		キャンプ場	285	703	1,341	4,281	7,427	2,122	563	0	0				16,722
		小計(A)	5,601	26,504	39,077	39,055	49,952	30,688	11,701	3,578	0	0	0	0	206,156
	パスポート	パスポート大人	96	316	557	523	347	335	281	95	0				2,550
		パスポート小人	13	26	64	73	48	46	17	18	0				305
		パスポートシルバー	27	233	288	221	165	136	156	44	0				1,270
		小計(B)	136	575	909	817	560	517	454	157	0	0	0	0	4,125
	無料入園者(C)		2,068	14,697	15,897	22,864	28,513	19,621	15,850	1,872	0				121,382
	小　計(A)＋(B)＋(C)＝(①)		7,805	41,776	55,883	62,736	79,025	50,826	28,005	5,607	0	0	0	0	331,663
無料区域(②)			4,860	16,823	29,377	21,757	26,694	15,199	13,250	3,710	10,656	57,187			199,513
合　計(①＋②)			12,665	58,599	85,260	84,493	105,719	66,025	41,255	9,317	10,656	57,187	0	0	531,176
有料内訳		一般大人	3,161	15,971	22,337	21,077	27,563	14,294	5,157	1,843	0				111,403
		一般小人	1,455	2,703	4,673	6,684	12,087	3,299	1,179	670	0				32,750
		一般シルバー	184	3,196	4,547	3,051	2,660	2,583	1,348	159	0				17,728
		団体大人	777	2,465	3,413	2,957	3,153	3,079	707	213	0				16,764
		団体小人	24	2,165	4,082	5,256	4,415	7,361	3,310	693	0				27,306
		団体シルバー	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
		天文台大人	0	2	15	19	44	48	0	0	0				128
		天文台小人	0	2	10	11	30	24	0	0	0				77
		パスポート購入 大人	31	79	106	59	16	18	8	4	1				322
		パスポート購入 小人	4	10	16	14	3	4	0	1	0				52
		パスポート購入 シルバー	7	35	41	12	8	4	2	0	0	1			110
入園料　(単位:円)			1,724,960	8,290,590	11,706,080	10,839,030	13,685,550	7,786,490	2,812,780	927,390	2,500	1,300			57,776,670

●無料区域の入園者数算出方法：総入園者数（渓流口、鱒見口、滝野の森口、青少年山の家、オートリゾート滝野）－有料区域の合計入場者数

別紙 13

国営滝野すずらん丘陵公園　お客さまアンケート

Q１．あなたの性別は？・・・・・・・・・・①男　・　②女

Q２．あなたの年齢は？（１つお選びください）

①小学生　②中学生　③15～18歳　④19～29歳　⑤30～39歳　⑥40～49歳　⑦50～59歳　⑧60～69歳　⑨70歳以上

Q３．あなたの住所は？＿＿＿＿＿＿＿＿道・都・府・県＿＿＿＿＿＿＿＿市・郡＿＿＿＿＿＿＿＿区・町・村

Q４．本日はどなたといらっしゃいましたか？（１つお選びください）

①一人で　②友人・知人と　③カップルで　④夫婦で　⑤家族と　⑥学校の団体
⑦地域の団体　⑧職場の団体　⑨その他（　　）

Q５．　この公園にはたびたびいらっしゃいますか？（１つお選びください）

①ほぼ毎日　②週に2～3回　③週に1回　④月に2～3回　⑤月に1回　⑥年に数回
⑦年に1回　⑧数年に1回程度　⑨今回が初めて

Q６．公園には満足されましたか？

①非常に満足　②まあまあ満足　③やや不満　④非常に不満
（理由があればお書きください：　　）

Q７．　本日、公園をご利用した感想を、(1)～(4)それぞれの項目についてお聞かせ下さい。

(1)園路の清掃は、行き届いていましたか？

①非常に満足　②まあまあ満足　③やや不満　④非常に不満

(2)休憩所の清掃は、行き届いていましたか？

①非常に満足　②まあまあ満足　③やや不満　④非常に不満　⑤利用していないためわからない

(3)トイレの清掃は、行き届いていましたか？

①非常に満足　②まあまあ満足　③やや不満　④非常に不満　⑤利用していないためわからない

(4)スタッフの対応はいかかでしたか？

①非常に満足　②まあまあ満足　③やや不満　④非常に不満

Q８．　この公園では、「北海道の気候風土にあった植物を活かした美しい景観構成」を基本方針にしています。
本日、以下の(1)～(3)はそれぞれいかがでしたか？

(1)カントリーガーデンの花や風景

①非常に満足　②まあまあ満足　③やや不満　④非常に不満　⑤見ていないためわからない

(2)東口ゲート付近の花やオブジェの演出

①非常に満足　②まあまあ満足　③やや不満　④非常に不満　⑤見ていないためわからない

(3)上記以外の花壇や植栽地の手入れの状態

①非常に満足　②まあまあ満足　③やや不満　④非常に不満

Q９．　レストラン・売店をご利用した感想をお聞かせ下さい。

①非常に満足　②まあまあ満足　③やや不満　④非常に不満　⑤利用していないためわからない

きのたん

ご協力ありがとうございました。
また来てくださいね！

別紙 14-1

平成 22 年度　行催事一覧

開始日	終了日	行催事名	対象	主催者等	延べ参加人数	参加人数 計算根拠	開催場所
5 月 20 日 （木）	6 月 13 日 （日）	＜チューリップ・すずらんフェスタ＞	来園者	主催 北海道開発局、 SPAC 滝野管理センター	97,956 人	期間中入園者数	カントリーガーデン
6 月 13 日 （日）		チューリップの球根プレゼント	一般希望者	主催 北海道開発局、 SPAC 滝野管理センター	1,308 人	参加者数	カントリーガーデン
7 月 3 日 （土）	7 月 25 日 （日）	＜ラベンダーフェスタ＞	来園者	主催 北海道開発局、 SPAC 滝野管理センター	55,644 人	期間中入園者数	カントリーガーデン
7 月 3 日 （土）	7 月 11 日 （日）	南沢ラベンダー展	一般希望者	主催 北海道開発局、 SPAC 滝野管理センター	55,644 人	期間中入園者数	東口ボランティア棟
7 月 10 日 （土）	7 月 18 日 （日）	パッチワークキルト製作体験	一般希望者	主催 北海道開発局、 SPAC 滝野管理センター	27 人	参加者数	
7 月 10 日 （土）	7 月 18 日 （日）	花のパッチワークキルト展	一般希望者	主催 北海道開発局、 SPAC 滝野管理センター	1,751 人	参加者数	東口休憩所
7 月 19 日 （月・祝）		ラベンダー摘み取り体験	一般希望者	主催 北海道開発局、 SPAC 滝野管理センター	225 人	参加者数	カントリーガーデン
9 月 4 日 （土）	10 月 11 日 （月・祝）	＜コスモスフェスタ＞	来園者	主催 北海道開発局、 SPAG 滝野管理センター	95,615 人	期間中入園者数	園内全域
9 月 4 日 （土）	9 月 26 日 （日）	コスモスのしおりづくり	一般希望者	主催 北海道開発局、 SPAC 滝野管理センター	602 人	参加者数	東口休憩所
9 月 4 日 （土）	10 月 11 日 （月・祝）	思い出写真展	一般希望者	主催 北海道開発局、 SPAC 滝野管理センター	42 人	参加者数	東口休憩所
9 月 25 日 （土）	9 月 26 日 （日）	コスモスの万華鏡作り	一般希望者	主催 北海道開発局、 SPAC 滝野管理センター	193 人	参加者数	東口休憩所
2 月 11 日	2 月 13 日	＜滝野スノーフェスティバル＞	一般希望者	主催 北海道開発局、 SPAC 滝野管理センター	2795 人	参加者数	つどいの森

平成23年度　行催事一覧

開始日	終了日	行催事名	対象	主催者等	延べ参加人数	参加人数 計算根拠	開催場所
6月1日 （水）	6月12日 （日）	＜チューリップ・すずらんフェスタ＞	来園者	主催 北海道開発局、 滝野管理センター	5/21～6/12 75,713人	期間入園者数	
7月2日 （土）	7月24日 （日）	＜ラベンダーフェスタ＞	来園者	主催 北海道開発局、 滝野管理センター	58,698人	期間入園者数	
7月2日 （土）	7月3日 （日）	ラベンダークラフト	一般希望者	主催 北海道開発局、 滝野管理センター	114人	参加者数	
7月17日 （日）	7月18日 （月）	ラベンダー摘み取り体験	一般希望者	主催 北海道開発局、 滝野管理センター	441人	参加者数	
9月10日 （土）	10月10日 （月）	＜コスモスフェスタ＞	来園者	主催 北海道開発局、 滝野管理センター	56,606人	期間入園者数	
9月10日	9月25日	コスモスクラフト体験	一般希望者	主催 北海道開発局、 滝野管理センター	しおり：378人 万華鏡：320人 ティッシュBOX：46人	参加者数	
9月23日	9月25日	屋根からコスモス畑をみよう	一般希望者	主催 北海道開発局、 滝野管理センター	178人	参加者数	
10月1日	10月10日	コスモスクラフト体験	一般希望者	主催 北海道開発局、 滝野管理センター	しおり：250人 万華鏡：206人 ティッシュBOX：47人	参加者数	

別紙14-2

平成22年度　利用プログラム一覧

①委託費のみで行ったもの

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容		区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加	備考
1	「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	渓流などを巡りながらクイズを解き、公園や自然に関する理解を深めていただくプログラム。	公園主催	中心ゾーン	4/20(火)～5/20(木)	31	61	無料	期間中毎日
							渓流ゾーン	4/20(火)～5/21(金)	32			
2	滝野の森のわんぱくフェスタ	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	**・南区体験紹介コーナー**：札幌南シーニックバイウェイルート運営代表会議協力のもと、同会議が推薦する南区特産品の紹介・販売、地元南区にこだわった体験・紹介コーナーを設置。 **・わんぱく遊び隊**：プレイリーダーと自然あそびや観察を行うプログラム。 **・なつかし遊びコーナー**：こどもの谷ローンスタジアムにて、けんだまやお手玉等のなつかしい遊びを実施。	公園主催	カントリーハウス横、こどもの谷	4/29(木)～5/5(水)	12	1,999	無料	
3	「滝野の秘密発見！」大クイズラリー（グランドオープン記念イベント中も開催）	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	渓流ゾーンやこどもの谷、滝野の森ゾーン東西エリアを巡りながらクイズを解き、公園や自然に関する理解を深めていただくプログラム。	公園主催	渓流ゾーン こどもの谷 滝野の森(東西)	5/22(土)～5/31(月)	10	8,896	無料	期間中毎日
4	滝野の森ガイドツアー（グランドオープン記念イベント中も開催）	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	公園ボランティア「滝野の森クラブ森林ガイドボランティア」の案内により、滝野の森や自然に対する関心をもってもらうためのツアープログラム。	公園主催	森の情報館	5/2(日)～5/30(日)	9	247	無料	
5	母の日特別企画 カーネーションプレゼント	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	母の日にちなみ、造花のカーネーションをプレゼントするイベントを開催。子育て支援の一環とし、メッセージカードも添えられるコーナーを設置。	公園主催	東口ゲート	5/8(土)～5/9(日)	2	500	無料	
6	星空観察会	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	天文台を活用した星空観察会プログラム。大型天体望遠鏡を使った観察会。曇り空であっても天文台を活用できるよう、星座クイズや星座早見盤づくり、天文台ツアー等が開催できるよう準備。	公園主催	天文台	5/8(土)・5/22(土)	2	35	無料	
7	花のみどころガーデンツアー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	季節によって移り変わるカントリーガーデンの見所を、知識豊富なフラワーガイドが案内するツアープログラム。	公園主催	カントリーハウス	5/16(日)～5/31(月)	16	ツアー 96 巡回 434	無料	期間中毎日
8	グランドオープン記念イベント 丸太切り体験	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	園内発生の間伐材を使った丸太切り体験。鋸を使って輪切りにした丸太を材料にクラフトを作成。	公園主催	森の情報館	5/22(土) 5/23(日)	2	177	無料	
9	グランドオープン記念イベント 滝野グランドオープンステージ	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	PMF修了生による弦楽四重奏コンサートやキッズジャズコンサート、滝野公園に関するクイズ大会、バルーンアートショウ等のプログラムを開催。	公園主催	滝野の森ゾーン	5/22(土) 5/23(日)	2	1,368	無料	
10	グランドオープン記念イベント ノルディックウォーキング講習会	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	健康づくりをテーマに、ウォーキングにポールを組み合わせたエクササイズ効果の高い「ノルディックウォーキング」の講習会を開催。	公園主催	滝野の森ゾーン	5/22(土) 5/23(日)	2	29	無料	

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容		区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加	備考
11	スペシャルフラワーガーデンツアー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	今年で活動開始から10周年を迎えるカントリーガーデンのフラワーガイドによる記念事業プログラム。季節に合わせた旬の花をテーマにした“スペシャルツアー”。	公園主催	ｶﾝﾄﾘｰｶﾞｰﾃﾞﾝ	5/22(土) 5/23(日)	2	38	無料	
12	滝野ヒストリー (グランドオープン記念イベント中も開催)	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	展示系	滝野地区の開拓公園の歴史、その魅力等を紹介したパネル展。	公園主催	東口休憩所	5/22(土)～ 11/10(水)	37	(期間中入園者) 423,595	無料	
13	ノルディックウォーキング100㎞コンペ (グランドオープン記念イベント中も開催)	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	滝野の森や渓流ゾーンにモデルコースを設定し、グリーンシーズン期間中通算で100kmウォーキングを目指すコンペを開催。	公園主催	渓流ゾーン 滝野の森	5/22(土)～ 5/31(月)	10 10	56	無料	期間中毎日
14	花のある北のくらし塾 ガーデニング講習会	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	北海道でトップレベルの知識とスキルを持つガーデナーを講師に迎えたガーデニング講座。・スライドによる滝野公園や北海道内の主要なガーデンの紹介等	公園主催	ｶﾝﾄﾘｰｶﾞｰﾃﾞﾝ	5/26(水)	2	30	無料	
15	「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	渓流ゾーンやこどもの谷、滝野の森ゾーン東西エリアを巡りながらクイズを解き、公園や自然に関する理解を深めていただくプログラム。	公園主催	渓流ゾーン こどもの谷 滝野の森(東西)	6/1(火)～ 6/30(水)	30	3,985	無料	期間中毎日
16	花のみどころガーデンツアー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	季節によって移り変わるカントリーガーデンの見所を、知識豊富なフラワーガイドが案内するツアープログラム。	公園主催	カントリーハウス	6/1(火)～ 6/30(水)	30	ツアー 219 巡回 1,040	無料	期間中毎日
17	ノルディックウォーキング100㎞コンペ	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	滝野の森や渓流ゾーンにモデルコースを設定し、グリーンシーズン期間中通算で100kmウォーキングを目指すコンペを開催。	公園主催	渓流ゾーン 滝野の森	6/1(火)～ 6/30(水)	30 30	153	無料	期間中毎日
18	滝野の森ガイドツアー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	公園ボランティア「滝野の森クラブ森林ガイドボランティア」の案内により、滝野の森や自然に対する関心をもってもらうためのツアープログラム。	公園主催	森の情報館	6/6(日) 6/13(日) 6/20(日) 6/27(日)	4	60	無料	
19	星空観察会	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	天文台を活用した星空観察会プログラム。大型天体望遠鏡を使った観察会。曇り空であっても天文台を活用できるよう、星座クイズや星座早見盤づくり、天文台ツアー等が開催できるよう準備。	公園主催	天文台	6/12(土)・ 6/26(土)	2	78	無料	
20	スペシャルフラワーガーデンツアー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	今年で活動開始から10周年を迎えるカントリーガーデンのフラワーガイドによる記念事業プログラム。季節に合わせた旬の花をテーマにした“スペシャルツアー”。	公園主催	ｶﾝﾄﾘｰｶﾞｰﾃﾞﾝ	6/19(土)	1	17	無料	
21	ノルディックウォーキング講習会	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	健康づくりをテーマに、ウォーキングにポールを組み合わせたエクササイズ効果の高い「ノルディックウォーキング」の講習会。	公園主催	滝野の森ゾーン	6/26(土)	1	19	無料	
22	「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	渓流ゾーンやこどもの谷、滝野の森ゾーン東西エリアを巡りながらクイズを解き、公園や自然に関する理解を深めていただくプログラム。	公園主催	渓流ゾーン こどもの谷 滝野の森(東西)	7/1(木)～ 7/31(土)	31	2,749	無料	期間中毎日
23	花のみどころガーデンツアー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	季節によって移り変わるカントリーガーデンの見所を、知識豊富なフラワーガイドが案内するツアープログラム。	公園主催	カントリーハウス	7/1(木)～ 7/31(土)	31	ツアー 246 巡回 699	無料	期間中毎日
24	ノルディックウォーキング100㎞コンペ	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	滝野の森や渓流ゾーンにモデルコースを設定し、グリーンシーズン期間中通算で100kmウォーキングを目指すコンペを開催。	公園主催	渓流ゾーン 滝野の森	7/1(木)～ 7/31(土)	31 31	118	無料	期間中毎日

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容		区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加	備考
25	**滝野の森ガイドツアー**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	公園ボランティア「滝野の森クラブ森林ガイドボランティア」の案内により、滝野の森や自然に対する関心をもってもらうためのツアープログラム。	公園 主催	森の情報館	7/4(日)～ 7/31(土)	7	113	無料	
26	**星空観察会**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系	天文台を活用した星空観察会プログラム。大型天体望遠鏡を使った観察会。曇り空であっても天文台を活用できるよう、星座クイズや星座早見盤づくり、天文台ツアー等が開催できるよう準備。	公園 主催	天文台	7/10(土)・ 7/24(土)	2	15	無料	
27	**ノルディックウォーキング講習会**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系	健康づくりをテーマに、ウォーキングにポールを組み合わせたエクササイズ効果の高い「ノルディックウォーキング」の講習会。	公園 主催	滝野の森ゾーン	7/24(土)	1	16	無料	
28	**親子で参加しよう！ マザーフード食育シアター**	来園者	主催 SPAC滝野管理センター	講習会系	栄養士が考えた「食育シアター」。楽しく好き嫌いをなくすステージショーを開催。	公園 主催	東口休憩所	7/24(土)	1	88	無料	
29	**滝野の森ガイドツアー**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	公園ボランティア「滝野の森クラブ森林ガイドボランティア」の案内により、滝野の森や自然に対する関心をもってもらうためのツアープログラム。	公園 主催	森の情報館	8/1(日)～ 8/29(日)	8	120	無料	
30	**「滝野の秘密発見！」大クイズラリー**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	渓流ゾーンやこどもの谷、滝野の森ゾーン東西エリアを巡りながらクイズを解き、公園や自然に関する理解を深めていただくプログラム。	公園 主催	渓流ゾーン こどもの谷 滝野の森(東西)	8/1(日)～ 8/31(火)	31	6,751	無料	期間中 毎日
31	**花のみどころガーデンツアー**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	季節によって移り変わるカントリーガーデンの見所を、知識豊富なフラワーガイドが案内するツアープログラム。	公園 主催	カントリーハウス	8/1(日)～ 8/31(火)	31	ツアー 122 巡回 590	無料	期間中 毎日
32	**ノルディックウォーキング100㎞コンペ**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	滝野の森や渓流ゾーンにモデルコースを設定し、グリーンシーズン期間中通算で100kmウォーキングを目指すコンペを開催。	公園 主催	渓流ゾーン 滝野の森	8/1(日)～ 8/31(火)	31 31	74	無料	期間中 毎日
33	**コンテナガーデンコンテスト2010**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	ｺﾝﾃｽﾄ系	日本ハンギングバスケット協会北海道支部およびコンテナガーデニング協会の協力のもと、両協会所属マスターによるコンテナガーデン制作を実施。制作現場は一般の方にも公開。	公園 主催	ｶﾝﾄﾘｰﾊｳｽ 横芝生広場	8/3(火)～ 9/12(日)	28	31	無料	
34	**アシリベツの滝 ライトアップ＆滝野の夜祭り**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	―	アシリベツの滝(日本の滝百選)のライトアップ。マスコットキャラクターと子ども達による神輿や、夜店・飲食売店を出店。	公園 主催	渓流ゾーン	8/6(金)～ 8/8(日)	9	(夜間入園者数) 2,535	無料	
35	**星空観察会**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系	天文台を活用した星空観察会プログラム。大型天体望遠鏡を使った観察会。曇り空であっても天文台を活用できるよう、星座クイズや星座早見盤づくり、天文台ツアー等が開催できるよう準備。	公園 主催	天文台	8/14(土)・ 8/28(土)	2	62	無料	
36	**スペシャルフラワーガーデンツアー**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	今年で活動開始から10周年を迎えるカントリーガーデンのフラワーガイドによる記念事業プログラム。季節に合わせた旬の花をテーマにした“スペシャルツアー”。	公園 主催	ｶﾝﾄﾘｰｶﾞｰﾃﾞﾝ	8/18(水)	1	38	無料	
37	**ノルディックウォーキング講習会**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系	健康づくりをテーマに、ウォーキングにポールを組み合わせたエクササイズ効果の高い「ノルディックウォーキング」の講習会。	公園 主催	滝野の森ゾーン	8/28(土)	1	19	無料	

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容		区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加	備考
38	花のみどころガーデンツアー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	季節によって移り変わるカントリーガーデンの見所を、知識豊富なフラワーガイドが案内するツアープログラム。	公園主催	カントリーハウス	9/1(水)～9/26(日)	26	ツアー 280 巡回 817	無料	期間中毎日
39	「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	渓流ゾーンやこどもの谷、滝野の森ゾーン東西エリアを巡りながらクイズを解き、公園や自然に関する理解を深めていただくプログラム。	公園主催	渓流ゾーン こどもの谷 滝野の森(東西)	9/1(水)～9/30(木)	30	3,042	無料	期間中毎日
40	ノルディックウォーキング100㎞コンペ	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	滝野の森や渓流ゾーンにモデルコースを設定し、グリーンシーズン期間中通算で100kmウォーキングを目指すコンペを開催。	公園主催	渓流ゾーン 滝野の森	9/1(水)～9/30(木)	30 30	78	無料	期間中毎日
41	滝野の森ガイドツアー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	公園ボランティア「滝野の森クラブ森林ガイドボランティア」の案内により、滝野の森や自然に対する関心をもってもらうためのツアープログラム。	公園主催	森の情報館	9/5(日)～9/26(日)	6	107	無料	
42	花のある北のくらし塾 ガーデニング講習会「トマトのはなし」	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	北海道でトップレベルの知識とスキルを持つガーデナーを講師に迎えたガーデニング講座。・ガーデンプランナーの梅木あゆみ氏によるキッチンガーデンのトマトを題材にしたトマトの分類や調理方法についての講座。	公園主催	ｶﾝﾄﾘｰｶﾞｰﾃﾞﾝ	9/8(水)	1	20	無料	
43	星空観察会	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	天文台を活用した星空観察会プログラム。大型天体望遠鏡を使った観察会。曇り空であっても天文台を活用できるよう、星座クイズや星座早見盤づくり、天文台ツアー等が開催できるよう準備。	公園主催	天文台	9/11(土)・9/25(土)	2	32	無料	
44	パークステーションプレオープン	来園者	主催 SPAC滝野管理センター	―	鱒見口エリアの利用活性化としてサイクリングセンターを公園の情報や公園周辺の観光施設や宿泊施設、地元特産販売コーナーを設けプレ営業。	公園主催	鱒見口 ｻｲｸﾘﾝｸﾞｾﾝﾀｰ	9/17(金)～10/26(火)	40	(期間中入園者) 818	無料	
45	ノルディックウォーキング講習会	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	健康づくりをテーマに、ウォーキングにポールを組み合わせたエクササイズ効果の高い「ノルディックウォーキング」の講習会。	公園主催	滝野の森ゾーン	9/20(月) 9/25(土)	2	63	無料	
46	花のある北のくらし塾 スペシャルトークショー 「ハーブとトマトの意外な関係」	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	「花のある北のくらし塾」講師、梅木氏・狩野氏によるトークショー。話題は“キッチンガーデン”、“くらしの菜園”、トマトやハーブの調理方法等。トマトの試食、ハーブを実際に手に取り感触や匂いを感じる体験コーナーも。	公園主催	ｶﾝﾄﾘｰｶﾞｰﾃﾞﾝ	9/22(水)	1	27	無料	
47	スペシャルフラワーガーデンツアー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	今年で活動開始から10周年を迎えるカントリーガーデンのフラワーガイドによる記念事業プログラム。季節に合わせた旬の花をテーマにした“スペシャルツアー”。	公園主催	ｶﾝﾄﾘｰｶﾞｰﾃﾞﾝ	9/23(木)	1	41	無料	
48	「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	渓流ゾーンやこどもの谷、滝野の森ゾーン東西エリアを巡りながらクイズを解き、公園や自然に関する理解を深めていただくプログラム。	公園主催	渓流ゾーン こどもの谷 滝野の森(東西)	10/1(金)～10/26(火)	26	1,745	無料	期間中毎日
49	ノルディックウォーキング100㎞コンペ	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	滝野の森や渓流ゾーンにモデルコースを設定し、グリーンシーズン期間中通算で100kmウォーキングを目指すコンペを開催。	公園主催	渓流ゾーン 滝野の森	10/1(金)～10/31(日)	31 31	61	無料	期間中毎日

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容		区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加	備考
50	**滝野の森ガイドツアー**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	公園ボランティア「滝野の森クラブ森林ガイドボランティア」の案内により、滝野の森や自然に対する関心をもってもらうためのツアープログラム。	公園 主催	森の情報館	10/3(日)～ 10/17(日)	4	36	無料	
51	**オクトーバーフェストinたきの**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	札幌シーニックバイウェイ運営代表者会議、南区商店街連絡協議会の協力を得て開催した地元南区のPR、地域の活性化を目的としたイベント。ステージイベントや飲食物販売コーナー、札幌軟石クラフト体験コーナー、飲食コーナー等を設置。	公園 主催	つどいの森	10/9(日)～ 10/11(火)	3	1,471		
52	**チューリップを植えよう**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	オクトーバーフェスト会場の“こどもの谷”にて、都市緑化月間にちなみ、来春のカントリーガーデンを彩るチューリップを木箱に植えつけるイベントを開催。	公園 主催	ｶﾝﾄﾘｰｶﾞｰﾃﾞﾝ	10/10(土)～ 10/11(月)	2	163	無料	
53	**ノルディックウォーキング講習会**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系	健康づくりをテーマに、ウォーキングにポールを組み合わせたエクササイズ効果の高い「ノルディックウォーキング」の講習会。	公園 主催	滝野の森ゾーン	10/23(土)	1	39	無料	
54	**パーク雪合戦大会**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	ｺﾝﾃｽﾄ系	北海道雪合戦連盟の協力により、当公園初開催の降雪期以外のパーク雪合戦大会。雪玉の代わりは雪玉と重量をほぼ同じにした特製のボールを使用。	公園 主催	つどいの森	10/24(日)	1	131 (10チーム)	無料	
55	**「滝野の秘密発見！」大クイズラリー**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	渓流ゾーンやこどもの谷、滝野の森ゾーン東西エリアを巡りながらクイズを解き、公園や自然に関する理解を深めていただくプログラム。	公園 主催	渓流ゾーン こどもの谷 滝野の森(東西)	11/1(月)～ 11/10(水)	10	22	無料	期間中 毎日
56	**ノルディックウォーキング100㎞コンペ**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	滝野の森や渓流ゾーンにモデルコースを設定し、グリーンシーズン期間中通算で100kmウォーキングを目指すコンペを開催。	公園 主催	渓流ゾーン 滝野の森	11/1(月)～ 11/10(水)	10 10	2	無料	期間中 毎日
57	**歩くスキー100㎞コンペ**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	歩くスキーで滝野の森の雪景色を楽しみながら通算100㎞走破を目指すコンペ。達成者には記念品を進呈。	公園 主催	歩くスキーコース	12/23(木)～ 3/31(木)	4	1,601	無料	期間中 毎日
58	**滝野ドキドキラリー**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	夏シーズン子どもたちに人気の「ありの巣トンネル」「あり塚の塔」の一部を開放した、クイズラリー。チューブすべりができない幼児から大人まで楽しめるよう、イルミネーション等の仕掛けを設置。	公園 主催	ありの巣ﾄﾝﾈﾙ、 あり塚の塔	1/8(土)～ 2/13(日)	14	2,144	無料	
59	**道央雪合戦チャンピョンズカップ 初参加部門・ランキング部門**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	ｺﾝﾃｽﾄ系	雪国ならではのスポーツ“雪合戦”を観戦・参加できる場として、北海道雪合戦連盟と共催で雪合戦大会開催。道央ブロックのランキング部門のほか初参加体験部門も設定し、雪合戦大会への参加者増をねらった。	公園 主催	つどいの森	1/15(土)～ 1/16(日)	2	150	無料	
60	**冬のはたらくくるま展**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	展示系	滝野スノーワールドの整備車両を活用した、「冬のはたらくくるま展」。除雪車・圧雪車を展示した他、それらの仕組みや作業について、オペレーターの話を交えながらのツアーも開催。中央口駐車場で実際にデモンストレーション。	公園 主催	中央口駐車場	1/15(土)～ 1/16(日)	2	33	無料	

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容		区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加	備考
61	**～子育て支援プログラム～ 親子で楽しもう！はじめての雪遊び**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	子育て情報誌「はっぴーママ」を発行のMGコーポレーションとの共催イベント。冬に屋外で遊ぶ経験の少ない未就学児とその保護者を対象に、屋外で楽しく遊ぶための服装等のコツや対策を学んだり、実際に雪遊びスペースを設けて親子で遊んだりするプログラムを開催。	公園主催	ｶﾝﾄﾘｰﾊｳｽ 横広場	1/23(日)	1	72	無料	
62	**冒険遊び場　きのたんの森**	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	事故・怪我は自分の責任という考えのもと、滝野の森ゾーン東エリア内の森のデッキとその周辺斜面を使って子供たちが自由な発想で遊べる空間を作り、“冒険遊び場”として提供。遊びの達人ボランティアが遊びをサポート。	公園主催	滝野の森ｿﾞｰﾝ・東エリア	2/27(日)	1	52	無料	
63	**たきのドッグラン**	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	つどいの森特設会場で初めてドッグランを開催。マナーアップ講習会やアジリティ体験会も開催。	公園主催	つどいの森	3/20(日)	1	24	無料	

利用プログラム	総実施回数	○回
	総参加人数	○人
	滝野の森ｿﾞｰﾝでの実施回数	○回
	滝野の森ｿﾞｰﾝでの参加人数	○人

※青塗り箇所は、滝野の森ゾーンで実施したプログラム。

※滝野の森ゾーンでの実施回数および参加人数を過年度における包括的な質のカウント対象とする。

※当公園の基本テーマ「自然とのふれあい」に即した利用プログラムを対象とし、展示企画は計測対象に含めない。

※プログラムによって、述べ参加人数が入園者数の場合は、計測対象外とする。

※参加者数が延べ1人以上の場合に、1プログラムを1回とカウントする。

※ほぼ同じ内容で1日数回実施したプログラムは、1回のカウントとする。

※同じプログラムを数日間に渡って実施した場合は日数分を回数とする。

平成22年度　利用プログラム一覧

②委託費で行うが材料代等実費は参加者負担としたもの

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容		区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加	備考
1	**滝野の森の乗馬倶楽部**	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	・東口休憩所裏側の特設パドックにて。本年度は新しい取り組みとしてポニー乗馬体験を実施。記念撮影コーナーのほか待ち時間対策として馬具展示コーナーを設置。	公園主催	東口特設ﾊﾟﾄﾞｯｸ	5/1(土)～5(水) 5/22(土)・23(日)	7	2,002	300円/回	
2	**滝野・森の楽校** （グランドオープン記念イベント中も開催）	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	公園ボランティア「滝野の森クラブインタープリターボランティア」協力によるクラフト体験。クラフト内容：バードコール、園内の落葉を使ったスタンプでつくるエコバック、どんぐりのやじろべえ、どんぐりと落葉のタペストリー、木の実や小枝等を使った作品づくり	公園主催	滝野の森ゾーン	5/2(日)～ 5/30(日)	9	202	300円/回	
3	**ちびっ子釣り大会**	申込み参加者	主催 (株)カイワーク	体験系	小学生を対象にした釣り大会。1時間で釣れた魚10匹までの総重量を計り、上位3名には賞品を授与。参加賞あり。	持ち込み	ﾌｨｯｼﾝｸﾞ・ﾀｷﾉ	5/22(土)～ 10/9(土)	5	88	1,800円/人	
4	**花のある北のくらし塾** **誰でも簡単ハーブ活用術** （グランドオープン記念イベント中も開催）	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	ハーブコーディネーターによるハーブの活用方法についての講座。・ハーブを使ったポプリづくり	公園主催	ｶﾝﾄﾘｰｶﾞｰﾃﾞﾝ	5/23(日)～ 5/29(土)	2	21	300円	
5	**花のある北のくらし塾** **誰でも簡単ハーブ活用術**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	ハーブコーディネーターによるハーブの活用方法についての講座。・ハーブを使ったポプリづくり	公園主催	ｶﾝﾄﾘｰｶﾞｰﾃﾞﾝ	6/5(土)～ 6/13(日)	1	37	300円	
6	**TVh滝野公園グランドオープン記念** **ノルディックウォーキング北海道 2010** **in 滝野すずらん丘陵公園**	申込み参加者	主催 (株)テレビ北海道/ ﾉﾙﾃﾞｨｯｸｳｫｰｷﾝｸﾞ北海道普及協議会	体験系 講習会系	ポールを持ってウォーキングする、エクササイズ効果の高いノルディックウォーキングの大会を、中央口を発着点に開催。コースは3・5・10kmの3つ。初心者向けにノルディックウォーキング講師による講習会も開催。	共催	有料ゾーン （中央口ｽﾀｰﾄ）	6/6(日)	1	315	3,000円	
7	**滝野・森の楽校**	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	公園ボランティア「滝野の森クラブインタープリターボランティア」協力によるクラフト体験。クラフト内容：園内で採取した木の葉をスタンプにしたエコバックづくり	公園主催	滝野の森ゾーン	6/6(日)・3(日)・ 20(日)・27(日)	4	38	300円/回	
8	**花のある北のくらし塾** **誰でも簡単ハーブ活用術**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	ハーブコーディネーターによるハーブの活用方法についての講座。・ラベンダーを使った石けんづくり	公園主催	ｶﾝﾄﾘｰｶﾞｰﾃﾞﾝ	7/3(土)～ 7/25(日)	4	97	300円	
9	**学校・観光ツアー団体向け** **体験プログラム**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	ツアー会社（CBツアーズ）と当公園のボランティアスタッフとのタイアップによる、観光ツアー向け体験プログラム。 ・フラワーガイドボランティアによるラベンダーツアー ・森クラブボランティアによるエコバッグづくり	公園主催	園内全域	7/4(日)～ 7/25(日)	1	24	200円	
10	**森の教室**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	公園ボランティア「滝野の森クラブインタープリターボランティア」協力によるクラフト体験プログラム。・交流館～森の教室までの自然観察、その生態系や植生に関するゲーム・森の教室では葉のタペストリーづくり・夏休みの宿題に使える「イタドリのフルート」づくり	公園主催	森の教室	7/4(日)～ 8/29(日)	6	192	200円	
11	**フラワーガイドボランティア** **10周年記念事業** **“スペシャルガイドツアー”**	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	今年で活動開始から10周年を迎えるカントリーガーデンのフラワーガイドによる記念事業プログラム。季節に合わせた旬の花をテーマにした“スペシャルツアー”。	公園主催	ｶﾝﾄﾘｰｶﾞｰﾃﾞﾝ	7/11(日) 7/17(土)	2	26	300円	
12	**くわがた虫わくわくプロジェクト in たきの** **昆虫（クワガタムシ）の見つけ方講座**	申込み参加者	主催 SPAC滝野管理センター	講習会系	昆虫（クワガタムシ）の初心者向け見つけ方講座を開催。	公園主催	平成の森、 鱒見口	7/17(土)	1	27	大人500円 小人300円	

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容		区分	開催場所	実施日	回数	延べ 参加人数	参加	備考
13	**滝野の森の乗馬倶楽部**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	・東口休憩所裏側の特設パドックにて。本年度は新しい取り組みとしてポニー乗馬体験を実施。記念撮影コーナーのほか待ち時間対策として馬具展示コーナーを設置。	公園 主催	東口特設ﾊﾟﾄﾞｯｸ	7/17(土)～ 7/19(月)	3	329	300円/回	
14	**くわがた虫わくわくプロジェクト in たきの クワガタムシの育て方教室**	申込み 参加者	主催 SPAC滝野管理センター	講習会系	クワガタムシの初心者向け育て方講座を開催。	公園 主催	滝野の森 森の情報館	7/18(日)	1	8	1,000円/人	
15	**プロジェクトワイルド エデュケーター講習会**	申込み 参加者	主催 (財)公園緑地管理財団	講習会系	環境教育「プロジェクトワイルド」の一般指導者である「エデュケーター」養成講習会を開催。	持ち 込み	滝野の森 森の交流館	7/20(火)	1	5	講習会 8,000円	
16	**滝野・森の楽校**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	公園ボランティア「滝野の森クラブインタープリターボランティア」協力によるクラフト体験。	公園 主催	滝野の森ゾーン	7/4(日)～ 7/25(日)	4	※未カウント	300円/回	
17	**花のある北のくらし塾 ガーデニング講習会**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系	北海道でトップレベルの知識とスキルを持つガーデナーを講師に迎えたガーデニング講座。・「庭と生活のステキな関係づくり」をテーマにした寄せ植え講座。	公園 主催	ｶﾝﾄﾘｰｶﾞｰﾃﾞﾝ	7/21(水)	1	8	1,200円	
18	**夢プラン 子供が作って安心、 安全なアロマグッズ作り**	申込み 参加者	主催 SPAC滝野管理センター	体験系	夏休み企画。親子で作れ、夏休みの宿題にもなるアロマ体験プログラム。石けん、バスボム、虫除けスプレーの3つから選んで体験。	公園 主催	東口休憩所	7/31(土)～ 8/8(日)	3	140	400円/種	
19	**滝野・森の楽校**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	公園ボランティア「滝野の森クラブインタープリターボランティア」協力によるクラフト体験。	公園 主催	滝野の森ゾーン	8/1(日)～ 8/29(日)	8	※未カウント	300円/回	
20	**滝野の森の乗馬倶楽部 ホーストレッキング ポニー乗馬体験**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	・東口休憩所裏側の特設パドックを出発点に、すずらんの丘展望台までの特設コースにてホーストレッキングを開催。 ・本年度は新しい取り組みとしてポニー乗馬体験を実施。記念撮影コーナーのほか待ち時間対策として馬具展示コーナーを設置。	公園 主催	東口特設ﾊﾟﾄﾞｯｸ	ﾎｰｽﾄﾚｯｷﾝｸﾞ 8/14(土)・15(日) ﾎﾟﾆｰ 8/21(土)・22(日) 8/28(土)・29(日)	6	42	1,000円/回	
21	**滝野モクモク自然クラブ**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	滝野公園の中でも特に自然たっぷりな《滝野の森ゾーン》を使って、丸一日かけて家族で遊び、自然について学ぶイベント。第1回目は「ピザ作り」と「葉っぱの図鑑作り」。	公園 主催	滝野の森ゾーン	8/28(土)	1	12	実　費 800円/人	
22	**滝野・森の楽校**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	公園ボランティア「滝野の森クラブインタープリターボランティア」協力によるクラフト体験。	公園 主催	滝野の森ゾーン	9/5(日)～ 9/26(日)	6	67	300円/回	
23	**滝野の森の乗馬倶楽部 ポニー乗馬体験**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	・東口休憩所裏側の特設パドックにて。本年度は新しい取り組みとしてポニー乗馬体験を実施。記念撮影コーナーのほか待ち時間対策として馬具展示コーナーを設置。	公園 主催	東口特設ﾊﾟﾄﾞｯｸ	9/18(土)～ 9/26(日)	4	517	300円/回	

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容		区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加	備考
24	**滝野の森トレッキングツアー**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	「滝野の森クラブ森林ガイドボランティア」が毎週日曜・祝日に実施している《森のガイドツアー》特別版。普段は案内しないコースのガイドツアー。9/18は滝野の森西エリアのはるにれ広場からカラマツの尾根を通り、みずなら広場から情報間へ戻るコースを案内。	公園主催	滝野の森ゾーン	9/18(土)～10/24(日)	4	55	50円/回	
25	**花のある北のくらし塾 誰でも簡単ハーブ活用術 「ハーブを使ったワイルド調理講座」**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	ハーブコーディネーターによるハーブの活用方法についての講座。・滝野の森ゾーン“森の炊事広場”でのバーベキュー体験、カントリーガーデン内“くらしの菜園”や「、“キッチンガーデン”で収穫したハーブや野菜を使用。	公園主催	森の炊事広場	9/19(日)～9/20(火)	2	20	1,500円/組	
26	**花のある北のくらし塾 誰でも簡単ハーブ活用術 「ハーブ酢シロップ作り」**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	ハーブコーディネーターによるハーブの活用方法についての講座。・季節のフルーツとカントリーガーデン“くらしの菜園”のハーブを使ったハーブ酢シロップ作り	公園主催	ｶﾝﾄﾘｰｶﾞｰﾃﾞﾝ	9/26(日)～10/2(土)	2	34	500円/人	
27	**滝野の森の乗馬倶楽部**	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	・東口休憩所裏側の特設パドックにて。本年度は新しい取り組みとしてポニー乗馬体験を実施。記念撮影コーナーのほか待ち時間対策として馬具展示コーナーを設置。	公園主催	東口特設ﾊﾟﾄﾞｯｸ	10/2(土) 10/3(日)	2	150	300円/回	
28	**滝野・森の楽校**	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	公園ボランティア「滝野の森クラブインタープリターボランティア」協力によるクラフト体験。	公園主催	滝野の森ゾーン	10/2(土)～10/24(日)	8	70	300円/回	
29	**オクトーバーフェストinたきの**	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	札幌シーニックバイウェイ運営代表者会議、南区商店街連絡協議会の協力を得て開催した地元南区のPR、地域の活性化を目的としたイベント。ステージイベントや飲食物販売コーナー、札幌軟石クラフト体験コーナー、飲食コーナー等を設置。	公園主催	つどいの森	10/9(日)～10/11(火)	3	1,471	体験ｺｰﾅｰ有料	
30	**ノルディックウォーキング 北海道 in 滝野すずらん丘陵公園**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	つどいの森発着点、3・5・10kmの3コースを設定。初心者向けにはノルディックウォーキング講師による講習会。オリンピック選手によるデモンストレーション、ウォーキング終了後はスポーツドクターによる講演会開催。	公園主催	園内全域	10/17(日)	1	277	3,000円	
31	**COP10開催記念 親子で札幌いきものめぐり**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	―	COP10パートナーシップ事業として「親子で札幌いきものめぐり」を開催。札幌市内の施設である札幌市円山動物園および豊平川さけ科学館と連携し、それぞれの特色を生かしたプログラムを体験して巡るツアーを実施。	公園主催	滝野の森	10/30(土)～10/31(日)	2	60	大人1,500円 小学生500円	
32	**まつぼっくりのツリー作り**	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	滝野スノーワールドオープン記念として、滝野の森のまつぼっくりや間伐材の丸太輪切りを利用したクリスマスツリー作りを実施。	公園主催	森の交流館	12/23(木)～12/25(土)	3	14	100円/人	

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容		区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加	備考
33	スキー学習対策特別レッスン	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	小学校で冬休み後に行われるスキー学習に備え、ゲレンデスキー未経験者の小学生(来期入学予定含む)と保護者を対象に、スキー用品の選び方やスキー板の付け方歩き方等を学ぶ特別レッスン。	公園主催	東口広場	12/23(木)～1/16(日)	6	393	200円/組	
34	スキースクール	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	未就学児童を中心としたスキー初心者向けの入門スクール	公園主催	ﾌｧﾐﾘｰｹﾞﾚﾝﾃﾞ	12/23(木)～3/6(日)	4	2,063	200円/人	期間中毎日
35	はじめての歩くスキー 滝を見に行こう～歩くスキーで健康教室～	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	歩くスキー人口拡大をねらい、初心者が参加しやすいよう、アシリベツの滝見学を目標に設定したイベント。	公園主催	歩くスキーコース(渓流ゾーン)	1/4(火)～2/20(日)	2	55	200円/人	
36	歩くスキーステップアップ クラシカル&スケーティング	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	歩くスキーの技術レベル向上を目的とした、初級・中級者向けの実践的講習会。	公園主催	歩くスキーコース	1/8(土)～1/29(土)	10	156	200円/人	
37	スノーシューガイドツアー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	滝野の森クラブボランティアによる滝野の森ゾーンを使ったスノーシューガイドツアー。冬の森の観察のほか、斜面を使った尻滑り等。	公園主催	滝野の森ゾーン	1/9(日)～2/27(日)	8	156	50円/人	
38	第27回滝野公園歩くスキー大会	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	コンテスト系	起伏にとんだ自然豊かなコース環境を生かし、健康増進や歩くスキーコースの利用促進をねらい、大人から子供までを対象とした6・10・16kmを完歩する歩くスキー大会を開催。	公園主催	つどいの森、歩くスキーコース	1/10(月)	1	397	1,500円/人	
39	滝野・森の楽校	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	公園ボランティア「滝野の森クラブインタープリターボランティア」協力によるクラフト体験。	公園主催	滝野の森ゾーン	1/16(日)	1	21	300円/回	
40	ニューイヤー歩くスキー大会	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	コンテスト系	読売新聞社主催の歩くスキー大会。つどいの森スタートコースを利用し、6・12・16kmの3コースで開催。	公園主催	歩くスキーコース	1/30(日)	1	241	1,500円/人	

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容		区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加	備考
41	**滝野モクモク自然クラブ**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	家族で丸1日森を楽しむプログラムをテーマに、今年度3回目となる今回は、イグルー作りを開催。最後に七輪を使ってのもち焼き体験を実施。	公園主催	森の交流館	2/5(土)	1	17	600円/人	
42	**滝野・森の楽校**	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	公園ボランティア「滝野の森クラブインタープリターボランティア」協力によるクラフト体験。	公園主催	滝野の森ゾーン	2/11(金)～13(日)・2/20(日)	4	9	300円/回	
43	**滝野・森の楽校**	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	公園ボランティア「滝野の森クラブインタープリターボランティア」協力によるクラフト体験。	公園主催	滝野の森ゾーン	3/5(日)・13(日)	2	28	300円/回	
44	**小学生雪合戦大会**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	コンテスト系	つどいの森特設会場にて、小学生を対象とした雪合戦大会を、北海道新聞社及び北海道雪合戦連盟と共催で開催。	公園主催	つどいの森	3/6(火)	1	297	1000円/チーム	
45	**たきのスキースクール 卒業レッスン＆ジュニアスキー検定**	申込み参加者	主催 SPAC滝野管理センター	講習系	たきのスキースクール参加者の上達状況を、卒業レッスンとジュニアスキー検定を行い記録。	公園主催	ﾌｧﾐﾘｰｹﾞﾚﾝﾃﾞ	3/12(土)～3/13(日)	11	25	5,000円	
46	**第36回道民・札幌市民歩くスキーの集い**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	歩くスキーコース利用促進策としてのシーズン最後の大会。6・12・16kmの3コース、初級者を対象の1kmキャンプ場コースでの初級者講習と走行会を開催。	公園主催	つどいの森・歩くスキーコース	3/13(日)	1	141	大人2,000円 高校生1,000円 中学生以下500円	
47	**花とみどりの楽校生花のリース作り**	申込み参加者	主催 (財)公園緑地管理財団	体験系	春が待ち遠しい時期に、リースでは珍しい生花を使ったリース作りを開催。	持ち込み	東口休憩所	3/21(日)	1	8	1,000円/人	

利用プログラム		
	総実施回数	○回
	総参加人数	○人
	滝野の森ｿﾞｰﾝでの実施回数	○回
	滝野の森ｿﾞｰﾝでの参加人数	○人

※青塗り箇所は、滝野の森ゾーンで実施したプログラム。

※滝野の森ゾーンでの実施回数および参加人数を過年度における包括的な質のカウント対象とする。

※当公園の基本テーマ「自然とのふれあい」に即した利用プログラムを対象とし、展示企画は計測対象に含めない。

※プログラムによって、述べ参加人数が入園者数の場合は、計測対象外とする。

※参加者数が延べ1人以上の場合に、1プログラムを1回とカウントする。

※ほぼ同じ内容で1日数回実施したプログラムは、1回のカウントとする。

※同じプログラムを数日間に渡って実施した場合は日数分を回数とする。

平成23年度　利用プログラム一覧

①委託費のみで行ったもの

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容		区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
1	「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	渓流ゾーン、中心ゾーン、滝野の森ゾーンの東・西エリアにおいてラリーポイントを設定。気軽に参加でき、公園をくまなく巡ることができるラリープログラム。	公園主催	渓流ゾーン	4/20(水)～4/30(土)	10	850	無料	期間中毎日
							中心ゾーン		10			
							滝野の森ゾーン		10			
2	ノルディックウォーキング100kmコンペ	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	園内にモデルコースを設定し、グリーンシーズン期間中通算で100kmウォーキングを目指すコンペ。4月期は残雪のため森ゾーンの一部を制限利用。	公園主催	渓流ゾーン	4/20(水)～4/30(土)	10	33	無料	期間中毎日
							中心ゾーン		10			
							滝野の森ゾーン西エリア		10			
3	滝野わんぱくフェスタ ～みんなでアート～ 折り紙で花畑をつくろう	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	雪解けの行楽シーズンに、誰もが手軽に参加できるイベントとして、折り紙で花を折り、参加者でパネルに花畑をつくるプログラムを開催。	公園主催	ｶﾝﾄﾘｰﾊｳｽ横、こどもの谷	4/29(金) 4/30(土)	2	412	無料	
4	ノルディックウォーキング100kmコンペ	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	園内にモデルコースを設定、グリーンシーズン期間中通算で100kmウォーキングを目指すコンペ。5月期前半までは残雪のため森ゾーンの一部を制限利用。	公園主催	渓流ゾーン	5/1(日)～5/31(火)	31	97	無料	
							中心ゾーン		31			
							滝野の森ゾーン西エリア		31			
5	森のガイドツアー（東エリア）	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	滝野の森ゾーン東エリアで、森クラブボランティアによるガイドツアーを実施。施設の魅力も合わせてPR。	公園主催	滝野の森ゾーン東エリア	5/1(日)～5/28(土)	8	341	無料	
6	森のガイドツアー（西エリア）	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	滝野の森ゾーン西エリアで、森クラブボランティアによるガイドツアーを開催。山野草や樹木、森の情報館の展示物の解説、プロジェクターでの季節の花紹介等。	公園主催	滝野の森ゾーン西エリア	5/1(日)～5/29(日)	12	20	無料	
7	「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	渓流ゾーン、中心ゾーン、滝野の森ゾーンの東・西エリアにおいてラリーポイントを設定。気軽に参加でき、公園をくまなく巡ることができるラリープログラム。	公園主催	渓流ゾーン	5/1(日)～5/31(火)	31	3,540	無料	
							中心ゾーン		31			
							滝野の森ゾーン		31			
8	滝野わんぱくフェスタ ～みんなでアート～ 折り紙で花畑をつくろう	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	誰もが手軽に参加できるイベントとして、折り紙で花を折り、パネルに花畑をつくるプログラムを開催。こどもの日には鯉のぼりと兜、週末には母の日にちなんだグリーティングカードを日替わりで用意。	公園主催	ｶﾝﾄﾘｰﾊｳｽ横、こどもの谷	5/1(日)～5/8(日)	6	540	無料	
9	滝野の森ガイドツアー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	公園ボランティア「滝野の森クラブ森林ガイドボランティア」の案内により、滝野の森や自然に対する関心をもってもらうためのツアープログラム。	公園主催	森の情報館	5/1(日)～10/16(日)	56	1,085	無料	期間中72回
10	星空観察会	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	天文台を活用した星空観察会プログラム。大型天体望遠鏡を使った観察会。曇り空であっても天文台を活用できるよう、星座クイズや星座早見盤づくり、天文台ツアー等が開催できるよう準備。	公園主催	天文台	5/14(土)～5/28(土)	2	4	無料	
11	花の見どころガーデンツアー	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	季節毎に移り変わるカントリーガーデンの見どころを、知識豊富なフラワーガイドが案内するツアープログラム。	公園主催	カントリーガーデン	5/15(日)～5/31(火)	17	471	無料	期間中毎日

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
12	ノルディックウォーキング講習会	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	冬季期間の歩くスキー利用者の通年利用促進と、健康づくりをテーマにウォーキングにポールを組み合わせたエクササイズ効果の高い「ノルディックウォーキング」の講習会を、滝野の森西エリアにて開催。	公園主催	滝野の森ゾーン西エリア	5/21(土)	1	17	無料	
13	全園開園1周年記念イベント ポストカードプレゼント及び あそびの日昔遊びコーナー	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	全園開園1周年記念として、オリジナルポストカードを公園面積396haにちなみ396名にプレゼント。公園キャラクターを各会場に登場させイベントを盛り上げる。あそびの日にちなんだ昔遊びコーナーも設置。	公園主催	東口ゲート、中央口ゲート、森の交流館	5/21(土)～5/22(日)	2	1,148	無料	ﾎﾟｽﾄｶｰﾄﾞ 792名 昔遊び 356名
14	全園開園1周年記念イベント クラフト体験	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	滝野の森ゾーン西エリア開園1周年記念として、滝野の森ゾーンで丸太切り体験を実施。切った丸太は持ち帰り可能。	公園主催	東口ゲート、中央口ゲート、森の交流館	5/21(土)～5/22(日)	2	88	無料	
15	花壇を作ろう	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	くらしの花園から花のテラスにいたる園路沿いに、当公園のガーデンプランナーの監修のもと、来園者が花を植栽。滝野公園の見どころをつくるイベントを実施。	公園主催	カントリーガーデン	5/27(金)	1	27	無料	
16	ノルディックウォーキング100kmコンペ	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	園内にモデルコースを設定、グリーンシーズン期間中通算で100kmウォーキングを目指すコンペを開催。雪解け後倒木処理も終わりモデルコース全て利用可。	公園主催	渓流ゾーン	6/1(水)～6/30(木)	30	167	無料	
							中心ゾーン		30			
							滝野の森ゾーン東エリア		30			
17	花の見どころガーデンツアー	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	季節毎に移り変わるカントリーガーデンの見どころを、知識豊富なフラワーガイドが案内するツアープログラム。6/1～7までの期間限定で、中央口屋上から花のまきば全景を眺めるツアーを実施。	公園主催	カントリーガーデン	6/1(水)～6/30(木)	30	1,039	無料	ツアー 312名 巡回 727名
18	森のガイドツアー(西エリア)	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	滝野の森ゾーン西エリアで、森クラブボランティアによるガイドツアーを開催。山野草や樹木、森の情報館の展示物の解説、プロジェクターを使った季節の花の紹介等。	公園主催	滝野の森ゾーン西エリア	6/1(水)～6/30(木)	8	135	無料	
19	森のガイドツアー(東エリア)	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	滝野の森ゾーン東エリアで、森クラブボランティアによるガイドツアーを実施。施設の魅力もPR。	公園主催	滝野の森ゾーン東エリア	6/1(水)～6/30(木)	4	15	無料	
20	「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	渓流ゾーン、中心ゾーン、滝野の森ゾーンの東・西エリアにおいてラリーポイントを設定し、気軽に参加でき、公園内をくまなく巡ることのできるラリープログラムを開催。	公園主催	渓流ゾーン	6/1(水)～6/30(木)	30	3,760	無料	
							中心ゾーン		30			
							滝野の森ゾーン		30			
21	中央口屋上解放プログラム	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	―	利用者満足度向上・中央口休憩所を含むエリアの利用活性化を目的に、チューリップの見ごろに合わせた期間限定で、中央口休憩所A棟屋上を開放。解放中はスタッフが屋上に常駐し安全を確保	公園主催	中央口屋上	6/1(水)～6/7(火)	7	815	無料	
22	星空観察会	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	天文台を活用した星空観察会プログラム。大型天体望遠鏡を使った観察会。曇り空であっても天文台を活用できるよう、星座クイズや星座早見盤づくり、天文台ツアー等が開催できるよう準備。	公園主催	天文台	6/11(土)～6/25(土)	2	27	無料	
23	チューリップの球根プレゼント	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	チューリップフェスタ最終日、毎年恒例のイベント。咲き終わったチューリップを来園者が持ち帰って植え、家庭での緑化と公園内の植物性廃棄物排出量低減を図る。	公園主催	ｶﾝﾄﾘｰﾊｳｽ前 チューリップ畑	6/12(日)	1	1,895	無料	

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容	区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
24	**ノルディックウォーキング講習会**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	冬季間の歩くスキー利用者の通年利用促進と、健康づくりをテーマにウォーキングにポールを組み合わせたエクササイズ効果の高い「ノルディックウォーキング」の講習会を滝野の森東エリアにて開催。	公園主催	滝野の森ゾーン東エリア	6/18(土)	1	34	無料	
25	**ノルディックウォーキング100kmコンペ**	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	園内にモデルコースを設定、グリーンシーズン期間中通算で100kmウォーキングを目指すコンペ。雪解け後倒木処理が終了しモデルコース全て利用可能。	公園主催	渓流ゾーン	7/1(金)～7/31(日)	31	148	無料	
							中心ゾーン		31			
							滝野の森ゾーン東エリア		31			
26	**花の見どころガーデンツアー**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	季節毎に移り変わるカントリーガーデンの見どころを、知識豊富なフラワーガイドが案内するツアープログラム。7月中旬からラベンダーが見ごろ。	公園主催	カントリーガーデン	7/1(金)～7/31(日)	31	796	無料	ツアー 288 巡回 508
27	**森のガイドツアー(西エリア)**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	滝野の森ゾーン西エリアで、森クラブボランティアによるガイドツアー開催。植物、生き物の観察を実施。7/6・14・22には団体向けガイドツアーも開催。	公園主催	滝野の森ゾーン西エリア	7/1(金)～7/31(日)	6	217	無料	
28	**森のガイドツアー(東エリア)**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	滝野の森ゾーン東エリアで、森クラブボランティアによるガイドツアーを実施。施設の魅力もPR。	公園主催	滝野の森ゾーン東エリア	7/1(金)～7/31(日)	4	12	無料	
29	**「滝野の秘密発見！」大クイズラリー**	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	渓流ゾーン、中心ゾーン、滝野の森ゾーンの東・西エリアにおいてラリーポイントを設定し、気軽に参加でき、公園内をくまなく巡ることのできるラリープログラムを開催。	公園主催	渓流ゾーン	7/1(金)～7/31(日)	1	4,534	無料	
							中心ゾーン		1			
							滝野の森ゾーン		1			
30	**花のパッチワークキルト展**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	展示系	緑に関連した文化イベントとして、草花や風景等をテーマとしたパッチワークキルトの展示を実施。東口休憩所の壁面にキルトを展示。	公園主催	東口休憩所	7/9(土)～7/18(月)	1	1,229	無料	
31	**星空観察会**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	天文台を活用した星空観察会プログラム。大型天体望遠鏡を使った観察会。曇り空であっても天文台を活用できるよう、星座クイズや星座早見盤づくり、天文台ツアー等が開催できるよう準備。	公園主催	天文台	7/9(土)～7/23(土)	2	33	無料	
32	**ノルディックウォーキング講習会**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	冬季間の歩くスキー利用者の通年利用促進と、健康づくりをテーマにウォーキングにポールを組み合わせたエクササイズ効果の高い「ノルディックウォーキング」の講習会を開催。	公園主催	滝野の森ゾーン東エリア	7/16(土)	1	7	無料	
33	**ラベンダー摘み取り体験**	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	つどいの森横ラベンダー畑にて花穂摘み取り体験を実施。ラベンダースティックの作り方を記したペーパーを配布。	公園主催	カントリーガーデン	7/17(日)～7/18(月)	2	441	無料	

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容		区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
34	滝野ドキドキナイトハイク	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	滝野の森ゾーン西エリアを夜間特別開放。森クラブボランティアの案内で、夜の森を観察。	公園主催	滝野の森ゾーン西エリア	7/17(日)～7/24(日)	2	46	無料	
35	コンテナガーデンコンテスト2011	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	ｺﾝﾃｽﾄ系	日本ハンギングバスケット協会北海道支部・コンテナガーデニング協会協力による、両協会所属マスターのコンテナガーデン制作。制作現場は一般の方にも公開。7/27～8/21までコンテストを開催、結果はHP上で公開予定。	公園主催	カントリーハウス横芝生広場	7/20(水)7/27(水)～8/21(日)	3	119	無料	ｺﾝﾃﾅ制作30展示応募者89
36	夜祭りを照らそう！ランタンづくり	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	来園者にも「アシリベツの滝＆滝野の夜祭り」を盛り上げていただくため、参加型イベントの「ランタン」づくりを実施。	公園主催	アシリベツの滝	7/23(土)7/24(日)7/30(土)7/31(日)	4	231	無料	
37	初めての森遊び	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	「こどもを森で遊ばせたいけれどどうすればいいかわからない」という森遊びビギナーを対象とした、森クラブボランティアが森での遊び方を教える企画。体験型アクティビティや生き物観察を実施。	公園主催	滝野の森ゾーン	7/23(土)～7/30(土)	2	49	無料	
38	親子クラフト	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	夏休みの宿題対策として森の教室を使って、木や枝、葉を利用したクラフト教室を開催。森クラブボランティアが補助しのこぎり等の工具を使用した作品作りを実施。	公園主催	森の教室	7/24(日)～7/31(日)	2	152	無料	
39	森のお絵かき	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	滝野の森ゾーン西エリアで見つけた虫や植物等を、森の情報館で絵に描いてもらう企画を開催。絵は情報館内に展示。	公園主催	滝野の森ゾーン西ｴﾘｱ情報館内	7/26(火)～7/31(日)	4	22	無料	
40	ノルディックウォーキング100kmコンペ	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	園内にモデルコースを設定、グリーンシーズン期間中通算で100kmウォーキングを目指すコンペ。雪解け後倒木処理が終了しモデルコース全て利用可能。	公園主催	渓流ゾーン	8/1(月)8/31(水)	1	88	無料	
							中心ゾーン		1			
							滝野の森ゾーン東エリア		1			
41	花の見どころガーデンツアー	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	季節毎に移り変わるカントリーガーデンの見どころを、知識豊富なフラワーガイドが案内するツアープログラム。ラベンダーが 8月 上旬まで楽しむことができたほか、中旬からはキバナコスモスも開花し始めた。	公園主催	カントリーガーデン	8/1(月)8/31(水)	31	593	無料	ツアー 41巡回 552
42	森のお絵かき	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	滝野の森ゾーン西エリアで見つけた虫や植物などを森の情報館に戻ってきて図鑑や展示物を使って調べて絵をかいてもらう企画。絵は情報館内に展示。	公園主催	滝野の森ゾーン東・西エリア	8/1(月)8/19(金)	19	120	無料	
43	森のガイドツアー（西エリア）	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	滝野の森ゾーン西エリアで、森クラブボランティアによるガイドツアー開催。植物、生き物の観察を実施。	公園主催	滝野の森ゾーン西エリア	8/1(月)8/31(水)	4	111	無料	
44	森のガイドツアー（東エリア）	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	滝野の森ゾーン東エリアで、森クラブボランティアによるガイドツアーを実施。施設の魅力もPR。	公園主催	滝野の森ゾーン東エリア	8/1(月)8/31(水)	1	17	無料	
45	「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	渓流ゾーン、中心ゾーン、滝野の森ゾーンの東・西エリアにおいてラリーポイントを設定。気軽に参加でき、公園をくまなく巡ることができるラリープログラム。	公園主催	渓流ゾーン	8/1(月)8/31(水)	1	9,123	無料	
							中心ゾーン		1			
							滝野の森ゾーン		1			

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容		区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
46	**アシリベツの滝 ライトアップ＆滝野の夜祭り**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	—	アシリベツの滝（日本の滝百選）のライトアップ。マスコットキャラクターと子ども達による神輿や、夜店・飲食売店を出店。	公園 主催	渓流ゾーン	8/5(金) 8/7(日)	3	3,200	無料	夜祭り 3,063 熱気球 137
47	**子育て支援イベント 初めての森遊び**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	「こどもを森で遊ばせたいけれどどうすればいいかわからない」という森遊びビギナーを対象に、森クラブボランティアが森での遊び方を教える企画を実施。	公園 主催	森の交流館	8/6(土) /13(土)	2	20	無料	52名定員 20名 /回
48	**親子クラフト**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	夏休みの宿題対策。森の教室にて、木や枝・葉っぱを使ったクラフト教室を開催。	公園 主催	森の教室	8/7(日) 8/14(日)	2	132	無料	
49	**滝野生き物サイエンス 滝野の両生類を探そう**		主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系	「北海道爬虫類・両性類ハンディ図鑑」の筆者徳田龍弘氏による、滝野の森で観察できる両生類について学ぶ講座を開催。	公園 主催	滝野の森ゾーン	8/10(水)	1	25	無料	
50	**星空観察会**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系	天文台を活用した星空観察会プログラム。大型天体望遠鏡を使った観察会。曇り空であっても天文台を活用できるよう、星座クイズや星座早見盤づくり、天文台ツアー等が開催できるよう準備。	公園 主催	天文台	8/13(土) 8/27(土)	2	82	無料	
51	**ノルディックウォーキング講習会**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系	冬季間の歩くスキー利用者の通年利用促進と、健康づくりをテーマにウォーキングにポールを組み合わせたエクササイズ効果の高い「ノルディックウォーキング」の講習会を開催。	公園 主催	滝野の森ゾーン 東エリア	8/20(土)	1	12	無料	
52	**冒険遊び場きのたんの森**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	滝野の森にて、子供たちが外遊びに親しみ、自分の責任で自由な発想で遊べる遊び場つくりを実施。「遊びの達人ボランティア」とともに、自ら危機管理を行い、木登りや森の教室の前の池に入っての生き物探しなど、通常は禁止、もしくは推奨していない遊も実施し、保護者ともども外遊びの楽しさと重要性を伝える。	公園 主催	滝野の森ゾーン	8/20(土)	1	33	無料	
53	**ノルディックウォーキング100kmコンペ**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	園内にモデルコースを設定、グリーンシーズン期間中通算で100kmウォーキングを目指すコンペ。	公園 主催	渓流ゾーン	9/1(木)～ 9/30(金)	30	79	無料	
							中心ゾーン		30			
							滝野の森ゾーン		30			
54	**花の見どころガーデンツアー**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	季節毎に移り変わるカントリーガーデンの見どころを、知識豊富なフラワーガイドが案内するツアープログラム。	公園 主催	カントリーガーデン	9/1(木)～ 9/25(日)	24	691	無料	ツアー 151人巡回 540人

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容		区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
55	**森のガイドツアー（西エリア）**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	森クラブボランティアによるガイドツアーを開催。エゾトリカブトやアキノキリンソウなど夏～秋に見られる花の案内、ヤマシャクヤクやツルリンドウなどの実の案内も実施。専門学校や幼稚園などの団体の受け入れも行う。	公園主催	滝野の森ゾーン西エリア	9/1(木)～9/30(金)	12	272	無料	
56	**森のガイドツアー（東エリア）**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	滝野の森ゾーン東エリアで、森クラブボランティアによるガイドツアーを実施施設の魅力もPRしながらのプログラム。	公園主催	滝野の森ゾーン東エリア	9/1(木)～9/30(金)	4	8	無料	
57	**「滝野の秘密発見！」大クイズラリー**	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	渓流ゾーン、中心ゾーン、滝野の森ゾーンの東・西エリアにおいてラリーポイントを設定。気軽に参加でき、公園をくまなく巡ることができるラリープログラム。	公園主催	渓流ゾーン	9/1(木)～9/30(金)	30	3,025	無料	
							中心ゾーン		30			
							滝野の森ゾーン		30			
58	**星空観察会**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	天文台を活用した星空観察会プログラム。大型天体望遠鏡を使った観察会。曇り空であっても天文台を活用できるよう、星座クイズや星座早見盤づくり、天文台ツアー等が開催できるよう準備。	公園主催	天文台	9/10(土)9/24(土)	2	82	無料	
59	**ノルディックウォーキング講習会**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	冬季間の歩くスキー利用者の通年利用促進と、健康づくりをテーマにウォーキングにポールを組み合わせたエクササイズ効果の高い「ノルディックウォーキング」の講習会を開催。	公園主催	滝野の森ゾーン東エリア	9/17(土)	1	4	無料	
60	**札幌南オータムフェスティバル**	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	地元南区の魅力を広く来園されたお客様にPRし、地域の活性化につなげていくことを目的に、札幌南シーニックバイウェイ運営代表者会議のほか南区商店街連絡協議会の協力も得て開催。	公園主催	カントリーハウス横芝生広場	9/18(日)9/19(月)	2	1,956	無料	期間入園者数10,121名 各イベント参加者数1,956名
61	**滝野満喫ノルディックウォーキングツアー**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	毎月開催しているノルディック講習会の特別版として、東口を出発し滝野の森ゾーン東西エリア、こどもの谷、カントリーガーデンと有料ゾーンをめぐるツアーを開催。	公園主催	公園全体	9/29(木)	1	20	無料	
62	**ノルディックウォーキング100kmコンペ**	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	園内にモデルコースを設定し、グリーンシーズン期間中通算で100kmウォーキングを目指すコンペを開催した。秋の紅葉を楽しみながら歩いたり、園内のすべての園路の走破を目指したりと自分なりの楽しみ方を持って参加していただいた。	公園主催	渓流ゾーン	10/1(土)～10/31(月)	31	141	無料	
							中心ゾーン		31			
							滝野の森ゾーン		31			
63	**森のガイドツアー（西エリア）**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	昨年オープンした滝野の森ゾーン西エリアで、森クラブボランティアによるガイドツアーを開催した。ウルシやカツラ、ハウチワカエデにヤマモミジと次々紅葉する森の景色をご案内した。	公園主催	滝野の森ゾーン西エリア	10/1(土)～10/23(日)	8	143	無料	
64	**森のガイドツアー（東エリア）**	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	2009年にオープンした滝野の森ゾーン東エリアで、森クラブボランティアによるガイドツアーを実施した。紅葉が深まった森の様子や、森見の塔から見る森全体の紅葉風景を楽しんでいただいた。	公園主催	滝野の森ゾーン東エリア	10/1(土)～10/15(土)	3	39	無料	
65	**「滝野の秘密発見！」大クイズラリー**	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	渓流ゾーン、中心ゾーン、滝野の森ゾーンの東・西エリアにおいてラリーポイントを設定し、誰もが気軽に参加でき、当公園をくまなく巡っていただくラリープログラムを開催した。ゲート前にあるクイズラリー台紙をみつけると、「やる！」と手に取り走り出す子供もみられ、好評であった。	公園主催	渓流ゾーン	10/1(土)～10/31(月)	31	2,450	無料	
							中心ゾーン		31			
							滝野の森ゾーン		31			

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容		区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
66	チューリップを植えよう	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	カントリーハウス横芝生広場において、都市緑化月間にちなみ、来春のカントリーガーデンを彩るチューリップを木箱に植え付けていただいた。天候にも恵まれ多くのお客様にご参加いただいた。来春チューリップの咲く頃にまた来ようねと約束する親子も見受けられた。	公園 主催	カントリーハウス横芝生広場	10/9(日)	1	336	無料	140組336名
67	ノルディックウォーキング講習会	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系	冬季間の歩くスキー利用者の通年利用を促進するとともに、健康づくりをテーマにウォーキングにポールを組み合わせたエクササイズ効果の高い「ノルディックウォーキング」の講習会を開催。6回目は滝野の森ゾーン西エリアで開催した。	公園 主催	滝野の森ゾーン 西エリア	10/15(土)	1	28	無料	
68	冒険遊び場きのたんの森	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	滝野の森にて、子供たちが外遊びに親しみ、自分の責任で自由な発想で遊べる遊び場つくりを実施。「遊びの達人ボランティア」とともに、自ら危機管理を行い、木登りや森の教室の前の池に入っての生き物探しなど、通常は禁止、もしくは推奨していない遊も実施し、保護者ともども外遊びの楽しさと重要性を伝える。	公園 主催	滝野の森ゾーン 東エリア	10/22(土)	1	9	無料	
69	ドッグラン	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	つどいの森特設会場で初めてドッグランを開催。マナーアップ講習会やアジリティ体験会も開催。	公園 主催	つどいの森	10/23(日)	1	2	無料	1組2名
70	滝野トレッキングツアー	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	滝野の森ゾーンにある未舗装のハイキングコースを中心に1日かけて歩いて、新しい見どころを知っていただくとともに紅葉シーズンの滝野の森ゾーンを楽しんでいただくツアーを開催。	公園 主催	滝野の森ゾーン	10/23(日)	1	16	無料	
71	ノルディックウォーキング100kmコンペ	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	園内にモデルコースを設定し、グリーンシーズン期間中通算で100kmウォーキングを目指すコンペを開催。	公園 主催	渓流ゾーン	11/1(火)～ 11/10(木)	10	29	無料	
							中心ゾーン		10			
							滝野の森ゾーン		10			
72	「滝野の秘密発見！」大クイズラリー	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	渓流ゾーン、中心ゾーン、滝野の森ゾーンの東・西エリアにおいてラリーポイントを設定し、誰もが気軽に参加でき、当公園をくまなく巡っていただくラリープログラムを開催した。好天に恵まれた3日は、ラリーカードを持って元気に走り回る子供たちの姿がみられた。	公園 主催	渓流ゾーン	11/1(火)～ 11/10(木)	10	685	無料	
							中心ゾーン		10			
							滝野の森ゾーン		10			
73	たきのdeクリスマス ドキドキイルミネーション	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	夏シーズン子どもたちで人気のrありの巣トンネル」「あり塚の塔」の一部を開放し、滝野公園ならではなのクリスマスらしさの演出としてイルミネーションを実施。冬休み終盤やスノーフェスティバル期間中に開催するたきのドキドキラリー」のプレとして、電飾やクリスマスオーナメントなどを使って様々な仕掛けを設置した。	公園 主催	ありの巣トンネル	12/23(金)～ 12/25(日)	3	※未カウント	無料	
74	たきのdeお正月 きのたんともちつき	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	新春を祝い、お正月らしさを感じてもらうイベント。おみくじ引きと餅つき体験を開催。	公園 主催	東口休憩所	1/3(火)	1	348	無料	
75	歩くスキー100kmコンペ	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	歩くスキーの利用促進のためのコンベティション。	公園 主催	渓流ゾーン	1/1(日)～ 1/31(火)	31	1,046	無料	1,046 (うち登録138)
							中心ゾーン		31			
							滝野の森ゾーン		31			
76	たきのドキドキラリー	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	ありの巣トンネル内を一部開放、ライトアップとクイズラリーを開催。正解者の中から抽選で定山渓の宿泊券や入浴券、きのたんの人形などをプレゼント。スノフェス期間にも再度開催予定。	公園 主催	ありの巣トンネル、 あり塚の塔	1/7(土)～ 1/16(月)	10	2,589	無料	

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容		区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
77	**雪合戦チャンピョンズカップ**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター、 北海道雪合戦連盟	ｺﾝﾃｽﾄ系	雪国ならではのスポーツとしての雪合戦を観戦・参加できる場として、北海道雪合戦連盟と共催で雪合戦大会を開催。道央ブロックのランキング部門、初参加体験部門、学生雪合戦教室も設定し、雪合戦大会への参加者増をねらった取り組みも実施。初参加部門においては、雪玉の作り方からルーハい戦術なども学習する。	共催	つどいの森	1/14(土) 1/15(日)	2	319	無料	ﾁｬﾝﾋﾟｮﾝｽﾞ 308 小学生教室 11
78	**早朝開園** **「早朝の氷瀑を見に行こう！」**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	日本の滝100選にも選ばれているアシリベツの滝の氷爆に日の光が当たり始める時間帯にご覧いただけるよう7:00から開国する早朝開園を開催。森クラブボランとティアによるガイドツアーも開催。	公園 主催	渓流口駐車場～ アシリベツの滝	1/25(水)～ 1/28(土)	2	114	無料	

利用プログラム	総実施回数	○回
	総参加人数	○人
	滝野の森ｿﾞｰﾝでの実施回数	○回
	滝野の森ｿﾞｰﾝでの参加人数	○人

※青塗り箇所は、滝野の森ゾーンで実施したプログラム。

※滝野の森ゾーンでの実施回数および参加人数を過年度における包括的な質のカウント対象とする。

※当公園の基本テーマ「自然とのふれあい」に即した利用プログラムを対象とし、展示企画は計測対象に含めない。

※プログラムによって、述べ参加人数が入園者数の場合は、計測対象外とする。

※参加者数が延べ1人以上の場合に、1プログラムを1回とカウントする。

※ほぼ同じ内容で1日数回実施したプログラムは、1回のカウントとする。

※同じプログラムを数日間に渡って実施した場合は日数分を回数とする。

平成23年度　利用プログラム一覧

②委託費で行うが材料代等実費は参加者負担としたもの

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容		区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
1	滝野わんぱくフェスタ うかべよう！しゃぼん玉	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	南区商店街連絡協議会の協力のもと、しゃぼん玉をうかべるプログラムを開催。	公園主催	ｶﾝﾄﾘｰﾊｳｽ横、こどもの谷	4/29(金)～4/30(土)	2	302	100円	
2	森の楽校	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	森で取れる枝や葉等の素材を使ったクラフトと、森の楽しみ方を学ぶアクティビティ。5月のクラフトは小枝を使ったバードコール。	公園主催	森の交流館	5/1(日)～5/28(土)	8	131	200円	毎週土曜日実施
3	滝野わんぱくフェスタ うかべよう！しゃぼん玉	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	南区商店街連絡協議会の協力のもと、しゃぼん玉をうかべるプログラムを開催。	公園主催	ｶﾝﾄﾘｰﾊｳｽ横、こどもの谷	5/1(日)～5/8(日)	6	746	100円	
4	滝野わんぱくフェスタ まわそう！かざぐるま	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	紙飛行機と風車づくりのイベントを開催。風車は、羽の色や形、中心部のビーズの色を選べるようにし、オリジナルの風車が制作できる。	公園主催	ｶﾝﾄﾘｰﾊｳｽ横、こどもの谷	5/1(日)～5/8(日)	5	656	100円	
5	滝野わんぱくフェスタ とばそう！紙ひこうき	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	紙飛行機と風車づくり。	公園主催	ｶﾝﾄﾘｰﾊｳｽ横、こどもの谷	5/3(火)～5/5(木)	3	294	200円	
6	花のある北のくらし塾 ポプリびんづくり 匂い袋のネックレス風	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	無料入園日に、ハーブを楽しく学べる教室を開催。5/4はオープニングとして「ポプリびんづくり」、5/21は「匂い袋のネックレス風づくり」を実施。	公園主催	カントリーガーデン	5/4(水)～5/21(土)	2	27	300円	ポプリ 14 匂い袋 13
7	花のある北のくらし塾 お花を食べよう！ ～エディブルフラワー講座～	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	キッチンガーデン監修者のガーデンプランナーを講師に迎え、本年度キッチンガーデンのテーマ「食べられる花」を生かした講座を開催。5月期は食べられる花の寄せ植え講座を実施。	公園主催	カントリーガーデン	5/25(水)	1	28	1200円	
8	花のある北のくらし塾 連続講座編	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	ハーブコーディネーターによるハーブの活用方法についての講座。プログラムにはストーリー性を持たせ展開。5月期は「くらしの花園」にハーブを植える。	公園主催	カントリーガーデン	5/28(土)	1	10	300円	

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容		区分	開催場所	実施日	回数	延べ 参加人数	参加費等	備考
9	**森の楽校**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	森で取れる枝や葉等の素材を使ったクラフトと、森の楽しみ方を学ぶアクティビティ。6月のクラフトは葉っぱとスタンプを使ったオリジナルエコバッグ作り。	公園 主催	森の交流館	6/1(水)～ 6/30(木)	4	60	200円	毎週土曜日 実施
10	**花のある北のくらし塾 連続講座編**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系	ハーブコーディネーターによるハーブの活用方法についての講座。プログラムにはストーリー性を持たせ展開。5月期のハーブ植栽に続き、6月期は「ハーブ石けんづくり」。前期植栽のハーブを利用。	公園 主催	カントリーガーデン	6/25(土)	1	5	300円	
11	**ラベンダークラフト**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	ラベンダーフェスタのオープニングとして、ラベンダーのポプリを使った香り袋等を制作するクラフト体験を実施。	公園 主催	東口休憩所 ボランティア棟	7/2(土)～ 7/3(日)	2	114	100円	
12	**森の教室**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	森で取れる枝や葉等の素材を使ったクラフトと、森の楽しみ方を学ぶアクティビティを実施。7月のクラフトは森の教室で、木や枝を使った人形作り。	公園 主催	森の教室	7/2(土) 7/9(土) 7/16(土)	3	35	200円	
13	**花のある北のくらし塾 初心者編 ラベンダー石けんづくり**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系	ハーブコーディネーターによるハーブの活用方法についての講座。7月期は「ラベンダー石けんづくり」。ラベンダーを実際に花畑で摘み取り、石けんをつくる。	公園 主催	カントリーガーデン	7/9(土)～ 7/17(日)	2	43	300円	
14	**花のある北のくらし塾 連続講座編 モイストポプリづくり**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系	ハーブコーディネーターによるハーブの活用方法についての講座。プログラムにストーリー性を持たせ展開。7月期は「モイストポプリづくり」。	公園 主催	カントリーガーデン	7/23(土)	1	20	300円	
15	**滝野の森ミニクラフト**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	夏休み期間中の平日限定で、大きな工具を使用せず制作できるミニクラフトを実施。森の交流館にて、イタドリのミニフルートづくりを実施。	公園 主催	森の交流館	7/26(火)～ 7/31(日)	5	16	100円	
16	**花のある北のくらし塾 お花を食べよう！ ～エディブルフラワー講座～**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系	キッチンガーデンの監修者であるガーデンプランナーを講師に、本年度キッチンガーデンのテーマ「食べられる花」を生かした講座を開催。7月期は、食べられる花が咲いているキッチンガーデンツアー、サラダづくりのレシピ紹介や試食。	公園 主催	カントリーガーデン	7/27(水)	1	19	300円	
17	**昼間の星空観察会**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	天文台を活用したプログラムとして、太陽の黒点を観察する観察会を開催。星座早見盤づくり等、夏休みの宿題づくりの場も提供。	公園 主催	天文台	7/30(土) 7/31(日) 8/13(土) 8/14(日)	2	538	100円	星空観察会 391 工作ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ147

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容		区分	開催場所	実施日	回数	延べ 参加人数	参加費等	備考
18	**滝野の森ミニクラフト**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	夏休み期間中の平日限定で、森の交流館で大きな工具を使わなくてもできるミニクラフトを開催。今回はイタドリを使ったミニフルートつくり。	公園 主催	森の交流館	8/1(月) 8/19(金)	15	72	100円	
19	**きのこの里づくり**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系	きのこ生産農家の細貝氏による、夏休みの宿題対策としてきのこの栽培方法やほだ木つくりの仕方を学ぶ講座を開催。	公園 主催	森の交流館	8/13(土)	1	7	500円	7(3組)
20	**昼間の星空観察会**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	天文台を活用したプログラム。太陽の黒点を観察する観察会。	公園 主催	天文台	8/13(土) 8/14(日)	2	864	100円	工作プログラム 65名 昼間の星空観察会799名
21	**花のある北のくらし塾「連続講座編」 ハーブバーベキュー**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系	ハーブコーディネーターによるハーブの活用方法についての講座。プログラムにストーリー性を持たせ展開。今月はフレッシュハーブを使った料理教室を実施。暮らしの花園でフレッシュハーブを採取後キャンプ場にてハーブを料理に生かすポイントを学ぶ。	公園 主催	滝野の森ゾーン 森の炊事広場	8/27(土)	1	20	300円	
22	**滝野モクモク自然クラブ**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	年4回予定で親子で森を楽しんで頂くプログラム。第1回目の今回は森の炊事広場に特製のピザ釜を作りピザ作りを実施した。ピザ釜の組み立てや火起こし、材料のトッピングまでをすべて参加者と一緒に行った。また午後には森の教室に移動しながら葉っぱを拾エコバッグや絵はがきづくりも行った。	公園 主催	滝野の森ゾーン 森の炊事広場	8/27(土)	1	15	実　費	
23	**森の楽校**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	森で取れる枝や葉等の素材を使ったクラフトと、森の楽しみ方を学ぶアクティビティ。9月は、どんぐりを使ったやじろべぇ作りと、どんぐりの一生を学ぶアクティビティを開催。	公園 主催	森の交流館	9/1(木)～ 9/30(金)	4	27	200円	毎週土曜日 実施
24	**花のある北のくらし塾　コラボ塾**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系	「花のある北のくらし塾」の講師としてご協力いただいている梅木氏と狩野氏によるトークショーとハーブを素材としたサンドイッチの試食体験を開催。園内の“キッチンガーデン”や“くらしの花園”や、ハーブの調理方法の一例としてサンドイッチの試食や作り方などの講話。	公園 主催	東口休憩所	9/7(水)	1	19	200円	
25	**花のある北のくらし塾「連続講座編」 「初心者編」ハーブ酢シロップづくり**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系	ハーブコーディネーターを講師に迎え、ハーブや草花などの緑を生活に取り入れる知恵を教えていただくプログラムを開催した。プログラムにストーリー性を持たせるため、カントリーガーデン“くらしの花園”のハーブや季節のフルーツを使ったハーブ酢シロップ作りを開催。	公園 主催	東口休憩所	9/18(日) 9/24(土)	2	26	300円	

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容		区分	開催場所	実施日	回数	延べ 参加人数	参加費等	備考
26	**親子でオータムクラフト**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	夏休みに開催して好評だった森の教室でのクラフト教室を1日限定で開催。公園内に落ちていた枝や木の実、葉っぱなどを使って自由にクラフトを作ってもらった。初めてのこぎりを使うお子様も多く、いい経験ができたと保護者にも好評であった。	公園 主催	森の教室	9/23(金)	1	30	実　費	
27	**森の楽校**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	枝や葉っぱなど森で取れる素材を使ったクラフトと、森の楽しみ方を学ぶアクティビティを実施した。10月は、麻布に落ち葉や木の実を貼りつけるタペストリー作りを開催した。あいにくの天候で参加者は少なかったが、様々に工夫をこらした作品ができあがった。	公園 主催	森の交流館	10/1(土) ～ 10/15(土)	3	43	200円	毎週土曜日 実施
28	**親子でオータムクラフト**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	10/9の無料入園日に合わせて親子で参加できる丸太切体験と、切った輪切りを使ったクラフト教室を開催。	公園 主催	森の教室	10/9(日)	1	162	100円	丸太切り101名 クラフト61名
29	**パーク雪合戦大会**	一般 希望者	北海道開発局・SPAC滝 野管理センター 北海道雪合戦連盟	体験系	北海道雪合戦連盟の協力により、雪がない時期のパーク雪合戦大会を、18チーム203人の参加を得て開催した。	共催	つどいの森	10/10(月)	1	203	実　費	18チーム203名
30	**花のある北のくらし塾 「初心者編」フォトフレームづくり**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系	無料入園日にあわせて、ハーブを手軽に楽しんでいただくプログラムを開催した。10月期は、秋らしいプログラムとしてドライハーブやドライフラワーを使ったフォトフレームづくりを楽しんでいただいた。爽やかな青色のアジサイなど思い思いの材料をセレクトしながら、自分だけのオリジナルフォトフレームを完成すると、「孫の写真を飾りたい」と話す	公園 主催	東口休憩所	10/10(月)	1	15	300円	
31	**滝野モクモク自然クラブ**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	年4回プログラムで開催。2回目の今回は秘密基地づくりを開催した。滝野の森東エリアにある秘密の場所を使ってお子様だけでなく保護者も一緒になって基地づくりを実施。またお昼にはダッチオーブンを使ったポトフ作りを実施。	公園 主催	滝野の森ゾーン 東エリア	10/10(月)	1	27	600円	
32	**花のある北のくらし塾「連続講座編」 ハンドクリームづくり**	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系	ハーブコーディネーターによるハーブの活用方法についての講座。プログラムにストーリー性を持たせ展開。冬を前にした10月は「ハンドクリームづくり」を開催。	公園 主催	東口休憩所	10/22(土)	1	15	300円	
33	**コキアのミニほうきづくり**	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	今年度新たに植栽したコキアを使ったミニほうきづくりを開催。コキアは別名「ほうき草」といいその名のとおり“ほうき”の材料にもなること、その実は畑のキャビアといわれる「とんぶり」であること、赤く色ずく前は鮮やかなライムグリーンであること、などを説明する教室を開催。	公園 主催	東口休憩所	11/3(木) 11/6(日)	2	94	100円/個	

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容		区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
34	スキー学習対策特別レッスン	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	小学校で冬休み後に行われるスキー学習に備えて、ゲレンデスキー未経験の小学生(来春入学予定も含む)およびその保護者を対象に、スキー用品の選び方やスキー板の付け方、歩き方などを学ぶ特別レッスンを開催。	公園主催	東口休憩所	12/23(金)～12/25(日)	3	462	200円	172組462名
35	たきのdeクリスマス クリスマスのオーナメントづくり	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	冬季オープニングとして、またクリスマスらしさを感じていただくイベントとして、クリスマスツリーに飾るオーナメントづくりと氷を使ったおもしろキャンドルづくりを開催。	公園主催	東口休憩所	12/23(金)～12/25(日)	3	344	100円	オーナメント156名 キャンドル188名
36	たきのdeクリスマス 森の楽校「滝野の森でミニリースづくり」	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	滝野スノーワールドオープンに合わせて、森の交流館でミニリース作りを開催した。滝野の森で採取した素材を中心に木の実やドライフラワーを材料に、自由な発想でリース作りを楽しんでいただいた。	公園主催	森の交流館	12/23(金)～12/25(日)	3	20	200円	
37	森の楽校「ミニ門松づくり」	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	お正月飾りとして、イタドリや小枝を使ったオリジナル門松つくりを開催した。木の実やドライフラワーなどを使って自由に飾り付けを行い、子供だけでなく保護者の方も多数参加していただけた。	公園主催	森の交流館	12/26(月)～12/31(土)	6	59	200円	
38	スキースクール	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	冬休みに入って間もないため、今シーズン初めてスキーを履く子供たちも多く、ビンディングへのブーツの付け方から片足スキーでの滑走など初歩的な練習も加えてレッスンを開催した。スキーを初めて履く子供たちでも、最低1回はリフトに乗車するプログラムとしており、次は3回乗りたい」と話す子供たちもいて、楽しみながら参加していた.	公園主催	東口休憩所	12/26(月)～12/31(土)	6	268	200円	
39	スキースクール	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	冬休み期間中は今シーズン初めてスキーを履く子供たちも多い。ビンディングへのブーツの付け方から片足スキーでの滑走など基礎的な練習が中心。スキーを初めて履く子供たちでも、最低1回はリフトに乗車するプログラムとした。	公園主催	東口休憩所	1/1(日)～1/31(火)	31	1,642	200円/名	
40	たきのdeお正月 おみくじ	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	新春を祝い、お正月らしさを感じてもらうイベント。凧づくりを開催。	公園主催	森の交流館	1/1(日)～1/3(火)	3	673	200円	
41	森の楽校	一般希望者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	お正月企画としてたこ作りとたこあげを開催。	公園主催	森の交流館	1/1(日)～1/2(月)	2	48	200円/名	
42	はじめての歩くスキー 滝を見に行こう	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	体験系	歩くスキー人口拡大をねらい、初心者が参加しやすいよう、アシリベツの滝を見に行くという目標を設定しイベントを開催。	公園主催	歩くスキーコース(渓流ゾーン)	1/3(火) 1/8(日) 1/22(日) 1/28(土)	4	45	200円/名	

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容		区分	開催場所	実施日	回数	延べ 参加人数	参加費等	備考
43	森の楽校	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	冬休み期間中の平日に、小さいお子様でも簡単に作れるミニクフフトを開催。「森の妖精づくり」をテーマに松ぼっくりや小枚、木の実などを使って自由な発想で作品を作る。	公園 主催	森の交流館	1/3(火)～ 1/16(月)	2	21	200円/名	毎週土曜日 実施
44	たきのdeお正月 滝野の森で日の出を見よう	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	お正月企画して、森の交流館から日の出を楽しんでいただく企画。日の出を見た後は、早朝ツアーも開催。	公園 主催	森の交流館	1/3(火)	1	20	200円/名	
45	クロスカントリースキー ステップアップレッスン	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	講習会系	歩くスキーの技術レベルの向上を白的とした、初級・中級者向けの実践的講習会を開催。	公園 主催	東口休憩所	1/7(土) 1/14(土) 1/21(土) 1/28(土)	4	110	200円	
46	はたらくくるま展	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	展示系 体験系	滝野スノーワールドの整備に使用している車両を活用した、冬のはたらくくるま展を開催。日常ではなかなか見る機会が少ない除雪車・庄雪車の展示のほか、オペレーターの話を交えながらの乗車体験も開催。中央口駐車場にてデモンストレーション実施。	公園 主催	中央口駐車場	1/7(土) 1/8(日)	2	471	乗車体験 100円	見学 350 乗車体験 121
47	子育てパパを応援しよう キッズパーク・バスソルトづくり アイスクリームづくり	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	家族みんなで滝野の冬を満喫してもらえるよう、複合型の子育て支援イベントを関催。東口休憩所では、自宅で家族みんなでゆったりとくつろぐための、ハーブ入りバスソルトづくり体験。休憩所内のキッズコーナーで絵本の読み聞かせコーナーも併設。カントリーハウス横広場では、尻滑りや色雪遊びのほか、自宅にある材料で簡単にできるアイスクリームづくりを実施。	公園 主催	東口休憩所、 ｶﾝﾄﾘｰﾊｳｽ横広場	1/7(土) 1/8(日)	2	703	バスソルト 300円/名 アイス 200円/名	バスソルト 33 アイス 180 ｷｯｽﾞﾊﾟｰｸ 490
48	初めての森遊び	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	小学校3年生以下のお子様をお持ちのファミリーを対象に、森と雪の楽しみ方を 知っていただく雪遊び企画を開催。	公園 主催	森の交流館	1/7(土) 1/14(土) 1/21(土)	3	51	100円/名	
49	スノーシューガイドツアー(東エリア)	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	滝野の森の豊かな自然と雪を、スノーシューを履いて楽しんでいただくツアーを開催。滝野の森クラブボランティアが、冬芽や動物の足跡について案内。	公園 主催	滝野の森ゾーン	1/8(日)～ 1/29(日)	7	112	100円/名	毎週 日曜・ 水曜開催
50	第28回滝野公園歩くスキー大会	申込み 参加者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター、 北海道新聞、 北海道歩くスキー協会	ｺﾝﾃｽﾄ系	起伏にとんだ自然豊かなコース環境を生かし、健康増進や歩くスキーコースの利用促進をねらい、大人から子供までを対象とした6・10・16kmを完歩する歩くスキー大会を開催。	共催	つどいの森、 歩くスキーコース	1/9(月)	1	474	大人 1，500円 中学生以下 500円	大人 1，500円 中学生以下 500円
51	夜間開園	一般 希望者	主催 北海道開発局、 SPAC滝野管理センター	体験系	冬休み最後の週末に、冬休みの思い出作りの一つとして2日間限定の夜間開園を開催。真冬の星空観察会のほか、星座早見盤作成等のクラフト体験、ナイトコンサートやナイトハイクなども開催。	公園 主催	東口広場	1/14(土) 1/15(日)	2	108,344	星空クラフト 100円	ナイトハイク 34 コンサート 90 星空クラフト 108 星空観察会 220

NO.	プログラム名	対象	主催者等	内容		区分	開催場所	実施日	回数	延べ参加人数	参加費等	備考
52	ハンディキャップスキー入門教室	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター	講習会系	障がい者対象のチェアスキー教室、知的障がい者対象のスキー入門教室など、障がい者 の方でもゲレンデスキーが楽しめる講習会を開催。当教室の卒業生もボランティアスタッフとして参加。	公園主催	中央口駐車場	1/21(土)	1	18	300円/名	
53	ニューイヤー歩くスキー大会	申込み参加者	主催 北海道開発局、SPAC滝野管理センター、読売新聞、北海道歩くスキー協会	コンテスト系	つどいの森スタートコースを利用し、8・12・16kmの3コースで開催。	共催	歩くスキーコース	1/29(日)	1	265	大人2,000円高校生1,000円中学生以下500円	

利用プログラム	総実施回数	○回
	総参加人数	○人
	滝野の森ゾーンでの実施回数	○回
	滝野の森ゾーンでの参加人数	○人

※青塗り箇所は、滝野の森ゾーンで実施したプログラム。

※滝野の森ゾーンでの実施回数および参加人数を過年度における包括的な質のカウント対象とする。

※当公園の基本テーマ「自然とのふれあい」に即した利用プログラムを対象とし、展示企画は計測対象に含めない。

※プログラムによって、述べ参加人数が入園者数の場合は、計測対象外とする。

※参加者数が延べ1人以上の場合に、1プログラムを1回とする。

※ほぼ同じ内容で1日数回実施したプログラムは、1回のカウントとする。

※同じプログラムを数日間に渡って実施した場合は日数分を回数とする。

別紙 14-3

市民参加活動一覧

【H22】　（活動団体数：２団体　延べ活動者数：1,051 名　登録人数：248 名）

No.	活動名	活動概要	年間延べ活動者数（名）	登録人数(名)	年間活動回数(回)
1	滝野公園 フラワーガイドボランティア	公園内中心ゾーンにあるカントリーガーデンの草花をガイドすることを目的に、公園が募集。研修会を開催し、平成 13 年度に活動を開始。ボランティア自ら研修会や反省会などを行い、活動の充実を目指している。	474	28	134
2	滝野の森クラブ	滝野の森の自然を来園者に紹介し、体験していただくことによって、満足度の向上を図るとともに、公園の魅力を来園者に伝える。林地内の安全管理・生態管理、そして環境教育プログラムの企画・実践を通して、環境保全に寄与している。	577	55	114

【H23】　（活動団体数：２団体　延べ活動者数：　名　登録人数：　名）

No.	活動名	活動概要	年間延べ活動者数（名）	登録人数(名)	年間活動回数(回)
1	滝野公園 フラワーガイドボランティア	公園内中心ゾーンにあるカントリーガーデンの草花をガイドすることを目的に、公園が募集。研修会を開催し、平成 13 年度より活動を開始。ボランティア自ら研修会や反省会などを行い、活動の充実を目指している。23 年度は 4 期生の募集、研修を実施。	452	34	141
2	滝野の森クラブ	滝野の森の自然を来園者に紹介し、体験していただくことによって、満足度の向上を図るとともに、公園の魅力を来園者に伝える。林地内の安全管理・生態管理、そして環境教育プログラムの企画・実践を通して、環境保全に寄与している。			

別紙 15

広報・報道実績

【 H22 】

報道件数

月	新聞	テレビ	ラジオ	雑誌	計
4 月	4		1	26	31
5 月	8	11	2	8	29
6 月	7	5		13	25
7 月	3	3	1	20	27
8 月	6	9		15	30
9 月	11	6	3	22	42
10 月	3	5		23	31
11 月	3	1		7	11
12 月	12		1	32	45
1 月	19	7	1	13	40
2 月	15			15	30
3 月	3			8	11
計	94	47	9	202	352

報道一覧

件名	新聞	テレビ	ラジオ・雑誌・広報誌等	取材件数	投込件数
公園全体･施設の紹介(夏季) 4/20(火) ～11/10 (水)	北海道新聞、 読売新聞　等	ＮＨＫ、 HTB　等	ＦＭ北海道、じゃらん、広報さっぽろ　等		
	6 件	7 件	47 件	58 件	1 件
イベント紹介(夏季) 4/20(火) ～11/10 (水)	北海道新聞、 朝日新聞　等	ＳＴＶ、 HTB　等	stv ラジオ、はっぴーママ、広報さっぽろ　等		
	26 件	27 件	84 件	144 件	16 件
花の紹介 4/20(火) ～11/10 (水)	北海道新聞、 朝日新聞　等	ＨＴＢ	札幌近郊の花、花新聞		
	5 件	1 件	3 件	9 件	4 件
公園全体･施設の紹介(冬季) 12/23 (祝・木) ～3/31 (木)	北海道新聞、 朝日新聞	HBC、 ＮＨＫ　等	ＦＭノースウェイブ、じゃらん、ＨａＮａプレス　等		
	3 件	6 件	23 件	31 件	1 件
イベント紹介(冬季) 12/23 (祝・木) ～3/31 (木)	北海道新聞、 朝日新聞　等	HBC	HNK ラジオ、自然ウォッチングガイド、広報さっぽろ等		
	46 件	1 件	42 件	93 件	2 件
その他	北海道新聞、 北海道建設新聞	ＨＴＢ、 ＨＢＣ	stv ラジオ、イエローページ、JafMate　等		
	8 件	5 件	12 件	29 件	8 件
合　　計	94 件	47 件	211 件	364 件	32 件

【 H23 】

報道件数

月	新聞	テレビ	ラジオ	雑誌	計
4 月	5	3		38	46
5 月	10	9	3	31	53
6 月	8	9	1	32	50
7 月	7	8		32	47
8 月	25	13		28	66
9 月	3	5	3	40	51
10 月	6	8		15	29
11 月	7			6	13
12 月	18	3	1	17	39
1 月	19	9	3	13	44
2 月					
3 月					
計	108	67	11	152	438

報道一覧

件名	新聞	テレビ	ラジオ・雑誌・広報誌等	取材件数	投込件数
合　　計					

別紙 16

ホームページアクセス件数

月	平成 22 年度 ＨＰアクセス件数	平成 23 年度 ＨＰアクセス件数
4 月	36,804	41,343
5 月	86,628	77,955
6 月	68,252	83,524
7 月	77,543	88,975
8 月	72,867	87,999
9 月	53,162	56,335
10 月	31,781	37,842
11 月	14,713	17,927
12 月	31,841	36,519
1 月	55,832	61,847
2 月	35,441	
3 月	25,242	
計	590,106	590,266

別紙 17

平成 22 年度　国営滝野すずらん丘陵公園 開園時間伸長状況

エリア	期間	延伸理由	開園時間
渓流ゾーンの一部 及び中央口駐車場	平成 22 年 8 月 6 日～8 月 8 日	イベント「アシリベツの滝ライトアップ&滝野の夜祭り」実施のため	18:00～21:00

平成 23 年度　国営滝野すずらん丘陵公園 開園時間伸長状況

エリア	期間	延伸理由	開園時間
渓流ゾーンの一部及び中央口駐車場	平成 23 年 8 月 5 日～7 日	イベント「アシリベツの滝ライトアップ＆滝野の夜祭り」実施のため	18:00～21:00
東口周辺及び子どもの谷周辺	平成 24 年 1 月 14 日～15 日	イベント夜間開園実施のため	16：00～20：00
渓流ゾーンの一部	平成 24 年 1 月 25 日・28 日・2 月 1 日・4 日	「アシリベツの滝・氷瀑を見に行こう」実施の為	7：00～9：00
東口周辺及びつどいの森	平成 24 年 2 月 11 日	スノーフェスティバル・花火実施の為	16：00～19：00

混雑時の状況

■ 入園者数・駐車台数・貸自転車比較

H22※		H23※		入園者数		駐車台数		貸自転車	
				H22	H23	H22	H23	H22	H23
5月4日	火曜日	5月5日	木曜日	12,856	9,006	3,409	2,377	347	218
5月23日	日曜日	6月5日	日曜日	11,794	12,120	3,279	3,329	232	170
5月30日	日曜日	10月 9日	日曜日	11,992	10,898	3,288	2,613	248	153
6月6日	日曜日	月 日		12,137		3,280		278	
月 日		月 日							
月 日		月 日							
月 日		月 日							
月 日		月 日							
月 日		月 日							
月 日		月 日							
月 日		月 日							
計									
増減									

※ 駐車場が満車になった日を抽出

■ 平成２２年度

			渓流口	中央口	東口	鱒見口
5月 4日	駐車場	満車時間	11:30	11:30	9:30	00:00
		解除時間	15:30	14:00	15:30	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	10:45
			渓流口	中央口	東口	鱒見口
5月23日	駐車場	満車時間	13:00	00:00	11:00	00:00
		解除時間	15:00	00:00	13:30	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00
			渓流口	中央口	東口	鱒見口
5月30日	駐車場	満車時間	12:00	00:00	11:00	00:00
		解除時間	15:30	00:00	13:00	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00
			渓流口	中央口	東口	鱒見口
6月 6日	駐車場	満車時間	10:00	00:00	11:00	00:00
		解除時間	15:00	00:00	14:30	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00
月 日	駐車場	満車時間	00:00	00:00	00:00	00:00
		解除時間	00:00	00:00	00:00	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00

■ 平成２３年度

5月 5日			渓流口	中央口	東口	鱒見口
	駐車場	満車時間	12:30	00:00	11:30	00:00
		解除時間	15:00	00:00	14:00	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00
6月 5日			渓流口	中央口	東口	鱒見口
	駐車場	満車時間	12:00	13:00	10:30	00:00
		解除時間	14:30	13:30	14:00	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00
10月 9日			渓流口	中央口	東口	鱒見口
	駐車場	満車時間	13:00	00:00	10:30	00:00
		解除時間	14:30	00:00	14:30	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00
月 日			渓流口	中央口	東口	鱒見口
	駐車場	満車時間	00:00	00:00	00:00	00:00
		解除時間	00:00	00:00	00:00	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00
月 日						
	駐車場	満車時間	00:00	00:00	00:00	00:00
		解除時間	00:00	00:00	00:00	00:00
	サイクリング	貸出済時間	00:00	00:00	00:00	00:00

別紙 19

提供施設一覧表

ｿﾞｰﾝ名	種類	施設名	構造・延床面積（㎡）	備　　考
渓流ゾーン	休憩所	休憩所（渓流口駐車場）	木造(25 ㎡)	
		休憩所（みずばしょう園）	木造(13 ㎡)	
		ロッジゆきざさ	W 造一部 RC 造平屋建一部地下１F(162.74 ㎡)	飲食・物販施設以外
		炊事遠足広場四阿（２棟）	木造(10.01 ㎡)	
		炊事遠足広場四阿（５棟）	木造(134.997 ㎡)	
		疎林広場四阿（２棟）	木造(8.42 ㎡)	
		鱒見口休憩所	軽量鉄骨平屋建(18.75 ㎡)	
	便所	アシリベツの滝多目的便所	RC 造平屋建(15 ㎡)	
		アシリベツの滝便所	RC 造平屋建(27.5 ㎡)	
		案内所横便所	RC 造平屋建(46.75 ㎡)	
		渓流園多目的便所	RC 造平屋建(15 ㎡)	
		渓流園便所・電気室	RC 造平屋建(41.25 ㎡)	
		渓流口便所	RC 造平屋建(60 ㎡)	
		作業センター多目的便所	RC 造平屋建(15 ㎡)	
		作業センター横便所	RC 造平屋建(49.5 ㎡)	
		炊事遠足広場便所	RC 造平屋建(44.35 ㎡)	
		鱒見口便所	RC 造平屋建(46.75 ㎡)	
		鱒見の滝多目的便所	RC 造平屋建(15 ㎡)	
		鱒見の滝便所	RC 造平屋建(27.5 ㎡)	
	管理棟・車輌倉庫・案内所等	案内所	木造平屋建(113.4 ㎡)	
		作業センター	RC 造平屋建(85.05 ㎡)	
		門衛所	RC 造平屋建(5.88 ㎡)	
中心ゾーン	休憩所	四阿（子どもの谷Ⅱ期上・八角）	木造(4.839 ㎡)	
		四阿（ﾊﾟｰｸｺﾞﾙﾌ場）	木造(10.35 ㎡)	
		四阿（東口駐車場）	木造(10.35 ㎡)	
		四阿（溶岩すべり台下）	木造(39 ㎡)	
		四阿（ﾛｰﾝｽﾀｼﾞｱﾑ）	木造(17.1 ㎡)	
		四阿（ﾛｰﾝｽﾀｼﾞｱﾑ）	木造(17.1 ㎡)	
		カントリーハウス	木造２階建、地下１階(1,562.21 ㎡)	飲食・物販施設以外
		こどもの谷休憩所	RC 造平屋建(188.91 ㎡)	飲食・物販施設以外
		収穫の谷四阿	木造(25.92 ㎡)	
		中央口休憩所Ａ（管理所）	RC 造平屋建(506.43 ㎡)	飲食・物販施設以外
		中央口休憩所Ｂ（休憩所）	RC 造平屋建(398.844 ㎡)	自動販売機置場・リフト機器保管倉庫（搬器・券売所含む）
		峠の庭四阿	木造(11.52 ㎡)	
		花人の隠れ家四阿	木造(16 ㎡)	
		花人の隠れ家四阿	木造(36 ㎡)	
		花のテラス四阿	木造(6.48 ㎡)	
		東口情報ｾﾝﾀｰ（研修棟）	RC 造平屋建、３棟庇　鉄骨造(1,107.61 ㎡)	
		東口情報ｾﾝﾀｰ（ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ棟）		
		東口情報ｾﾝﾀｰ（ﾚｽﾄﾊｳｽ棟）		飲食・物販施設以外
		東口便所・休憩所	RC 造平屋建(144 ㎡)	
	便所	うねりの大地（大地の広場）便所	RC 造平屋建(72.41 ㎡)	
		さまよいの洞窟便所	RC 造平屋建(101.26 ㎡)	
		中央口便所（中央口連絡橋）	RC 造平屋建(117.4 ㎡)	

ｿﾞｰﾝ名	種類	施設名	構造・延床面積（㎡）	備　　考
	便所	森のすみか便所（こもれびの森）	RC 造平屋建(22.5 ㎡)	
中心ゾーン	遊戯施設	あり塚の塔	RC 造平屋建(345.152 ㎡)	
		ありの巣トンネル	RC 造平屋建(441.82 ㎡)	
		虹の巣ドーム	RC 造２階建(705.8 ㎡)	
	展望施設	収穫の谷展望施設（サイロ）	RC 造２階建、地下１階(45.62 ㎡)	
		すずらんの丘展望台	SRC 造４階建(735.91 ㎡)	
	天文台	天文台	RC 造平屋建(292.699 ㎡)	
	管理棟・車輌倉庫・案内所等	うねりの大地・さまよいの洞窟機械室	RC 造平屋建(22.5 ㎡)	
		事務所車庫	RC 造平屋建(828.17 ㎡)	本業務の対象外
		滝野公園事務所庁舎	RC 造２階建(2311.15 ㎡)	本業務の対象外（ビジターセンター以外)
		滝野公園事務所庁舎（ビジターセンター)	RC 造２階建(2311.15 ㎡)	
		バックヤード屋外作業棟	RC 造平屋建(105 ㎡)	
		バックヤード北棟	RC 造２階建(376.92 ㎡)	
		バックヤード南棟	RC 造平屋建(122.03 ㎡)	
		森のすみか電気室（森の工房）	木造平屋建(236.16 ㎡)	
宿泊ゾーン	便所	山の家野外トイレ	木造平屋建(49 ㎡)	
	青少年山の家	青少年山の家（多目的ﾎｰﾙ)	SRC 造２階建(1,520.27 ㎡)	本業務の対象外
		青少年山の家（宿泊棟、研修棟）	RC 造２階建(3,593.19 ㎡)	本業務の対象外
滝野の森ゾーン	休憩所	森の教室	RC 造平屋建(161.25 ㎡)	
		森の交流館	RC 造一部木造地上１階、地下２階（回廊）S 造４階建(1,267.94 ㎡)	回廊含む
		森の情報館	RC 造地上１階､地下２階建(1,102.02 ㎡)	
	便所	便所・電気室(南駐車場)	RC 造平屋建(158 ㎡)	
		みずなら広場便所	RC 造平屋建(89.10 ㎡)	
		はるにれ広場便所	RC 造平屋建(66.83 ㎡)	
		滝野の森口便所	RC 造平屋建(66.83 ㎡)	
	展望施設	森見の塔	RC 造(304.92 ㎡)	
	管理棟・車輌倉庫・案内所等	滝野の森口料金所（２棟）	RC 造平屋建(6.76 ㎡)	
		滝野の森口門衛所	軽量鉄骨平屋建(6.21 ㎡)	
その他		旧監督員詰所	RC 造平屋建(34.25 ㎡)	
		１号井戸ポンプ室	S 造平屋建(3.24 ㎡)	
		新２号井戸ポンプ室	S 造平屋建(3.24 ㎡)	
		６号井戸ポンプ室	S 造平屋建(3.24 ㎡)	
		中の沢ろ過機械室	RC 造平屋建(60.5 ㎡)	
		配水池	RC 造平屋建(499.9 ㎡)	
		ポンプ室（中の沢）	RC 造平屋建(32.64 ㎡)	
		汚水処理場	RC 造平屋建(262.4 ㎡)	
		白帆電気室	RC 造平屋建(33.25 ㎡)	

別紙 20

提供物品一覧

番号	品名	規格	単位	数量	提供期間
1	草刈機	バロネス 自走ﾛｰﾀﾘｰﾓｱ GM650 外	台	3	H25.4.1 ～ H26.3.31
2	昇降台		台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
3	作業車	ｲｽｽﾞ ｴﾙﾌ ｸﾚｰﾝ付き平ﾎﾞﾃﾞｨ2t 積	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
4	作業車	トヨタ ダイナ (LPG)	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
5	スノーモービル	ヤマハ	台	5	H25.4.1 ～ H26.3.31
6	連絡車	トヨタ エスティマ	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
7	連絡車	トヨタ ランドクルーザープラド	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
8	連絡車	トヨタ エスティマハイブリツド	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
9	ビデオプロジェクター	エプソン　ＥＬＰ－７２００	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
10	テレビジョン	パナソニック　ＴＨ４８ＨＧ１	台	2	H25.4.1 ～ H26.3.31
11	ＡＶテーブル	オーロラ　ＫＢ－１０００	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
12	椅子収納用台車	天文台	台	3	H25.4.1 ～ H26.3.31
13	アルミブリッジ	ＨＢＢＮ－３００－３８－１５	組	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
14	土壌硬度計	山中式、No.351	個	2	H25.4.1 ～ H26.3.31
15	回転黒板	コクヨ	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
16	エアーコンプレッサー	日立　ベビーコーン	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
17	回転灯	パトロール車用	個	5	H25.4.1 ～ H26.3.31
18	会議用テーブル	ウチダ　ＡＪ－４３８４型	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
19	キーケース	ウチダ　ＵＦ－２４０	個	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
20	救護用ベッド	ＫＡ４２７１	台	3	H25.4.1 ～ H26.3.31
21	救命用ボート	アルミアキアボート	台	2	H25.4.1 ～ H26.3.31
22	くず入れ	ウチダ　ＳＺ－２１	個	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
23	屑入れ(大型)	ダストパーキング　ＹＷ－７２１	台	5	H25.4.1 ～ H26.3.31
24	きのたんぬいぐるみ		個	3	H25.4.1 ～ H26.3.31
25	立体金属工芸品	４体セット	組	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
26	車椅子	ウチダ　ＦＸ－２０	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
27	刈払機	BC2610 DW 型ゼノア	台	3	H25.4.1 ～ H26.3.31
28	刈払機	共立 SRE260SL/U	台	3	H25.4.1 ～ H26.3.31
29	刈払機	ハスクバーナ フライモア L470	台	3	H25.4.1 ～ H26.3.31

番号	品名	規格	単位	数量	提供期間
30	草刈機	バロネス 自走ﾛｰﾀﾘｰﾓｱ GH650	台	4	H25.4.1 ～ H26.3.31
31	芝刈機	ホンダ　RC216 型自走式	台	2	H25.4.1 ～ H26.3.31
32	芝刈機	ホンダ　HRC536	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
33	コインロッカー	ウチダ　２列４段	台	35	H25.4.1 ～ H26.3.31
34	コインロッカー	ウチダ　３列２段	台	2	H25.4.1 ～ H26.3.31
35	小型除雪機	ヤマハ YT－1190E・YT-660ED	台	2	H25.4.1 ～ H26.3.31
36	ゴミ収集コンテナ	キャンプ場用	台	12	H25.4.1 ～ H26.3.31
37	消防ポンプ	可搬式 シバウラ TF-15	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
38	サイドテーブル	コクヨ　ＭＧ２２０ＤＳＴ	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
39	新聞掛	ウチダ　453-5001	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
40	スクーター	ヤマハ　ギア	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
41	スキーラック		台	8	H25.4.1 ～ H26.3.31
42	書棚	コクヨ　ＭＧ１０８Ｓ１	台	2	H25.4.1 ～ H26.3.31
43	ストレッチャー	コンビネーション、ST6107	台	5	H25.4.1 ～ H26.3.31
44	スノーラフテイング		個	100	H25.4.1 ～ H26.3.31
45	ダストボックス	エンジュエル　ＮＳ	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
46	体重計台	コンビ　ＮＳ－０６	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
47	デジタルメジャー	モデルⅡ	台	2	H25.4.1 ～ H26.3.31
48	テント	屋型式(2 間×3 間)	張	12	H25.4.1 ～ H26.3.31
49	土壌挿入式 PH 計	PHS-120	台	2	H25.4.1 ～ H26.3.31
50	投光器	ナショナル 狭角 HDI000W	台	3	H25.4.1 ～ H26.3.31
51	投光器	ナショナル 超狭角 HD1000W	台	3	H25.4.1 ～ H26.3.31
52	電動四輪車	サンワ マイキャブ 400	台	5	H25.4.1 ～ H26.3.31
53	電動四輪車	サンワ ｽｰﾊﾟｰﾏｲｷｬﾌﾞ SPX4000	台	5	H25.4.1 ～ H26.3.31
54	パネル	ノックダウン式展示パネル	台	25	H25.4.1 ～ H26.3.31
55	蜂用防護服	ミツウマおたる 8M 型	個	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
56	パーテイション	コルクボード付き	台	2	H25.4.1 ～ H26.3.31
57	パルクリーン	MKS-C015BJW-B	台	5	H25.4.1 ～ H26.3.31
58	発電器	ヤマハ EF2300S	台	2	H25.4.1 ～ H26.3.31
59	発電器	ヤマハ EF6000E	台	2	H25.4.1 ～ H26.3.31
60	パンフレットラック		台	6	H25.4.1 ～ H26.3.31
61	ビデオ	ビクター　ＨＲ－Ｗ５	台	2	H25.4.1 ～ H26.3.31

番号	品名	規格	単位	数量	提供期間
62	ビジネスキッチン		台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
63	標準シート	コンビ　ＮＳ－０４－Ｂ	台	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
64	ポリグラフ検測棹	15m×15 段	本	3	H25.4.1 ～ H26.3.31
65	ホワイトボード		枚	2	H25.4.1 ～ H26.3.31
66	両開書棚（木製）	コクヨ　ＭＧ２２０ＧＢ	個	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
67	ロッカー（木製）	コクヨ　ＭＧ２２０ＬＴ３１	個	1	H25.4.1 ～ H26.3.31
68	ロッカー	プラス　ＬＫ－３３１	個	2	H25.4.1 ～ H26.3.31
69	ロビーチェア	ウチダ　Ｕ４２０	個	4	H25.4.1 ～ H26.3.31
70	ロビースツール	ウチダ　Ｕ４２１	個	3	H25.4.1 ～ H26.3.31
71	ロビーテーブル	ウチダ　Ｕ－４２３	個	4	H25.4.1 ～ H26.3.31
72	ワゴン		台	4	H25.4.1 ～ H26.3.31

※契約時点では提供物品であっても、H25.4.1 時点で故障等により提供できない物品があることに留意すること。

※作業車２台・連絡車３台の車検及び１２ヶ月点検の費用は、発注者負担である。ただし、車両維持費（タイヤ・ワイパー等購入、オイル・エレメント交換）については、契約者負担である。

※スノーモービル５台故障時の修理費については、契約者負担である。また、故障等により使用不可となった場合は、契約者負担にてリースし使用すること。

別紙 21

購入備品一覧

番号	品名	規格	数量	取得年月日	保管・使用場所
1	カメラ　附属品	キャノンＡＬ 1	1	S58.8.3	管理センター
2	耐火金庫		1	S58.8.29	管理センター
3	ロッカー	ベージ　３連式	1	S58.8.29	管理センター
4	冷蔵庫	日立　Ｒ８１７Ｎ	1	S58.10.17	渓流口
5	水中ポンプ	LB-150	1	S58.11.21	虹の巣ドーム
6	ハシゴ	ＣＤ－６０	1	S59.2.15	作業センター
7	書庫	コンビ式　カラーカードネット	1	S59.3.31	案内所
8	ロッカー	ウチダ　２連２号	1	S59.3.31	管理センター
9	車椅子	チューブタイヤ　 9911U	4	S59.9.3	渓流口・鱒見口
10	診察台	木製	1	S59.9.3	カントリーハウス
11	書庫	ベージュ H880 D 575　W 880	1	S60.1.10	案内所
12	カメラ　附属品	一式，アサヒペンタックス， フィールドスコープ	1	S60.5.2	管理センター
13	ホワイトボード	回転式・脚付 900 ×1800	1	S60.6.4	管理センター
14	消防用ポンプ		1	S60.8.27	作業センター
15	記念スタンプ台	500×430×950（丸太調）	1	S60.10.15	案内所
16	記念スタンプ台	500×430×950（木目調）	2	S60.10.15	ロッジゆきざさ・焼肉ガーデンあしりべつ
17	車庫	楓 -78 B	1	S60.10.15	旧監督員詰所
18	ユニットハウス	トイレ付　どんがば村	1	S60.12.4	園路沿
19	スツール	カラマツ集成ベンチ 1000×400×400	12	S60.12.5	案内所・ロッジゆきざさ
20	スツール	カラマツ集成ベンチ 1500×400×400	4	S60.12.5	ロッジゆきざさ
21	テーブル	カラマツ集成　変形 1800×1000× 600	1	S60.12.5	ロッジゆきざさ
22	テーブル	カラマツ集成 1000× 700× 700	4	S60.12.5	ロッジゆきざさ
23	テーブル	カラマツ集成　変形 2300× 1300× 600	1	S60.12.5	ロッジゆきざさ
24	テーブル	カラマツ集成 1500× 700× 700	2	S60.12.5	ロッジゆきざさ
25	解氷機	ＳＳＳ -350Ｓ	1	S61.2.5	車庫

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
26	給油ポンプ	電動式給油用エムケーハイチック	1	S61.3.20	車庫
27	電動工具	ドリル　ＵＨ－ＳＨ１３	1	S61.7.29	車庫
28	軽量棚	1800×600×1800	1	S61.8.13	北棟
29	書架	雑誌架　プラス　21-326　ＭＬ-102Ｃ	1	S61.8.13	案内所
30	書架	2100×350×900	2	S61.8.13	管理センター
31	書庫	プラス　08-370ＭＴ２０８ＳＢ	1	S61.8.13	案内所
32	電動工具	丸ノコ　マキタ　5402-Ａ	1	S61.11.20	車庫
33	スツール	カラマツ集成ベンチ 1500×400×400	4	S62.1.20	ロッジゆきざさ
34	スツール	カラマツ集成ベンチ 1000×400×400	6	S62.1.20	ロッジゆきざさ
35	テーブル	カラマツ集成 1500×　700×　700	2	S62.1.20	ロッジゆきざさ
36	テーブル	カラマツ集成 1000×　700×　700	3	S62.1.20	ロッジゆきざさ
37	放送装置	スピーカー　ビクターＳＤ１５	1	S62.5.20	鱒見口
38	電子レンジ	ＭＲ－Ｍ３３	1	S62.9.1	案内所
39	書籍	北海道の高山植物	1	S62.9.25	管理センター
40	リヤカー	黒塗装	3	S62.10.20	渓流口
41	テレビ附属品	一式　ＡＶ－Ｈ２９Ｓ　専用台､アンテナ増幅器	1	S62.10.20	案内所
42	軽量棚	ピンケース付	1	S62.11.20	作業センター
43	発電機	EF2000A	1	S62.11.20	車庫
44	発電機	EF800S	1	S62.11.20	車庫
45	ＯＡテーブル・附属品	ＮＴ -300	1	S62.12.18	管理センター
46	軽量棚	10-138	1	S62.12.18	車庫
47	机	ウチダ　312-0205　5号　片袖	1	S63.5.20	管理センター
48	ホールカッター	φ10・	1	S63.6.20	北棟
49	マップマスター	ウチダ　３０４－７０１０　Ａ１版　マップベース@ 7000	2	S63.7.20	管理センター
50	ロッカー	プラス　ＬＫ－２２　６８－７２１	1	S63.7.20	案内所

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
51	給水ポンプ	ＳＳＥ-50	2	S63.8.19	中央口Ｂ棟
52	瞬間湯沸器	R5-22 型　ＬＰガス用	1	S63.8.19	案内所
53	カメラ付属品	ストロボ一式　ナショナル	1	S63.10.17	管理センター
54	ロッカー	ＬＫ-22	1	H1.4.7	車庫
55	掃除機	ＭＣ-G350WD	1	H1.8.23	展望台
56	書籍	緑のデザイン	1	H2.10.12	管理センター
57	ハシゴ	2 連式	1	H3.8.20	車庫
58	書庫	ＳＧ-353Ｒ　ガラス戸	2	H4.3.16	案内所
59	書庫	ＳＧ－３５３Ｒ　スチール戸	2	H4.3.16	管理センター・車庫
60	椅子	ＣＲ -ＧＰ 22Ｋ	4	H4.3.26	管理センター
61	机	ＧＸ -Ｓ　両袖　 167	3	H4.3.26	管理センター
62	机	ＧＸ -Ｓ　片袖　 127	3	H4.3.26	管理センター
63	給水ポンプ	ＳＳＥ -50	1	H4.9.11	中央口Ｂ棟
64	ビデオカメラセット	ビデオカメラ　ＮＵ－ＴＩ	1	H4.10.2	管理センター
65	机	ＧＸ -Ｓ　片袖　 127	1	H5.3.16	管理センター
66	書籍	日本建設機械要覧	1	H5.3.16	管理センター
67	机	ＧＸ－Ｓ　片袖　１２７	1	H5.3.16	東口
68	原動機付自転車	ヤマハ　 3YJ-2938226　 札幌市 1 け 8933	1	H5.9.27	車庫
69	業務用無線機・附属品	一式　簡易無線機　ＡＣ電源	1	H6.3.29	渓流口
70	キーケース	ＵＴ -240 型	1	H6.7.11	管理センター
71	机	EX100BD　両袖	2	H6.11.5	管理センター
72	ＯＡコンパクトワゴン	ウチダ	1	H7.3.15	管理センター
73	キーケース	ＵＴ -240 型	1	H7.3.15	管理センター
74	脇机	ウチダ　ＧＸＳ２段	7	H7.3.15	管理センター
75	ＯＡコンパクトワゴン	ウチダ	1	H7.3.15	管理センター

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
76	脇机	ウチダ　ＧＸ－Ｓ　２段	1	H7.3.15	管理センター
77	ファックス	Ｔ２１２	1	H7.3.28	渓流口
78	原動機付自転車	ホンダ　4JP-5792929　札幌市 1 こ 2354	1	H7.5.14	車庫
79	ストーブ	コロナ　ＦＨ－３２８０Ｙ	1	H7.10.23	資材置場
80	ＯＡテーブル・附属品	Ｄ 386ＣＦ -M 383	2	H8.3.20	管理センター
81	椅子	ＣＥ -64ＤＺ -ＦＢ 41	1	H8.3.20	管理センター
82	椅子	Ｓ -116ＳＧ	2	H8.3.20	管理センター
83	移動式脚立	ＳＰ -13	2	H8.3.20	管理センター
84	机	ＧＸ -Ｓ　片袖　127-3	1	H8.3.20	管理センター
85	テレビ附属品	ＴＨ－２５－ＺＡＩ／Ｎ	1	H8.3.20	管理センター
86	補助テーブル	Ｄ３８９ＺＰ－Ｍ３８３	2	H8.3.20	管理センター
87	脇机	ＧＸ－Ｓ０４７－２	1	H8.3.20	管理センター
88	テント	2 間 ×3 間	2	H8.3.24	車庫
89	業務用無線機	ＧＸ 5400ＵＣＡＴ車載用	4	H8.3.29	提供車両（エスティマ）
90	業務用無線機	ＨＸ 540 携帯用	6	H8.3.29	園内各所
91	業務用無線機	ＧＸ５４００Ｕ 【たきのしみずさわぐち１３】	1	H8.3.29	園内各所
92	ガードマンボックス	スーパーハウス　Ｎ３６型	1	H8.4.1	資材置場
93	仮設トイレ	循環式	1	H8.4.1	滝口
94	原動機付自転車	ヤマハギア　４ KN-093457 札幌市 1 こ 6481	1	H8.5.1	車庫
95	業務用無線機・附属品	ＨＸ 540	5	H8.5.22	園内各所
96	ＦＡＸ電話機	パナソニック　ＫＸ－ＰＷ５ＴＡ	1	H8.5.28	渓流口門衛所
97	スノースクート	メタルジャケット	2	H9.1.15	中央口Ｂ棟
98	椅子	ＪＩ -560ＳＧインフォメーションチェア	1	H9.3.20	中央口
99	書庫	ＳＧ－３５６	4	H9.3.20	管理センター
100	放送装置	ナショナルラムサ　システムラック・ミキサー・ワイヤレス受信機	1	H9.3.20	東口休憩所

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
101	軽量棚	Ｌ－７５２０－５ 1500×2100	8	H9.3.20	管理センター
102	軽量棚	Ｌ－７４２０－５ 1200×2100	3	H9.3.20	管理センター
103	軽量棚	Ｌ－７５１５－５ 1500×2100×460	1	H9.3.20	管理センター
104	軽量棚	Ｌ－７６２０－５ 1800×2100	2	H9.3.20	管理センター
105	アースボード	ホーネット 75cm	2	H10.2.28	管理センター
106	スノースクート	エキップモデル	1	H10.2.28	中央口Ｂ棟
107	カメラ　附属品	フジＧＡ 645Ｗ Ｉ	1	H10.3.1	管理センター
108	カメラ　附属品	ペンタックスエスピオ 115M	1	H10.3.1	管理センター
109	コインロッカー	木目 2列 4段	3	H10.3.11	案内所・ロッジゆきざさ・東口休憩所
110	ワイヤレスＰＡパック	ＰＡＥ－３５０	1	H10.3.11	管理センター
111	カメラ　附属品	デジタルカメラ　フジ FinePix700	1	H10.3.25	管理センター
112	書庫	両開きウチダ １－３００－２００１	1	H10.3.25	天文台
113	アウトドア用車椅子	コロンバス	2	H10.5.20	中央口Ｂ棟
114	ブルージャンボヒーター	Ｒ３８０Ｊ１	2	H10.12.25	東口休憩所
115	椅子	ＣＥ -64ＤＺ -ＦＢ41	1	H11.3.10	管理センター
116	ビデオカメラセット	デジタルビデオカメラ パナソニック　ＮＶ－Ｃ１	1	H11.3.10	管理センター
117	ラジオカセット	ビクター　ＲＣ－ＭＤ７７	2	H11.3.10	管理センター
118	ロッカー	コクヨ　ＰＬＫ－２４５－Ｆ１１	1	H11.3.10	管理センター
119	ロッカー	コクヨ　ＰＬＫ－３３５－Ｆ１１	1	H11.3.10	管理センター
120	椅子	ウチダ　1-378-2217	1	H11.4.2	管理センター
121	会議用テーブル	ライオン　ＤＡ－１８１２	1	H11.4.2	管理センター
122	机	ウチダ　1-378-2217　両袖	1	H11.4.2	管理センター
123	業務用無線機・附属品	ＨＸ 545ｕ	2	H11.4.14	園内各所
124	水中ポンプ	32P707 5.2S	1	H11.5.23	虹の巣ドーム
125	デジマチックデプスゲージ	CVDS-PS	2	H11.10.9	管理センター

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
126	防水安全マット	コンケスト 1800×1000	15	H11.10.28	中央口Ｂ棟
127	ホース	50A×25m	2	H11.12.3	作業センター
128	椅子	ウチダ　Ｓ 116ＳＧ	3	H11.12.7	管理センター
129	業務用無線機・附属品	固定局　日本マランツ ＧＸ５４００Ｕ	4	H11.12.7	園内各所
130	タイムレコーダー	ＭＡＸ　ＥＲ -270Ｓ	1	H11.12.7	管理センター
131	机	ウチダ　片袖　 1-378-2022	3	H11.12.7	カントリーハウス・中央口・森口
132	ロッカー	コクヨ　ＰＬＫ－３３５－Ｆ１１	5	H11.12.7	車庫
133	温度計		1	H11.12.25	リフト山麓
134	ウェット＆ドライキューム		2	H12.1.26	中央口・カントリーハウス
135	椅子	1-216-4701	3	H12.4.27	管理センター
136	机	1-378-2217　両袖	3	H12.4.27	管理センター
137	業務用無線機・附属品	ＧＸ 5400Ｕ	1	H12.6.7	園内各所
138	業務用無線機・附属品	ＨＸ 545ｕ	1	H12.6.7	園内各所
139	業務用無線機・附属品	ＢＳ-18　無線機電源	1	H12.6.7	園内各所
140	耐火金庫	ＩＳ２５０	1	H12.6.20	管理センター
141	椅子	ナース用　 HP¥CRFG7F4R-W	2	H12.7.11	中央口・虹の巣ドーム
142	軽量棚	Ｌ－８４２０－６	1	H12.7.11	カントリーハウス
143	診察台	ＨＰ－Ｄ４ＹＢ	1	H12.7.11	虹の巣ドーム
144	器械戸棚	ＨＰ－ＳＧ１３Ｆ１	1	H12.7.11	虹の巣ドーム
145	両開き保管庫・ラテラルキャビネット	両開き保管庫ＢＷＮ－Ｓ４Ｆ１Ｎ	1	H12.7.11	虹の巣ドーム
146	回診車	ＨＰ－ＡＧ６	2	H12.7.11	中央口・虹の巣ドーム
147	エアーコンプレッサー	ＫＴ -36Ｒ	1	H12.7.14	東口
148	ビジネスキッチン	ＢＫ－Ｗ１２０Ｆ１	1	H12.7.15	虹の巣ドーム
149	壁掛黒板	ＢＢ－Ｈ６３６Ｗ１	3	H12.7.15	管理センター・カントリーハウス
150	冷蔵庫	ＮＲＢ１３ＴＳＡＨＬ	1	H12.7.16	虹の巣ドーム

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
151	冷蔵庫	National　ＮＲ－Ｂ１３ＴＡ	1	H12.7.16	中央口
152	業務用無線機･附属品	ＢＳ-18　無線機電源	1	H12.7.26	園内各所
153	ハンマードリル	EZ6802N22K	1	H12.8.12	管理センター
154	マルチインパクトドライバー	EZ6505N22KW	1	H12.8.12	管理センター
155	業務用無線機･附属品	ＨＸ５４５ｕ	6	H12.10.31	園内各所
156	シュレッダー	231MA	1	H12.11.10	管理センター
157	冷蔵庫	ＳＨＡＲＰ　ＳＪ１４ＤＨ	1	H12.12.18	カントリーハウス
158	ＦＦストーブ	ＦＦ 406ＴＲ	2	H12.12.21	そりゲレンデ
159	除雪機	ヤマハ　ＹＦ 970ＥＳ	2	H12.12.22	車庫
160	カメラ・附属品	ニコンカメラ　Ｆ８０Ｄ	1	H13.3.31	管理センター
161	カメラ・附属品	ニコンレンズ ＡＦ２８ｍｍ～１０５ｍｍ	1	H13.3.31	管理センター
162	エアーコンプレッサー	ＫＴ -58R	1	H13.5.7	虹の巣ドーム
163	ロッカー	ＬＫ－４２２　ＬＧＹ	1	H13.5.11	虹の巣ドーム
164	ビジネスキッチン	ＮＡ－Ｆ９００	1	H13.5.15	管理センター
165	業務用無線機･附属品	ＨＸ５５５ｕＣＡＴ	5	H13.6.4	園内各所
166	カメラ　附属品	フジＦＸ -68002	1	H13.6.20	管理センター
167	冷蔵庫	冷蔵庫　三菱　ＭＲ３９ＸＨ	1	H13.7.18	案内所
168	冷凍庫	サンデン　ＳＨＦ２４０Ｘ	1	H13.7.18	案内所
169	電動工具	日立　丸鋸　Ｃ７ＭＡ	1	H13.7.23	車庫
170	放送装置	キャリングアンプ　ユニペックス ＣＧＡ－１２４ＤＡ	1	H13.7.23	そりゲレンデ
171	放送装置	ワイヤレスチューナーユニット ＳＵ－３２００	1	H13.7.23	そりゲレンデ
172	放送装置	ワイヤレスマイク　ＷＭ－３０００Ａ	1	H13.7.23	そりゲレンデ
173	放送装置	クリアホンスピーカー　ナショナルＷＴ－７３０Ａ	3	H13.7.23	そりゲレンデ
174	プリンター	ＰＭ－２２００Ｃ	1	H13.7.31	管理センター
175	カメラ　附属品	オリンパス　Ｃ -700ＵＺ	1	H13.9.3	管理センター

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
176	放送装置	キャリングアンプ　ユニペックス ＣＧＡ－１２４ＤＡ	1	H13.12.28	こどもの谷Ⅱ期
177	放送装置	ワイヤレスチューナーユニット ＳＵ－３２００	1	H13.12.28	こどもの谷Ⅱ期
178	放送装置	ワイヤレスマイク WM－３０００Ａ	1	H13.12.28	こどもの谷Ⅱ期
179	放送装置	クリアホンスピーカー ナショナルWＴ－７３０Ａ	3	H13.12.28	こどもの谷Ⅱ期
180	山頂用滑車		1	H14.1.15	そりゲレンデ
181	支柱	ロープトウ用中間支柱	2	H14.1.15	そりゲレンデ
182	残留塩素測定器	ＯＲ -50 型	2	H14.2.28	車庫
183	水中ポンプ	USK-40P	2	H14.3.11	中央口・虹の巣ドーム
184	会議用テーブル		25	H14.3.15	東口休憩所
185	絶縁抵抗計	3314	1	H14.3.25	車庫
186	パソコン・附属品	本体　Ｎｅｔｖｉｓｔａ　Ｍ４１	1	H14.3.25	管理センター
187	パソコン・附属品	メモリ　Ｓ１３３－５１２ＭＸ	2	H14.3.25	管理センター
188	パソコン・附属品	ディスプレイ ＬＣＤ－Ａ１５Ｈ－Ａ	1	H14.3.25	管理センター
189	パソコン・附属品	ＭＯドライブ ＭＯＣ－Ｕ６４０	1	H14.3.25	管理センター
190	パソコン・附属品	ルーター　ＲＴＡ５４ｉ	1	H14.3.25	管理センター
191	業務用無線機･附属品	ＧＸ５４００Ｕ	1	H14.3.25	管理センター
192	ガレージジャッキ	ＳＪ -30HK　ＫＴ -36R	1	H14.3.29	車庫
193	投光器	ＥＭ４００４Ｗ	1	H14.3.31	車庫
194	エアーコンプレッサー	ＫＴ -58R	1	H14.5.3	ロープトウ山頂
195	椅子	ＣＲ -M 20KG 2-W グリーン肘付	4	H14.5.27	管理センター
196	カメラ　附属品	パナソニック　ＤＭＣ－ＬＣ５	1	H14.6.2	管理センター
197	冷凍庫	サンデン ＳＨ－Ｆ２４０Ｘ　232Ｌ	1	H14.7.23	案内所
198	ワゴン	日医－１０４０６	1	H14.7.26	こどもの谷Ⅱ期
199	残留塩素測定器	ＯＲ -50 型　オルガノ製	1	H14.8.22	こどもの谷
200	業務用無線機･附属品	HX555UCAT	2	H15.1.25	園内各所

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
201	投光器	ホンダ製　ＥＭ４００４Ｗ　メタルハライド４灯式発電機　ＥＵ２８ｉｓ　セル付	1	H15.2.28	車庫
202	タイムレコーダー	ＡＭＡＮＯ　ＴｉｍｅＰＡＣＫ	1	H15.3.12	管理センター
203	土壌貫入計	長谷川式	1	H15.4.17	北棟
204	簡易現場透水試験器	長谷川式	1	H15.4.17	北棟
205	ロッカー	下駄箱３連３段　Ｗ９００　Ｄ３８０　Ｈ１７９	1	H15.4.27	東口
206	放送装置	キャリングアンプ･ワイヤレスチューナーユニット 3･ワイヤレスピンマイク 3･スピーカー 2･ケース 2	1	H15.5.28	キャンプ場
207	クーラー	東芝エアコン ＲＡＳ－２２５ＪＤ	2	H15.6.30	渓流口
208	業務用無線機附属品	無線機電源ＢＳ-18 【たきのしみずさわぐち 10】	1	H15.6.30	園内各所
209	軽量棚	プラス　Ｌ -7620-5 1800×2100×600	4	H15.7.5	管理センター
210	洗濯機	日立　ＮＷＩＢ７０５Ｗ	1	H15.7.11	案内所
211	冷凍庫	サンデン　ＳＨＦ２４０Ｘ	1	H15.7.11	案内所
212	太鼓	平太鼓　 12 寸	1	H15.7.28	管理センター
213	ストーブ	コロナ　ＦＦ－７４０Ｓ 取付工事費一式	1	H15.11.28	案内所
214	業務用無線機	ＨＸ５６５ｕＣＡＴ【たきの 16】 【たきの 19】	2	H15.12.19	園内各所
215	ストーブ	サンヨー　ＣＦＦ -Ｖ１６０Ａ 取付工事費一式	1	H16.1.19	ロッジゆきざさ
216	ミシン	トヨタ　ＥＺＡ７１３	1	H16.1.30	管理センター
217	ストーブ	コロナ　ＦＦ１１００ＳＢＴ 取付工事費一式	1	H16.3.10	案内所
218	業務用無線機	ＨＸ５６５ｕＣＡＴ【たきの２４】 【たきの３１】	2	H16.3.31	園内各所
219	刻印機	小型彫刻機　ＥＧＸ－２０	1	H16.3.31	管理センター
220	残り火入れ	蓋・取っ手付・グレー塗装	6	H16.5.15	炊事遠足広場・渓流園炊事コーナー
221	冷蔵庫	日立　Ｒ－８ＳＴ（Ｈ）	1	H16.6.30	こどもの谷Ⅱ期
222	業務用無線機	ＨＸ５６５ｕＣＡＴ【たきの４０】 【たきの４１】	2	H16.8.10	園内各所
223	書籍	Ａ－Ｚ園芸植物百科事典	1	H16.9.1	管理センター
224	脚立	アルミ　全長 1.72m 踏さん幅 65㎜	1	H16.11.17	車庫

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
225	金庫	エーコーヤマダ　小型耐火金庫 ＳＤ－ＸＮ	1	H16.11.30	管理センター
226	除雪機	ホンダ　ＨＳ 760 （ SZBE-2222286・ SZBE-2222585）	2	H17.1.10	渓流口
227	除雪機	ヤマハ　ＹＳ 1390Ａ	1	H17.1.10	車庫
228	業務用無線機	ＨＸ５６５ｕＣＡＴ【たきの４２】 【たきの４３】	2	H17.1.15	園内各所
229	机	ウチダ　GX-S　片袖 1-378-2012	1	H17.4.26	管理センター
230	椅子	ＣＲ -M P22K M-W	1	H17.4.26	管理センター
231	脇机	ウチダ　GX－S　1-378-2004	1	H17.4.26	管理センター
232	書籍	農薬便覧　第 10 版	1	H17.7.31	管理センター
233	テーブル	ガーデニングテーブル Φ1200×H720	2	H17.8.10	中央口
234	椅子	屋外用木製椅子	30	H17.8.10	中央口
235	スノーボート	Ｓスタンダード	2	H18.1.15	車庫
236	業務用無線機	VX581VCAT【たきの４ 4】 【たきの 26】	2	H18.3.30	園内各所
237	電子レジスター	テック　電子レジスター ＭＡ -660-20	1	H21.5.20	森口
238	業務用無線機	簡易無線機　ＧＸ 5560ＵＣＡＴ （電源付）[たきののもりぐち][たきのこうりゅうかん]	2	H21.6.4	園内各所
239	業務用無線機	携帯型簡易無線機　ＶＸ 581ＵＣＡＴ [たきの 45] [たきの 46] [たきの 47] [たきの 48] [たきの 49] [たきの 50]	6	H21.6.4	園内各所
240	リヤカー	３号（Ｔ -Ｌ）　荷台寸法 1220 ㎜ ×850 ㎜ ×枠高 225 ㎜	2	H21.6.12	渓流口
241	キッズルーム　ベンチ	オリバー　ＳＯＣ -300Ｂ	4	H22.3.3	東口休憩所
242	キッズルーム　角コーナー	オリバー　ＳＯＣ -300ＫＳＣ	2	H22.3.3	東口休憩所
243	キッズルーム　Ｒコーナー	オリバー　ＳＯＣ -300ＲＳＣ	2	H22.3.3	東口休憩所
244	キッズルーム　下駄箱	オリバー　ＳＯＣ -300ＧＢ	1	H22.3.3	東口休憩所
245	キッズルーム　入り口	オリバー　ＳＯＣ -300ＥＢ	1	H22.3.3	東口休憩所
246	キッズルーム　パーティション	オリバー　ＳＯＣ -300ＰＡ	6	H22.3.3	東口休憩所
247	キッズルーム　マット	オリバー　ＳＯＣ -300M	2	H22.3.3	東口休憩所
248	キッズルーム　フォームアニマルズ	ゾウ 6 層　グリーン	1	H22.3.3	東口休憩所
249	キッズルーム　ベンチ	オリバー　ＳＯＣ -300Ｂ	4	H22.3.12	東口休憩所

番号	品名	規格	数量	取得年月日	設置場所
250	キッズルーム　マット	オリバー　ＳＯＣ -300M	9	H22.3.12	東口休憩所
251	簡易無線機	スタンダード GX-5560UCAT（基地局）	1	H22.9.24	園内各所
252	簡易携帯無線機	VX-582UCAT（携帯）	1	H22.9.24	園内各所

別紙 22

備品以外の残存物品一覧

名　称	単位	数　量 （園内箇所）	備　考
セーフティーコーン	本	300	
コーンバー	本	80	セーフティーコーン用
屋外用簡易ステージ	台	4	
イベント用会議テーブル	台	40	
折りたたみ式パイプ椅子	脚	80	
スノーポール	本	2,000	雪面用（オレンジ単色及び赤／白縞）
オレンジネット	ｍ	2,000	ゲレンデ等の安全ネット
プランター	個	100	一輪車式・木製・プラスチック製
残り火入れ	台	14	炊事広場用
移動式鉄柵	台	40	
移動式Ａ型案内看板	台	20	両面白面（イベント等案内用）

別紙 23-1

貸与車両の使用状況（日報）・維持管理状況

【 H22 】

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 22 年 4 月　（自　1 日）
（至 30 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
エスティマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	1,163km		24	36.2H			68,055km
エスティマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	1,487km		24	46.3H			106,971km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,807km		24	56.3H			175,381km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	735km		20	22.5H			97,170km
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745	園内作業等	197km		14	6.1H			53,174km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	191km		15	5.5H			16,397km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	138km		15	4.2H			13,719km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	143km		15	4.3H			13,685km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	440km		20	13.4H			18,918km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0	0.0H			8,460km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0	0.0H			7,239km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0	0.0H			16,689km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.0H			36,758km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.0H			16,398km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H			7,709km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 22 年 5 月　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業 内　容	作業量	稼働状況			維持 修理費 （円）	主な修理箇所 及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
エスティマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	1,314km		31	41.0H			69,369km
エスティマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	1,193km		31	37.2H			108,164km
ランドクルーザー プラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,899km		31	59.2H			177,280km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	462km		15	14.2H			97,632km
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745	園内作業等	26km		1	0.4H			53,200km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	39km		4	1.1H	¥34,410	リアブレーキシュー、 Ｖベルト、 ガスケット交換ほか	16,436km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	229km		31	7.1H	¥34,620	ガスケット、 クランクケースカバー、 Ｖベルト交換ほか	13,948km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	268km		31	8.2H	¥35,920	Ｖベルト、 クラッチギアアセンブリ、 ガスケット交換ほか	13,953km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	681km		31	21.2H	¥37,630	リアブレーキシュー、 Ｖベルト、 ガスケット交換ほか	19,599km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0	0.0H			8,460km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0	0.0H			7,239km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0	0.0H			16,689km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 22 年 5 月　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.0H			36,758km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.0H			16,398km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H			7,709km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 22 年 6 月　　（自　1 日）
（至 30 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
エスティマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	1,340km		30	41.5H			70,709km
エスティマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	961km		30	30.0H			109,125km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	2,015km		30	62.5H	¥64,000	タイヤ４本交換	179,295km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	544km		16	17.0H			98,176km
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745		0km		0	0.0H			53,200km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	177km		15	5.3H			16,613km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	244km		30	7.3H			14,192km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	237km		30	7.2H			14,190km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	956km		30	29.5H			20,555km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0	0.0H			8,460km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0	0.0H			7,239km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0	0.0H			16,689km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.0H			36,758km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.0H			16,398km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H			7,709km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 22 年 7 月　　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
エスティマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	1,434km		31	44.4H			72,143km
エスティマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	1,295km		31	40.3H			110,420km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,675km		31	52.2H			180,970km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	297km		12	9.2H			98,473km
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745		0km		0	0.0H			53,341km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	89km		10	2.4H			16,702km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	294km		31	9.1H			14,486km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	266km		231	8.2H			14,456km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	821km		31	25.4H			21,376km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0	0.0H			8,460km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0	0.0H			7,239km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0	0.0H			16,689km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.0H			36,758km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.0H			16,398km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H			7,709km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 22 年 8 月　　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
エスティマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	1,434km		31	44.4H			73,871km
エスティマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	1,295km		31	40.3H			111,914km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,675km		31	52.2H			183,159km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	297km		12	9.2H			99,099km
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745		0km		0	0.0H			53,465km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	89km		10	2.4H			16,818km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	821km		31	9.1H			14,823km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	266km		31	8.2H			14,810km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	821km		31	25.4H			22,384km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0	0.0H			8,460km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0	0.0H			7,239km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0	0.0H			16,689km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.0H			36,758km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.0H			16,398km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H			7,709km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 22 年 9 月　　（自　1 日）
（至 30 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
エスティマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	1,262km		30	39.2H	¥30,800	タイヤ４本交換	75,133km
エスティマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	1,499km		30	46.5H			113,413km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	2,028km		30	63.2H			185,187km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	424km		10	13.1H			99,523km
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745	園内作業等	124km		6	3.5H			53,621km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	18km		3	0.3H	¥16,650	オイルタンク・ オイルゲージ交換	16,836km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	278km		28	8.4H			15,101km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	270km		28	8.2H			15,080km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	927km		28	28.5H	¥10,970	ヘッドライトレンズ交換	23,311km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0	0.0H			8,460km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0	0.0H			7,239km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0	0.0H			16,689km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.0H			36,758km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.0H			16,398km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H			7,709km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 22 年 10 月　　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
エスティマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	1,278km		31	39.5H			76,411km
エスティマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	1,477km		31	46.8H			114,890km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,582km		31	49.2H			186,769km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	587km		14	18.2H			100,110km
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745	園内作業等	156km		8	4.5H			53,982km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	116km		15	3.3H			16,952km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	156km		16	4.5H			15,257km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	169km		16	5.2H			15,249km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	492km		16	15.2H			23,803km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0	0.0H			8,460km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0	0.0H			7,239km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0	0.0H			16,689km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.0H			36,758km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.0H			16,398km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H			7,709km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 22 年 11 月　　（自　1 日）
（至 30 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
エスティマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	865km		300	27.1H			77,276km
エスティマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	570km		30	17.4H	¥2,000	パンク修理	115,460km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,063km		30	33.1H			187,832km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	559km		15	17.3H			100,669km
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745	園内作業等	361km		20	11.2H			54,048km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225		0km		0	0.0H			16,952km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354		0km		0	0.0H			15,257km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933		0km		0	0.0H			15,249km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481		0km		0	0.0H			23,803km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0	0.0H			8,460km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0	0.0H			7,239km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0	0.0H			16,689km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.0H			36,758km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.0H			16,398km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H			7,709km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 22 年 12 月　　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
エスティマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	580km		25	18.1H			77,856km
エスティマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	703km		25	21.5H			116,163km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	748km		25	23.2H			188,580km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	199km		5	6.1H			100,868km
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745	園内作業等	66km		2	2.0H			54,225km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225		0km		0	0.0H			16,952km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354		0km		0	0.0H			15,257km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933		0km		0	0.0H			15,249km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481		0km		0	0.0H			23,803km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回等	644km		12	20.1H			9,104km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回等	141km		11	6.7H			7,380km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回等	591km		14	28.1H			17,280km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回等	196km		11	9.3H			36,954km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回等	242km		12	11.5H			16,640km
スノーモービル VK-540ED	02-954	園内巡回等	113km		12	5.4H			7,822km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 23 年 1 月　　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
エスティマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	548km		31	17.1H			78,404km
エスティマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	533km		31	16.4H			116,696km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,390km		31	43.2H			189,970km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	73km		4	2.2H			100,941km
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745	園内作業等	177km		10	5.3H			54,225km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225		0km		0	0.0H			16,952km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354		0km		0	0.0H			15,257km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933		0km		0	0.0H			15,249km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481		0km		0	0.0H			23,803km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回等	368km		31	17.5H			9,472km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回等	377km		31	18.0H			7,757km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回等	755km		31	36.0H			18,035km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回等	715km		31	34.0H			37,669km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回等	170km		31	8.1H			16,810km
スノーモービル VK-540ED	02-954	園内巡回等	2km		2	0.1H			7,824km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 23 年 2 月　　（自　1 日）
（至 28 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
エスティマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	355km		28	11.1H			78,759km
エスティマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	645km		28	20.8H			117,341km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,195km		28	37.2H	¥4,150	アンテナ交換	191,165km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	111km		10	3.3H			101,052km
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745	園内作業等	119km		7	3.4H			54,344km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225		0km		0	0.0H			16,952km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354		0km		0	0.0H			15,257km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933		0km		0	0.0H			15,249km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481		0km		0	0.0H			23,803km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回等	417km		28	19.9H			9,889km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回等	368km		28	17.5H			8,125km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回等	864km		28	41.1H			18,999km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回等	644km		28	30.7H			38,313km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回等	165km		28	3.5H			16,975km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H			7,824km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成23年3月　（自　1日）
（至31日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
エスティマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	720km		31	22.3H			79,479km
エスティマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	477km		31	14.5H			117,818km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,280km		31	40.0H			192,445km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	217km		12	6.4H			101,269km
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745	園内作業等	143km		6	4.3H	¥8,500	クレーン操作部クラック溶接	54,487km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225		0km		0	0.0H			16,952km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354		0km		0	0.0H			15,257km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933		0km		0	0.0H			15,249km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481		0km		0	0.0H			23,803km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回等	199km		31	9.5H	¥60,730	グリップヒーター、プラグ、Vベルト交換ほか	10,088km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回等	638km		31	30.4H	¥207,960	クランクシャフト、ピストン、Vベルト交換ほか	8,763km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 23 年 3 月　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業 内　容	作業量	稼働状況			維持 修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回等	629km		31	30.0H	¥95,370	スターティングモーター、 Ｖベルト、ダンパー交換ほか	19,528km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回等	232km		31	11.0H	¥91,500	キャブレター、プラグ、 Ｖベルト交換ほか	38,545km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回等	150km		31	7.1H	¥44,620	プラグ、Ｖベルト交換ほか	17,125km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H	¥50,430	シフトレバー、Ｖベルト、 プラグ交換ほか	7,824km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 23 年 4 月　　（自　1 日）
（至 30 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
エスティマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	617km		23	19.15H			80,096km
エスティマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	847km		23	26.25H			118,665km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,295km		23	40.25H			193,740km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	639km		10	19.51H			101,908km
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745	園内作業等	250km		10	7.43H			54,737km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	195km		11	6.05H			44,962km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	75km		11	2.18H			15,332km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	125km		11	3.48H			15,374km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	185km		11	5.41H			23,988km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0	0.00H			10,088km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0	0.00H			8,763km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0	0.00H			19,528km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.00H			38,545km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.00H			17,125km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.00H			7,824km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 23 年 5 月　　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
エスティマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	1,070km		31	33.23H			81,166km
エスティマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	747km		31	23.18H			119,412km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,875km		31	58.31H			195,615km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	528km		10	16.26H			102,436km
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745	園内作業等	15km		1	0.25H			54,752km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	196km		31	6.06H			17,343km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	72km		31	2.13H			15,404km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	18km		31	0.30H			15,392km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	279km		31	8.38H			24,267km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0	0.00H			10,088km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0	0.00H			8,763km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0	0.00H			19,528km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.00H			38,545km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.00H			17,125km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.00H			7,824km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 23 年 6 月　　（自　1 日）
（至 30 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
エスティマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	863km		30	26.51H			82,029km
エスティマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	510km		30	15.50H	10,000 円	パンク修繕、ワイパー交換	119,922km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,620km		30	50.33H	1,300 円	ワイパー交換	197,235km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	442km		8	13.43H	1,000 円	ワイパー交換	102,878km
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745	園内作業等	42km		2	1.16H	2,000 円	ワイパー交換	54,794km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	356km		20	11.06H			17,699km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	352km		20	11.00H			15,756km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	184km		15	5.40H			15,576km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	611km		30	19.05H			24,878km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0	0.00H			10,088km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0	0.00H			8,763km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0	0.00H			19,528km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.00H			38,545km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.00H			17,125km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.00H			7,824km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 23 年 7 月　　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
エスティマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	891km		28	27.45H			82,920km
エスティマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	959km		28	29.51H			120,881km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,895km		31	59.11H	10,080 円	シートロック ハンドル交換	199,130km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	483km		12	15.05H			103,361km
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745	園内作業等	52km		1	1.33H			54,846km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	354km		21	11.03H			18,053km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	266km		30	8.16H			16,022km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	263km		26	8.11H			15,839km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	908km		26	28.20H			25,786km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0	0.00H			10,088km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0	0.00H			8,763km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0	0.00H			19,528km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.00H			38,545km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.00H			17,125km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.00H			7,824km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 23 年 8 月　　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
エスティマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	970km		26	82.7H			83,890km
エスティマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	1,156km		28	106.9H			122,037km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	2,000km		31	319.5H			201,130km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	569km		19	143.4H			103,930km
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745	園内作業等	154km		7	17.3H			55,000km
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	316km		17	139.9H			18,369km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	280km		30	293.3H			16,302km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	272km		14	102.0H			16,111km
原動機付自転車 ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	1,172km		26	256.4H			25,786km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0	0.0H			10,088km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0	0.0H			8,763km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0	0.0H			19,528km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.0H			38,545km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.0H			17,125km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H			7,824km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 23 年 9 月　　（自　1 日）
（至 30 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
エスティマEV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	798km		28	63.9H	4,500 円	ワイパー２本交換	84,688km
エスティマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	809km		24	72.8H			122,846km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,770km		30	192.9H			202,900km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	393km		13	92.7H	76,000 円	タイヤ４本交換	104,323km
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745	園内作業等	57km		3	9.6H	12,000 円	タイヤ組替	55,057km
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	356km		23	130.3H	31,840 円	ブレーキペダル スタンド等交換	8,725km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	224km		27	240.2H			16,527km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	88km		5	6.3H			6,199km
原動機付自転車 ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	767km		21	127.4H			7,725km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0	0.0H			10,088km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0	0.0H			8,763km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0	0.0H			19,528km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.0H			38,545km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.0H			17,125km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H			7,824km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 23 年 10 月　　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
エスティマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	1,172km		29	97.7H	19,000 円	タイヤ２本交換	85,860km
エスティマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	820km		25	76.7H			123,666km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,471km		28	163.3H			204,371km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	646km		18	93.7H			104,969km
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745	園内作業等	50km		4	7.4H			55,107km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	401km		28	138.4H			9,126km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	236km		31	276.2H			16,763km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	150km		5	11.8H			6,349km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	566km		17	106.2H			8,291km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0	0.0H			10,088km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0	0.0H			8,763km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0	0.0H			19,528km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.0H			38,545km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.0H			17,125km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H			7,824km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 23 年 11 月　　（自　1 日）
（至 30 日）

借受人　　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
エスティマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	609km		17	43.2H			86,469km
エスティマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	585km		16	39.4H	19,000 円	タイヤ２本交換	124,251km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,255km		24	145.6H			205,626km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	679km		21	135.6H			105,648km
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745	園内作業等	163km		11	66.8H			55,270km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225	園内巡回等	45km		4	13.3H			9,171km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354	園内巡回等	71km		9	73.4H			16,834km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933	園内巡回等	13km		1	1.2H			6,362km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481	園内巡回等	84km		6	19.0H			8,375km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095		0km		0	0.0H			10,088km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094		0km		0	0.0H			8,763km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007		0km		0	0.0H			19,528km
スノーモービル ET-410TR	08-952		0km		0	0.0H			38,545km
スノーモービル ET-410PT	07-952		0km		0	0.0H			17,125km
スノーモービル VK-540ED	02-954		0km		0	0.0H			7,824km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 23 年 12 月　　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
エスティマ EV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	448km		18	28.6H			86,917km
エスティマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	776km		18	46.8H			125,027km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,031km		26	151.2H			206,657km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	137km		8	50.6H			105,785km
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745	園内作業等	150km		9	36.8H	12,000 円	タイヤ交換作業	55,420km
原動機付自転車ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225		0km		0	0.0H			9,171km
原動機付自転車アプリオ	札幌市 1 こ 2354		0km		0	0.0H			16,834km
原動機付自転車ジョグ	札幌市 1 け 8933		0km		0	0.0H			6,362km
原動機付自転車ギア	札幌市 1 こ 6481		0km		0	0.0H			8,375km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回等	166km		10	15.1H			10,254km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回等	342km		11	31.1H			9,105km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回等	461km		11	41.9H			19,989km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回等	148km		10	13.5H			38,693km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回等	150km		10	13.6H			17,275km
スノーモービル VK-540ED	02-954	園内巡回等	84km		10	7.6H			7,908km

提供施設等使用実績報告書【提供車両】

平成 24 年 1 月　　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
エスティマEV	14-91 札幌 300 ま 685	業務連絡等	544km		25	44.5H			87,461km
エスティマ	12-92 札幌 300 と 4323	業務連絡等	524km		19	49.0H			125,551km
ランドクルーザープラド	12-91 札幌 300 と 4324	園内巡回等	1,577km		31	239.3H	13,500 円	トランスミッタ修繕	208,234km
ダイナ	11-91 札幌 400 す 4136	園内作業等	78km		3	12.3H			105,863km
エルフ	02-92 札幌 11 ぬ 4745	園内作業等	58km		6	4.2H			55,478km
原動機付自転車 ギア	08-502 札幌市 1 こ 6225		0km		0	0.0H			9,171km
原動機付自転車 アプリオ	札幌市1こ2354		0km		0	0.0H			16,834km
原動機付自転車 ジョグ	札幌市1け8933		0km		0	0.0H			6,362km
原動機付自転車 ギア	札幌市1こ6481		0km		0	0.0H			8,375km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5095	園内巡回等	397km		28	36.1H			10,651km
スノーモービル VK-540EⅢ	14-5094	園内巡回等	628km		31	57.1H			9,733km
スノーモービル VK-540EⅢ	11-5007	園内巡回等	599km		31	54.5H			20,588km
スノーモービル ET-410TR	08-952	園内巡回等	460km		31	41.8H			39,153km
スノーモービル ET-410PT	07-952	園内巡回等	156km		31	14.2H			17,431km
スノーモービル VK-540ED	02-954	園内巡回等	0km		0	0.0H			7,908km

別紙 23-2

リース車両の使用状況（日報）・維持管理状況

【 H22 】

リース車両使用実績報告書

平成 22 年 4 月　　（自　1 日）
（至 30 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2448	園内作業等	1,051km		23	131.3H			16,602km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2450	園内作業等	805km		23	143.7H			9,006km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2452	園内巡回等	1,147km		23	238.9H			32,375km
スバル　サンバー	札幌 480　き　1124	園内作業等	0km		0	0.0H			40km
ミツビシ　ミニキャブ	札幌 40　も　4281	園内作業等	942km		20	117.7H			51,323km

リース車両使用実績報告書

平成 22 年 5 月　　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2448	園内作業等	608km		31	76.0H			17,210km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2450	園内作業等	665km		31	118.8H			8,671km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2452	園内巡回等	1,468km		31	280.2H			33,843km
スバル　サンバー	札幌 480　き　1124	園内作業等	229km		25	27.3H			269km
ミツビシ　ミニキャブ	札幌 40　も　4281	園内作業等	984km		28	123.0H			52,307km

リース車両使用実績報告書

平成 22 年 6 月　　（自　1 日）
（至 30 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
スバル　レガシィ	札幌 501　ぬ　9324	業務連絡等	611km		13	54.6H			61,008km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2448	園内作業等	573km		30	71.6H			17,783km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2450	園内作業等	765km		27	136.6H			10,436km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2452	園内巡回等	1,810km		30	271.2H			35,653km
スバル　サンバー	札幌 480　き　1124	園内作業等	804km		28	95.7H			1,073km
ミツビシ　ミニキャブ	札幌 40　も　4281	園内作業等	823km		28	102.9H			53,130km

リース車両使用実績報告書

平成 22 年 7 月　　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
スバル　レガシィ	札幌 501　ぬ　9324	業務連絡等	1,092km		31	97.5H			62,100km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2448	園内作業等	642km		29	80.2H			18,425km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2450	園内作業等	652km		25	116.4H			11,088km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2452	園内巡回等	1,419km		31	295.6H			37,072km
スバル　サンバー	札幌 480　き　1124	園内作業等	827km		29	98.5H			1,900km
ミツビシ　ミニキャブ	札幌 40　も　4281	園内作業等	986km		28	123.3H			54,116km

リース車両使用実績報告書

平成 22 年 8 月　　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
スバル　レガシィ	札幌 501　ぬ　9324	業務連絡等	1,009km		31	90.1H			63,109km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2448	園内作業等	584km		31	73.0H			19,009km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2450	園内作業等	532km		28	95.0H			11,620km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2452	園内巡回等	1,498km		31	280.2H			38,570km
スバル　サンバー	札幌 480　き　1124	園内作業等	711km		30	84.6H			2,611km
ミツビシ　ミニキャブ	札幌 40　も　4281	園内作業等	773km		31	96.6H			54,889km

リース車両使用実績報告書

平成 22 年 9 月　　（自　1 日）
（至 30 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
スバル　レガシィ	札幌 501　ぬ　9324	業務連絡等	1,517km		30	135.5H			64,626km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2448	園内作業等	802km		28	100.3H			19,811km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2450	園内作業等	488km		30	87.1H			12,108km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2452	園内巡回等	1,401km		30	261.9H			39,971km
スバル　サンバー	札幌 480　き　1124	園内作業等	605km		28	72.1H			3,216km
ミツビシ　ミニキャブ	札幌 40　も　4281	園内作業等	611km		28	76.4H			55,500km

リース車両使用実績報告書

平成 22 年 10 月　　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
スバル　レガシィ	札幌 501　ぬ　9324	業務連絡等	1,004km		26	89.6H			65,630km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2448	園内作業等	426km		26	53.3H			20,237km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2450	園内作業等	260km		20	46.4H			12,368km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2452	園内巡回等	1,316km		31	274.2H			41,287km
スバル　サンバー	札幌 480　き　1124	園内作業等	842km		22	100.2H			4,058km
ミツビシ　ミニキャブ	札幌 40　も　4281	園内作業等	636km		24	79.5H			56,136km

リース車両使用実績報告書

平成 22 年 11 月　　（自　1 日）
（至 30 日）

借受人　　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
スバル　レガシィ	札幌 501　ぬ　9324	業務連絡等	594km		12	53.0H			66,224km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2448	園内作業等	561km		24	70.2H			20,798km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2450	園内作業等	915km		24	163.4H			13,283km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2452	園内巡回等	958km		24	199.5H			42,245km
スバル　サンバー	札幌 480　き　1124	園内作業等	244km		24	29.1H			4,302km
ミツビシ　ミニキャブ	札幌 40　も　4281	園内作業等	570km		20	71.2H	16,745 円	リヤディファレン シャルミッドシールほか	56,706km

リース車両使用実績報告書

平成 22 年 12 月　　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
スバル　レガシィ	札幌 501　ぬ　9324	業務連絡等	487km		20	43.5H			66,711km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2448	園内作業等	432km		23	54.0H			21,230km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2450	園内作業等	465km		22	83.1H			13,748km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2452	園内巡回等	455km		25	94.8H			42,700km
スバル　サンバー	札幌 480　き　1124	園内作業等	419km		21	49.9H			4,721km
ミツビシ　ミニキャブ	札幌 40　も　4281	園内作業等	490km		21	61.3H			57,196km

リース車両使用実績報告書

平成 23 年 1 月　　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
スバル　レガシィ	札幌 501　ぬ　9324	業務連絡等	536km		21	47.9H	21,000 円	スタッドレスタイヤ２本交換	67,247km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2448	園内作業等	237km		21	29.7H			21,467km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2450	園内作業等	376km		24	67.2H			14,124km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2452	園内巡回等	316km		31	65.9H			43,016km
スバル　サンバー	札幌 480　き　1124	園内作業等	275km		24	32.8H			4,996km
ミツビシ　ミニキャブ	札幌 40　も　4281	園内作業等	415km		28	51.9H			57,611km

リース車両使用実績報告書

平成 23 年 2 月　　（自　1 日）
（至 28 日）

借受人　　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
スバル　レガシィ	札幌 501　ぬ　9324	業務連絡等	317km		18	28.3H	8,400 円	ウィンターブレード 3 本交換	67,564km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2448	園内作業等	61km		10	7.8H			21,528km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2450	園内作業等	235km		18	41.9H			14,359km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2452	園内巡回等	519km		28	108.2H	17,300 円	アンテナ交換	43,535km
スバル　サンバー	札幌 480　き　1124	園内作業等	226km		20	26.9H			5,222km
ミツビシ　ミニキャブ	札幌 40　も　4281	園内作業等	207km		22	25.8H			57,818km

リース車両使用実績報告書

平成 23 年 3 月　　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
スバル　レガシィ	札幌 501　ぬ　9324	業務連絡等	1,110km		29	99.1H			68,674km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2448	園内作業等	197km		20	24.6H			21,725km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2450	園内作業等	0km		0	0.0H			14,359km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2452	園内巡回等	427km		31	88.9H			43,962km
スバル　サンバー	札幌 480　き　1124	園内作業等	272km		28	32.3H			5,494km
ミツビシ　ミニキャブ	札幌 40　も　4281	園内作業等	203km		25	25.4H			58,021km

リース車両使用実績報告書

平成 23 年 4 月　　（自　1 日）
（至 30 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
スバル　レガシィ	札幌 501　ぬ　9324	業務連絡等	994km		20	88.9H			69,668km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2448	園内作業等	782km		23	97.8H			22,507km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2450	園内作業等	836km		23	149.3H			15,195km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2452	園内巡回等	1,000km		23	208.3H			44,962km
スバル　サンバー	札幌 480　き　1124	園内作業等	595km		23	70.9H			6,089km
ダイハツ　ハイゼット	札幌 480　き　8597	園内作業等	957km		21	119.6H			964km

リース車両使用実績報告書

平成 23 年 5 月　　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
スバル　レガシィ	札幌 501　ぬ　9324	業務連絡等	1,153km		31	102.9H			70,821km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2448	園内作業等	755km		29	94.4H			23,262km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2450	園内作業等	682km		30	121.8H			15,877km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2452	園内巡回等	1,912km		31	280.5H			46,874km
スバル　サンバー	札幌 480　き　1124	園内作業等	560km		27	66.7H			6,649km
ダイハツ　ハイゼット	札幌 480　き　8597	園内作業等	779km		30	97.4H			1,743km

リース車両使用実績報告書

平成 23 年 6 月　　（自　1 日）
（至 30 日）

借受人　　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
スバル　レガシィ	札幌 501　ぬ　9324	業務連絡等	1,384km		30	123.6H	1,000 円	ワイパー交換	72,205km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2448	園内作業等	487km		28	60.9H	10,400 円	足回りアライメント調整、ワイパー交換	23,749km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2450	園内作業等	487km		24	86.9H			16,364km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2452	園内巡回等	1,746km		30	272.0H	24,260 円	タイヤ４本。ワイパー交換	48,620km
スバル　サンバー	札幌 480　き　1124	園内作業等	548km		28	65.3H			7,179km
ダイハツ　ハイゼット	札幌 480　き　8597	園内作業等	1,166km		30	145.8H			2,909km

リース車両使用実績報告書

平成 23 年 7 月　　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
スバル　レガシィ	札幌 501　ぬ　9324	業務連絡等	1,525km		31	136.2H			73,730km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2448	園内作業等	872km		28	109.0H			24,621km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2450	園内作業等	425km		22	75.9H			16,789km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2452	園内巡回等	2,046km		31	292.3H			50,666km
スバル　サンバー	札幌 480　き　1124	園内作業等	654km		21	77.8H			7,851km
ダイハツ　ハイゼット	札幌 480　き　8597	園内作業等	1,257km		29	157.1H			4,166km

リース車両使用実績報告書

平成 23 年 8 月　　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
スバル　レガシィ	札幌 501　ぬ　9324	業務連絡等	1,511km		31	187.6H			75,241km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2448	園内作業等	786km		24	90.1H			25,407km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2450	園内作業等	419km		15	82.4H			17,208km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2452	園内巡回等	1,970km		31	288.4H	6,000 円	タイヤホイール１個交換	52,636km
スバル　サンバー	札幌 480　き　1124	園内作業等	826km		28	201.4H			8,677km
ダイハツ　ハイゼット	札幌 480　き　8597	園内作業等	1,181km		25	172.7H			5,347km

リース車両使用実績報告書

平成 23 年 9 月　　（自　1 日）
（至 30 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
スバル　レガシィ	札幌 501　ぬ　9324	業務連絡等	1,277km		28	106.7H			76,518km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2448	園内作業等	806km		26	82.0H			26,213km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2450	園内作業等	407km		21	70.6H			17,615km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2452	園内巡回等	1,954km		30	184.9H			54,590km
スバル　サンバー	札幌 480　き　1124	園内作業等	566km		28	162.1H			9,243km
ダイハツ　ハイゼット	札幌 480　き　8597	園内作業等	1,201km		29	133.6H			6,548km

リース車両使用実績報告書

平成 23 年 10 月　　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
スバル　レガシィ	札幌 501　ぬ　9324	業務連絡等	1,281km		29	103.3H	2,000 円	パンク修繕	77,799km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2448	園内作業等	687km		29	87.0H			26,900km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2450	園内作業等	491km		25	56.5H			18,106km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2452	園内巡回等	1,853km		31	368.8H			56,443km
スバル　サンバー	札幌 480　き　1124	園内作業等	699km		30	167.3H			9,942km
ダイハツ　ハイゼット	札幌 480　き　8597	園内作業等	1,219km		28	94.9H			7,767km

リース車両使用実績報告書

平成 23 年 11 月　　（自　1 日）
（至 30 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
スバル　レガシィ	札幌 501　ぬ　9324	業務連絡等	720km		21	92.4H			78,519km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2448	園内作業等	659km		22	139.1H			27,559km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2450	園内作業等	611km		20	112.8H			18,717km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2452	園内巡回等	978km		22	173.7H			57,421km
スバル　サンバー	札幌 480　き　1124	園内作業等	599km		23	129.5H			10,541km
ダイハツ　ハイゼット	札幌 480　き　8597	園内作業等	849km		22	88.0H			8,616km

リース車両使用実績報告書

平成 23 年 12 月　　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
スバル　レガシィ	札幌 501　ぬ　9324	業務連絡等	638km		20	91.9H			79,157km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2448	園内作業等	76km		5	35.5H			27,635km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2450	園内作業等	401km		20	118.7H			19,118km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2452	園内巡回等	276km		17	109.8H			57,697km
スバル　サンバー	札幌 480　き　1124	園内作業等	72km		4	16.7H			10,613km
ダイハツ　ハイゼット	札幌 480　き　8597	園内作業等	434km		22	94.9H			9,050km

リース車両使用実績報告書

平成 24 年 1 月　　（自　1 日）
（至 31 日）

借受人　管理センター長
作成者

車　両　名	登録番号	主な作業内　容	作業量	稼働状況			維持修理費（円）	主な修理箇所及び取替え部品名	適　要
			走行キロ数	稼働回数	運転日数	運転時間			総走行キロ数
スバル　レガシィ	札幌 501　ぬ　9324	業務連絡等	569km		25	127.9H			79,726km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2448	園内作業等	185km		8	39.9H			27,820km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2450	園内作業等	327km		16	52.4H			19,445km
スズキ　キャリィ	札幌 480　う　2452	園内巡回等	691km		30	201.9H			58,388km
スバル　サンバー	札幌 480　き　1124	園内作業等	29km		4	13.1H			10,642km
ダイハツ　ハイゼット	札幌 480　き　8597	園内作業等	482km		24	57.2H			9,532km

別紙24-1

危機管理対応実績・報告①（事故対応等）

【H21】

46件

	事故	車両事故	事件	病気（急性症状）	病気（既往症悪化）	その他	計
4月							0
5月	2	2		2	1		7
6月	3				1		4
7月	5	1	1			1	8
8月	8			1		1	10
9月	5					1	6
10月				1			1
11月							0
12月							0
1月	4						4
2月	5						5
3月	1						1
計	33	3	1	4	2	3	46

【H22】

28件

	事故	車両事故	事件	病気（急性症状）	病気（既往症悪化）	その他	計
4月							0
5月	3						3
6月	1			2		1	4
7月	1	1			1	1	4
8月	1				2		3
9月	3	1					4
10月	1			1			2
11月							0
12月							0
1月	2	2					4
2月	3						3
3月	1						1
計	16	4	0	3	3	2	28

【H23】

8件

	事故	車両事故	事件	病気（急性症状）	病気（既往症悪化）	その他	計
4月							0
5月	1						1
6月							0
7月		2					2
8月	2			2			4
9月						1	1
10月							0
11月							0
12月							0
1月							0
2月							
3月							
計	3	2	0	2	0	1	8

危機管理対応実績・報告①（事故対応等）H21

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	○負傷者の分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方の分類	○相手方年齢	○相手方性別
2009/5/1 10:10	車両事故	その他	お客様の車輌に管理車輌が接触し、左後部ランプ等破損（けが人無し）	10:10頃、植物管理作業中の直営作業員（臨時職員）が管理車輌をバックで走行中に、誤ってお客様の車輌（駐車中・乗員無し）に接触しお客様の車輌左後部ランプ等を破損した。けが人無し。管理車輌には破損無し。	鱒見口駐車場				お客様	72	男
2009/5/3 15:30	事故	負傷	ビックリボールで遊んでいる最中、ボールを追って誤って転倒	家族で来園し、ローンスタジアムにてビックリボールで遊んでいて、ボールを追っていて誤って左腕から転倒した。（15:30頃、正確な時刻は不明） 東口に帰る途中、左腕の痛みがひどくなり泣き出したため、異状に気づいた保護者がカントリーハウスのスタッフに連絡した。	ローンスタジアム	お客様	6	男			
2009/5/5 15:05	事故	負傷	杖をついて歩行中につまずいて転倒した	鱒見口から鱒見の滝方面へ杖をついて歩行中、滝手前のトイレ付近でつまずいて転倒した。 左目の上を出血し腫れていたため、付き添いのお客様とサイクルセンターまで戻ってきて、スタッフに連絡した。サイクルセンター到着時には出血はとまっていた。	鱒見の滝手前トイレ近く	お客様	85	女			
2009/5/5 16:35	病気（急性症状）	発症	急性アルコール中毒疑	会社の同僚と野外炊飯広場にてバーベキューをしていたが、15:30頃から気分が悪くなりトイレで吐いていた。 16:35頃同僚が見にいったところ意識はあるものの容態が悪く、直接救急車を要請した。飲酒量は不明。	炊事遠足広場奥トイレ	お客様	38	男			
2009/5/6 14:23	病気（急性症状）	発症	熱があり、痙攣・チアノーゼ有。呼吸が浅く、口から泡をふいている。	家族で来園し、渓流口駐車場付近で本人の容態が悪いことに保護者が気がつく。 発熱、痙攣・チアノーゼ有。呼吸が浅く、口から泡をふいている。 このため近くのスタッフに救急車を要請する。	渓流口バス停付近	お客様	1	女			
2009/5/8 14:30	病気（既往症悪化）	発症	解離性発作（意識がなくなり、痙攣）	ヘルパーと一緒に来園し、渓流口付近でヘルパーが目を離した際に走り出した。 パークブリッジ下、白帆橋の上でうつぶせに倒れているのをお客様が発見スタッフで対応し、救急車を要請する。	パークブリッジ下、白帆橋の上	お客様	55	男			
2009/5/15 12:30	車両事故	その他	お客様のレンタカーがバンパー下部を擦った	12:30頃　お客様の車輌（レンタカー）が渓流口駐車場内の乗り入れ禁止になっている溝に進入し、前部バンパー下を擦った。けが人無し。施設の損壊無し。	渓流口駐車場						
2009/6/7 14:30	事故	負傷	虹の巣ドーム内にて右足の指をネットに引っかけて捻る	家族で来園し、14:15頃こどもの谷、虹の巣ドーム内の遊具（ネット）で遊んでいて右足の指をネットに引っかけて捻る。その後痛みが引かないため、保護者が虹の巣ドームスタッフに連絡する。	こどもの谷・虹の巣ドーム	お客様	10	男			
2009/6/12 11:20	病気（既往症悪化）	発症	熱性けいれん疑い	幼稚園の親子遠足で来園し、ローンスタジアムを移動中に転倒した。引率の先生によると、足がもたつく、息も浅い、脈拍が早い。けいれんあり。意識薄弱とのことであった。また、保護者によると、熱性けいれんの既往症有とのことであった。	ローンスタジアム	お客様	3	男			
2009/6/25 12:10	事故	負傷	ダニに背中を刺された	家族で来園、キャンプ場に宿泊し、本日こどもの谷・森のすみかで遊んだ後、森のせせらぎ（水遊び場）で遊ぶために服を脱いだところ、ダニに背中を刺されていることに父親が気づく。	キャンプ場、こどもの谷・森のすみか、森のせせらぎ	お客様	2	男			
2009/6/28 15:20	事故	負傷	虹の巣ドームのネットから転落し右腕骨折疑い	家族で来園し、15:20頃こどもの谷、虹の巣ドーム内の遊具（ネット）で遊んでいて、降りる際に誤って落ち右腕を痛めた。	こどもの谷・虹の巣ドーム	お客様	5	女			
2009/7/6 8:25	事件	盗難	自動販売機荒らし	鱒見口サイクルセンター自動販売機2台（テナント設置）が荒らされていた。	鱒見口サイクルセンター						

危機管理対応実績・報告①（事故対応等）H21

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	○負傷者の分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方の分類	○相手方年齢	○相手方性別
2009/7/12 14:15	事故	負傷	右足内側捻挫	家族で来園し、14:15頃こどもの谷の遊具(溶岩滑り台)で遊んでいて、保護者(母親)とだっこすべりで遊んでいる最中、誤って本人の右足が保護者の足と滑り台の側面に挟まり、アキレス腱近くの内側を捻った。	こどもの谷溶岩滑り台	お客様	3	女			
2009/7/17 13:56	事故	負傷	ハチに頭部を刺された	13：20ごろ、森のすみかにある「リスの散歩道」でハチに頭を刺されたとお客様が、こどもの谷「虹の巣ﾄﾞｰﾑ」のスタッフルームに来られた。患部に塗薬を付け、氷で冷やし、病院へ行くことを勧めた。	リスの散歩道（森のすみか内遊具）	お客様	33	男			
2009/7/18 17:30	事故	負傷	額を１ｃｍ弱切傷	キャンプ場の団体利用「あさひ保育園」様のご一行としてキャビンBに宿泊。プレイロッドに遊びに行こうとした仲間を追っかけて、転んで地面に頭をぶつけて額を切った模様。	オートリゾート滝野	お客様	1	女			
2009/7/20 16:20	事故	負傷	両鼻腔下から上口唇を1.5cm位切創	家族で来園し、16:20頃こどもの谷の遊具(ビックリボール)で遊んでいて、誤ってボールの上に乗って頭から転倒し、眼鏡の金具がずれて両鼻腔～上口唇を線状に切った。出血極少量。	こどもの谷ローンスタジアム	お客様	11	女			
2009/7/23 14:40	車両事故	その他	お客様同士の車両接触事故	お客様が東口駐車場内で駐車した後ドアを開けた際、風にあおられて左隣の車(無人)にドアを接触した。 降りて確認したところ、小さな傷がついていた。ぶつけられた車の運転手は不在であった。 お客様の依頼で、園内放送でぶつけられたお客様宛に案内放送をかけ、ぶつけられたお客様が戻られたため、お客様同士で話し合いを行なっていただいた。 けが人はなし。	東口駐車場						
2009/7/27 11:35	事故	負傷	左肩脱臼の疑い	ビックリボールで遊んでいるときに、ボールを追いかけている際に自分から転倒してしまい左肩を強打した。	こどもの谷ローンスタジアム	お客様	10	男			
2009/7/29 8:40	その他	盗難	自動販売機荒らし	鱒見口サイクルセンター自動販売機１台（テナント設置）が荒らされていた。	鱒見口サイクルセンター						
2009/8/5 9:00	事故	負傷	プレイロットから落下し腰を打つ	昨日宿泊された「屯田少年消防クラブ」の団体利用者の参加者。小学生47名と引率者8名の計55名。キャンプ場のスタンダードカーサイト横プレイロッドで仲間と鬼ごっこをして遊んでいて、はしご階段を登っていたところ、上から2番目の棒から（高さ1m）転落し、腰を打った。腰にしびれがあり、頭部も打っている可能性もあり。	オートリゾート滝野	お客様	11	女			
2009/8/5 8:50	その他	盗難	自動販売機荒らし	渓流口駐車場自動販売機1台が荒らされていた。	渓流口駐車場						
2009/8/5 14:05	事故	負傷	右上腕骨折疑	こどもの谷・オレンジエッグで遊戯中、誤って右腕から転倒し骨折の疑い。	こどもの谷・オレンジエッグ	お客様	4	女			
2009/8/8 15:20	事故	負傷	右足小指捻挫	山の家ご利用で団体来園し、こどもの谷・虹の巣ドームで遊戯中、誤って右足小指をネットに引っかけてしまった。痛みと腫れがある。	こどもの谷・虹の巣ドーム内	お客様	9	男			

危機管理対応実績・報告①（事故対応等）H21

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	○負傷者の分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方の分類	○相手方年齢	○相手方性別
2009/8/10 11:45	事故	負傷	右大腿(股関節)脱臼疑い	家族で来園し、東口休憩所で椅子に座って休憩した後立ち上がった所、誤って転倒した。 痛みのため右足を動かせず、自力歩行不可。意識正常。 事故当時は特に混雑した状態ではなかった。	東口休憩所	お客様	84	女			
2009/8/12 15:10	事故	負傷	左ひじ脱臼の疑い	オレンジエッグで遊んでいたお子さんが着地に失敗して、左ヒジを脱臼した。 事故当時は通常の混雑状況であり、当該遊具がある二期地区をスタッフ2名が巡回していた。	こどもの谷オレンジエッグ	お客様	8	男			
2009/8/12 14:10	事故	負傷	鼻梁及び上唇打撲	家族で来園し、パークゴルフを遊戯中、誤って家族のパターが顔面に当り、鼻梁及び上唇を打撲した。 出血有、意識正常。	パークゴルフコース	お客様	9	女			
2009/8/22 15:35	事故	負傷	左眼瞼部を蜂に刺された。(蜂の種類は不明)	家族でオートキャンプ場に来園、その後公園内こどもの谷・オレンジエッグ近くで休憩中に、 左眼瞼部を蜂に刺された。近くに蜂の巣等は無し。蜂の種類は不明。	こどもの谷・オレンジエッグ近く	お客様	35	女			
2009/8/25 12:30	病気（急性症状）	発症	座り込んだまま意識がない	青少年山の家に本日から宿泊学習で来場している小学校5年生の男子児童が、公園内のハイキングコース（子供の森コース）４ｋｍの途中の２ｋｍ地点で具合が悪くなり座り込んでしまった。そのまま寝込んでしまい、呼びかけても応答がない状態。引率の先生より山の家に連絡があり、山の家車両にて迎えに行き、山の家まで搬送した。到着後、養護の先生より救急車の要請があり、救急車を要請した。脈拍、呼吸、体温は正常。家族の話では過去にはこのような症状はなかった。救急車到着後、KKR医療センター（旧幌南病院）に搬送された。 病院到着後、意識が回復し、異常は見られないが引き続き小児科の検査を行う。検査の結果異常はなく、点滴後自宅へ戻ることとなった。	こどもの森ハイキングコース（森の教室から南に400ｍ）	お客様	10	男			
2009/8/29 13:40	事故	負傷	誤って転倒し前歯2本を折った	家族で来園し、カントリーガーデンにて保護者が目を離した際に歩き出し誤って芝生の上で転倒した。 転倒した際にコスモス畑の水止め柵に歯をぶつけ、上の前歯を2本折った。	カントリーガーデン、コスモス花壇近く	お客様	1	男			
2009/9/8 10:50	事故	負傷	右足首捻挫	小学校の団体利用で来園中の児童（当事者）が、オレンジエッグで遊んでいる時に、着地に失敗し右足首を負傷した模様。 事故当時は特に混雑している状況ではなかった。	こどもの谷オレンジエッグ	お客様	11	男			
2009/9/12 16:56	その他	その他	車の屋根にゲートバーの黄色の塗料がつく	お客様の迎えに来たお客様の車を入れるためキャンプ場のゲートを事務所操作盤で開けたところ、急に閉まり車の屋根にゲートバーがあたった。	オートキャンプ場入場ゲート				お客様		
2009/9/15 11:05	事故	負傷	右足首骨折の疑い	小学校の団体利用で来園中の児童（当事者）が、フワフワエッグで遊んでいてる時に、着地した際に足を絡まりながら転倒し右足首を負傷した模様。 事故当時は特に混雑している状況ではなかった。	こどもの谷フワフワエッグ	お客様	11	男			
2009/9/18 11:40	事故	負傷	左前額部及び左目の下を打撲	こどもの谷、ありの巣トンネル内を数人で走っていて、誤って転んで左前額部と左目の下を打撲した。 出血少量で止まっている。事故当時ありの巣トンネル内は特に混雑している状況ではなかった。	こどもの谷・ありの巣トンネル内	お客様	9	男			
2009/9/26 11:20	事故	負傷	顔面・右手首の負傷	カントリーガーデン内のコスモス畑付近の園路を歩行中に自分から転倒し顔面・右手首を負傷する。	カントリーガーデン	お客様	75	女			

危機管理対応実績・報告①（事故対応等）H21

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	○負傷者の分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方の分類	○相手方年齢	○相手方性別
2009/9/27 11:45	事故	負傷	左肘内腕骨折疑い	こどもの谷、フワフワエッグで弟と手をつないで遊戯中、左手をついたときに誤って肘の辺りを痛めた。	こどもの谷、フワフワエッグ	お客様	7	男			
2009/10/20 11:15	病気（急性症状）	発症	気分が悪くなり倒れる（一時意識不明）	団体で来園され炊事遠足広場でバーベキューをしている最中に気分が悪くなり、一時意識不明となる。 団体の代表が救急車を直接要請する。 既往症なし。前日から寝不足気味。外傷なしだが腰に痛みあり。 スタッフ到着時には意識は戻っており、受け答えも正常であったが歩行不可。	渓流ゾーン炊事遠足広場	お客様	64	女			
2010/1/3 13:15	事故	負傷	左肘脱臼疑い	家族で来園し、東口休憩所軽食コーナーで休憩中父親が本人の上着を脱がせていた所、誤って左肘を捻り痛めた。	東口休憩所軽食コーナー	お客様	5	女			
2010/1/24 15:30	事故	負傷	右足太もも肉離れ	そりゲレンデ内直線コースで監視中にお客様のチューブがコース途中でストップしたため、後続のお客様が衝突しないようコース内を走ったときに右足太ももを痛めた。	そりゲレンデコース内	財団スタッフ	37	男			
2010/1/30 10:45	事故	負傷	右肩脱臼	そりゲレンデ第2ロープトウ降り場付近で降りるときに前のチューブに乗っていた子供をかばおうとしたときに右肩を脱臼した。	そりゲレンデ第2ロープトウ降り場付近	お客様	34	男			
2010/1/31 10:50	事故	負傷	右側頭部裂傷	歩くスキーコースつどいの森ゴール手前付近で転倒しフェンスにぶつかり右側頭部を裂傷した。	歩くスキーコースつどいの森ゴール手前付近	お客様	62	女			
2010/2/7 15:05	事故	負傷	左すね（脛骨）骨折疑	負傷者は保護者と来園しファミリーゲレンデでスキーの練習中、誤って前方に転倒し左すねを痛めた。 痛みが強く自力歩行困難。	ファミリーゲレンデ	お客様	4	男			
2010/2/9 13:30	事故	負傷	左足首靭帯損傷	青少年山の家の利用者である「新発寒小学校」の男子児童が、歩くスキーコース上の斜面で転倒した際に左足を捻った。	歩くスキーコース（3ｋｍエゾリスコース）	お客様	11	男			
2010/2/11 13:45	事故	負傷	左前額部を2cm程切創	負傷者は保護者と来園し東口休憩所軽食コーナーで食事中、 兄(5歳)がふざけて負傷者を突き飛ばし、椅子から転落して柱に左額をぶつけた。 出血少量、意識有。	東口休憩所軽食コーナー	お客様	2	男	お客様	5	男
2010/2/13 14:30	事故	負傷	右足ひざ捻挫の疑い	カントリーハウス横スノーフェスティバル会場に設置した氷の滑り台で母親と一緒に滑っているときに終点時に母親の体が負傷者の右足にのっかり右足ひざを痛めた。	カントリーハウス横スノーフェスティバル会場	お客様	4	女			
2010/2/18 12:10	事故	その他	リフトから落下	小学校のスキー教室で来園された児童が、リフト乗車中、３番と４番支柱の間で安全バーを上げようとして誤って落下。 新雪が降り積もっているところへ落下したためケガはなかった。	滝野第１リフト３-４番支柱の間	お客様	8				
2010/3/20 11:55	事故	負傷	歩くスキーで転んで右手首を負傷した。	歩くスキー（エゾリス）を滑っている際に、転んだ際に右手をついてケガをした。	歩くスキーエゾリスコース	お客様	12	男			

危機管理対応実績・報告①（事故対応等）H22

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	○負傷者の分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方の分類	○相手方年齢	○相手方性別
2010/5/2 16:15	事故	負傷	左側頭部挫創		オートリゾート滝野	お客様	42	男			
2010/5/4 13:30	事故	負傷	落馬	ポニー乗馬体験中に落馬	特設パドック	お客様	3	男			
2010/5/23 10:10	事故	負傷	車両に挟まれた	警備員が車両誘導中にお客様の車両に挟まれた	つどいの森臨時駐車場	請負業者スタッフ	21	男	お客様		男
2010/6/9 13:55	病気（急性症状）	発症	発作を起こし意識不明	発作を起こし意識不明	炊事遠足広場	お客様	12	女			
2010/6/12 16:30	その他	負傷	足の裂傷、出血。	転んで足を裂傷し出血。	鱒見口サイクルセンター付近	お客様	47	女			
2010/6/13 14:09	事故	負傷	5歳の男、ひじの負傷	5歳の男の子が子どもの谷うねりの大地マウントコニーデで遊んでいる最中に、転倒し左手をつき、ひじ付近を負傷した。	子どもの谷うねりの大地	お客様	5	男			
2010/6/27 15:25	病気（急性症状）	その他	泥酔状態により、救急車要請	泥酔状態により、救急車要請	カントリーハウス横ベンチ	お客様	27	男			
2010/7/11 12:20	車両事故	負傷	ドアに現場スタッフが挟まれる。	お客様が電動カートを返却する際にスタッフ用出入り口ドアに衝突し、そのドアに現場スタッフが挟まれる。	東口ゲート	公園スタッフ	43	女	お客様	60	女
2010/7/19 13:20	その他	施設等破損	ボールによる汚水処理所の窓ガラスの破損	渓流ゾーン鱒見口駐車場付近の汚水処理所前で、お客様がキャッチボールをしていた際、誤って投げたボールが汚水処理所の窓ガラスを割る。	鱒見口駐車場付近の汚水処理場				お客様		男
2010/7/20 14:20	病気（既往症悪化）	発症	お客様が、呼吸不安定となった為、付添の看護師が救急車を要請	東口休憩所にて車椅子（ベット型）に乗ったお客様が、呼吸不安定となった為、付添の看護師が救急車を要請した。	東口休憩所	お客様	7	女			
2010/7/25 16:00	事故	負傷	こどもの谷虹の巣ドームのネットに左足小指を引っかけた	お客様（10才女の子）が、こどもの谷虹の巣ドームのネットに左足小指を引っかけた。	こどもの谷虹の巣ドーム	お客様	10	女			
2010/8/6 13:30	病気（既往症悪化）	発症	食物ｱﾚﾙｷﾞｰによる蕁麻疹が発症し、救急車を要請	豚丼を食べて食物ｱﾚﾙｷﾞｰによる蕁麻疹が発症し、救急車を要請した。	ｶﾝﾄﾘｰﾊｳｽﾚｽﾄﾗﾝ	お客様	2	男			
2010/8/10 9:50	事故	負傷	フワフワエッグでバランスを崩し転倒、左ひじの打撲	フワフワエッグで遊んでいた（飛び跳ねていた）最中、着地でバランスを崩し転倒、左ひじを打った。	こどもの谷フワフワエッグ	お客様	8	男			
2010/8/16 3:40	病気（既往症悪化）	発症	キャンプ場宿泊客が、就寝中に、胸から腹にかけて痛みがあり、救急車を要請	キャンプ場宿泊（キャビンC-６）のお客様が、就寝中に、胸から腹にかけて痛みがあり、救急車を要請した。	キャンプ場キャビンＣ－６	お客様	40	女			
2010/9/2 15:16	事故	負傷	左手小指の骨折	左手小指の骨折	オートキャンプ場芝生広場	お客様	21	男			
2010/9/4 15:29	事故	その他	自転車に衝突し、左側頭部打撲裂傷	渓流ゾーンを歩行中のお客様（３歳女児）が、お客様（１０才男児）が運転する自転車（レンタルサイク）に衝突し、左側頭部打撲裂傷。	渓流ゾーンの渓流園前トイレ付近	お客様	3	女	お客様	10	男
2010/9/10 12:10	車両事故	その他	お客様が運転する車両が駐車していた車両に衝突	東口駐車場内でお客様が運転する車両が駐車していた車両（お客様の）に衝突した。	東口駐車場	お客様		男	お客様		男
2010/9/11 13:15	事故	負傷	左手中指骨折の疑い	左手中指骨折の疑い	鱒見口炊事広場	お客様	62	女			
2010/10/3 12:40	病気（急性症状）	発症	お客様の体調不良で嘔吐、吐血	渓流ゾーン炊事遠足広場でお客様（56歳女性）が食事中に、体調が悪くなり、横になったところ嘔吐した（吐血も）。	渓流ゾーン炊事遠足広場	お客様	56	女			

危機管理対応実績・報告①（事故対応等）H22

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	○負傷者の分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方の分類	○相手方年齢	○相手方性別
2010/10/24 14:34	事故	負傷	お客様が走った後、急に止まり左足首を骨折	お客様がイベント参加中（走った後、急に止まったとき）に左足首を骨折した。	中心ゾーンつどいの森	お客様	32	男			
2011/1/9 14:17	事故	負傷	お客様がチューブそりで左手をつき左肩を脱臼	お客様（35歳男性）がチューブそりを乗っている最中に、お客様（負傷者の子供）が乗っているチューブそりに衝突しそうになって、飛び降りた際に、左手をつき左肩を脱臼した。	渓流ゾーンロッジゆきざさ前プッチそりコース	お客様	35	男			
2011/1/15 12:00	車両事故	その他	お客様の車輌が停車中の車輌に衝突	お客様が運転する車輌が、後方に進行中、停車しているお客様の車輌に衝突した。	東口駐車場						
2011/1/18 12:25	車両事故	その他	お客様の車輌がスノーポールに衝突	東口駐車場にて、お客様が運転する車輌が、右折の際に対向車線の車輌に気をとられ、ハンドルをきりすぎスノーポールに衝突した。	東口駐車場						
2011/1/28 12:20	事故	負傷	スキー滑走中に、転倒し右手上腕を負傷	お客様（40歳代女性中国人）がファミリーゲレンデにてスキー滑走中に、転倒し右手をつき上腕を負傷した（脱臼の疑い）。	ファミリーゲレンデ中腹	お客様	40	女			
2011/2/2 10:00	事故	負傷	左手首骨折の疑い	左手首骨折の疑い	東口休憩所	お客様	9	男			
2011/2/26 11:00	事故	負傷	歩くスキーステップアップレッスン受講中のお客様が転倒し中指の付け根を負傷	歩くスキーステップアップレッスン受講中のお客様（72歳男性）が、転倒した際、右手をつき、中指の付け根を負傷した。	中心ゾーンつどいの森	お客様	72	男			
2011/2/26 14:20	事故	負傷	右手人差し指を２ｃｍほど切傷	右手人差し指を２ｃｍほど切傷	ファミリーゲレンデ	お客様	4	男	テナントスタッフ		
2011/3/20 11:50	事故	負傷	スキー滑走中に転倒し、頭部を強打	お客様が歩くスキーコース滑走中に転倒し、頭部を強打した。	歩くスキーコース展望台下り	お客様	64	女			

危機管理対応実績・報告①（事故対応等）H23

◎発生日時	◎事故の大分類	◎事故の種類	◎件名・被害の程度	◎被害の概要又は状況	◎発生場所	○負傷者の分類	○負傷者年齢	○負傷者性別	○相手方の分類	○相手方年齢	○相手方性別
2011/5/4 9:37	事故	負傷	右腕部火傷		オートリゾート滝野キャビンB　J-4	お客様	3				
2011/7/7 11:55	車両事故	施設等破損	入退場ゲートポール破損	キャンプ場入退場ゲートポールの破損	オートリゾート滝野入退場ゲート						
2011/7/18 15:05	車両事故	その他	お客様の車輌が駐車車両に衝突	渓流口駐車場にて、お客様が運転する車輌が後方不注意の為、駐車していた車両に衝突した。	渓流口駐車場	お客様		男	お客様		男
2011/8/4 14:40	病気（急性症状）	発症	お客様の体調不良で反復嘔吐、救急車を要請	お子様と渓流ゾーンでスタンプラリーをした後、森ゾーンへ自家用車で移動中に気分が悪くなった。滝野の森口より再入園し、森の情報館に移動してソファーで休んでいたが、その後も何度か嘔吐したため、本人から情報館スタッフに救急車を要請された。	森の情報館	お客様	38	男			
2011/8/11 19:35	事故	負傷	左肘打撲	女子シャワー室の脱衣所にて足を滑らせ左ひじを打撲	オートキャンプ場女子シャワー室	お客様	52	女			
2011/8/19 11:50	事故	負傷	びっくりボール利用時に前方へ転倒、右腕部負傷	びっくりボール（直径1m20cm）で遊んでいた際に前方に転がり、右肩より落下。右手に痛みを訴え手を動かせなくなる。	ローンスタジアム	お客様	11	女			
2011/8/28 14:01	病気（急性症状）	発症	お客様の体調不良で頭痛・嘔吐	頭痛と嘔吐を繰り返した。熱中症の疑い。	案内所	お客様	40	女			
2011/9/8 11:10	その他	虫刺され等	蜂による虫刺症、救急車を要請	右目の下を蜂に刺されて痛みが激しいということで救急車を要請した。	森のすみかりすの散歩路	お客様	10	男			

別紙 24-2

危機管理対応実績・報告②（自然災害、火災）

【H22】

災害発生日時	災害種別	地震震度	災害件名	入園/利用規制	施設の営業時間の変更等の概要
2010/10/27	降雪		降雪による停電・倒木	有	10/27～29 臨時休園 10/30～11/10 一部利用規制あり

【H23】

災害発生日時	災害種別	地震震度	災害件名	入園/利用規制	施設の営業時間の変更等の概要
2011/9/5～6	豪雨		河川増水による園路水没	有	9/6～一部利用規制あり

職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置

別紙25

【H22】

配置場所	閉園期間（平日）＊			夏季開園期間												冬季開園期間									備考
	園内作業・事務補助			通常期／平日			通常期／土日祝			夏休み／平日			GW・夏休み／土日祝			平日			土日祝			冬休み／土日祝			
	臨時職員	ｱﾙﾊﾞｲﾄ	計	臨時職員	ｱﾙﾊﾞｲﾄ	計	臨時職員	ｱﾙﾊﾞｲﾄ	計	臨時職員	ｱﾙﾊﾞｲﾄ	計	臨時職員	ｱﾙﾊﾞｲﾄ	計	臨時職員	ｱﾙﾊﾞｲﾄ	計	臨時職員	ｱﾙﾊﾞｲﾄ	計	臨時職員	ｱﾙﾊﾞｲﾄ	計	
管理センター	7	0	7	4	0	4	7	0	7	4	0	4	7	0	7	5	0	5	7	0	7	5	0	5	
開閉園作業員	16	0	16																						
巡視員	0	0	0	4	0	4	6	0	6	4	0	4	6	0	6	5	0	5	7	0	7	7	0	7	
案内所・渓流ゾーン	1	0	1	2	0	2	3	0	3	2	0	2	3	0	3	2	0	2	2	0	2	2	0	2	
カントリーハウス	0	0	0	1	0	1	2	0	2	1	0	1	2	0	2	1	0	1	1	0	1	1	0	1	
東口	0	0	0	2	0	2	3	1	4	2	1	3	3	2	5										
中央口	0	0	0	1	0	1	2	0	2	1	0	1	2	0	2	1	0	1	1	0	1	1	0	1	
こどもの谷	0	0	0	4	0	4	6	2	8	4	1	5	6	2	8										
そりゲレンデ	0	0	0													10	0	10	16	2	18	16	3	19	
交流館	0	0	0	1	0	1	2	0	2	1	0	1	2	0	2	1	0	1	1	0	1	1	0	1	
情報館	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1										
スキースクール	0	0	0													3	0	3	5	0	5	5	0	5	
森口	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	0	1	2	0	2										
計	24	0	24	21	0	21	33	3	36	21	2	23	34	4	38	28	0	28	40	2	42	38	3	41	

＊ 閉園期間土日祝日は、全員休日体制

【H23】

配置場所	閉園期間（平日）＊			夏季開園期間												冬季開園期間									備考
	園内作業・事務補助			通常期／平日			通常期／土日祝			夏休み／平日			GW・夏休み／土日祝			平日			土日祝			冬休み／土日祝			
	臨時職員	ｱﾙﾊﾞｲﾄ	計	臨時職員	ｱﾙﾊﾞｲﾄ	計	臨時職員	ｱﾙﾊﾞｲﾄ	計	臨時職員	ｱﾙﾊﾞｲﾄ	計	臨時職員	ｱﾙﾊﾞｲﾄ	計	臨時職員	ｱﾙﾊﾞｲﾄ	計	臨時職員	ｱﾙﾊﾞｲﾄ	計	臨時職員	ｱﾙﾊﾞｲﾄ	計	
管理センター	8	0	8	4	0	4	8	0	8	4	0	4	8	0	8	4	0	4	8	0	8	8	0	8	
開閉園作業員	15	0	15																						
巡視員	0	0	0	5	0	5	7	0	7	5	0	5	7	0	7	5	0	5	7	0	7	7	0	7	
案内所・渓流ゾーン	1	0	1	2	0	2	3	0	3	2	0	2	3	0	3	2	0	2	2	0	2	2	0	2	
カントリーハウス	0	0	0	1	0	1	2	0	2	1	0	1	2	0	2	1	0	1	1	0	1	1	0	1	
東口	0	0	0	3	0	3	4	1	5	3	1	4	4	2	6										
中央口	0	0	0	1	0	1	2	0	2	1	0	1	2	0	2	1	0	1	1	0	1	1	0	1	
こどもの谷	0	0	0	4	0	4	6	2	8	4	1	5	6	2	8										
そりゲレンデ	0	0	0													8	0	8	12	0	12	12	2	14	
交流館	0	0	0	1	0	1	2	0	2	1	0	1	2	0	2	1	0	1	1	0	1	1	0	1	
情報館	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1										
スキースクール	0	0	0													4	0	4	6	0	6	6	0	6	
森口	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1										
計	24	0	24	23	0	23	36	3	39	23	2	25	36	4	40	26	0	26	38	0	38	38	2	40	

＊ 閉園期間土日祝日は、全員休日体制

平成22年度　札幌市公園緑化協会共同体 滝野管理センター職員等配置及び職務分担表【夏季】

【夏季開園期間：４月１９日～１１月１０日】

維持管理（財団法人 札幌市公園緑化協会）
維持管理（財団法人 公園緑地管理財団）
収益・自主事業（財団法人 公園緑地管理財団）

※通年勤務臨時職員（開閉園作業等）

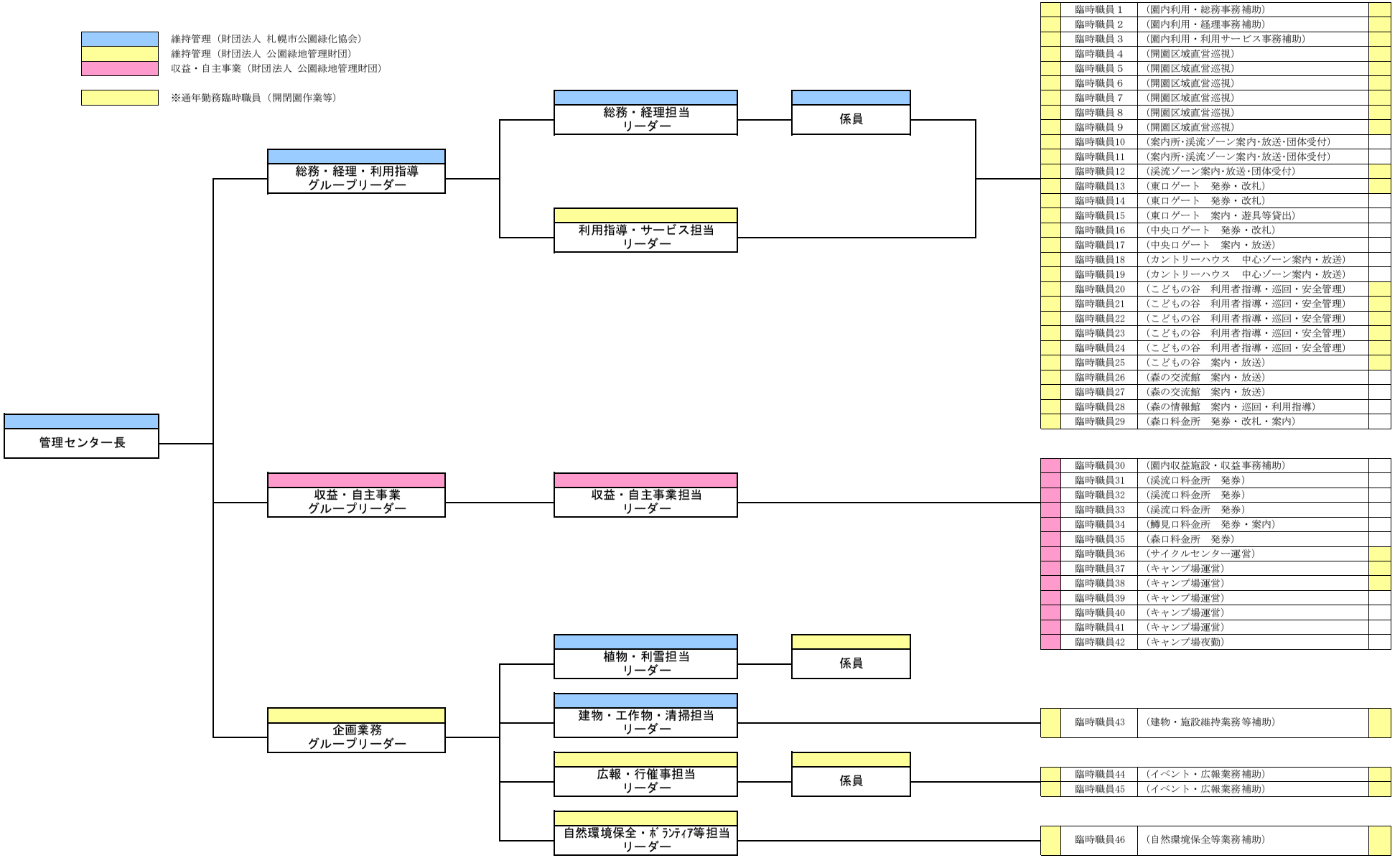

平成22年度　札幌市公園緑化協会共同体 滝野管理センター職員等配置及び職務分担表【冬季】

【冬季開園期間：１２月２３日～３月３１日】

維持管理（財団法人 札幌市公園緑化協会）
維持管理（財団法人 公園緑地管理財団）
収益・自主事業（財団法人 公園緑地管理財団）

※通年勤務臨時職員（開閉園作業等）

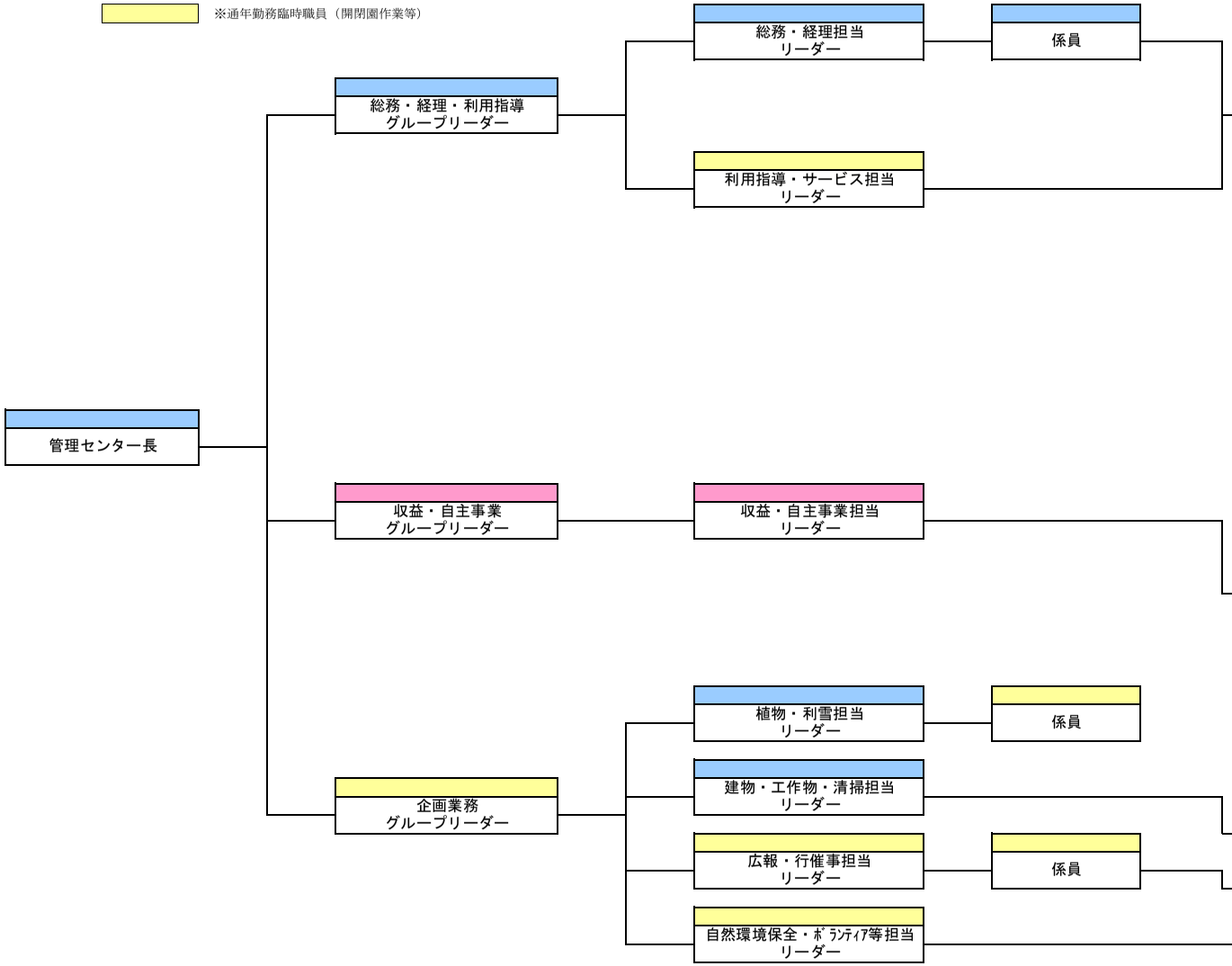

臨時職員１	（園内利用者・総務事務補助）	
臨時職員２	（園内利用者・経理事務補助）	
臨時職員３	（園内利用者・利用サービス事務補助）	
臨時職員４	（開園区域直営巡視）	
臨時職員５	（開園区域直営巡視）	
臨時職員６	（開園区域直営巡視）	
臨時職員７	（開園区域直営巡視）	
臨時職員８	（開園区域直営巡視）	
臨時職員９	（開園区域直営巡視）	
臨時職員10	（開園区域直営巡視）	
臨時職員11	（案内所・渓流ゾーン案内・放送・団体受付）	
臨時職員12	（カントリーハウス　中心ゾーン案内・放送）	
臨時職員13	（中央口　中心ゾーン案内・放送）	
臨時職員14	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員15	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員16	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員17	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員18	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員19	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員20	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員21	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員22	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員23	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員24	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員25	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員26	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員27	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員28	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員29	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員30	（森の交流館　案内・放送）	
臨時職員31	（森の交流館　案内・放送）	
臨時職員32	（スキースクール運営）	
臨時職員33	（スキースクール運営）	
臨時職員34	（スキースクール運営）	
臨時職員35	（スキースクール運営）	
臨時職員36	（スキースクール運営）	

臨時職員37	（カントリーハウス　リフト券販売）	
臨時職員38	（中央口　リフト券販売）	
臨時職員39	（渓流口料金所　発券）	
臨時職員40	（渓流口料金所　発券）	
臨時職員41	（渓流・森口料金所　発券）	
臨時職員42	（森口料金所　発券）	
臨時職員43	（リフト運行）	
臨時職員44	（リフト運行）	
臨時職員45	（リフト運行）	
臨時職員46	（リフト運行）	
臨時職員47	（リフト運行）	
臨時職員48	（リフト運行）	

臨時職員49	（建物・施設維持業務等補助）	

臨時職員50	（イベント・広報業務補助）	
臨時職員51	（イベント・広報業務補助）	

臨時職員52	（自然環境保全等業務補助）	

平成23年度　札幌市公園緑化協会共同体 滝野管理センター職員等配置及び職務分担表【夏季】

【夏季開園期間：４月１９日～１１月１０日】

維持管理（財団法人 札幌市公園緑化協会）
維持管理（財団法人 公園緑地管理財団）
収益・自主事業（財団法人 公園緑地管理財団）

※通年勤務臨時職員（開閉園作業等）

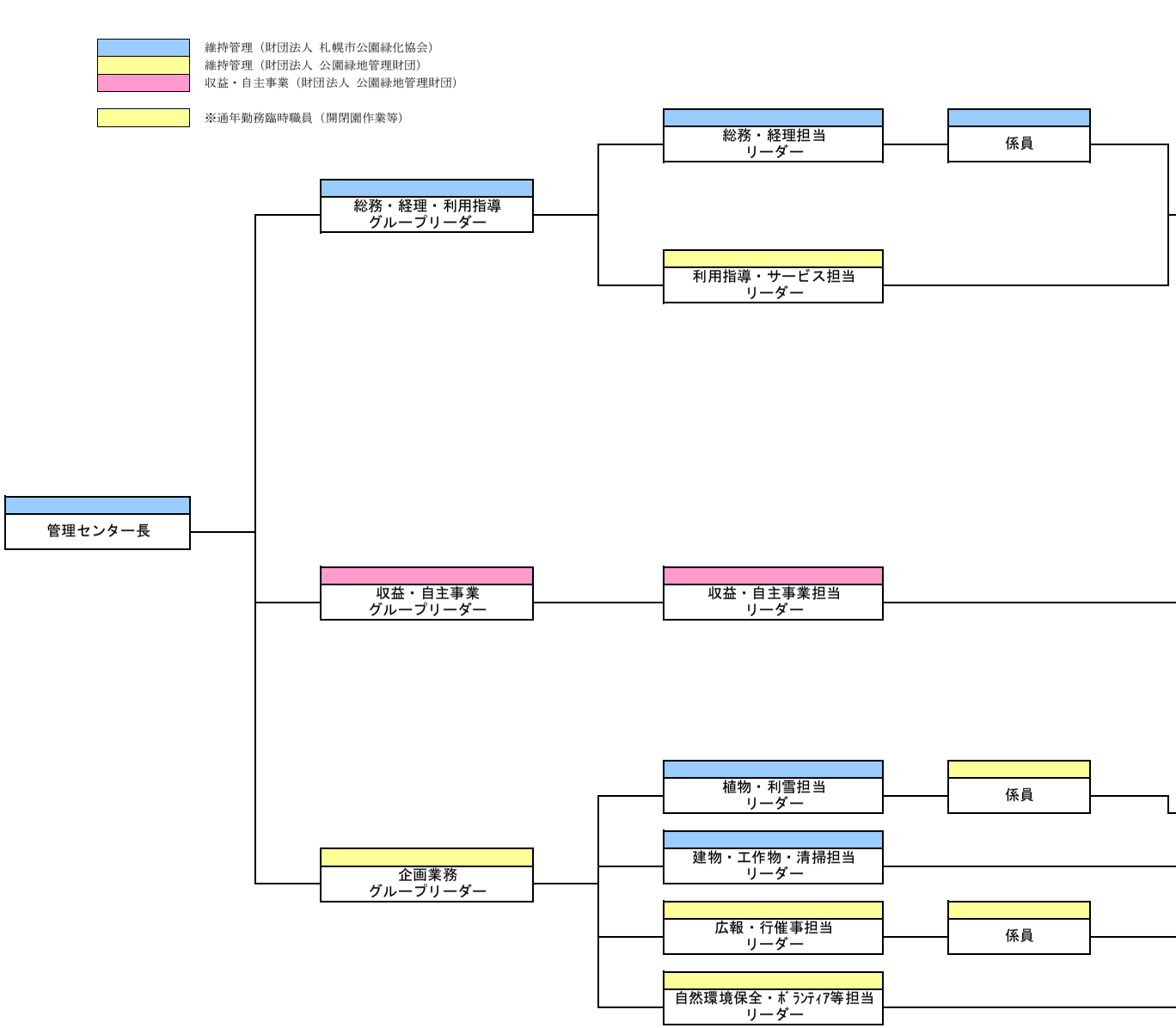

臨時職員１	（園内利用・総務事務補助）	
臨時職員２	（園内利用・経理事務補助）	
臨時職員３	（園内利用・利用サービス事務補助）	
臨時職員４	（開園区域直営巡視）	
臨時職員５	（開園区域直営巡視）	
臨時職員６	（開園区域直営巡視）	
臨時職員７	（開園区域直営巡視）	
臨時職員８	（開園区域直営巡視）	
臨時職員９	（開園区域直営巡視）	
臨時職員10	（開園区域直営巡視）	
臨時職員11	（案内所・渓流ゾーン案内・放送・団体受付）	
臨時職員12	（案内所・渓流ゾーン案内・放送・団体受付）	
臨時職員13	（渓流ゾーン案内・放送・団体受付）	
臨時職員14	（東口ゲート　発券・改札）	
臨時職員15	（東口ゲート　発券・改札）	
臨時職員16	（東口ゲート　発券・改札）	
臨時職員17	（東口ゲート　案内・遊具等貸出）	
臨時職員18	（中央口ゲート　発券・改札）	
臨時職員19	（中央口ゲート　案内・放送）	
臨時職員20	（カントリーハウス　中心ゾーン案内・放送）	
臨時職員21	（カントリーハウス　中心ゾーン案内・放送）	
臨時職員22	（こどもの谷　利用者指導・巡回・安全管理）	
臨時職員23	（こどもの谷　利用者指導・巡回・安全管理）	
臨時職員24	（こどもの谷　利用者指導・巡回・安全管理）	
臨時職員25	（こどもの谷　利用者指導・巡回・安全管理）	
臨時職員26	（こどもの谷　利用者指導・巡回・安全管理）	
臨時職員27	（こどもの谷　案内・放送）	
臨時職員28	（森の交流館　案内・放送）	
臨時職員29	（森の交流館　案内・放送）	
臨時職員30	（森の情報館　案内・巡回・利用指導）	
臨時職員31	（森口料金所　発券・改札・案内）	
臨時職員32	（園内収益施設・収益事務補助）	
臨時職員33	（渓流口料金所　発券）	
臨時職員34	（渓流口料金所　発券）	
臨時職員35	（鱒見口料金所　発券・案内）	
臨時職員36	（森口料金所　発券）	
臨時職員37	（サイクルセンター運営）	
臨時職員38	（キャンプ場運営）	
臨時職員39	（キャンプ場運営）	
臨時職員40	（キャンプ場運営）	
臨時職員41	（キャンプ場運営）	
臨時職員42	（キャンプ場運営）	
臨時職員43	（キャンプ場夜勤）	
臨時職員44	（植物管理業務等補助）	
臨時職員45	（建物・施設維持業務等補助）	
臨時職員46	（イベント・広報業務補助）	
臨時職員47	（イベント・広報業務補助）	
臨時職員48	（自然環境保全等業務補助）	

平成23年度　札幌市公園緑化協会共同体 滝野管理センター職員等配置及び職務分担表【冬季（見込）】

【冬季開園期間：１２月２３日～３月３１日】

維持管理（財団法人 札幌市公園緑化協会）
維持管理（財団法人 公園緑地管理財団）
収益・自主事業（財団法人 公園緑地管理財団）

※通年勤務臨時職員（開閉園作業等）

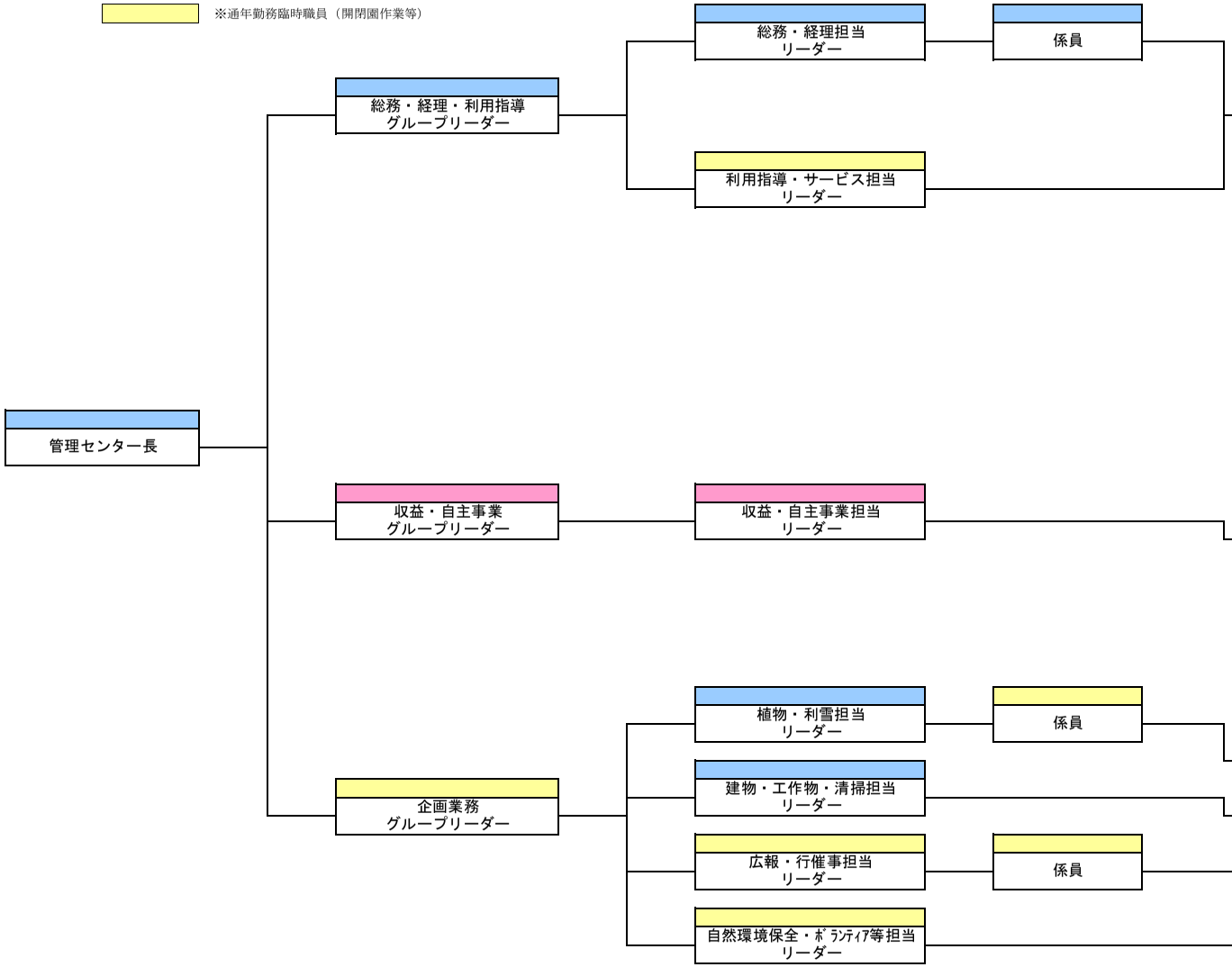

臨時職員１	（園内利用者・総務事務補助）	
臨時職員２	（園内利用者・経理事務補助）	
臨時職員３	（園内利用者・利用サービス事務補助）	
臨時職員４	（開園区域直営巡視）	
臨時職員５	（開園区域直営巡視）	
臨時職員６	（開園区域直営巡視）	
臨時職員７	（開園区域直営巡視）	
臨時職員８	（開園区域直営巡視）	
臨時職員９	（開園区域直営巡視）	
臨時職員10	（開園区域直営巡視）	
臨時職員11	（案内所･渓流ゾーン案内･放送･団体受付）	
臨時職員12	（渓流ゾーン案内･放送･団体受付）	
臨時職員13	（カントリーハウス　中心ゾーン案内・放送）	
臨時職員14	（中央口　中心ゾーン案内・放送）	
臨時職員15	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員16	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員17	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員18	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員19	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員20	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員21	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員22	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員23	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員24	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員25	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員26	（そりゲレンデ運営）	
臨時職員27	（森の交流館　案内・放送）	
臨時職員28	（森の交流館　案内・放送）	
臨時職員29	（スキースクール運営）	
臨時職員30	（スキースクール運営）	
臨時職員31	（スキースクール運営）	
臨時職員32	（スキースクール運営）	
臨時職員33	（スキースクール運営）	
臨時職員34	（スキースクール運営）	
臨時職員35	（カントリーハウス　リフト券販売）	
臨時職員36	（中央口　リフト券販売）	
臨時職員37	（渓流口料金所　発券）	
臨時職員38	（渓流口料金所　発券）	
臨時職員39	（森口料金所　発券）	
臨時職員40	（リフト運行）	
臨時職員41	（リフト運行）	
臨時職員42	（リフト運行）	
臨時職員43	（リフト運行）	
臨時職員44	（リフト運行）	
臨時職員45	（リフト運行）	
臨時職員46	（植物管理業務等補助）	
臨時職員47	（建物・施設維持業務等補助）	
臨時職員48	（イベント・広報業務補助）	
臨時職員49	（イベント・広報業務補助）	
臨時職員50	（自然環境保全等業務補助）	

別紙 26

総括責任者による外部会議への出席

【H22】

（1）	合同連絡会議	毎月 10 日前後	国事務所、山の家、管理センター
（2）	利用促進会議	毎月 10 日前後	国事務所、山の家、管理センター
（3）	サービス向上委員会	毎月２０日前後	山の家、テナント、管理センター
（4）	市場化テスト評価アドバイザー 総合評価審査委員会	H22.10.2～10.3 H23.2.20	国事務所、山の家、管理センター
（5）	札幌近郊花ネットワーク協議会	H22.5.13 H22.12.3	加盟施設、団体等
（6）	消防訓練	H22.7.1 H22.10.26	国事務所、テナント、管理センター
（7）	全道公園協会連絡会総会	H22.9.9	加盟施設、団体等
（8）	青少年山の家運営協議会	H22.11.18	山の家、関係団体等
（9）	合同安全パトロール	毎月 1 回	国事務所、管理センター

【H23】

（1）	合同連絡会議	毎月 10 日前後	国事務所、山の家、管理センター
（2）	利用促進会議	毎月 10 日前後	国事務所、山の家、管理センター
（3）	サービス向上委員会	毎月２０日前後	山の家、テナント、管理センター
（4）	消防訓練	H23.7.21	国事務所、テナント、管理センター
（5）	合同安全パトロール	毎月 1 回	国事務所、管理センター
（6）	青少年山の家運営協議会	H23.11.16	山の家、国事務所、関係団体等

別紙 27

苦情、要望等対応処理

【H22】

期間	件数
4 月	7 件
5 月	66 件
6 月	65 件
7 月	50 件
8 月	60 件
9 月	44 件
10 月	41 件
11 月	5 件
12 月	10 件
1 月	33 件
2 月	33 件
3 月	22 件
合計	436 件

4月 ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H22			H22			H22			H22			H22		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	1														
料金				1			4								
駐車場															
施設															
遊具施設															
掲示・広報				1											
園路															
清掃															
動植物管理															
行催事															
売店															
自動販売機															
サイクリング															
レストラン															
職員															
開園時間															
券売・改札															
その他															
計	1			2			4								

特記事項

5月 ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H22			H22			H22			H22			H22		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	6	7					2	2							
料金				1	2		1	5							
駐車場															
施設	6	6		4	4		13	13		1	1				
遊具施設															
掲示・広報				3	4		7	7		2	2				
園路															
清掃							1	1							
動植物管理	1	1		2	2		3	3		1	1				
行催事															
売店															
自動販売機															
サイクリング															
レストラン															
職員	1	1		2	2										
開園時間															
券売・改札															
その他	3	3		4	4		2	2							
計	17			16			29			4					

特記事項

6月 ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H22			H22			H22			H22			H22		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		7		4	4		7	9							
料金				1	3		3	8							
駐車場															
施設	2	8		7	11		9	22			1				
遊具施設															
掲示・広報					4			7			2				
園路															
清掃				1	1			1							
動植物管理	7	8		2	4		4	7			1				
行催事															
売店															
自動販売機															
サイクリング															
レストラン															
職員	2	3			2										
開園時間															
券売・改札															
その他	4	7		5	9		7	9							
計	15			20			30								

特記事項

7月 ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H22			H22			H22			H22			H22		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		7			4			9							
料金					3		3	11							
駐車場															
施設	8	16		1	12		20	42			1				
遊具施設															
掲示・広報					4			7			2				
園路															
清掃				1	2			1							
動植物管理	2	10		2	6			7			1				
行催事															
売店															
自動販売機															
サイクリング															
レストラン															
職員		3			2										
開園時間															
券売・改札															
その他	3	10		1	10		9	18							
計	13			5			32								

特記事項

8月 ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H22			H22			H22			H22			H22		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		7		1	5			9							
料金					3			11							
駐車場															
施設	11	27		4	16		16	58			1				
遊具施設															
掲示・広報					4			7			2				
園路															
清掃					2			1							
動植物管理		10		2	8		1	8			1				
行催事															
売店															
自動販売機															
サイクリング															
レストラン															
職員		3			2										
開園時間															
券売・改札															
その他	10	20		1	11		12	30		2	2				
計	21			8			29			2					

特記事項

9月 ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H22			H22			H22			H22			H22		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		7			5			9							
料金				2	5		2	13							
駐車場															
施設	1	28		2	18		10	68			1				
遊具施設															
掲示・広報				1	5		1	8			2				
園路															
清掃					2			1							
動植物管理	2	12			8		2	10			1				
行催事															
売店															
自動販売機															
サイクリング															
レストラン															
職員		3			2										
開園時間															
券売・改札															
その他	9	29		3	14		8	38		1	3				
計	12			8			23			1					

特記事項

10月 ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H22			H22			H22			H22			H22		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		7			5			9							
料金					5		1	14							
駐車場															
施設	2	30		5	23		10	78			1				
遊具施設															
掲示・広報				1	6			8			2				
園路															
清掃	1	1			2			1							
動植物管理	1	13			8		1	11			1				
行催事															
売店															
自動販売機															
サイクリング															
レストラン															
職員		3			2										
開園時間															
券売・改札															
その他	6	35		2	16		11	49			3				
計	10			8			23								

特記事項

11月 ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H22			H22			H22			H22			H22		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		7			5			9							
料金					5			14							
駐車場															
施設		30			23		2	80			1				
遊具施設															
掲示・広報					6		2	10			2				
園路															
清掃		1			2			1							
動植物管理		13			8			11			1				
行催事															
売店															
自動販売機															
サイクリング															
レストラン															
職員		3			2										
開園時間															
券売・改札															
その他	1	36			16			49			3				
計	1			0			4								

特記事項

12月 ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H22			H22			H22			H22			H22		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		7			5			9							
料金					5			14							
駐車場															
施設		30			23		3	83			1				
遊具施設															
掲示・広報					6		1	11			2				
園路															
清掃		1			2			1							
動植物管理		13			8			11			1				
行催事															
売店															
自動販売機															
サイクリング															
レストラン															
職員		3			2										
開園時間															
券売・改札															
その他	4	40			16		1	50		1	4				
計	4			0			5			1					

特記事項

1月 ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H22			H22			H22			H22			H22		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	2	9			5		1	10							
料金					5		2	16							
駐車場															
施設	5	35		5	28		5	88		1	2				
遊具施設															
掲示・広報					6		2	13			2				
園路															
清掃		1			2			1							
動植物管理		13			8			11			1				
行催事															
売店															
自動販売機															
サイクリング															
レストラン															
職員		3			2										
開園時間															
券売・改札															
その他	3	43		1	17		6	56			4				
計	10			6			16			1					

特記事項

2月 ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H22			H22			H22			H22			H22		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		9			5			10							
料金					5		1	17							
駐車場															
施設	5	40		4	32		6	94		1	3				
遊具施設															
掲示・広報					6		1	14			2				
園路															
清掃		1			2			1							
動植物管理		13			8			11			1				
行催事															
売店															
自動販売機															
サイクリング															
レストラン															
職員		3			2					1	1				
開園時間															
券売・改札															
その他	4	47		3	20		7	63			4				
計	9			7			15			2					

特記事項

3月 ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H22			H22			H22			H22			H22		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		9			5			10						24	
料金					5		1	18						23	
駐車場															
施設	2	42		2	34		6	100			3			179	
遊具施設															
掲示・広報	1	1			6			14			2			23	
園路															
清掃	1	2		1	3			1						6	
動植物管理		13			8			11			1			33	
行催事															
売店															
自動販売機															
サイクリング															
レストラン															
職員		3			2						1			6	
開園時間															
券売・改札															
その他	6	53			20		2	65			4			142	
計	10	123		3	83		9	219		0	11			436	

特記事項

【H23】

期間	件数
4 月	10 件
5 月	44 件
6 月	35 件
7 月	29 件
8 月	28 件
9 月	26 件
10 月	18 件
11 月	6 件
12 月	8 件
1 月	22 件
2 月	
3 月	
合計	226 件

4月 ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23			H23			H23			H23			H23		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	1												1		
料金															
駐車場															
施設															
遊具施設															
掲示・広報															
園路															
清掃															
動植物管理															
行催事	3												3		
売店															
自動販売機															
サイクリング															
レストラン															
職員															
開園時間															
券売・改札															
その他	1			1			2			2			6		
計	5			1			2			2			10		

特記事項

5月 ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23			H23			H23			H23			H23		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	1	2											1	2	
料金							1	1					1	1	
駐車場															
施設	3	3		3	3		7	7					13	13	
遊具施設															
掲示・広報				1	1		2	2					3	3	
園路															
清掃															
動植物管理				1	1		1	1					2	2	
行催事	2	5					1	1					3	6	
売店				1	1		1	1					2	2	
自動販売機															
サイクリング															
レストラン															
職員															
開園時間															
券売・改札															
その他	6	7		1	2		11	13		1	3		19	25	
計	12	17		7	8		24	26		1	3		44	54	

特記事項

6月 ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23			H23			H23			H23			H23		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	1	3					3	3					4	6	
料金								1						1	
駐車場															
施設	1	4		3	6		2	9		1	1		7	20	
遊具施設															
掲示・広報					1		3	5					3	6	
園路															
清掃															
動植物管理	1	1		1	2		2	3		1	1		5	7	
行催事		5		1	1			1					1	7	
売店				1	2		1	2					2	4	
自動販売機															
サイクリング															
レストラン															
職員				1	1								1	1	
開園時間															
券売・改札															
その他	5	12		4	6		1	14		2	5		12	37	
計	8	25		11	19		12	38		4	7		35	89	

特記事項

7月 ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23			H23			H23			H23			H23		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		3					1	4					1	7	
料金								1						1	
駐車場															
施設	3	7			6		11	20			1		14	34	
遊具施設															
掲示・広報					1			5						6	
園路															
清掃															
動植物管理		1			2		1	4			1		1	8	
行催事	1	6			1		2	3					3	10	
売店					2			2						4	
自動販売機															
サイクリング															
レストラン															
職員				1	2								1	2	
開園時間															
券売・改札															
その他	4	16		2	8		3	17			5		9	46	
計	8	33		3	22		18	56		0	7		29	118	

特記事項

8月 ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23			H23			H23			H23			H23		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	5	8		1	1		2	6					8	15	
料金								1						1	
駐車場															
施設		7			6		3	23			1		3	37	
遊具施設	5	5					3	3					8	8	
掲示・広報					1			5						6	
園路															
清掃							1	1					1	1	
動植物管理		1			2			4			1			8	
行催事		6		1	2		3	6					4	14	
売店					2			2						4	
自動販売機															
サイクリング	1	1											1	1	
レストラン															
職員					2									2	
開園時間															
券売・改札															
その他		16		1	9		1	18		1	6		3	49	
計	11	44		3	25		13	69		1	8		28	146	

特記事項

9月 ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23			H23			H23			H23			H23		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	1	9			1		1	7					2	17	
料金								1						1	
駐車場															
施設		7			6		5	28			1		5	42	
遊具施設	3	8						3					3	11	
掲示・広報					1		3	8					3	9	
園路															
清掃								1						1	
動植物管理	1	2			2		1	5			1		2	10	
行催事		6			2		3	9					3	17	
売店					2		1	3					1	5	
自動販売機															
サイクリング		1												1	
レストラン															
職員					2		1	1					1	3	
開園時間															
券売・改札															
その他	2	18		1	10		3	21			6		6	55	
計	7	51		1	26		18	87			8		26	172	

特記事項

10月 ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23			H23			H23			H23			H23		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	1	10			1		1	8					2	19	
料金								1						1	
駐車場															
施設		7			6			28			1			42	
遊具施設		8					3	6					3	14	
掲示・広報					1			8						9	
園路															
清掃							1	2					1	2	
動植物管理	3	5			2		1	6			1		4	14	
行催事		6			2			9						17	
売店					2			3						5	
自動販売機															
サイクリング		1												1	
レストラン	1	1					4	4					5	5	
職員					2			1						3	
開園時間															
券売・改札															
その他	3	21			10			21			6		3	58	
計	8	59			26		10	97			8		18	190	

特記事項

11月 ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23			H23			H23			H23			H23		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		10			1			8						19	
料金							1	2					1	2	
駐車場															
施設	1	8			6			28			1		1	43	
遊具施設		8					1	7					1	15	
掲示・広報					1		1	9					1	10	
園路															
清掃								2						2	
動植物管理		5			2			6			1			14	
行催事	1	7			2		1	10					2	19	
売店					2			3						5	
自動販売機															
サイクリング		1												1	
レストラン		1						4						5	
職員					2			1						3	
開園時間															
券売・改札															
その他		21			10			21			6			58	
計	2	61			26		4	101			8		6	196	

特記事項

12月 ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23			H23			H23			H23			H23		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般		10			1		3	11					3	22	
料金							1	3					1	3	
駐車場															
施設		8			6		1	29			1		1	44	
遊具施設		8						7						15	
掲示・広報					1			9						10	
園路															
清掃								2						2	
動植物管理		5			2			6			1			14	
行催事		7		1	3			10					1	20	
売店					2			3						5	
自動販売機															
サイクリング		1												1	
レストラン		1						4						5	
職員					2			1						3	
開園時間															
券売・改札															
その他		21			10			21		2	8		2	60	
計		61		1	27		5	106		2	10		8	204	

特記事項

1月 ご意見集計一覧

評価 / 項目	プラス評価			マイナス評価			提案・要望等			その他			計		
	H23			H23			H23			H23			H23		
	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計	今月	累計	累計
全般	2	12			1		5	16					7	29	
料金							1	4					1	4	
駐車場															
施設		8			6		7	36			1		7	51	
遊具施設		8						7						15	
掲示・広報					1		1	10					1	11	
園路															
清掃	1	1		1	1			2					2	4	
動植物管理		5			2			6			1			14	
行催事		7			3			10						20	
売店					2			3						5	
自動販売機															
サイクリング		1												1	
レストラン		1						4						5	
職員	2	2			2			1					2	5	
開園時間															
券売・改札															
その他	1	22			10			21		1	9		2	62	
計	6	67		1	28		14	120		1	11		22	226	

特記事項

別紙 28

紙媒体発行実績（種類、部数）

月	平成 22 年度発行部数		平成 23 年度発行部数	
	ポスター	情報紙	ポスター	情報紙
4 月		すずらんメール春号 270,000 部 利用ガイド 31,000 部 〃（英・中・韓）4,500 部		すずらんメール春号 270,000 部 利用ガイド 180,000 部 〃（英・中・韓）19,000 部
5 月	グランドオープンポスター 100 部	新聞折込（グランドオープン、チューリップ・すずらんフェスタ） 430,000 部 利用ガイド 178,000 部 滝野の森ゾーンアクセスマップ 10,000 部		新聞折込（滝野の森ゾーン、チューリップ・すずらんフェスタ） 620,000 部
6 月		ラベンダーフェスタチラシ 45,000 部 カントリーガーデン花暦 6,000 部		
7 月		すずらんメール夏号 270,000 部 滝野の森ゾーンマップ 30,000 部	夏季イメージポスター 200 部	すずらんメール夏号 240,000 部 新聞折込（すずらんメール夏休み特別号） 160,000 部
8 月				
9 月		すずらんメール秋号 270,000 部 新聞折込（コスモスフェスタ） 428,000 部 滝野の森ゾーンアクセスマップ 5,000 部	秋季・冬季・春季イメージポスター 600 部	すずらんメール秋号 240,000 部 新聞折込（コスモスフェスタ） 640,000 部
10 月				
11 月				
12 月		すずらんメール冬号 270,000 部 利用ガイド(冬) 73,000 部 〃（英・中・韓）17,000 部		すずらんメール冬号 235,000 部 利用ガイド(冬) 70,000 部 〃（英・中）6,000 部
1 月				
2 月		新聞折込（スノーフェスティバル） 470,000 部		新聞折込（スノーフェスティバル） 463,000 部 利用ガイド（韓・簡）6,000 部
3 月				すずらんメール早春特別号 150,000 部
計	100 部	2,807,500 部	800 部	3,299,000 部

別紙 29

記者投げ込み実績

【H22】

月	件数	内容
4 月	3	プレスリリース「4 月 20 日（火）グリーンシーズンオープン！ 4 月 29 日からは滝野の森のわんぱくフェスタ” シルバー料金&駐車場パスポート導入！ますます滝野が身近に！」(4/14)
		プレスリリース「オートリゾート滝野 キャンプ場４月～６月イベント情報」（4/23）
		プレスリリース「滝野の森のわんぱくフェスタ開幕！4/29（木・祝）～5/5（水・祝） 雪解けが進み、早春の花が姿を見せ始めました。」(4/27)
5 月	3	プレスリリース「カタクリが見ごろを迎えています。 ～春の妖精、滝野に現る～」(5/6)
		プレスリリース「5/22（土）滝野公園グランドオープン！滝野の森ゾーン西エリア（自然博物園）およびイベントのご案内。5/22（土）・23（日）は無料入園日です。」(5/14)
		プレスリリース「チューリップ、今週末見ごろです チューリップ・すずらんフェスタ開催中」(5/27)
6 月	3	″プレスリリース「すずらん まもなく見ごろです ～チューリップ・すずらんフェスタ フィナーレへ～」(6/9)
		″プレスリリース「メコノプシスが見ごろを迎えました カントリーガーデンの蒼い花 続々開花中！」(6/21)
		″プレスリリース「くわがた虫わくわくプロジェクト in たきの ～昆虫（クワガタムシ）の見つけ方講座～ ～クワガタムシの育て方講座～ 開催のお知らせ」(6/30)
7 月	3	プレスリリース「ラベンダーフェスタ 7/2～7/25」(7/2)
		プレスリリース「みんなで集めた「ペットボトル」が滝野の夜を飾るイルミネーションに変身！目指せ 3957 本「ペットボトル分別回収」スタート！」（7/26）
		プレスリリース「コンテナガーデンコンテスト 2010 開催！8/3 にコンテナ製作も！」(7/28)
8 月	4	プレスリリース「滝野の夜はドキドキ、ワクワク、キラキラ… アシリベツの滝ライトアップ&滝野の夜祭り」(8/2)
		プレスリリース「ビタミンカラー元気いっぱい！ トマト 100 品種をお楽しみください」(8/12)
		プレスリリース「ひと足早い秋の訪れ キバナコスモス５分咲き ９月４日（土）からはコスモスフェスタも」(8/24)
		プレスリリース「見て！触れて!!楽しんで!!! 滝野モクモク自然クラブ スタート！」(8/26)

月	件数	内容
9 月	5	プレスリリース「”カントリーガーデン”をピンクに染める 30 品種 100 万本の圧倒的な美しさ　コスモスフェスタ　9/4～10/11　開催間近です！」(9/2)
		プレスリリース「オートリゾート滝野　キャンプ場 9 月～10 月イベント情報」(9/8)
		プレスリリース「ありがとう 1,500 万人！　開園以来の入園者数が 1,500 万人に達しました」(9/13)
		プレスリリース「カントリーガーデンを埋め尽くす…コスモス満開！カントリーガーデンの秋、クライマックスへ　9/19・10/10 は秋の都市緑化月間にちなみ、9/20 は敬老の日にちなみ無料入園日（9/20 は 65 歳以上のみ」(9/16)
		プレスリリース「古来より日本人に愛され続ける秋の花　萩が見ごろを迎えました」(9/27)
10 月	2	南区の魅力をみんなに知ってほしいから オクトーバーフェスト in たきの　明日より開催！ 10/10（日）は秋の都市緑化月間にちなみ入園料無料です。(10/8)
		COP10 開催記念 ～見て、触れて、遊んで考える「いきもの」の大切さ～ 親子で札幌いきものめぐり　開催します（10/12)
11 月	0	
12 月	3	滝野スノーワールド　リフト平日 1 日乗り放題券の新設と冬季イベントのお知らせ（12/8)
		すべってころんで　雪の楽しさいっぱい！滝野スノーワールド 12 月 23 日オープン！オープニングイベントをはじめ、雪遊びがもりだくさん！(12/21)
		始めよう！楽しもう！滝野の歩くスキー　レベルに合わせたコースや教室をお楽しみください。(12/28)
1 月	0	
2 月	2	「雪の上を走ってころんで、雪と遊ぶ 3 日間！グランドオープン記念滝野スノーフェスティバル　2/11・12・13」(2/8)
		「ゲーム機はおいて、森へいこう！冒険遊び場「きのたんの森」2 月 27 日（日）1 日限定ＯＰＥＮ！」(2/22)
3 月	1	「速報　お待たせしました！3/12(土、予定) Ｓ字コース登場！」(3/11)

【H23】

月	件数	内容
4 月	6	プレスリリース「滝野に春がやってきた！4/20（水）グリーンシーズンオープン」(4/19)
		プレスリリース「オートリゾート滝野　4 月～6 月イベント情報」(4/25)
		プレスリリース「滝野わんぱくフェスタ開催！5/4（水・祝）・5（木・祝）は入園無料」(4/27)
		プレスリリース「公園の駅”パークステーション”4 月 29 日オープン」(4/27)
		プレスリリース「国営滝野すずらん丘陵公園　4 月～6 月の飲食関係イベント情報　フィッシングタキノ 5 月・6 月イベント情報」(4/27)
		プレスリリース「山野草が見ごろを迎えています～春の妖精、滝野を彩る～」(4/28)
5 月	6	プレスリリース「2011　アウトドアシーズン到来　第 1 回北海道キャンピングフェア」(5/12)
		プレスリリース「思い出に”花”を添えるカントリーガーデンの案内人　フラワーガイドボランティア　活動スタート　4 期生の募集締め切り迫る！5/31(火)まで」(5/16)
		プレスリリース「エゾヤマザクラ　咲き始めました～滝野公園に桜前線上陸～」(5/16)
		プレスリリース「チューリップ・すずらんフェスタ　まもなく開催　5/21(土)～6/12(日)　カントリーガーデンの春、到来」(5/20)
		プレスリリース「シラネアオイが見ごろを迎えました～滝野の森に山野草の女王が登場～」(5/20)
		プレスリリース「チューリップ　今週末見頃です。」(5/25)
6 月	2	プレスリリース「すずらんまもなく見ごろです」(6/9)
		プレスリリース「ラベンダーフェスタ　開幕　7/2~24」(6/28)
7 月	6	プレスリリース「くわがた虫プロジェクト in たきの　「クワガタムシを飼ってみよう」「クワガタムシを採集してみよう」開催のお知らせ」(7/8)
		プレスリリース「太陽をテーマに繰り広げられる花の饗宴　コンテナガーデンコンテスト 2011　コンテナ製作一般公開」(7/11)
		プレスリリース「夏+森+宿題+森クラブ＝滝野の森　滝野の森ゾーンイベント情報」(7/11)
		プレスリリース「ラベンダーが見ごろを迎えました　ラベンダーギャラリー初登場！」(7/15)
		プレスリリース「滝野の夏の涼を楽しむ　キャンプ de ビアガーデン　４つの滝めぐりクイズラリー開催のお知らせ」(7/19)
		プレスリリース「今年の夏は暑いらしい…そうだ！滝野へ行こう！滝野の夏の納涼スポット＆夏休みイベント情報」(7/21)

月	件数	内容
8月	1	プレスリリース「いつもと違う滝野を楽しむ特別な3日間…アシリベツの滝ライトアップ&滝野の夜祭り　8月5日(金)・6日(土)・7日(日)」
9月	3	プレスリリース「滝野の丘をピンクに染める 30 品種 100 万本のコスモス　コスモスフェスタ　間もなく開催　9/10(土)～10/10(月・祝)」
		プレスリリース「南区だいすき！来て見て触れて、楽しんで！札幌南オータムフェスティバル　間もなく開催」
		プレスリリース「台風一過、状況報告　雨にも風にも負けず…コスモス頑張っています！これから見頃！」
11月	0	
10月	4	プレスリリース「現在7分咲き！コスモス元気に開花中！10/9(日)は無料入園日です」
		プレスリリース「滝野ならではの秋の楽しみ　アシリベツの滝に虹がかかりました」
		プレスリリース「公園初の”ふわふわ♪”“もこもこ♪”不思議な植物　コキアが赤く染まり始めました」
		プレスリリース「滝野流　晩秋の楽しみ方　滝野のフォトスポットを探す旅に出かけてみませんか？　10/26(水)~11/10(木)」
12月	2	プレスリリース「滝野スノーワールド　12/23 オープン！　「たきの de クリスマス」「たきの de お正月」冬休みを満喫できるイベントもご紹介」
		プレスリリース「滝野に門松が登場します　滝野スノーワールドは年末年始も休まず開園しております」
1月	5	プレスリリース「冬のはたらくくるま展　1月7日・8日」
		プレスリリース「夜間開園・早朝開園のお知らせ」
		プレスリリース「そりゲレンデS字コース登場！」
		プレスリリース「パンジー・ビオラ Collection2012」
		プレスリリース「アシリベツの滝の氷瀑が見ごろです　早朝開園も開催」
2月		
3月		

別紙 30

公園利用者に無償で貸与している物品一覧

■各施設所有数

施設名	ベビーカー	電動カート	車椅子	リアカー	パーク ゴルフクラブ	双眼鏡	虫めがね	バーベ キューコンロ	ノルディック ウォーキング 用ポール	スノー シュー
東口	27	4	2							
中央口	17	4	4							
中央口駐車場			2							
渓流口駐車場			3	21						
南駐車場				2				9		
鱒見口			2							
案内所	2	2				10			40	10
カントリーハウス			2		97					20
こどもの谷			3							
森の情報館	1		2			20	10		36	
森の交流館	2		3			20	10		53	40

別紙 31

滝野すずらん丘陵公園

巡視計画書（案）

国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務

滝野管理センター

滝野すずらん丘陵公園巡視計画書（案）

１．巡視の目的

巡視は、利用者の安全利用の確保・利用者サービス及び公園施設の点検確認を行うために定期的に実施するものであり、あわせて災害事故等不慮の事態に備え緊急の処置を取ることを目的に行う。

２．巡視体制

園内の効率的、迅速かつ適正な巡視を行うため、開園期間においてＡ巡視、Ｂ巡視,Ｃ巡視及びＤ巡視を配置する。

Ａ巡視、Ｂ巡視、Ｄ巡視は毎日、別紙の巡視ルートに従って施設の開施錠及び点検、利用者指導等を行う。また、Ｃ巡視は、夏季の繁忙日においては利用者（車両等を含む）の案内・誘導・整理・利用指導等を行い、冬季においては毎日軽微な除雪作業等も行う。

３．巡視ルート・頻度

Ａ巡視、Ｂ巡視及びＤ巡視のルートは、別添２５のとおりとし、これに従って巡視する。頻度は、Ａ巡視及びＢ巡視が２回/日、Ｄ巡視が夏季は２回/日、冬季は平日１回/日・土日祝日２回/日とする。

４．巡視要領

巡視員は以下の要領にて業務を行う。

１）巡視員は、夏季は車両及び徒歩により、冬季は車両・スノーモービル及びスノーシューにより巡視を行うものとし、天候、利用状況、工事等その他状況に応じ、柔軟に対応する。

２）巡視員は、利用者に対して不快感等を与えないよう、常に親切丁寧に接する。

３）巡視員は、小規模な修理用具並びに救急箱を携帯し、必要に応じて処置する。

４）巡視員は、都市公園法第 11 条、第 12 条及び都市公園法施行令第 18 条、第 19 条に定める違反行為を発見した場合には適切な指導をする。

５）巡視員は、次の事項の確認および点検を定期的に行い、必要に応じて随時巡視を行う。

（１）公園の開園、閉園時における休憩所及びトイレ等施設の開錠または施錠

（２）園内における利用者（車輌等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導

（３）入園者の危険箇所への立ち入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導

（４）負傷者、病人等の発見又は通報を受けた場合の緊急連絡体制に基づく適切かつ迅速な処置と報告

（５）事件、事故または災害等が発生した場合の適切な処置と報告

（６）園内不審物の有無の確認

（７）拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物預り書の作成

（８）施設及び清掃状況等の点検と報告

①樹木、芝生、草花等の生育状況及び流水等の修景施設の異常の有無

②園路、広場の路面、路側、法面、排水枡、橋梁、階段、建物その他構造物等の異常の有無

③門扉、案内標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかこ、灰皿、水のみ場、遊具施設等の異常の有無

④電気、放送、給排水設備等の異常の有無

⑤清掃の状況

⑥災害・事故等不測の事態発生の有無

（９）夏季における渓流ゾーン法面の落石またはその予兆の確認と報告

(10) 冬季における雪崩またはその予兆、歩くスキーコース及び各施設等の路面・降雪状況の確認と報告

(11) 冬季における軽微な除雪作業及び滑り止め対策としての砂まき作業

５．報告

１）巡視員は巡視の結果を毎日作業日誌に記録し、必要に応じて調査職員等に報告する。

２）重大な事件・事故または災害等が発生した場合には、調査職員等に報告し指示を受ける。

別紙32

建物・工作物に係る修繕履歴

修繕履歴（平成22年度）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額（円）
	建物維持修繕	管理棟修繕					
			H22.5.14	カントリーハウス	手摺・東入口ドア	カントリーハウス手摺・東入口ドア塗装	265,000
			H22.5.19	こどもの谷休憩所	引きドア	引きドアの取手補修	9,500
			H22.5.19	虹の巣ドーム	ドーム内	オゾン脱臭・除菌作業（臨時）	66,667
			H22.5.20	森の教室	トイレドア	トイレドアの調整	40,000
			H22.6.7	ツリーハウス	出入口扉	木製扉の煙返し部分修繕	58,000
			H22.6.7	ビジターセンター	自動ドア	自動ドアの鍵補修	10,000
			H22.6.7	中央口A棟	女子トイレSK扉	鍵新設	23,000
			H22.6.7	天文台	出入口扉	鍵補修	7,000
			H22.6.7	鱒見口駐車場トイレ	男子トイレ扉	鍵交換	24,000
			H22.6.7	作業センター	出入口扉	鍵補修	7,000
			H22.6.7	カントリーハウス	男子トイレSK扉	鍵補修	9,000
			H22.6.20	ロッジゆきざさ	デッキ	デッキ床板と土台の腐食材の交換作業	200,856
			H22.6.25	天文台	小屋根	小屋根部分のシーリング打ち替え	439,390
			H22.7.5	カントリーハウス	空調機	空調機修繕等作業	35,750
			H22.7.5	中央口A/B棟	空調機	空調機修繕等作業	168,850
			H22.7.5	森の交流館	空調機	空調機修繕等作業	10,550
			H22.7.5	虹の巣ドーム	空調機	空調機修繕等作業	33,550
			H22.7.20	天文台	出入口扉	錠交換	16,774
			H22.8.2	管理センター	空気清浄器	空気清浄器清掃修繕	12,000
			H22.8.17	虹の巣ドーム	網戸	網戸の張り替え補修	174,400
			H22.8.12	カントリーハウス	空調機	空調機Vベルト交換作業	39,300
			H22.9.10	ツリーハウス3	外出入口扉	扉に不具合が発生したため、調整補修	49,750
			H22.9.10	ツリーハウス4	テラス扉	開閉用の取手及び戸当金物の設置	23,750
			H22.9.10	森の教室	出入口引戸	錠及び建具の調整	18,750
			H22.9.10	森見の塔	外出入口扉	扉に不具合が発生したため、調整補修	15,750
			H22.10.5	すずらんの丘展望台	休憩室出入口扉	扉に不具合が発生したため、調整補修	97,888
			H22.10.5	バックヤード北棟	温室出入口扉	扉に不具合が発生したため、調整補修	22,848
			H22.10.5	滝野の森口門衛所	出入口扉	ポリカーボネード板交換	38,768
			H22.10.30	東口レストハウス	機械室扉	扉に不具合が発生したため、調整補修	70,000
			H22.10.30	すずらんの丘展望台	女子トイレ	ブース扉の立てつけ補修	22,900
			H22.10.30	ログハウス	出入口扉	ドアクローザー、扉に不具合が発生したため、調整補修	27,100
			H22.11.30	リフト山頂山麓小屋	出入口扉	扉に不具合が発生したため、調整補修	68,920
			H22.11.30	虹の巣ドーム	扉	扉に不具合が発生したため、調整補修	12,000
			H22.11.30	森の交流館	自動扉	扉に不具合が発生したため、調整補修	31,080
			H22.11.30	カントリーハウス	テラス扉	扉に不具合が発生したため、調整補修	50,000
			H22.11.30	渓流口門衛所	オートヒンジ	オートヒンジの故障により、交換、調整	68,000
			H23.1.20	東口駐車場レストハウス	扉	扉に不具合が発生したため、調整補修	63,000
			H23.1.20	森の情報館	錠補修	錠補修	27,000
			H23.2.25	カントリーハウス	扉	ドアクローザー、扉に不具合が発生したため、調整補修	28,000
			H23.2.26	中央口B棟	扉	ドアクローザー、扉に不具合が発生したため、調整補修	14,000
			H23.2.28	ロッジゆきざさ	出入口扉	オートヒンジの故障により、交換、調整	86,000
		車庫・倉庫修繕					
			H22.10.5	車庫棟	窓	ハンドル部分の補修	20,496
		便所修繕					
			H22.4.16	カントリーハウス	給湯用1次循環ポンプ	給湯用1次循環ポンプ水漏れ補修	23,300
			H22.4.19	さまよいの洞窟	1次給水配管	1次給水配管補修	33,929
			H22.4.20	鱒見の谷トイレ	温水便座本体	トイレウォシュレット修繕	13,349
			H22.7.3	さまよいの洞窟	トイレ汚水管	汚水管詰り洗浄作業	23,300
			H22.7.8	カントリーハウス	女子トイレ洋式大便器	洋式大便器送水管の部品交換補修	20,000
			H22.7.20	トイレ	トイレ用部品	バルブ交換	6,510
			H22.7.20	鱒見口駐車場トイレ	女子トイレブース扉	ブース扉の立てつけ補修、錠交換	30,225
			H22.10.15	すずらんの丘展望台	女子トイレ換気扇	換気扇修繕	43,800
			H22.10.15	森の交流館	女子トイレ洋式便器	床面の漏水	26,180
			H23.1.20	カントリーハウス	女子トイレ用具庫	丁番の調整、補修	34,000
			H23.1.20	ボランティア棟	汚水管	汚水管詰り洗浄作業	69,400
		その他維持修繕					
	建物設備維持修繕	消防設備維持修繕					
		その他維持修繕					
			H22.6.10	給油取扱所（車庫前）	給油機	給油機のショウメンバンの交換	63,100
			H22.8.9	天文台	可動式上屋	可動式上屋のベアリング交換	76,900
			H22.10.15	すずらんの丘展望台他		園内各施設に設置されているストーブ分解整備等	200,144

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)
	工作物維持修繕	園路広場修繕					
			H22.4.19	滝口	路面	路面整正	92,000
			H22.5.26	森のすみか	園路	ウッドチップ敷き均し	188,000
			H22.5.26	MTBコース	路面	路面整正	66,600
			H22.5.26	炊事広場	側溝	側溝の補修	12,000
			H22.5.26	森の池横	広場	路面整正	151,000
			H22.5.26	花人の隠れ家	園路	路面に敷かれている枕木の腐朽による交換	43,000
			H22.6.15	中央口	平板	平板の不陸整正	596,000
			H22.6.18	中心・渓流ゾーン	丸太階段	丸太階段の老朽化により部材交換	462,000
			H22.6.20	幹線園路沿い	方向サイン	方向サインの腐食、折損の補修	81,000
			H22.7.9	こもれびの森	木柵	木柵の再塗装	447,000
			H22.7.14	中央口連絡橋	平板	平板の不陸整正	129,000
			H22.7.16	MTBコース	路面	路面整正	460,000
			H22.7.23	西エリア	丸太階段	丸太階段の老朽化により部材交換	354,000
			H22.8.6	ロッジゆきざさ	丸太階段	丸太階段の老朽化により部材交換	285,000
			H22.8.27	西エリア	木道	木道に滑り止め設置	222,000
			H22.9.17	MTBコース	路面	路面整正	475,000
			H22.10.1	こどもの谷	丸太階段	丸太階段の老朽化により部材交換	663,000
			H22.10.7	こどもの谷	丸太階段	丸太階段の老朽化により部材交換	30,000
			H22.10.20	西エリア	ガードレール	ガードレールの破損により部材交換	69,800
			H22.10.22	遊具	トロッコ橋遊具	トロッコ橋遊具デッキ塗装、階段土補充	304,200
			H22.10.22	くらしの花園	通路	通路の土入れ補充	12,240
			H22.10.22	こどもの谷	石段	石段のぐらつき及び剥離補修	53,130
			H22.10.22	リフト休憩小屋	階段	階段の劣化のため、補修	30,590
			H22.10.22	滝見橋	橋	雨天時に滑るこから、滑り止めテープ設置	24,840
		遊具維持修繕					
			H22.5.28	遊具	鳥の巣デッキ他	鳥の巣デッキ他遊具の補修	599,720
			H22.7.16	遊具	木登りネット他	遊具回り緩衝材敷き均し他	292,600
			H22.8.6	遊具	注意看板他	遊具利用等に関する看板設置等	379,000
			H22.8.13	遊具	オレンジエッグ他	オレンジエッグ、マウントコニーデの被膜剥離、	88,263
			H22.8.26	遊具	木登りネット他	木のぼりネット他補修	94,147
			H22.9.10	遊具	マウントコニーデ他	マウントコニーデ、オレンジエッグ、溶岩すべり台の補修	375,660
			H22.11.10	遊具	遊具等	遊具等補修用資材	103,869
			H22.12.20	遊具	フワフワエッグ	遊具改修に伴う養生資材	161,500
		その他維持修繕					
			H22.4.9	森の回廊	欄干	欄干用の塗料材	189,000
			H22.4.19	中央口水景施設	濾過機	消耗品(紫外線ランプ)交換	468,000
			H22.4.23	森の回廊	欄干	欄干の再塗装	552,000
			H22.4.23	ミズバショウ園	木道	木道の木材が腐朽していることから部材交換(仮補修)	317,000
			H22.5.14	幹線園路	道路方向板	道路方向板の点検及び修繕	87,480
			H22.5.20	木製工作物	木製工作物	補修用資材	183,860
			H22.5.20	工作物	工作物	照明部材	85,790
			H22.5.20	くらしの花園	排水口	排水管詰り清掃作業	80,100
			H22.5.20	車庫棟機械室内	給油配管	給油配管内に汚れ堆積のため、分解清掃	17,300
			H22.5.21	中の沢	ハイキングコース丸太階段	丸太階段の木材が腐朽していることから部材交換	237,000
			H22.5.28	ミズバショウ園	木道	木道の木材が腐朽していることから部材交換	440,000
			H22.6.4	はるにれ園路	園路	全園オープンに伴う、路面清掃	136,000
			H22.6.20	つどいの森	四阿	四阿の屋根、支柱のぐらつき補修	81,840
			H22.6.20	MTBコース上	手摺	手摺の柱が腐食のため交換	41,040
			H22.6.20	あり塚の塔前	蛇口	蛇口破損のため補修	3,500
			H22.6.25	森の隠れ家周囲	木柵	木柵用の塗料材	272,000
			H22.7.8	工作物	工作物	補修用資材	118,850
			H22.7.20	森の炊事広場	四阿	屋根が破損しているため補修	139,360
			H22.8.4	幹線園路	園路灯	電球交換作業	20,000
			H22.8.27	中央口A棟	屋上	ロープ柵設置	293,000
			H22.8.27	カントリーガーデン	園路	園路敷き均しの枕木の腐朽による交換	272,000
			H22.8.27	スズランの小径	デッキ	デッキの木材支柱が老朽化により交換	37,000
			H22.8.27	あり塚の塔横	路面	園路に陥没部があるため土等を補充	37,000
			H22.8.27	木製遊具	基礎部	基礎部分が露出していることから土補充	37,000
			H22.8.27	はるにれ広場	丸太階段	丸太階段部の土補充	78,000
			H22.8.27	バックヤード南棟	敷地内	土のう袋の積み上げ作業	7,000
			H22.8.31	パークゴルフ場	スタート台	スタートマットの交換	71,200
			H22.9.3	外周フェンス(熊柵)	フェンス	フェンスに倒れている樹木の撤去	62,000
			H22.9.10	秘密の抜け道	遊具	遊具のスイッチボタン等交換	18,231
			H22.9.20	カントリーガーデン前	ガーデンパラソル	ガーデンパラソルの交換	37,500
			H22.9.10	園路	マンホール	マンホール取手	14,000
			H22.9.24	外周フェンス(熊柵)	フェンス	フェンスに倒れている樹木の撤去	163,400

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)
			H22.10.2	第1ロープトウ	原動機	原動機のオーバーホール	620,000
			H22.10.15	カントリーハウスの庭園	木柵、四阿	再塗装	476,000
			H22.10.23	滝口	パネルゲート	パネルゲートの改良	389,040
			H22.11.5	第1ロープトウ	山麓小屋床	床板が腐食により破損したため補修	29,700
			H22.11.12	工作物	工作物	木製工作物用の塗料他	192,080
			H23.11.25	森の回廊	梁部	梁部の再塗装	472,000
			H22.11.25	滝野の森口	門衛所	外灯スタンド設置	29,000
			H22.11.25	幹線園路	園路灯	電球交換作業	66,000
			H22.12.10	幹線園路	積雪柵	強風により破損したため補修	82,000
			H22.12.10	工作物	工作物	木製工作物用の塗料他	34,550
			H22.12.17	渓流口	看板	強風により破損したため補修	35,000
			H22.12.20	森の教室	桝	桝落下防止蓋設置	93,600
			H22.12.30	パークブリッジ下	コンセント盤	雨水侵入防止の材料が劣化していることから交換	29,000
	設備維持修繕	電気設備維持修繕					
			H22.6.9	森口料金所	電話	電話回線の調査	4,500
			H22.6.9	森口料金所	電話	電話回線の修繕	15,000
			H22.6.18	園内建物	電材	建物内用照明部材	127,800
			H22.7.30	園内建物	電材	建物内用照明部材	199,980
			H22.8.31	園内建物	電材	建物内用照明部材	262,850
			H22.9.30	園内建物	電材	建物内用照明部材	92,862
			H22.12.20	園内建物	電材	建物内用照明部材	81,000
			H23.3.18	園内建物	電材	建物内用照明部材	115,080
		水道設備維持修繕					
			H22.6.4	情報館	水飲み台	水飲み台に定流量ソケットの設置	18,660
			H22.8.5	虹の巣ドーム	水飲み台	水飲み台のハンドル部分清掃、調整	21,000
			H23.12.28	カントリーハウス	手洗い場	サーモユニット交換	55,100
		水循環設備維持修繕					
			H22.7.13	森のせせらぎ水路	除藻装置	消耗品(除藻材)交換作業	63,500
			H22.8.25	森のせせらぎ水路	濾過機	消耗品(紫外線ランプ)交換	32,000
		放送設備維持修繕					
		汚水処理設備維持修繕					
			H22.9.30	終末処理場	バッキ槽内	溜汚水をポンプにより流量調整槽の移送作業	72,000
			H22.11.1	終末処理場	沈砂槽、排砂槽、流入ポンプ	堆積汚泥の補修等	194,000
						計	19,017,636

修繕履歴（平成23年度）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額（円）
	建物維持修繕	管理棟修繕					
			H23.4.15	カントリーハウス	床板	床材の腐朽により交換	80,000
			H23.4.19	東口ビジターセンター	入口ドア	入口ドアの再塗装	46,200
			H23.4.19	カントリーハウス	天窓	シーリングの補修	157,000
			H23.4.19	案内所	入口デッキ	入口デッキの再塗装	33,960
			H23.5.25	すずらんの丘展望台	階段	タイルの剥離部分の補修	200,000
			H23.7.19	カントリーハウス	外柱	外柱の再塗装	168,000
			H23.7.20	東口ボランティア棟	自動ドア	自動ドア鋼製に交換	255,000
			H23.7.20	東口ボランティア棟	外壁（一部）	外壁（一部）の再塗装	160,000
			H23.7.20	案内所	床板	フローリング材の交換	90,480
			H23.7.29	ロッジゆきざさトイレ	扉	トイレ用具庫の錠設置	19,000
			H23.7.29	南駐車場トイレ電気室	扉	扉の開閉の際の不具合調整	21,000
			H23.7.29	ツリーハウス4	扉	扉の開閉の際の不具合調整	27,000
			H23.8.31	カントリーハウス	扉	扉の煙返しの補修	88,000
			H23.8.31	案内所	窓	窓の網戸の交換	39,000
			H23.8.31	森の情報館	窓	窓の網戸設置	72,000
			H23.8.31	森の交流館	窓	窓の網戸設置	86,000
			H23.8.31	ツリーハウス	窓	窓の網戸設置	51,000
			H23.9.30	中央口B棟機械室	扉	ドアクローザー補修	84,000
			H23.10.20	東口駐車場レストハウス	扉	ハンガー扉補修	26,000
			H23.10.20	鱒見口	鍵	鍵補修	11,000
			H23.10.20	中央口A棟	扉	錠前補修	15,000
			H23.11.30	虹の巣ドーム	手摺	手摺補修	35,500
			H23.11.30	森の情報館	柵	ガラス柵補修	70,000
		車庫・倉庫修繕					
			H23.4.19	バックヤード北棟	シャッター	錠の補修	11,000
		便所修繕					
			H23.4.19	森の教室	女子トイレハンガー扉	扉に不具合が発生したため、調整補修	38,400
			H23.4.19	森の教室	多目的トイレハンガー扉	扉に不具合が発生したため、調整補修	28,000
			H23.4.19	森の教室	男子トイレハンガー扉	扉に不具合が発生したため、調整補修	22,600
			H23.5.28	炊事遠足広場	汚水管	汚水管詰り洗浄作業	55,000
			H23.5.31	作業センター横トイレ	汚水管	汚水管詰り洗浄作業	80,000
			H23.6.6	さまよいの洞窟	汚水管	汚水管詰り洗浄作業	80,000
			H23.6.10	作業センター横トイレ	汚水管	汚水管詰り洗浄作業	55,000
			H23.7.10	作業センター横トイレ	汚水管	汚水管詰り洗浄作業（木根除去）	50,000
			H23.8.5	案内所前	汚水管	汚水管詰り洗浄作業	130,000
			H23.8.20	炊事遠足広場トイレ	便座他	便座交換、音姫交換、電気温水器部品交換	45,430
			H23.8.31	虹の巣ドーム	男子トイレハンガー扉	扉に不具合が発生したため、調整補修	26,000
			H23.8.31	虹の巣ドーム	女子トイレ用具庫	扉に不具合が発生したため、調整補修	23,000
			H23.8.31	作業センター前	汚水管	汚水管破損補修	35,000
			H23.9.26	カントリーハウストイレ	トイレ	水漏れ修繕	8,510
			H23.11.2	さまよいの洞窟前	汚水管	汚水管詰り洗浄作業	85,000
		その他維持修繕					
	建物設備維持修繕	消防設備維持修繕					
		その他維持修繕					

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)
	工作物維持修繕	園路広場修繕					
			H23.4.18	幹線園路	幹線園路区画線他	幹線園路の補修及び区画線の引き直し	937,000
			H23.4.22	ミズバショウ園	木道	木道の木材が腐朽していることから部材交換	879,000
			H23.4.17	案内所	階段	洗い出し階段の老朽化により補修	125,000
			H23.4.28	まきば橋	橋の舗装	橋の舗装の陥没による補修	453,000
			H23.5.6	MTBコース	路面	路面整正	363,000
			H23.5.20	くまげらトンネル	園路	園路の不陸整正	236,500
			H23.5.20	南口第2駐車場法面	法面	法面崩れの養生	31,200
			H23.5.20	作業センター横他	地面陥没	地面陥没補修	390,200
			H23.5.20	わにぐちトンネル	排水修繕	排水路の修繕	218,000
			H23.6.20	水の広場横	園路	洗い出し舗装の剥離の修繕	470,000
			H23.6.30	西エリア	園路	丸太階段及び転落防止柵の老朽化により部材交換	465,000
			H23.7.20	展望台横	丸太階段	丸太階段の老朽化により部材交換	94,000
			H23.7.20	こどもの森ハイキング	木道	木道の補修及び補強	86,200
			H23.7.20	渓流ゾーン	園路	階段・ミズバショウ園の木道補修	695,000
			H23.7.22	不老の滝	木橋	木橋の手摺設置	219,000
			H23.7.29	公園内	園路	園路の補修、修復	420,000
			H23.7.29	オートリゾート滝野	園路	ウッドチップの敷き均し作業	280,000
			H23.7.29	東・西エリア	丸太階段	丸太階段の老朽化により部材交換	183,000
			H23.8.31	幹線園路	標識他	標識及び歩道の一部の補修	360,000
			H23.9.20	こどもの谷	丸太階段	丸太階段の老朽化により部材交換	200,000
			H23.10.20	西エリア	園路	園路の不陸整正他補修	292,900
			H23.11.20	歩くスキーコース	コース改修	歩くスキーコース一部改修	203,000
			H23.12.22	中央口連絡通路他	平板補修他	平板の不陸整正	378,000
		遊具維持修繕					
			H23.4.19	こどもの谷	溶岩滑り台	溶岩滑り台のフェンス破損のため補修	42,000
			H23.4.20	こどもの谷	鳥の巣デッキ他	遊具の補修及び遊具周りの整備	768,640
			H23.5.13	こどもの谷	溶岩滑り台他	溶岩滑り台・マウントコニーデの補修	685,300
			H23.7.20	オートリゾート滝野他	木製コンビネーション遊具他	遊具の補修及び遊具周りの整備	312,420
			H23.7.20	こどもの谷	溶岩滑り台他	溶岩滑り台滑走面保護材他	82,500
		その他維持修繕					
			H23.4.15	こどもの谷	木柵	木柵の再塗装	453,330
			H23.4.18	森の池	護岸	護岸が老朽化に補修	650,000
			H23.4.19	こどもの谷	森の回廊	欄干の再塗装	426,700
			H23.4.19	東口・中央口・渓流口	バス待合所	バス待合所の塗装	433,400
			H23.4.28	炊事遠足広場	排水管	排水管の詰り清掃	90,000
			H23.4.28	東口	園路	駐停車禁止看板設置	60,000
			H23.5.20	こどもの谷	休憩所	屋外に設置されている手摺の補修	69,100
			H23.5.20	看板倉庫	門扉	門扉が老朽化により破損のため交換	488,400
			H23.5.31	看板倉庫	門扉	侵入防止柵設置	68,000
			H23.6.20	森の池	池	堆積した土砂の撤去	280,900
			H23.6.20	カントリーハウス前	休憩スペース	ガーデンパラソル設置	90,000
			H23.6.20	園内	園路	注意喚起看板設置	73,500
			H23.6.20	こどもの谷	虹の巣ドーム	注意喚起看板設置	39,900
			H23.6.30	渓流口入口	看板	看板の塗装	94,920
			H23.7.29	公園周囲	熊柵	熊侵入対策資材補充	10,594
			H23.8.31	作業センター横	雨水桝	雨水桝の清掃	50,000
			H23.8.31	公園周囲	熊柵	自動撮影カメラ盗難防止資材	13,520
			H23.9.20	森のすみか	看板	看板の補修	73,800
			H23.9.20	公園周囲	熊柵	柵の補修	153,400
			H23.9.20	園内各所	看板	ゴミ箱表示板	72,000
			H23.9.20	カントリーガーデン他	雨水桝他	雨水桝の清掃他	396,982
			H23.9.30	公園周囲	熊柵	自動撮影カメラ設置	157,200
			H23.9.30	疎林広場	四阿	四阿の老朽化により改修	461,000
			H23.9.30	くまげらトンネル	箱文字	ステンレス製の箱文字破損による補修	28,000
			H23.9.30	園内	養生用資材	鉄ピン補充	50,000
			H23.9.30	園内	修繕用資材	園内の修繕資材補充	30,238
			H23.10.20	やまびこトンネル	箱文字	ステンレス製の箱文字破損による補修	34,000
			H23.10.20	園内	養生用資材	園内養生用資材補充	66,991
			H23.10.20	園内	養生用資材	園内養生用資材補充(ブルーシート)	27,276
			H23.10.20	園内	養生用資材	園内養生用資材補充(コンパネ)	82,833
			H23.10.28	園内	看板資材	看板設置に伴う資材	44,000
			H23.10.31	カントリーハウス	手摺	手摺の劣化により補修	84,200
			H23.10.31	園内	養生用資材	看板設置に伴う資材	7,500
			H23.10.31	園内	養生用資材	園内養生用資材補充(コンパネ)	82,286
			H23.11.20	公園周囲	熊柵	柵に掛っている樹木処理	86,000
			H23.11.20	園内	養生用資材	溶岩滑り台養生用資材補充	72,000
			H23.11.30	カントリーガーデンサイロ	転落防止ネット	らせん階段部分に転落防止ネット設置	168,000
			H23.11.30	南口駐車場側幹線園路	カーゲート	カーゲートの暗証番号入部交換	138,000
			H23.12.20	ロープトウ	Tバー回収スタンド	スプリング交換	31,400

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額(円)
	設備維持修繕	電気設備維持修繕					
		水道設備維持修繕					
			H23.10.20	中央口A棟	流し台	シンクの水漏れ補修	9,900
		水循環設備維持修繕					
			H23.5.30	あり塚の塔	神秘の泉	ポンプ用マグネットスイッチ交換	23,200
			H23.5.30	中央口広場	水の広場	濾過機生業盤修繕	16,500
			H23.5.30	中央口広場	水の広場	給水バルブ	20,500
			H23.7.22	まきばのせせらぎ	水路	自動給水装置の設置	275,000
			H23.7.22	森の池	排水管	排水管からの漏水補修	53,800
			H23.9.30	まきばのせせらぎ	水路	自動給水装置の設置	275,000
			H23.9.30	中央口広場	水の広場	濾過用ステンレス網かご補修	24,000
			H23.10.31	カントリーガーデン	水路	自動給水装置のボックス設置	77,800
		放送設備維持修繕					
		汚水処理設備維持修繕					
						計	18,993,010

※12月末日現在

別紙 33

清掃箇所、方法および頻度等

現在履行中の清掃箇所を下記に示す。

■ 清掃箇所、方法、頻度等

項 目		清掃箇所	作業人員	作業時間	頻 度
園内	園内清掃(1)	中心、渓流	5 人/日	8.5h/日	• 7、8 月の土日祝
		中心、渓流、滝野の森	5 人/日	8.5h/日	
	園内清掃(2)	中心、渓流	4 人/日	7.5h/日	• 4、9 月の土日祝 • 5、6 月の全日 • 7、8 月の平日
		中心、渓流	2 人/日	7.5h/日	• 4、9 月の平日 • 10、11 月の全日
		中心、渓流、滝野の森	3 人/日	7.5h/日	• 4 月の祝日 • 5 月連休 • 7、8 月の火木 • 9 月の土日祝
		中心、渓流、滝野の森	2 人/日	7.5h/日	• 5、6、10、11 月の火木土日 • 9 月の火木 • 10 月の祝日
	園内清掃(3)	中心、渓流	2 人/日	6.5h/日	• 12/23～1/20 間の全日と • 1/21～3/31 の日曜日
		中心、渓流	1 人/日	6.5h/日	• 1/21～3/31 の日曜日を除く全日
		中心、渓流、滝野の森	2 人/日	6.5h/日	• 12、1、2、3 月の火木土日祝
休憩所	休憩所清掃(1)	中心、渓流	3 人/日	7.5h/日	• 7、8 月の土日祝
		中心、渓流	1 人/日	7.5h/日	• 4、6 月の土日祝 • 5、9～11 月の全日 • 7、8 月の平日
		中心、渓流、滝野の森	3 人/日	7.5h/日	• 7、8 月の土日祝
		中心、渓流、滝野の森	2 人/日	7.5h/日	• 4、5、6、11 月の土日祝 • 5 月の連休 • 7、8 月の火木 • 9、10 月の土日祝
	休憩所清掃(2)	中心、渓流	1 人/日	6.5h/日	• 12/23～1/20 間の全日
		中心、渓流、滝野の森	2 人/日	6.5h/日	• 12/23～1/20 間を 1 日置きと祝日
		中心、渓流、滝野の森	1 人/日	6.5h/日	• 1/21～3/31 間の火木土日
	休憩所清掃(3)	中心、渓流	1 人/日	3.25h/日	• 1/21～3/31 間の火木土日

項 目		清掃 箇所	作業 人員	作業 時間	頻 度
便所	便所清掃(1)	中心、渓流	4 人/日	7.5h/日	• 7、8 月の土日祝
		中心、渓流	2 人/日	7.5h/日	• 4、5、6、9、10、11 月の全日 • 7、8 月の平日
		中心、渓流、 滝野の森	3 人/日	7.5h/日	• 7、8 月の土日祝
		中心、渓流、 滝野の森	2 人/日	7.5h/日	• 4、5、6、9、10 月の火木土日祝 • 7、8 月の火木 • 11 月の火木土日
	便所清掃(2)	中心、渓流	1 人/日	6.5h/日	• 12/23～1/20 間の全日
		中心、渓流、 滝野の森	1 人/日	6.5h/日	• 12/23～1/20 間の火木土日祝
	便所清掃(3)	中心、渓流	1 人/日	3.25h/日	• 1/21～3/31 間の火木土日
		中心、渓流、 滝野の森	1 人/日	3.25h/日	• 1/21～3/31 間の火木土日
池・流れ	池・流れ清掃(1)	せせらぎ水路			• 5、6、9 月　1 回/月 • 7 月　2 回/月 • 8 月　4 回/月

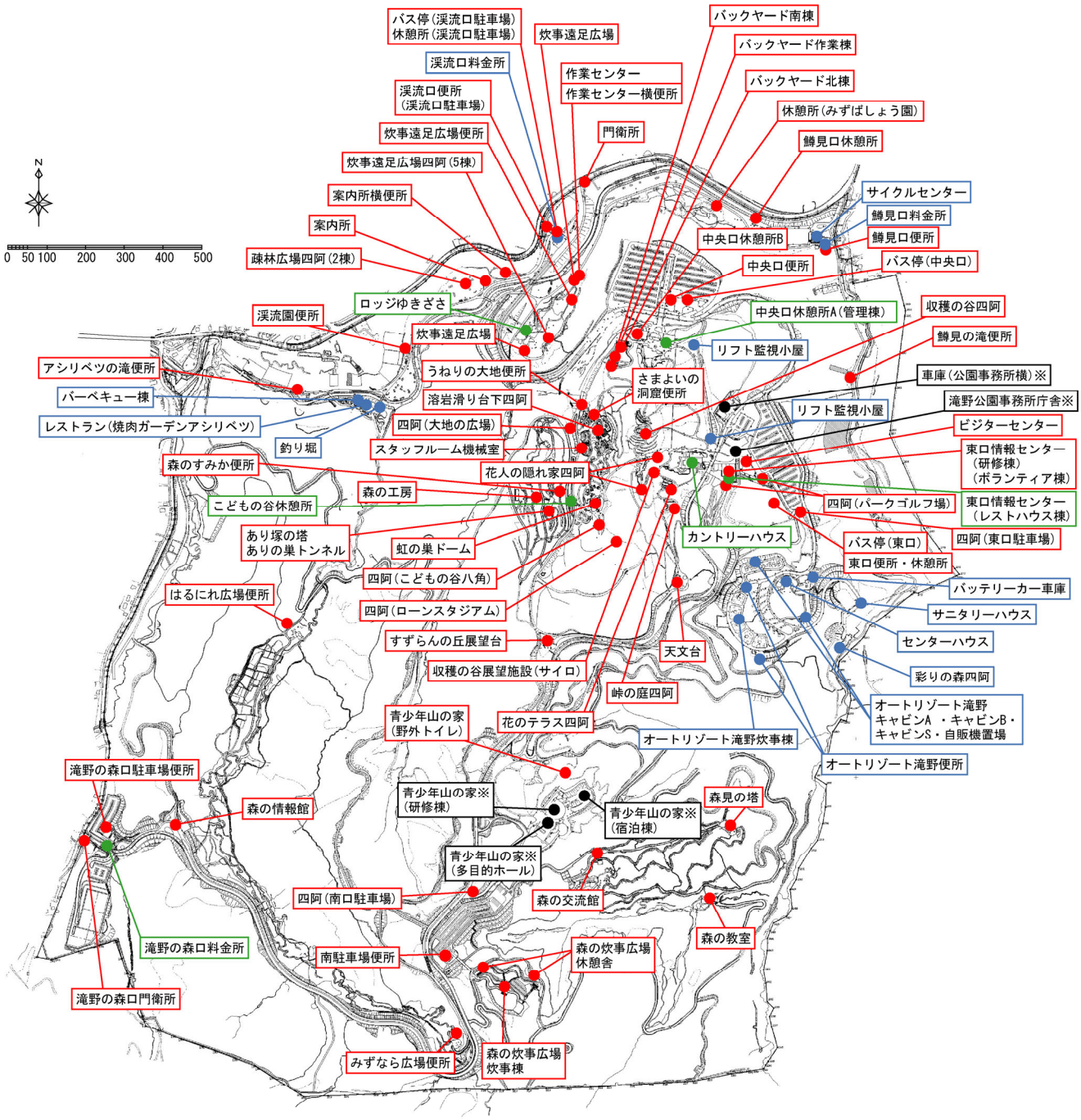

● 清掃箇所(本業務の対象)
● 清掃施設(収益施設)
● 清掃箇所(本業務の対象＋収益施設)

※滝野公園事務所庁舎、車庫(公園事務所横)、青少年山の家(研修棟、多目的ホール、宿泊棟)は本業務の対象外。

建物清掃管理図

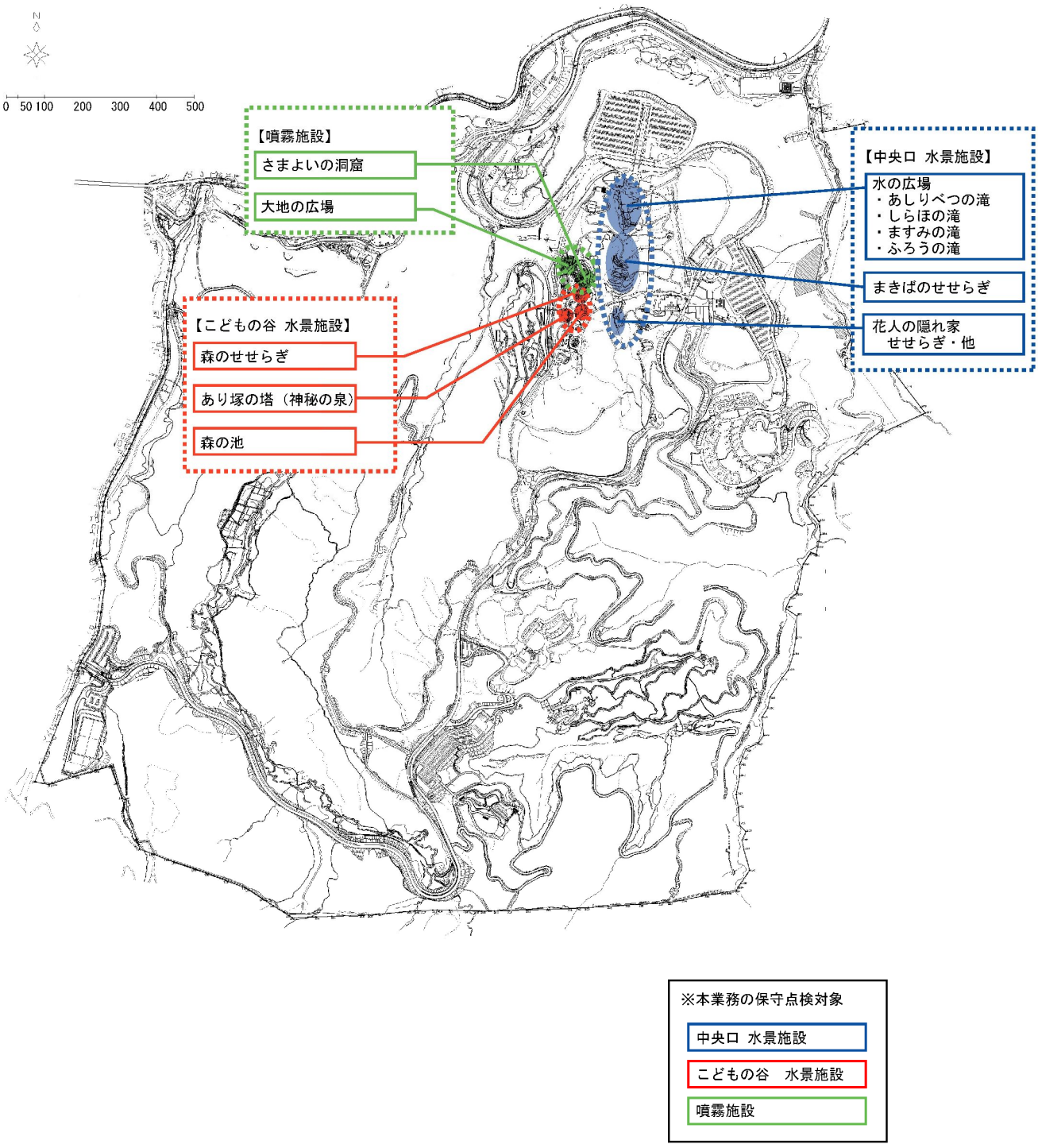
N
0 50 100 200 300 400 500
【噴霧施設】
さまよいの洞窟
大地の広場
【こどもの谷 水景施設】
森のせせらぎ
あり塚の塔（神秘の泉）
森の池
【中央口 水景施設】
水の広場
・あしりべつの滝
・しらほの滝
・ますみの滝
・ふろうの滝
まきばのせせらぎ
花人の隠れ家
せせらぎ・他
※本業務の保守点検対象
中央口 水景施設
こどもの谷 水景施設
噴霧施設

工作物清掃管理図

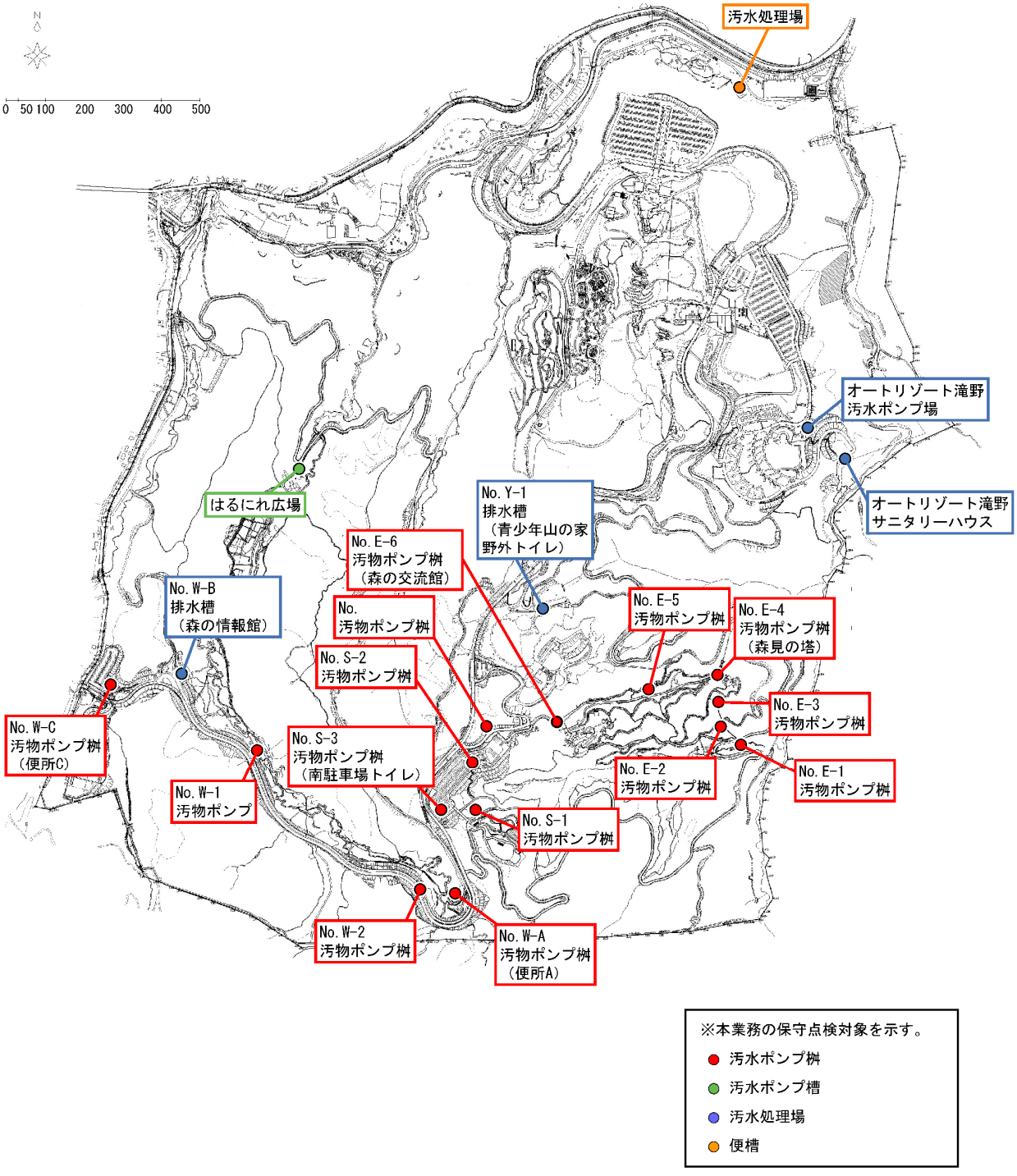
N
0 50 100 200 300 400 500
汚水処理場
オートリゾート滝野
汚水ポンプ場
オートリゾート滝野
サニタリーハウス
はるにれ広場
No. Y-1
排水槽
（青少年山の家
野外トイレ）
No. E-6
汚物ポンプ桝
（森の交流館）
No. W-B
排水槽
（森の情報館）
No.
汚物ポンプ桝
No. S-2
汚物ポンプ桝
No. E-5
汚物ポンプ桝
No. E-4
汚物ポンプ桝
（森見の塔）
No. E-3
汚物ポンプ桝
No. W-C
汚物ポンプ桝
（便所C）
No. S-3
汚物ポンプ桝
（南駐車場トイレ）
No. E-2
汚物ポンプ桝
No. E-1
汚物ポンプ桝
No. W-1
汚物ポンプ
No. S-1
汚物ポンプ桝
No. W-2
汚物ポンプ桝
No. W-A
汚物ポンプ桝
（便所A）
※本業務の保守点検対象を示す。
汚水ポンプ桝
汚水ポンプ槽
汚水処理場
便槽

汚水処理設備位置図

別紙 34-1

一般廃棄物（排出量、経費）

【H22】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
４月　８日	生ゴミ、紙くず	1.30m3	6,760 円
４月２２日	生ゴミ、紙くず	0.60m3	3,120 円
４月２６日	生ゴミ、紙くず	2.10m3	10,920 円
４月２９日	生ゴミ、紙くず	0.70m3	3,640 円
５月　３日	生ゴミ、紙くず	4.00m3	20,800 円
５月　６日	生ゴミ、紙くず	8.20m3	42,640 円
５月１０日	生ゴミ、紙くず	8.10m3	42,120 円
５月１３日	生ゴミ、紙くず	1.36m3	7,072 円
５月１７日	生ゴミ、紙くず	4.90m3	25,480 円
５月２０日	生ゴミ、紙くず	0.64m3	3,328 円
５月２４日	生ゴミ、紙くず	7.90m3	41,080 円
５月２７日	生ゴミ、紙くず	1.00m3	5,200 円
５月３１日	生ゴミ、紙くず	6.20m3	32,240 円
６月　３日	生ゴミ、紙くず	2.20m3	11,440 円
６月　７日	生ゴミ、紙くず	9.50m3	20,900 円
６月１０日	生ゴミ、紙くず	3.60m3	18,720 円
６月１４日	生ゴミ、紙くず	11.80m3	61,360 円
６月１７日	生ゴミ、紙くず	2.10m3	10,920 円
６月２１日	生ゴミ、紙くず	6.40m3	33,280 円
６月２４日	生ゴミ、紙くず	1.10m3	5,720 円
６月２８日	生ゴミ、紙くず	6.40m3	33,280 円
６月１７日	木材	11.50m3	59,800 円
７月　１日	生ゴミ、紙くず	6.08m3	31,616 円
７月　５日	生ゴミ、紙くず	5.60m3	29,120 円
７月　８日	生ゴミ、紙くず	2.80m3	14,560 円
７月１２日	生ゴミ、紙くず	3.80m3	19,760 円
７月１５日	生ゴミ、紙くず	1.60m3	8,320 円
７月１９日	生ゴミ、紙くず	6.20m3	32,240 円
７月２２日	生ゴミ、紙くず	3.40m3	17,680 円
７月２６日	生ゴミ、紙くず	6.30m3	32,760 円
７月２９日	生ゴミ、紙くず	2.60m3	13,520 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
８月　２日	生ゴミ、紙くず	4.50m3	23,400 円
８月　５日	生ゴミ、紙くず	6.00m3	31,200 円
８月　９日	生ゴミ、紙くず	8.60m3	44,720 円
８月１２日	生ゴミ、紙くず	4.40m3	22,880 円
８月１６日	生ゴミ、紙くず	16.90m3	87,880 円
８月１９日	生ゴミ、紙くず	12.40m3	64,480 円
８月２３日	生ゴミ、紙くず	9.60m3	49,920 円
８月２６日	生ゴミ、紙くず	2.90m3	15,080 円
８月３０日	生ゴミ、紙くず	7.90m3	41,080 円
９月　２日	生ゴミ、紙くず	3.60m3	18,720 円
９月　６日	生ゴミ、紙くず	4.20m3	21,840 円
９月　９日	生ゴミ、紙くず	2.10m3	10,920 円
９月１３日	生ゴミ、紙くず	6.80m3	35,360 円
９月１６日	生ゴミ、紙くず	2.60m3	13,520 円
９月２０日	生ゴミ、紙くず	6.20m3	32,240 円
９月２３日	生ゴミ、紙くず	12.60m3	65,520 円
９月２７日	生ゴミ、紙くず	9.20m3	47,840 円
９月３０日	生ゴミ、紙くず	1.10m3	5,720 円
１０月　４日	生ゴミ、紙くず	6.00m3	31,200 円
１０月　７日	生ゴミ、紙くず	1.50m3	7,800 円
１０月１１日	生ゴミ、紙くず	3.00m3	15,600 円
１０月１４日	生ゴミ、紙くず	5.80m3	30,160 円
１０月１８日	生ゴミ、紙くず	3.20m3	16,640 円
１０月２１日	生ゴミ、紙くず	0.60m3	3,120 円
１０月２５日	生ゴミ、紙くず	3.10m3	16,120 円
１０月２８日	生ゴミ、紙くず	0.48m3	2,496 円
１１月　１日	生ゴミ、紙くず	0.14m3	728 円
１１月　４日	生ゴミ、紙くず	0.50m3	2,600 円
１１月　８日	生ゴミ、紙くず	0.96m3	4,992 円
１１月１１日	生ゴミ、紙くず	0.60m3	3,120 円
１１月１５日	生ゴミ、紙くず	0.60m3	3,120 円
１１月１８日	生ゴミ、紙くず	0.20m3	1,040 円
１１月２２日	生ゴミ、紙くず	0.08m3	416 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
１２月　２日	生ゴミ、紙くず	0.10m3	520 円
１２月２３日	生ゴミ、紙くず	0.10m3	520 円
１２月２７日	生ゴミ、紙くず	1.20m3	6,240 円
１２月３０日	生ゴミ、紙くず	0.24m3	1,248 円
１２月１３日	木材、植物性廃材	90.00m3	468,000 円
１月　６日	生ゴミ、紙くず	1.20m3	6,240 円
１月１０日	生ゴミ、紙くず	0.92m3	4,784 円
１月１３日	生ゴミ、紙くず	1.60m3	8,320 円
１月１７日	生ゴミ、紙くず	1.32m3	6,864 円
１月２０日	生ゴミ、紙くず	0.72m3	3,744 円
１月２４日	生ゴミ、紙くず	1.30m3	6,760 円
１月２７日	生ゴミ、紙くず	0.56m3	2,912 円
１月３１日	生ゴミ、紙くず	1.26m3	6,552 円
２月　３日	生ゴミ、紙くず	0.22m3	1,144 円
２月　７日	生ゴミ、紙くず	1.60m3	8,320 円
２月１０日	生ゴミ、紙くず	0.40m3	2,080 円
２月１４日	生ゴミ、紙くず	2.90m3	15,080 円
２月１７日	生ゴミ、紙くず	0.56m3	2,912 円
２月２１日	生ゴミ、紙くず	0.96m3	4,992 円
２月２４日	生ゴミ、紙くず	1.30m3	6,760 円
２月２８日	生ゴミ、紙くず	1.20m3	6,240 円
３月　３日	生ゴミ、紙くず	0.38m3	1,976 円
３月　７日	生ゴミ、紙くず	1.80m3	9,360 円
３月１０日	生ゴミ、紙くず	0.50m3	2,600 円
３月１４日	生ゴミ、紙くず	1.50m3	7,800 円
３月１７日	生ゴミ、紙くず	0.30m3	1,560 円
３月２１日	生ゴミ、紙くず	0.56m3	2,912 円
３月２４日	生ゴミ、紙くず	0.42m3	2,184 円
３月２８日	生ゴミ、紙くず	0.68m3	3,536 円
３月３１日	生ゴミ、紙くず	0.24m3	1,248 円
３月１０日	木材、植物性廃材	10.00m3	52,000 円

【H23】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成23年　4月21日	生ゴミ、紙くず	1.40m3	7,280円
平成23年　4月25日	生ゴミ、紙くず	0.60m3	3,120円
平成23年　4月28日	生ゴミ、紙くず	0.80m3	4,160円
平成23年　5月　2日	生ゴミ、紙くず	3.60m3	18,720円
平成23年　5月　5日	生ゴミ、紙くず	2.40m3	12,480円
平成23年　5月　9日	生ゴミ、紙くず	8.40m3	43,680円
平成23年　5月12日	生ゴミ、紙くず	0.70m3	3,640円
平成23年　5月16日	生ゴミ、紙くず	2.40m3	12,480円
平成23年　5月19日	生ゴミ、紙くず	0.88m3	4,576円
平成23年　5月23日	生ゴミ、紙くず	2.80m3	14,560円
平成23年　5月26日	生ゴミ、紙くず	1.10m3	5,720円
平成23年　5月30日	生ゴミ、紙くず	3.10m3	16,120円
平成23年　6月　2日	生ゴミ、紙くず	2.70m3	14,040円
平成23年　6月　6日	生ゴミ、紙くず	9.50m3	49,400円
平成23年　6月　9日	生ゴミ、紙くず	6.72m3	34,944円
平成23年　6月13日	生ゴミ、紙くず	5.20m3	27,040円
平成23年　6月16日	生ゴミ、紙くず	1.30m3	6,760円
平成23年　6月20日	生ゴミ、紙くず	6.20m3	32,240円
平成23年　6月23日	生ゴミ、紙くず	3.16m3	16,432円
平成23年　6月27日	生ゴミ、紙くず	6.10m3	31,720円
平成23年　6月30日	生ゴミ、紙くず	2.60m3	13,520円
平成23年　7月　4日	生ゴミ、紙くず	5.80m3	30,160円
平成23年　7月　7日	生ゴミ、紙くず	1.30m3	6,760円
平成23年　7月11日	生ゴミ、紙くず	4.80m3	24,960円
平成23年　7月14日	生ゴミ、紙くず	3.60m3	18,720円
平成23年　7月18日	生ゴミ、紙くず	2.12m3	11,024円
平成23年　7月21日	生ゴミ、紙くず	3.26m3	16,952円
平成23年　7月25日	生ゴミ、紙くず	7.40m3	38,480円
平成23年　7月28日	生ゴミ、紙くず	2.70m3	14,040円
平成23年　8月　1日	生ゴミ、紙くず	8.20m3	42,640円
平成23年　8月　4日	生ゴミ、紙くず	5.40m3	28,080円
平成23年　8月　8日	生ゴミ、紙くず	12.20m3	63,440円
平成23年　8月11日	生ゴミ、紙くず	5.60m3	29,120円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成23年　8月15日	生ゴミ、紙くず	11.80m3	61,360円
平成23年　8月18日	生ゴミ、紙くず	3.60m3	18,720円
平成23年　8月22日	生ゴミ、紙くず	9.40m3	48,880円
平成23年　8月25日	生ゴミ、紙くず	1.60m3	8,320円
平成23年　8月29日	生ゴミ、紙くず	9.20m3	47,840円
平成23年　9月　1日	生ゴミ、紙くず	1.90m3	9,880円
平成23年　9月　5日	生ゴミ、紙くず	0.80m3	4,160円
平成23年　9月　8日	生ゴミ、紙くず	0.74m3	3,848円
平成23年　9月12日	生ゴミ、紙くず	4.20m3	21,840円
平成23年　9月15日	生ゴミ、紙くず	1.64m3	8,528円
平成23年　9月19日	生ゴミ、紙くず	2.80m3	14,560円
平成23年　9月22日	生ゴミ、紙くず	5.60m3	29,120円
平成23年　9月26日	生ゴミ、紙くず	6.20m3	32,240円
平成23年　9月29日	生ゴミ、紙くず	2.20m3	11,440円
平成23年10月　3日	生ゴミ、紙くず	1.36m3	7,072円
平成23年10月　6日	生ゴミ、紙くず	0.70m3	3,640円
平成23年10月10日	生ゴミ、紙くず	4.40m3	22,880円
平成23年10月13日	生ゴミ、紙くず	2.20m3	11,440円
平成23年10月17日	生ゴミ、紙くず	1.36m3	7,072円
平成23年10月20日	生ゴミ、紙くず	0.80m3	4,160円
平成23年10月24日	生ゴミ、紙くず	1.72m3	8,944円
平成23年10月27日	生ゴミ、紙くず	0.40m3	2,080円
平成23年10月31日	生ゴミ、紙くず	0.90m3	4,680円
平成23年10月13日	木材、植物性廃材	7.20m3	37,440円
平成23年11月　3日	生ゴミ、紙くず	1.40m3	7,280円
平成23年11月　7日	生ゴミ、紙くず	1.70m3	8,840円
平成23年11月10日	生ゴミ、紙くず	0.72m3	3,744円
平成23年11月14日	生ゴミ、紙くず	0.60m3	3,120円
平成23年11月21日	生ゴミ、紙くず	0.60m3	3,120円
平成23年11月16日	木材、植物性廃材	64.00m3	332,800円
平成23年11月17日	木材、植物性廃材	32.00m3	166,400円
平成23年11月22日	木材、植物性廃材	10.00m3	52,000円
平成23年11月11日	植物性廃材	19,760ｋｇ	436,800円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 23 年 12 月 22 日	生ゴミ、紙くず	0.08m3	416 円
平成 23 年 12 月 26 日	生ゴミ、紙くず	0.84m3	4,368 円
平成 23 年 12 月 29 日	生ゴミ、紙くず	0.60m3	3,120 円
平成 23 年 12 月 15 日	木材、植物性廃材	16.00m3	83,200 円
平成 24 年　1 月　5 日	生ゴミ、紙くず	2.60m3	13,520 円
平成 24 年　1 月　9 日	生ゴミ、紙くず	2.00m3	10,400 円
平成 24 年　1 月 12 日	生ゴミ、紙くず	2.56m3	13,312 円
平成 24 年　1 月 16 日	生ゴミ、紙くず	1.80m3	9,360 円
平成 24 年　1 月 19 日	生ゴミ、紙くず	0.52m3	2,704 円
平成 24 年　1 月 23 日	生ゴミ、紙くず	1.12m3	5,824 円
平成 24 年　1 月 26 日	生ゴミ、紙くず	0.40m3	2,080 円
平成 24 年　1 月 30 日	生ゴミ、紙くず	0.96m3	4,992 円
平成 24 年　2 月　2 日	生ゴミ、紙くず	0.38m3	1,976 円
平成 24 年　2 月　6 日	生ゴミ、紙くず	1.34m3	6,968 円
平成 24 年　2 月　9 日	生ゴミ、紙くず	0.40m3	2,080 円
平成 24 年　2 月 13 日	生ゴミ、紙くず	1.76m3	9,152 円
平成 24 年　2 月 16 日	生ゴミ、紙くず	0.64m3	3,328 円
平成 24 年　2 月 20 日	生ゴミ、紙くず	2.28m3	11,856 円
平成 24 年　2 月 23 日	生ゴミ、紙くず	0.48m3	2,496 円
平成 24 年　2 月 27 日	生ゴミ、紙くず	0.80m3	4,160 円

別紙 34-2

産業廃棄物（排出量、経費）

【H22】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 22 年 6 月 10 日	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	2.0m3	11,000 円
平成 22 年 6 月 10 日	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ(ﾌﾞﾙｰｼｰﾄ)	540.0kg	54,000 円
平成 22 年 6 月 10 日	廃金属(再生不可)	2.0m3	8,000 円
平成 22 年 6 月 10 日	蛍光管	192.0 本	23,040 円
平成 22 年 6 月 10 日	ガラス陶磁器	20.0kg	600 円
平成 22 年 11 月 25 日	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	4.5m3	24,750 円
平成 22 年 11 月 25 日	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ(ﾌﾞﾙｰｼｰﾄ)	690.0kg	69,000 円
平成 22 年 11 月 25 日	廃金属(再生不可)	2.5m3	10,000 円
平成 22 年 11 月 25 日	乗用廃ﾀｲﾔ ﾎｲｰﾙ有	1.0 本	700 円
平成 22 年 11 月 25 日	コンクリ 無筋	8240.0kg	206,000 円
平成 22 年 11 月 25 日	発砲スチロール	1.0m3	1,500 円
平成 22 年 11 月 25 日	蛍光管	120.0 本	14,400 円
平成 22 年 11 月 25 日	ガラス陶磁器	90.0kg	2,700 円
平成 22 年 11 月 25 日	廃電池	5.0kg	1,250 円
平成 22 年 11 月 25 日	安定器	20.0kg	2,000 円
平成 22 年 11 月 25 日	廃テレビ	1.0 台	1,000 円

【H23】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 23 年 4 月 28 日	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	3.0m3	22,500 円
平成 23 年 4 月 28 日	廃金属(再生不可)	0.5m3	1,500 円
平成 23 年 4 月 28 日	混合廃棄物	8.5m3	72,250 円
平成 23 年 6 月 2 日	混合廃棄物	0.5m3	4,250 円
平成 23 年 6 月 2 日	廃金属(再生不可)	0.3m3	900 円
平成 23 年 6 月 2 日	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	1.0m3	7,500 円
平成 23 年 6 月 2 日	蛍光管	76.0 本	6,080 円
平成 23 年 6 月 2 日	廃電池	8.0kg	2,400 円
平成 23 年 11 月 24 日	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	12.3m3	92,250 円
平成 23 年 11 月 24 日	廃金属	7.0m3	21,000 円
平成 23 年 11 月 24 日	ガラス陶磁器	417.0kg	33,360 円
平成 23 年 11 月 24 日	廃電池	20.0kg	6,000 円
平成 23 年 11 月 24 日	蛍光管	150.0 本	12,000 円
平成 23 年 11 月 24 日	混合廃棄物	4.0m3	34,000 円

別紙 34-3

資源廃棄物（排出量、経費）

【H22】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 22 年　4 月　6 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.350m3	595 円
平成 22 年　4 月 27 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.400m3	680 円
平成 22 年　5 月　4 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	4.700m3	7,990 円
平成 22 年　5 月 11 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	9.000m3	15,300 円
平成 22 年　5 月 18 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	4.000m3	6,800 円
平成 22 年　5 月 25 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	6.700m3	11,390 円
平成 22 年　6 月　1 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	5.700m3	9,690 円
平成 22 年　6 月　8 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	7.200m3	12,240 円
平成 22 年　6 月 15 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	8.300m3	14,110 円
平成 22 年　6 月 22 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	6.400m3	10,880 円
平成 22 年　6 月 29 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	9.500m3	16,150 円
平成 22 年　7 月　6 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	4.300m3	7,310 円
平成 22 年　7 月 13 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1.600m3	2,720 円
平成 22 年　7 月 20 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	4.600m3	7,820 円
平成 22 年　7 月 27 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	2.500m3	4,250 円
平成 22 年　7 月 30 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.500m3	850 円
平成 22 年　8 月　3 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	3.800m3	6,460 円
平成 22 年　8 月　6 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	3.200m3	5,440 円
平成 22 年　8 月 10 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	4.000m3	6,800 円
平成 22 年　8 月 13 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	2.500m3	4,250 円
平成 22 年　8 月 17 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	10.000m3	17,000 円
平成 22 年　8 月 20 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	2.000m3	3,400 円
平成 22 年　8 月 24 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	8.000m3	13,600 円
平成 22 年　8 月 31 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	6.300m3	10,710 円
平成 22 年　9 月　7 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	4.200m3	7,140 円
平成 22 年　9 月 14 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	6.100m3	10,370 円
平成 22 年　9 月 21 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	7.000m3	11,900 円
平成 22 年　9 月 28 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	2.200m3	3,740 円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 22 年 10 月　5 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1.300m3	2,210 円
平成 22 年 10 月 12 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1.600m3	2,720 円
平成 22 年 10 月 19 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1.800m3	3,060 円
平成 22 年 10 月 26 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1.000m3	1,700 円
平成 22 年 11 月　2 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.500m3	850 円
平成 22 年 11 月　9 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.300m3	510 円
平成 23 年　1 月 11 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	2.500m3	4,250 円
平成 23 年　1 月 18 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	2.300m3	3,910 円
平成 23 年　1 月 25 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1.200m3	2,040 円
平成 23 年　2 月　1 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.900m3	1,530 円
平成 23 年　2 月　8 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.700m3	1,190 円
平成 23 年　2 月 15 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1.400m3	2,380 円
平成 23 年　2 月 22 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.700m3	1,190 円
平成 23 年　3 月　1 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.800m3	1,360 円
平成 23 年　3 月　8 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.800m3	1,360 円
平成 23 年　3 月 15 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.400m3	680 円
平成 23 年　3 月 22 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.400m3	680 円
平成 23 年　3 月 29 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	3.800m3	6,460 円
平成 23 年　3 月 30 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	3.500m3	5,950 円

【H23】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成23年　4月26日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.160m3	272円
平成23年　5月　3日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1.700m3	2,890円
平成23年　5月10日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	5.200m3	8,840円
平成23年　5月17日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1.000m3	1,700円
平成23年　5月24日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1.600m3	2,720円
平成23年　5月31日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	2.000m3	3,400円
平成23年　6月　7日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	4.500m3	7,650円
平成23年　6月14日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	4.500m3	7,650円
平成23年　6月21日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	5.100m3	8,670円
平成23年　6月28日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	5.000m3	8,500円
平成23年　7月　5日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	4.500m3	7,650円
平成23年　7月12日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	6.000m3	10,200円
平成23月　7月19日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	3.500m3	5,950円
平成23年　7月26日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	7.000m3	11,900円
平成23年　8月　2日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	10.000m3	17,000円
平成23年　8月　5日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	4.800m3	8,160円
平成23年　8月　9日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	10.000m3	17,000円
平成23年　8月12日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	8.000m3	13,600円
平成23年　8月16日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	9.000m3	15,300円
平成23年　8月19日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	2.900m3	4,930円
平成23年　8月23日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	5.800m3	9,860円
平成23年　8月26日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.500m3	850円
平成23年　8月30日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	9.000m3	15,300円
平成23年　9月　6日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1.000m3	1,700円
平成23年　9月13日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	2.300m3	3,910円
平成23年　9月20日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	3.700m3	6,290円
平成23年　9月27日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	5.100m3	8,670円
平成23年10月　4日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1.200m3	2,040円
平成23年10月11日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	2.700m3	4,590円
平成23年10月18日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1.200m3	2,040円
平成23年10月25日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.900m3	1,530円

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 23 年 11 月　1 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.500m3	850 円
平成 23 年 11 月　8 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.800m3	1,360 円
平成 23 年 11 月 15 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.200m3	340 円
平成 23 年 12 月 27 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.200m3	340 円
平成 24 年　1 月 10 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	3.500m3	5,950 円
平成 24 年　1 月 17 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1.500m3	2,550 円
平成 24 年　1 月 24 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1.200m3	2,040 円
平成 24 年　1 月 31 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	1.100m3	1,870 円
平成 24 年　2 月　7 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.700m3	1,190 円
平成 24 年　2 月 14 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.800m3	1,360 円
平成 24 年　2 月 21 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.900m3	1,530 円
平成 24 年　2 月 28 日	ﾋﾞﾝ・ｶﾝ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	0.700m3	1,190 円

別紙 34-4

汲み取り（排出量、経費）

【H22】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 22 年　7 月 13 日	汲み取り(仮設トイレ)	297 L (11 単位)	3,667 円
平成 22 年 11 月　5 日	汲み取り	5,022 L (186 単位)	42,515 円
平成 22 年 11 月　8 日	汲み取り	5,346 L (198 単位)	45,258 円

【H23】

月日	内容	数量	金額(税抜き/円)
平成 23 年 10 月　5 日	汲み取り	6,345 L (235 単位)	53,715 円
平成 23 年 11 月　9 日	汲み取り	5,805 L (215 単位)	49,143 円

別紙 35

除雪出動実施実績（日時、日数）

■稼働時間

項　目		規　格	単位	22 年度	23 年度
園内圧雪工	圧雪車運転	標準 5：00ー22：00	h	816.0	506.0
		夜間 22：00ー5：00	h	399.0	169.0
園内除雪工	除雪ドーザ運転	標準 5：00ー22：00 ﾎｲｰﾙ型、11t、2.1 ㎥ﾏﾙﾁﾌﾞﾗｳ付	h	131.0	62.0
		夜間 22：00ー5：00 ﾎｲｰﾙ型、11t、2.1 ㎥ﾏﾙﾁﾌﾞﾗｳ付	h	98.0	73.0
	除雪トラック運転	標準 5：00ー22：00 除雪専用、7t、4×4、固定式、路面整正装置、ﾜﾝｳｪｲﾌﾞﾗｳ付	h	30.0	14.0
		夜間 22：00ー5：00 除雪専用、7t、4×4、固定式、路面整正装置、ﾜﾝｳｪｲﾌﾞﾗｳ付	h	31.0	27.0
	ロータリー式除雪車運転	標準 5：00ー22：00 ﾎｲｰﾙﾂｰｽﾃｰｼﾞ型、162kw 級（220PS）	h	29.0	1.0
		夜間 22：00ー5：00 ﾎｲｰﾙﾂｰｽﾃｰｼﾞ型、162kw 級（220PS）	h	10.0	0.0
	小型ロータリー式除雪車運転	標準 5：00ー22：00 ﾎｲｰﾙﾂｰｽﾃｰｼﾞ型、30kw 級（40PS）	h	82.0	59.0
		夜間 22：00ー5：00 ﾎｲｰﾙﾂｰｽﾃｰｼﾞ型、30kw 級（40PS）	h	41.0	30.0
	小型除雪機運転	標準 5：00ー22：00 ｸﾛｰﾗ・ﾊﾝﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ型ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ付、11～12kw 級（15PS）	h	172.0	109.0
		夜間 22：00ー5：00 ｸﾛｰﾗ・ﾊﾝﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ型ｶﾞｿﾘﾝｴﾝｼﾞﾝ付、11～12kw 級（15PS）	h	7.0	2.0
	人力除雪	標準 5：00ー22：00 普通作業員 1	h	1,304.0	637.0
		夜間 22：00ー5：00 普通作業員 1	h	26.0	14.0
運搬排雪工	除雪ドーザ運転	標準 5：00ー22：00 ﾎｲｰﾙ型、11t、2.1 ㎥ﾏﾙﾁﾌﾞﾗｳ付	h	147.0	99.0
		夜間 22：00ー5：00 ﾎｲｰﾙ型、11t、2.1 ㎥ﾏﾙﾁﾌﾞﾗｳ付	h	83.0	11.0
	ダンプトラック運転	標準 5：00ー22：00 排雪用 10t、側板 60・80 ㎝	h	174.0	97.0
		夜間 22：00ー5：00 排雪用 10t、側板 60・80 ㎝	h	137.0	35.0
	バックホウ運転	標準 5：00ー22：00 ﾎｲｰﾙ型・排出ガス対策型、平積 0.35 ㎥	h	43.0	23.0
		夜間 22：00ー5：00 ﾎｲｰﾙ型・排出ガス対策型、平積 0.35 ㎥	h	13.0	13.0
	ブルドーザ運転	標準 5：00ー22：00 ｸﾛｰﾗ式 15t	h	27.0	20.0
		夜間 22：00ー5：00 ｸﾛｰﾗ式 15t	h	12.0	0.0

項　目		規　格	単位	22 年度	23 年度
運搬排雪工	ロータリー式除雪車運転	標準 5：00ー22：00 ﾎｲｰﾙﾂｰｽﾃｰｼﾞ型、162kw 級 （220PS）	h	64.0	39.0
		夜間 22：00ー5：00 ﾎｲｰﾙﾂｰｽﾃｰｼﾞ型、162kw 級 （220PS）	h	45.0	14.0
	小型ロータリー式除雪車運転	標準 5：00ー22：00 ﾎｲｰﾙﾂｰｽﾃｰｼﾞ型、30kw 級（40PS）	h	6.0	0.0
		夜間 22：00ー5：00 ﾎｲｰﾙﾂｰｽﾃｰｼﾞ型、30kw 級（40PS）	h	4.0	0.0

※H23 年度は 1 月末現在の稼働時間

■稼働日数

【H22】

項目			12月	1月	2月	3月	計（日）
園内圧雪工	圧雪車運転	標準	3	30	28	24	85
		夜間	2	18	28	21	69
園内除雪工	除雪ドーザ運転	標準	4	7	13	11	35
		夜間	3	3	4	5	15
	除雪トラック運転	標準	3	2	5	5	15
		夜間	3	2	3	5	13
	ロータリー式除雪車運転	標準	0	0	0	5	5
		夜間	0	0	0	1	1
	小型ロータリー式除雪車運転	標準	3	2	6	9	20
		夜間	3	3	4	6	16
	小型除雪機運転	標準	4	3	9	8	24
		夜間	0	1	1	1	3
	人力除雪	標準	6	16	14	14	50
		夜間	0	1	1	1	3
運搬排雪工	除雪ドーザ運転	標準	4	3	1	4	12
		夜間	1	3	1	3	8
	ダンプトラック運転	標準	3	3	1	4	11
		夜間	1	3	1	4	9
	バックホウ運転	標準	0	1	1	2	4
		夜間	0	1	0	2	3
	ブルドーザ運転	標準	2	1	0	1	4
		夜間	0	1	0	1	2
	ロータリー式除雪車運転	標準	3	3	1	4	11
		夜間	1	3	1	4	9
	小型ロータリー式除雪車運転	標準	0	1	0	0	1
		夜間	0	1	0	0	1

【H23】

項目			12月	1月	2月	3月	計（日）
園内圧雪工	圧雪車運転	標準					0
		夜間					0
園内除雪工	除雪ドーザ運転	標準					0
		夜間					0
	除雪トラック運転	標準					0
		夜間					0
	ロータリー式除雪車運転	標準					0
		夜間					0
	小型ロータリー式除雪車運転	標準					0
		夜間					0
	小型除雪機運転	標準					0
		夜間					0
	人力除雪	標準					0
		夜間					0
運搬排雪工	除雪ドーザ運転	標準					0
		夜間					0
	ダンプトラック運転	標準					0
		夜間					0
	バックホウ運転	標準					0
		夜間					0
	ブルドーザ運転	標準					0
		夜間					0
	ロータリー式除雪車運転	標準					0
		夜間					0
	小型ロータリー式除雪車運転	標準					0
		夜間					0

別紙 36

農薬、肥料、土壌改良材リスト

【H22】

	種別	作業回数	施工数量		施工箇所等	摘要（肥料名等）
			散布量	散布面積		
芝生	芝生施肥工（1）	1回	30g/㎡	149,481 ㎡	つどいの森他	サンシャイン 30
	芝生施肥工（2）	1回	20g/㎡	25,644 ㎡	花のまきば他	サンシャイン 30
	芝生施肥工（3）	1回	20g/㎡	115,682 ㎡	つどいの森他	みどり有機 30 号
	芝生施肥工（4）	1回	20g/㎡	73,716 ㎡	東口広場他	パレット 363
	芝生施肥工（5）	1回	40g/㎡	5,409 ㎡	カントリーハウスの庭園他	ＥＴＣ1 号
	芝生施肥工（6）	1回	20g/㎡	4,100 ㎡	花のテラス他	フミロンエイト
	芝生病虫害防除工	1回	3,000Ｌ	－	つどいの森他	スミチオン乳剤
中低木	低木施肥工	1回	200g/㎡	7,082 ㎡	こどもの谷他	ちから１号
		1回	150g/本	481 本	風のはらっぱ他	まるやま１号
高木	高木施肥工	1回	300g/本	971 本	こどもの谷他	まるやま１号
花壇	花壇病虫害防除工	1回	100Ｌ	－	パレット花壇他	ダコニール
草花	草花施肥工	2回	50g/㎡	16,955 ㎡	花のまきば他	化成肥料
		1回	50g/㎡	7,312 ㎡	山のお花畑他	ハイコントロール
		1回	50g/㎡	7,885 ㎡	疎林広場周辺他	フロンティア 8 号
		1回	30g/㎡	2,611 ㎡	平成の森	ちから１号
		2回	30g/㎡	902 ㎡	平成の森	油粕（骨粉入り）
花畑	花畑耕耘工	1回	5Ｌ/㎡	9,763 ㎡	花のまきば新規花畑造成用	ペンケル１号
		1回	10Ｌ/㎡			ピートモスＡ級
		1回	100ｇ/㎡			アズミン
		1回	400ｇ/㎡			札幌コンポスト
		1回	150g/㎡			ようりん
		1回	1ｋｇ/㎡			キューポラスグリーン
		1回	100ｇ/㎡			粗砕炭カル
	花畑病虫害防除工	1回	1,250Ｌ	－	花のまきば他	ダコニール

【H23】 2012.1.21 現在

	種別	作業回数	施工数量		施工箇所等	摘要（肥料名等）
			散布量	散布面積		
芝生	芝生施肥工（1）	1回	30g/㎡	145,444 ㎡	つどいの森他	イーグル 30
	芝生施肥工（4）	1回	20g/㎡	73,716 ㎡	東口広場他	パレット 363
	芝生施肥工（5）	1回	40g/㎡	5,409 ㎡	カントリーハウスの庭園他	ＥＴＣ1 号
	芝生施肥工（6）	1回	20g/㎡	1,520 ㎡	花のテラス他	フミロンエイト
中低木	低木施肥工	1回	200g/㎡	4,494 ㎡	こどもの谷他	ちから 1 号
		1回	150g/本	481 本	風のはらっぱ他	まるやま 1 号
	雑工（低木植栽）	1回	10Ｌ/本	112 本	アジサイ	ネニサンソ
		1回	19kg/本		花人の隠れ家	キノックス
		1回	200g/本			ようりん
高木	高木施肥工	1回	300g/本	917 本	こどもの谷他	まるやま 1 号
林地	雑工	1回	250ｍＬ/本	2 本	ハルニレ広場ハルニレ	メネデール
花壇	花壇病虫害防除工	1回	50Ｌ	－	パレット花壇他	フロンサイド水和剤
草花	草花施肥工	1回	30g/㎡	2,611 ㎡	スズラン	ちから 1 号
		1回	50g/㎡	1,521 ㎡	ヘメロカリス	ハイコントロール
		1回	50g/㎡	8,769 ㎡	花のまきば他	イーグル 30
	雑工	1回	200 袋	－	カントリーガーデン	グリーンアース
	草花病虫害防除工	1回	400Ｌ	－	山のお花畑他	マラソン乳剤
花畑	花畑耕耘工	1回	2Ｌ/㎡	9,763 ㎡	花のまきば 1 年草花畑土壌改良用	ペンケル 1 号
		1回	50g/㎡			ハイコントロール
		1回	150g/㎡			ようりん
	花畑病虫害防除工	1回	350Ｌ	－	花のまきば	ダコニール
		1回	500Ｌ	－	花のまきば	スミチオン乳剤
		1回	500Ｌ	－	花のまきば	カルホス乳剤
	雑工	1回	5Ｌ/㎡	6,417 ㎡	花のまきば	ピートモス

別紙 37

薬剤散布（位置、数量、時期、頻度等）

2012.01.20 現在

【H22】

	種 別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要 （薬剤名等）
花畑	薬剤散布・機械	1 回(5/13)	150L	花のまきば	ダコニール
花畑	薬剤散布・機械	1 回(6/29)	500L	花のまきば 収穫の谷	マラソン乳剤
花畑	薬剤散布・機械	1 回(7/16)	300L	花のまきば	スミチオン
花畑	薬剤散布・機械	1 回(9/1)	300L	花のまきば	トップジン水和剤
花壇	薬剤散布・機械	1 回(5/13)	100L	パレット花壇 歓迎の花壇	ダコニール
芝生	薬剤散布・機械	1 回(9/9)	3,000L	つどいの森 多目的ホール	スミチオン
低木	薬剤散布・機械	1 回 (7/15.16)	150L	こどもの谷 まきばのせせらぎ	オルトラン

【H23】

	種 別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要 （薬剤名等）
花壇	薬剤散布・機械	1 回(5/20)	50L	パレット花壇 木箱	フロンサイド水和剤
花畑	薬剤散布・機械	1 回(5/11)	350L	花のまきば	ダコニール
花畑	薬剤散布・機械	1 回(6/29)	500L	花のまきば	スミチオン乳剤
草花	薬剤散布・機械	1 回(6/29)	400L	山のお花畑	マラソン乳剤
低木	薬剤散布・機械	1 回(6/21)	500L	花のまきば周辺 収穫の谷	マラソン乳剤
花畑	薬剤散布・機械	1 回(7/21)	500L	花のまきば	カルホス乳剤
花畑	薬剤散布・機械	1 回(8/9)	300L	花のまきば	ベンレート水和剤
花畑	薬剤散布・機械	1 回(8/22)	200L	花のまきば	ダコニール 1000 水和剤
花畑	薬剤散布・機械	1 回(8/30)	150L	花のまきば	トリフミン水和剤
草花	薬剤散布・機械	1 回(8/30)	450L	花のまきば	トリフミン水和剤
草花	薬剤散布・機械	1 回(9/8)	600L	花のまきば	モレスタン水和剤
草花	薬剤散布・機械	1 回(9/14)	150L	花のまきば	サプロール乳剤
花壇	薬剤散布・機械	1 回(9/14)	450L	花のまきば	サプロール乳剤

別紙38

■平成22年度生態エリア管理指導事項

100917現在

エリア番号	場所	面積(㎡)	管理時期	管理方法	作業実施日	管理詳細等	摘要
1	バッタのはらっぱ	980	7月または初夏中	手刈りと地際刈り	7月26日	・ヨツバヒヨドリを守るため、青い棒で区画された外のみ地刈りする。 ・区画された内側はフキを手刈り作業するのみ。	林地除草工(2)
2	ホタル池(湿原回復地・ヘイケボタル等)	700	7月または初夏中	手刈りと高刈り	7月26日	・フキを手で刈る。 ・木道周辺は刈らない(安全管理上、現状のままでは一般開放できないため)	林地除草工(2)
3	クワガタの森回復地(A),(A)＝北側	2060	7月または初夏中	高刈り(10cm)	7月27日	・森を明るくするため10cm高刈りをする。実生の木さえも刈ってしまって構わない。Bとの管理手法の違いを明確にする。	林地除草工(2)
4	クワガタの森回復地(B),(B)＝南側	1400	7月または初夏中	高刈り(20cm)	7月27日	・イタヤカエデより南側を高刈りする。しかし、(ノリウツギ・ホウ・コガネギク・ヤマグワ・ミズナラ)の若木や実生木を残す。	林地除草工(2)
5	トンボ池(湿地回復地・北部溜池)	260	7月または初夏中	高刈り	7月26日	・チップソーを使用して高刈りをする。 ・池の周囲30cm幅をできるだけ短く刈り取る。 ・人家があった高台は全て刈る。	林地除草工(2)
6	湿地回復地・トンボ類等解放環境選択水生生物回復地	230	7月または初夏中			・土の掘り出し。	
7	湿地回復地・中央部溜池	1660	7月または初夏中		7月27日	・クリンソウを保護する。 ・フキを手で刈る。	林地除草工(2)
7	湿原回復地・中央部溜池周辺部		7月または初夏中		7月27日	・フキを手で刈る。	林地除草工(2)
8	野生草花群生地回復地 シラネアオイ、フクジュソウ型(A)	910	7月または初夏中	手刈り	7月31日	・フキ、ヨツバヒヨドリ、ヨブスマソウ、チシマアザミ、ハンゴンソウ、クマイザサを手刈りする。範囲:「花が咲く まで3，4年」の看板より北を刈る。同看板より南はシラネアオイを増殖させているため入りこまない。	生態管理巡回工
9	野生草花群生地回復地 シラネアオイ、フクジュソウ型(B)	620	7月または初夏中	手刈りと高刈り	7月31日　～　8月1日	・ヨブスマソウ、フキ、チシマアザミを抜く(手刈り)。白い棒より三角形の範囲で10cm高刈りをする(場所は「子どものエゾサンショウウオ」の看板より右側にある白い棒周辺) ・オニシモツケとチシマアザミを残す。	生態管理巡回工
10	野生草花群生地回復地 ミズバショウ、ヒメザゼンソウ型	440	7月または初夏中	手刈り	8月1日	・フキを手で刈る。ミズバショウ群生地の南側～橋周辺 はフキ、ヨブスマソウ、ハンゴンソウ、アザミを手抜きする。 ツルニンジンは残す。	生態管理巡回工
11	湿地回復地・エゾサンショウウオ産卵地	110	7月または初夏中	ポンプアップ		・ポンプで水を汲み上げる。	
12	沢の広場周辺(野牛沢の生態環境回復地)	1670	7月または初夏中	主に地際刈り	8月16日	・右岸は一切刈らない。 ・左岸の水際は幅1m刈らない。幅1mの外側から歩道 までは地際刈り。歩道から車道側はフキを手刈りする(沢の広場周辺～情報館側のシラネアオイ群生地まで)	生態管理巡回工
13	ヤナギラン周辺	不明	10月下旬	手刈り		・手刈りで笹を刈る。範囲:見える範囲すべて。	

■平成23年度生態エリア管理指導事項

110831現在

エリア番号	場所	面積(㎡)	管理時期	管理方法	作業実施日	管理詳細等	8/31打合せ内容	摘要
1	バッタのはらっぱ	980	7月または初夏中	手刈りと地際刈り	7月20日　～　7月22日	・青い棒で区画された場所は、ヨツバヒヨドリを残して地際で機械刈り。 ・トラロープから車道側の草地は、クガイソウ・クサレダマ・ヨツバヒヨドリを残して機械刈り。 ・それ以外の草地はフキ・アザミ・ヨブスマソウを手刈りする。	・対象区に繁茂してきたコウゾリナについては要経過観察 ・オミナエシが発芽してきており保護する方向で管理する	林地除草工(2)
2	ホタル池(湿原回復地・ヘイケボタル等)	700	7月または初夏中	手刈りと高刈り	ー	・施工しない。 ・クリンソウを保護。 ・但し、木道を開放しているならば施工を考慮。		林地除草工(2)
3	クワガタの森回復地(A),(A)＝北側	2060	7月中旬まで	高刈り(10cm)	7月12日	・ワラビのみ手刈りする。	・林内の光量調整のため間伐を行う必要が出てきた(検討事項)。 ・間伐を行った際に発生する玉切り木材は昆虫のコロニーにしたい。(積み方については矢部先生の指示による)	生態管理巡回工
4	クワガタの森回復地(B),(B)＝南側	1400	7月または初夏中	高刈り(20cm)	7月15日	・日当りが良く、フキ・ワラビが群生している箇所のみ機械高刈り(20cm)。	・次年度は地際から陽地だけ機械刈り(全刈り)を実施しクワガタの森回復地(A)と比較する(検討事項)。 ぼう芽観察エリアなおで道路近くのハルニレとシナノキを切ってぼう芽を発生させる。	林地除草工(2)
5	トンボ池(湿地回復地・北部溜池)	260	7月または初夏中	高刈り	ー	・施工しない。		林地除草工(2)
6	湿地回復地・トンボ類等解放環境選択 水生生物回復地	230	7月または初夏中		ー	・施工しない。		
7	湿地回復地・中央部溜池	1660	7月または初夏中		7月19日	・フキ・アザミ・ヨブスマソウを手刈り。 ・ヤマシャクヤク周辺の人力除草。		生態管理巡回工
7	湿原回復地・中央部溜池周辺部		7月または初夏中		7月19日	・フキ・アザミ・ヨブスマソウの手刈り。		生態管理巡回工
8	野生草花群生地回復地 シラネアオイ、フクジュソウ型(A)	910	7月または初夏中	手刈り	7月19日	・フキ、ヨツバヒヨドリ、ヨブスマソウ、チシマアザミ、ハンゴンソウ、クマイザサを手刈りする。範囲:「花が咲く まで3，4年」の看板より北を刈る。同看板より南はシラネアオイを増殖させているため入りこまない。 ・ヤマウドと実生木の手刈り追加。 ・青ポールや黄杭の半径1m以内は立ち入らない。		生態管理巡回工
9	野生草花群生地回復地 シラネアオイ、フクジュソウ型(B)	620	7月または初夏中	手刈り	8月4日	・ヨブスマソウ、フキ、チシマアザミの手刈り。 ・シラネアオイ群生地への立ち入りを制限するため、地際から90cm位で木杭設置及びロープピング。	・木杭だけが設置されている。ロープを2段で設置する。	生態管理巡回工
10	野生草花群生地回復地 ミズバショウ、ヒメザゼンソウ型	440	7月または初夏中	手刈り	8月4日	・フキ、アザミ、ヨブスマソウの手刈り。		生態管理巡回工
11	湿地回復地・エゾサンショウウオ産卵地	110	7月または初夏中	ポンプアップ	手刈7/20　給水8/11	・土止め設置及びポンプで水を汲み上げる。 ・斜面のフキ・アザミ・ヤマウド・ヨブスマソウの手刈り。	・対象区域(プロットC)のササの回復が早い。今年度の生育終了後(10月下旬以降)と翌春6月の2回ササを手刈りする。 ・湿地(水生生物観察場所)脇のぬかるみに砕石を敷き均す。 ・プロットC32にスズメバチの巣があるので注意。	生態管理巡回工
12	沢の広場周辺(野牛沢の生態環境回復地)	1670	7月または初夏中	主に地際刈り	8月3日	・右岸全体と左岸水際幅1mは刈らない。 ・フキ、アザミ、ヨブスマソウ、イネ科雑草の手刈り。		生態管理巡回工
13	ヤナギラン周辺	不明	花を見せるなら 6月中がベスト	手刈り	6月22日	・ヤナギランを残して全て手刈り。	この管理方法は3年間は継続し生育状況及び開花状況を追跡する。	生態管理巡回工
14	河畔の低茎～高茎草地1・2		7月中	手刈り		・フキ、アザミ、ヨブスマソウ、イタドリ手刈り。 ・キツリフネやトチバニンジン等踏まないように注意。		生態管理巡回工
15	谷壁斜面林Bの一部		10月下旬	手刈り		・山野草が枯れた後、ササを手刈り。 ・青ポールで囲まれた範囲。奥行きは一番高く打ちこまれた黄杭まで。	・対象区域(プロットC)のササの回復が早い。今年度の生育終了後(10月下旬以降)と翌春6月の2回ササを手刈りする。	生態管理巡回工

別紙 39

植物性廃棄物の取扱（発生・処理・活用量等）

2012.1.21 現在

【H22】

発生物の内容	発生量	処分量	処理方法	処理量	活用方法
芝、草、除草等、植替(刈取)草花等	1023.5 ㎥	80.0 ㎥	堆肥化(芝刈草)	80.0 ㎥	滝口ヤード内堆積
		42.0 ㎥	堆肥化(落ち葉)	42.0 ㎥	滝口ヤード内堆積（腐葉土作成中）
		901.5 ㎥	園外処分	901.5 ㎥	園外施設へ搬出し、処理される
剪定枝、伐採木等	476.5 ㎥	2 ㎥	チップ化処理	2 ㎥	敷き込み材
		474.5 ㎥	園外処分	474.5 ㎥	園外施設へ搬出し、処理される

【H23】

発生物の内容	発生量	処分量	処理方法	処理量	活用方法
芝、草、除草等、植替(刈取)草花等	1026.5 ㎥	306.5 ㎥	管理ヤードストック	306.5 ㎥	
		40 ㎥	堆肥化(芝刈草)	40 ㎥	滝口ヤード内堆積
		680 ㎥	園外処分	680 ㎥	園外施設へ搬出し、処理される
剪定枝、伐採木等	398.5 ㎥	0 ㎥	チップ化処理	0 ㎥	
		330 ㎥	園外処分	330 ㎥	園外施設へ搬出し、処理される

別紙 40

収益施設（飲食・物販施設）サービス内容等一覧

現在のサービス内容を下記に示す。

１．飲食施設等販売品目及び貸出品目

必須施設

施設名	販売品目
レストラン （カントリーハウス）	飲食（和定食・洋風セット・中華セット・カレー・オムライス・ピラフ・各種ラーメン・パスタ・サラダ・唐揚げ・ソーセージ・コーヒー・紅茶・ジュース・アイスクリーム等） 物販（つまみ・スナック菓子・ジュース類等、玩具類・Ｔシャツ・花鉢・リース等）
渓流口売店	飲食（カレー、うどん、そば、アメリカンドック、フランクフルト、牛丼、かき氷、ソフトクリーム、鶏唐揚げ、ポテト、揚げいも、おでん、たこ焼き、お菓子、塩、コショウ、缶ビール、焼き野菜、サガリ、ラム、牛カルビ、ホルモン、焼肉たれ） 物販（タバコ、玩具、炭、火バサミ、アミ、ジンギスカン用鍋、軍手、焚き付け、紙皿、割り箸、紙コップ）
子供の谷休憩所売店	飲食（ごはん類、パスタ類、クレープ類、ソフトクリーム類、ドリンク類、スナック類、揚げ物類） 物販（お菓子類、ソリ、手袋、帽子、靴下、ゴーグル、インスタントカメラ、紙おむつ、衛生用品、カットバン、ホッカロン）

必須品目

施設名	レンタル品目	内容
用具貸出所 （カントリーハウス）	ゲレンデスキー	80cm　5 本
		90cm　7 本
		100cm　13 本
		110cm　11 本
		120cm　9 本
		130cm　8 本
		140cm　7 本
		150cm　23 本
		160cm　22 本
		170cm　20 本
		180cm　4 本
		計　129 本
	クロスカントリースキー	130cm　4 本
		140cm　7 本
		150cm　13 本
		160cm　20 本
		170cm　12 本
		175cm　18 本
		180cm　16 本
		185cm　9 本
		190cm　9 本
		195cm　1 本
		計　109 本

施設名	レンタル品目	内容
	スケーティングスキー	130cm　2本
		155cm　2本
		170cm　1本
		175cm　5本
		180cm　4本
		185cm　1本
		190cm　2本
		200cm　2本
		計　19本
用具貸出所 （ロッジゆきざさ）	クロスカントリースキー	130cm　3本
		140cm　2本
		150cm　2本
		160cm　4本
		170cm　6本
		180cm　2本
		185cm　1本
		190cm　3本
		計　23本

裁量施設

施設名	販売品目
レストラン （渓流園）	飲食（ジンギスカン、サガリ、ホルモン、カルビ、タン、冷メン、生ビール、ジュース、缶ビール） 物販（タバコ）
鱒見口売店	飲食（チャーハン、たこ焼き、アメリカンドック、フランクフルト、唐揚げ、焼きそば、アイスクリーム、フライドポテト、菓子、缶ビール） 物販（カメラ、フイルム、タバコ）
中央口管理所売店	飲食（チャーハン、たこ焼き、ホットドック、焼おにぎり、フライドポテト、缶ビール、アイスクリーム、缶コーヒー、お茶、菓子） 物販（玩具類・オリジナルリース・タバコ）
東口情報センター レストハウス棟売店	飲食（菓子、ジュース類、コーヒー、ポテト、軽食、そば、うどん類、カレー、丼類、かき氷、豚汁等の季節のメニュー） 物販（使い捨てカメラ、フイルム、ドライフラワー等）

裁量品目

施設名	レンタル品目	内容
用具貸出所 （カントリーハウス）	レンタル（マウンテンバイク）	26インチ　17台
		16インチ　6台

必須施設：公園の開園日時に常時営業する施設のこと。

必須品目：常時用意する物品のこと。

裁量施設：公園の開園日時内で運営日時を事業者が設定し、営業する施設のこと。

裁量品目：〇〇〇〇

２．キャンプ場販売及びレンタル品目

1）販売品目一覧表

分　　類	販　　売　　品　　目
キャンプ用品	ロープ、ハンマー、ボール、マット、ランタンハンガー、燃料等
食料品	インスタント食品（ラーメン等)、レトルト食品（カレー・ピラフ等)、缶詰、調味料、嗜好品、清涼飲料水、アルコール類（ビール・ワイン等)、乳製品（バター・チーズ等冷蔵品)、アイスクリーム、冷凍食品、地元名産品等
日用品	・日用品　　箸、スプーン、フィルム、レインコート、電池、虫除け、ティッシュ、ペーパー皿等 ・衛生用品　歯磨き、石鹸、シャンプー、紙おむつ、生理用品等 ・土産品　　菓子、Ｔシャツ、タオル、マグカップ等
書籍	・道路地図 ・観光情報誌等

2）レンタル品目一覧表

分　　類	レ　ン　タ　ル　品　目
キャンプ用品	テント、タープ、寝袋、マット、毛布、バーナーストーブ、ランタン、コンロ、テーブル、椅子、マウンテンバイク等

3）喫茶販売品目一覧表

分　　類	販　　売　　品　　目
品　　目	清涼飲料水、生ビール等

別紙 41

収益施設利用状況

■収益施設利用者数

＜駐車場＞

【 H22 】

月	大型車	小型車	二輪車	月計
4 月	1	607	2	610
5 月	54	25,488	60	25,602
6 月	173	18,484	74	18,731
7 月	158	12,452	32	12,642
8 月	101	17,692	67	17,860
9 月	105	14,555	38	14,698
10 月	27	8,335	20	8,382
11 月	1	525	0	526
12 月	0	1,171	0	1,171
1 月	68	10,662	0	10,730
2 月	115	7,842	0	7,957
3 月	15	3,874	0	3,889
年度計	818	121,687	293	122,798

（単位：台）

【 H23 】

月	大型車	小型車	二輪車	月計
4 月	1	2,475	3	2,479
5 月	79	13,171	38	13,288
6 月	179	16,910	33	17,122
7 月	130	15,721	89	15,940
8 月	97	20,445	54	20,596
9 月	140	11,327	24	11,491
10 月	38	8,751	43	8,832
11 月	1	1,763	6	1,770
12 月	1	2,554	0	2,555
1 月	70	13,267	0	13,337
2 月				
3 月				
年度計	736	106,384	290	107,410

（単位：台）

＜サイクリング＞

【 H22 】

月	貸台数	備考
4 月	41	
5 月	2,526	
6 月	1,738	
7 月	1,373	
8 月	2,506	
9 月	1,093	
10 月	628	
11 月	0	倒木のため営業中止
年度計	9905	

（単位：台）

【 H23 】

月	貸台数	備考
4 月	223	
5 月	891	
6 月	1,074	
7 月	1,586	
8 月	2,376	
9 月	725	
10 月	489	
11 月	123	
年度計	7,487	

（単位：台）

＜レストラン利用者数＞

【 H22 】

月	渓流園	カントリーハウス	月計
4 月	9	93	102
5 月	1,039	8,668	9,707
6 月	692	6,516	7,208
7 月	520	5,782	6,302
8 月	811	6,915	7,726
9 月	729	5,121	5,850
10 月	332	1,797	2,129
11 月	0	86	86
12 月		408	408
1 月		3,173	3,173
2 月		2,900	2,900
3 月		1,195	1,195
合計	4,132	42,654	46,786

（単位：人）

【 H23 】

月	渓流園	カントリーハウス	月計
4 月	115	711	826
5 月	1,071	4,530	5,601
6 月	1,349	6,522	7,871
7 月	1,423	9,856	11,279
8 月	2,456	11,506	13,962
9 月	788	5,663	6,451
10 月	499	3,221	3,720
11 月	33	583	616
12 月		1,223	1,223
1 月		5,170	5,170
2 月			
3 月			
合計	7,734	48,985	56,719

（単位：人）

＜釣掘＞

【 H22 】

月	貸台数	備考
4 月	4	
5 月	926	
6 月	535	
7 月	511	
8 月	1,201	
9 月	504	
10 月	274	
11 月	0	倒木のため営業中止
年度計	3,955	

（単位：台）

【 H23 】

月	貸台数	備考
4 月	102	
5 月	470	
6 月	505	
7 月	694	
8 月	1,390	
9 月	355	
10 月	289	
11 月	42	
年度計	3,847	

（単位：台）

＜オートキャンプ場＞

【 H22 】

月	利用者数	利用サイト数
4 月	92	14
5 月	3,677	411
6 月	4,637	564
7 月	9,886	1,113
8 月	19,528	2,104
9 月	8,018	895
10 月	2,116	203
年度計	47,954	5,304

（単位：人）

【 H23 】

月	利用者数	利用サイト数
4 月	590	77
5 月	2,478	269
6 月	3,687	439
7 月	11,148	1,358
8 月	19,992	2,134
9 月	6,779	721
10 月	1,951	208
年度計	46,625	5,206

（単位：人）

〈園内シャトルバス＞

【 H22 】

月	営業日	大人	小人	無料	計	備考
4 月	1 日	12			12	
5 月	7 日	64	24	4,559	4,647	無料運行 5 日
6 月					0	
7 月	5 日	187	60		247	
8 月	6 日	208	103		311	
9 月	10 日	311	101		412	
10 月	5 日	135	53		188	
11 月						
12 月						
1 月						
2 月						
3 月						
年度計	34 日	917	341	4,559	5,817	

（単位：人）

【 H23 】

月	営業日	大人	小人	無料	計	備考
4 月	2 日			268	268	無料運行 2 日
5 月	6 日	120	16	947	1,083	雨のため運休 5/1,5/2、 無料運行 4 日
6 月	2 日	628	252		880	
7 月	0 日				0	
8 月	2 日	80	54		134	
9 月	1 日	129	16		145	
10 月	4 日	585	234		819	雨のため運休 10/23、 無料運行 1 日
11 月						
12 月						
1 月						
2 月						
3 月						
年度計	17 日	1,542	572	1,215	3,329	

（単位：人）

＜園内交通施設利用者数「カントリーガーデン園内移動用施設（リフト）」＞

【 H22 】

月	チケット購入者数			乗車人数	備考
	大人	小人	計		
12 月					雪不足のため運休
1 月	4,908	6,879	11,787	54,019	1/7 より営業開始
2 月	3,134	7,949	11,083	62,094	
3 月	1,274	1,471	2,745	18,066	
年度計	9,316	16,299	25,615	134,179	

（単位：人）

【 H23 】

月	チケット購入者数			乗車人数	備考
	大人	小人	計		
12 月	1,120	1,381	2,501	15,255	
1 月	6,412	9,057	15,469	73,289	
2 月					
3 月					
年度計					

（単位：人）

■収益施設売上額

１．固定的収益施設

施設区分		売上額（千円）（2 箇年平均）	備考
施設区分	施設名／内訳		
駐車場	① 渓流・中央・東口駐車場	27,805	
	② 鱒見口駐車場	1,960	
	③ 南・滝野の森口駐車場	1,241	
サイクリング施設	サイクリング施設	1,483	
レストラン	① レストラン（渓流園）	5,534	
	② レストラン（カントリーハウス）	24,119	
売店	① 鱒見口売店	843	
	② 渓流口売店	3,167	
	③ 中央口管理所売店	2,562	
	④ 東口情報センターレストハウス棟売店	7,152	
	⑤ 子供の谷休憩所売店	13,274	
釣堀	釣堀	5,653	
オートキャンプ場	オートキャンプ場	28,191	
園内交通施設	園内シャトルバス	66	
園内交通施設	カントリーガーデン園内移動用施設（リフト）	6,045	
通信施設	公衆電話	5	
貸出施設	スキー、ＭＴＢ	2,476	

２．臨時収益施設

施設区分		売上額（千円）（2 箇年平均）	備考
施設区分	施設名／内訳		
	①自動販売機	12,950	
	②自動販売機（営業料方式）	2,080	
	③臨時売店等	2,484	委託販売含む

■収益施設修繕履歴

【H22】　　（単位：円/税込）

施設区分	年間修繕回数	年間修繕金額	主な修繕	備考
駐車場				
国修繕	回	円		
テナント修繕	5 回	102,754 円	料金所ＦＦストーブ点検、修理等、 案内看板修正	
サイクリング施設				
国修繕	回	円		
テナント修繕	4 回	301,711 円	ＴＳマーク付点検、自家用電気工作物点検	
レストラン				
国修繕	回	円		
テナント修繕	7 回	587,230 円	冷蔵庫修理、電子レンジ修理	
売店				
国修繕	回	円		
テナント修繕	回	円		
釣堀				
国修繕	回	円		
テナント修繕	3 回	30,000 円	釣り池沿石補修、釣堀園路木製橋補修	
オートキャンプ場				
国修繕	回	円		
テナント修繕	15 回	798,340 円	トイレ修繕、ロフト階段修繕等	
園内交通施設（カントリーガーデン園内移動用施設）				
国修繕	回	円		
テナント修繕	5 回	5,190,202 円	索道整備業務、1 か月点検	
貸出用具（ＭＴＢ、レンタルスキー）				
国修繕	回	円		
テナント修繕	3 回	1,053,970 円	スキーメンテナンス、スキー補充、 ＭＴＢ修理	

【H23】　　（単位：円/税込）

施設区分		年間修繕回数	年間修繕金額	主な修繕	備考
駐車場					
	国修繕	回	円		
	テナント修繕	1回	102,900円	側溝補修	
サイクリング施設					
	国修繕	回	円		
	テナント修繕	2回	369,285円	日除けテント張替、コンテナハウス移動等	
レストラン					
	国修繕	回	円		
	テナント修繕	7回	520,000円	冷蔵庫修理、電子レンジ修理、製氷機部品交換	
売店					
	国修繕	回	円		
	テナント修繕	回	円		
釣堀					
	国修繕	回	円		
	テナント修繕	2回	20,000円	建物出入口踏台補修、釣り池沿石補修	
オートキャンプ場					
	国修繕	回	円		
	テナント修繕	4回	45,022円	拡声器装置修理、便座外1点購入	
園内交通施設（カントリーガーデン園内移動用施設）					
	国修繕	回	円		
	テナント修繕	3回	2,110,290円	索道整備業務、看板撤去等	
貸出用具（ＭＴＢ，レンタルスキー）					
	国修繕	回	円		
	テナント修繕	3回	1,058,400円	スキーメンテナンス、スキー補充、ＭＴＢ修理	

■収益施設従業員数一覧

施設区分		面積（m2）		従業員数（人）			備　考
施設区分	施設名/内訳			通常期	繁忙期	閑散期	
駐車場	渓流・中央・東口駐車場			2	3	2	
	鱒見口駐車場			1	1	1	
	南・滝野の森口駐車場			1	2	1	
サイクリング施設	サイクリング施設			1	4	1	
レストラン	渓流園			3	8	1	
	②カントリーハウス			5	13	3	
売店	鱒見口売店			1	1	1	
	流口売店			1	2	1	
	③中央口管理所売店			1	2	1	
	④東口情報センターレストハウス棟売店			2	5	2	
	⑤子供の谷休憩所売店			3	7	1	
釣堀	フィッシングタキノ			6	7	3	
オートキャンプ場	オートキャンプ場			8	10	7	
園内交通施設	カントリーガーデン園内移動用施設（リフト）			8	10	7	リフト券 発券員含む
園内交通施設	園内シャトルバス			2	4	2	繁忙期は 無料運行日による ２台運行

■事故等報告件数

【H22】

項目	事故等原因	内容	件数
自動車	なし		件
自転車	歩行者と接触、転倒	打撲裂傷	1件
その他	なし		件
合計			1件

【H23】

項目	事故等原因	内容	件数
自動車			件
自転車			件
その他			件
合計			件

別紙 42

収益施設利用料金一覧表

現在の施設利用料金を下記に示す。

■駐車場利用料金

車種	利用料金			備考
	一般	回数券（6 枚綴り）	パスポート提示	
大型（１台につき）	1,220 円	6,100 円	－	車体総重量８トン以上、最大積載量５トン以上、又は乗車定員が 30 人以上の自動車。
普通（１台につき）	400 円	2,000 円	300 円	上記以外の自動車。
原付・自動二輪（１台につき）	150 円	750 円	120 円	自動二輪車及び原付自転車。
身障者等	無料	無料	無料	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健手帳の交付を受けている心身障害者の方もしくは同乗者の方の手帳提示が条件。 大型バスの場合には、2 名以上の障害者手帳等の所持者の乗車が必要。

■レンタサイクル利用料金表

車種	利用料金（超過料金）	備考
大人	2 時間…250 円（30 分ごとに 70 円）	
小人	2 時間…100 円（30 分ごとに 30 円）	

※別途割引有

■釣掘施設の利用料金表

		利用料金	備考
時間釣り	基本料金（1 人/1 回 1 時間）	1,800 円	10 匹までの利用料金
	超過料金（30 分ごとに）	700 円	大人・子供ともに
目方釣り	基本料金	350 円	10g 当たり 30 円

■オートキャンプ場

・施設利用料(一泊/一回につき)　※滝野公園の入園料(1 日分)込み

宿泊/デイキャンプ		
区 分	個 人	団 体 ※1
大人	800円	560円
小人 (小・中学生)	160円	140円
シルバー (65 歳以上)	600円	―

※1　団体人数は 20 名以上(幼児は含まず)

・サイト使用料(一泊/一回につき)

区 分	設 備	宿 泊		デイキャンプ	
		繁忙期 ※2	左記以外の宿泊	繁忙期 ※3	左記以外の日帰り
キャビンＳ(6人用)	電源、暖房、TV端子、キッチン、トイレ	15,000円	7,500円	7,500円	3,750円
キャビンＡ(6人用)	電源、暖房、TV端子	9,000円	4,500円	4,500円	2,250円
キャビンＢ(5人用)	電源、暖房	8,000円	4,000円	4,000円	2,000円
キャンピングカー	電源、TV端子、上下水道	5,000円	2,500円	2,500円	1,250円
スタンダードカー	電源	4,000円	2,000円	2,000円	1,000円
フリーテント(車)		1,500円	750円	―	―
フリーテント(二輪)		500円	250円	―	―

※2　該当日 4/29～5/5・7/19～8/31・土曜・連休(最終日除く)

※3　該当日 4/29～5/5・7/19～8/31・土曜・日曜・祝日

【キャビンにはすべて冷蔵庫完備】
宿泊の方には 1 サイトに 1 台分の駐車料金が含まれます。追加の駐車料金は 1,000 円/台、
デイキャンプ利用の方の駐車料金は渓流口料金所で 400 円/台を支払っていただきます。
キャビン追加料金：1 名に付き宿泊 1,000 円、デイキャンプ 500 円
キャビン S・A の最大定員 10 名まで(赤ちゃんを含む)
キャビン B の最大定員 8 名まで(赤ちゃんを含む)

・レンタル用具（一泊/一回につき）

区 分	規格内容	料金
テント	6 人用	3,000 円
メッシュタープ		1,500 円
毛布/寝袋/テーブル 4 人用		各 500 円
ハンモック		600 円
イス/キャンピングマット/ 延長コード		各 300 円
電池ランタン	電池別売り	500 円
ガスランタン	ガス別売り	1,000 円
ツーバーナー	ガス別売り	1,000 円
バーベキューコンロ	炭・網別売り	大 1,000 円 小 800 円
スモーカー	チップ別売り	500 円
クッカーセット	鍋・フライパン他	500 円
食器セット	4 人分	500 円
包丁・まな板セット/ ランタンスタンド		300 円
調理用具セット	おたま・しゃもじ・ フライ返し	300 円
ホットプレート/電磁調理器/炊飯器/ ダッチオーブン		各 1,000 円
テレビ	14 型(テレビ)	1,500 円
扇風機/ハロゲンヒーター		各 500 円
枕		200 円
シーツ		100 円
鉄板		400 円

・ＭＴＢレンタル

区 分	基本料金（1 時間）	追加料金（30 分毎）
大人用（２４・２６インチ）	250 円	100 円
小人用（２０・２２インチ）	150 円	50 円

キャンセル料

キャンセル日	７日～前日	当日	連絡なし
キャンセル料率	サイト使用料の 20%	サイト使用料の 50%	サイト使用料の 100%

■園内シャトルバスの利用料金表

区分	利用料金
大人	200 円
小人（中学生以下）	100 円

■園内移動用施設（リフト）の利用料金一覧

利用区分	一般		団体（20人以上）	
	大人	小人（中学生以下）	大人	小人（中学生以下）
１回券	150 円	100 円		
回数券（11 回）	1,500 円	1,000 円		
４時間券	1,000 円	600 円	700 円	400 円
１日券	1,500 円	1,000 円	1,000 円	700 円
学校利用券			350 円	350 円

（１）学校利用券の対象となる学校とは、「小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園及び保育園」をいう。なお、学校職員が正規の教課のために児童及び生徒を引率して指導するときは、その引率者を含み、かつ、利用人数の制限はしない。

（２）団体券は１組 20 人以上の団体及び厚生利用券持三者に対して発券する。

（３）利用券及びチケットホルダーは券売所にて手売りで販売する。なお、チケットホルダーの販売価格は、市場価格並みとする。

別紙 43

臨時物販施設等一覧

【 H22 】

施設名称	営業場所	開設期間
きのたん café	こどもの谷	平成 22 年 4 月 29 日～平成 22 年 5 月 5 日
札幌南区体験紹介コーナー南区物産	カントリーハウス横芝生広場	平成 22 年 5 月 2 日～平成 22 年 5 月 5 日
森の花屋さん	東口休憩所前	平成 22 年 5 月 3 日～平成 22 年 5 月 5 日
カレーケータリング販売	こどもの谷	平成 22 年 5 月 4 日～平成 22 年 5 月 5 日
きのたん café	こどもの谷	平成 22 年 5 月 22 日～平成 22 年 5 月 23 日
いか焼きケータリング販売	こどもの谷	平成 22 年 5 月 22 日～平成 22 年 5 月 23 日
森の花屋さん	東口休憩所前	平成 22 年 5 月 23 日
きのたん café	こどもの谷	平成 22 年 5 月 29 日～平成 22 年 5 月 30 日
いか焼きケータリング販売	こどもの谷	平成 22 年 5 月 29 日～平成 22 年 5 月 30 日
森の花屋さん	東口休憩所前	平成 22 年 5 月 30 日
きのたん café	こどもの谷	平成 22 年 6 月 5 日～平成 22 年 6 月 6 日
いか焼きケータリング販売	こどもの谷	平成 22 年 6 月 5 日～平成 22 年 6 月 6 日
森の花屋さん	東口休憩所前	平成 22 年 6 月 6 日
きのたん café	こどもの谷	平成 22 年 6 月 12 日～平成 22 年 6 月 13 日
いか焼きケータリング販売	こどもの谷	平成 22 年 6 月 12 日～平成 22 年 6 月 13 日
森の花屋さん	東口休憩所前	平成 22 年 6 月 13 日
札幌南区物産市	カントリーハウス横芝生広場	平成 22 年 7 月 10 日～平成 22 年 7 月 11 日
森の花屋さん	東口休憩所前	平成 22 年 7 月 18 日～平成 22 年 7 月 19 日
滝野の夜祭り	渓流ゾーン疎林広場	平成 22 年 8 月 6 日～平成 22 年 8 月 8 日
きのたん café	こどもの谷	平成 22 年 9 月 11 日～平成 22 年 9 月 12 日
ファーマーズマーケット	サイクリングセンター前	平成 22 年 9 月 18 日～平成 22 年 9 月 20 日
きのたん café	こどもの谷	平成 22 年 9 月 18 日～平成 22 年 9 月 20 日
カレーケータリング販売	こどもの谷	平成 22 年 9 月 19 日～平成 22 年 9 月 20 日
森の花屋さん	東口休憩所前	平成 22 年 9 月 19 日～平成 22 年 9 月 20 日
きのたん café	こどもの谷	平成 22 年 9 月 25 日～平成 22 年 9 月 26 日
ファーマーズマーケット	サイクリングセンター前	平成 22 年 10 月 2 日～平成 22 年 10 月 3 日
オクトーバーフェスト	こどもの谷	平成 22 年 10 月 9 日～平成 22 年 10 月 11 日
スノーフェスティバル売店	つどいの森	平成 23 年 2 月 11 日～平成 23 年 2 月 13 日

【 H23 】

施設名称	営業場所	開設期間
きのたん café	こどもの谷	平成 23 年 4 月 29 日～平成 23 年 5 月 1 日
ピザケータリング	こどもの谷	平成 23 年 5 月 1 日～平成 23 年 5 月 3 日
きのたん café	こどもの谷	平成 23 年 5 月 3 日～平成 23 年 5 月 5 日
ピザケータリング	こどもの谷	平成 23 年 5 月 7 日～平成 23 年 5 月 8 日
カレーのケータリング	こどもの谷	平成 23 年 5 月 4 日～平成 23 年 5 月 5 日
ぎょうざのケータリング	カントリーハウス横芝生	平成 23 年 5 月 4 日～平成 23 年 5 月 5 日
カレーのケータリング	こどもの谷	平成 23 年 5 月 21 日～平成 23 年 5 月 22 日
きのたん café	こどもの谷	平成 23 年 5 月 21 日～平成 23 年 5 月 22 日
ぎょうざのケータリング	カントリーハウス横芝生	平成 23 年 5 月 21 日～平成 23 年 5 月 22 日
ピザケータリング	こどもの谷	平成 23 年 5 月 28 日～平成 23 年 5 月 29 日
初夏の滝野のビアガーデン	つどいの森	平成 23 年 6 月 4 日～平成 23 年 6 月 5 日
ぎょうざのケータリング	こどもの谷	平成 23 年 6 月 4 日～平成 23 年 6 月 5 日
ピザケータリング	こどもの谷	平成 23 年 6 月 4 日～平成 23 年 6 月 5 日
ぎょうざのケータリング	こどもの谷	平成 23 年 7 月 2 日～平成 23 年 7 月 3 日
ポップコーンのワゴン販売	こどもの谷	平成 23 年 7 月 2 日～平成 23 年 7 月 3 日
ポップコーンのワゴン販売	こどもの谷	平成 23 年 7 月 9 日～平成 23 年 7 月 10 日
ポップコーンのワゴン販売	こどもの谷	平成 23 年 7 月 16 日～平成 23 年 7 月 18 日
ポップコーンのワゴン販売	こどもの谷	平成 23 年 7 月 23 日～平成 23 年 7 月 24 日
ポップコーンのワゴン販売	こどもの谷	平成 23 年 7 月 30 日～平成 23 年 7 月 31 日
滝野の夜祭り	渓流ゾーン疎林広場	平成 23 年 8 月 5 日～平成 23 年 8 月 7 日
ピザケータリング	こどもの谷	平成 23 年 8 月 13 日～平成 23 年 8 月 14 日
ポップコーンのワゴン販売	こどもの谷	平成 23 年 8 月 14 日～平成 23 年 8 月 15 日
ポップコーンのワゴン販売	こどもの谷	平成 23 年 9 月 10 日・11 日、23 日～25 日
ぎょうざのケータリング	こどもの谷	平成 23 年 9 月 17 日～平成 23 年 9 月 19 日
ファーマーズマーケット	東口休憩所前	平成 23 年 9 月 17 日～平成 23 年 9 月 19 日
札幌南オータムフェスティバル 南区物産市	カントリーハウス横芝生	平成 23 年 9 月 18 日～平成 23 年 9 月 19 日
カレーのケータリング	こどもの谷	平成 23 年 9 月 18 日～平成 23 年 9 月 19 日
ポップコーンのワゴン販売	こどもの谷	平成 23 年 10 月 1 日・2 日・15 日・16 日
ぎょうざのケータリング	こどもの谷	平成 23 年 10 月 9 日～平成 23 年 10 月 10 日
ポップコーンのワゴン販売	スキーヤーズサロン	平成 24 年 1 月 14 日・15 日・21 日・22 日

公衆電話

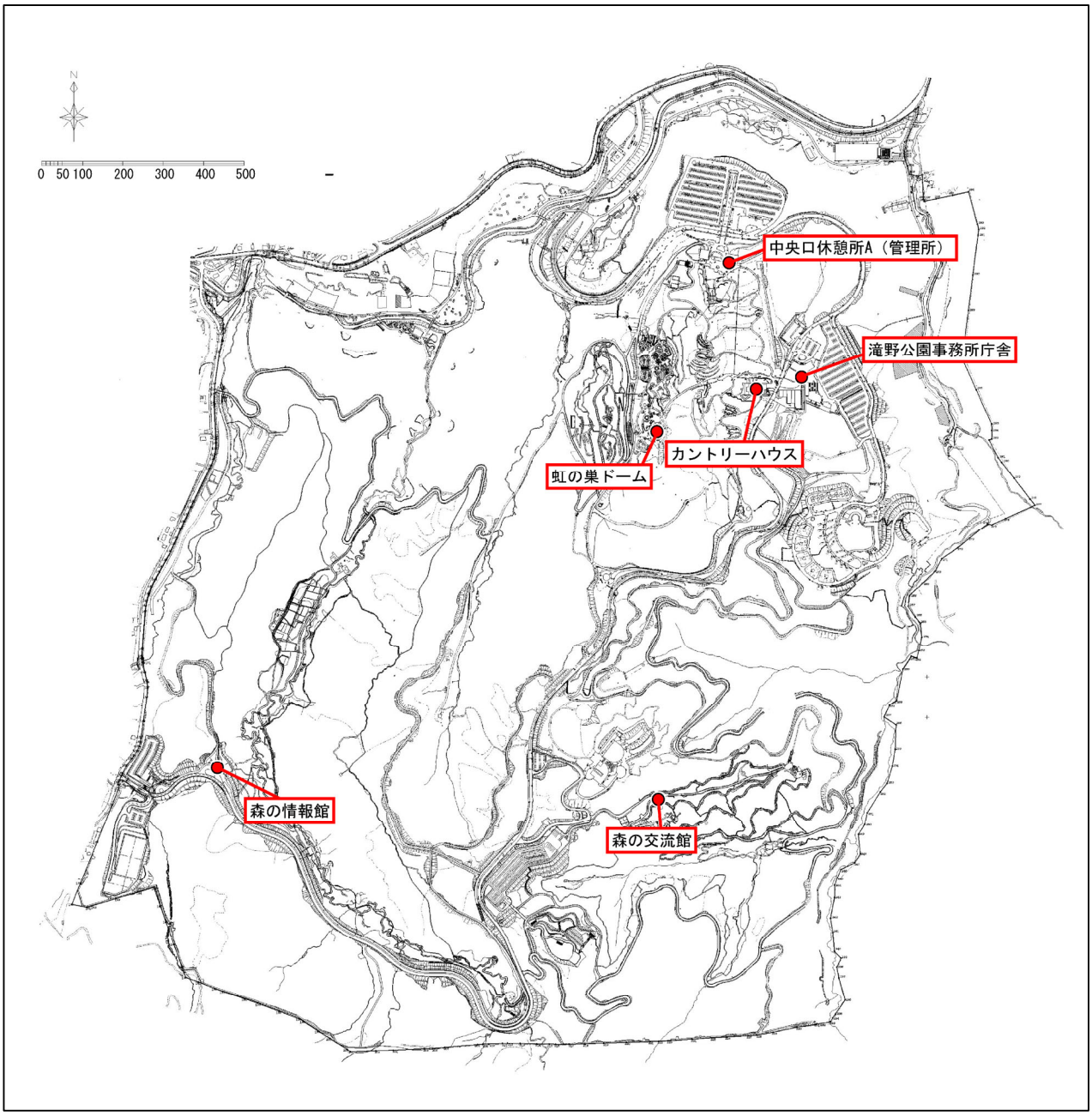
N
0 50 100 200 300 400 500
中央口休憩所A（管理所）
滝野公園事務所庁舎
カントリーハウス
虹の巣ドーム
森の情報館
森の交流館

別紙 45

業務評定

【概要】

公園名	国営滝野すずらん丘陵公園
所在地	北海道札幌市南区滝野
事業者	○○、○○、○○共同体
履行期間	自；平成○○年○○月○○日　　至；平成○○年○月○○日
評価対象	平成○○年度

【目標達成状況】

設定した目標指標と目標値		達成状況	備考
①入園者数	年間○○万人		
②満足度	○○%		
③○○	○○		

【運行状況】

評価内容		
評価ランク		優　・　良　・　可
特記事項	特に評価すべき事項	
	改善が望まれる事項	
	今後の課題等	
備　考		

（提出様式１－１）

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
（担　当　者）
所属部署
氏　　名
電話番号
FAX番号
E-mail

（共同企業体の場合は、以下のように記入すること。）
住　　所　共同体事務所の所在地
商号又は名称　H25-27国営滝野すずらん丘陵公園
運営維持管理業務◇◇・○○共同体
代表者氏名　　印

平成24年●月●日付けで入札公告のありました「H25-27国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」に係わる競争に参加する資格について、関係書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

（提出様式1－2）
○企業の業務実績

担当する分担業務:○○業務				
会社名:○○○○(株)				
業務名	発注者	受注形態	業務概要	履行期間
○○○○○○○○○業務 内容種別　1)　2)	○○県	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設（園地管理面積約○㎡）、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月
 内容種別　1)　2)				
企業の延べ業務年数				○ヶ月
1級造園施工管理技士保有者数（植物管理業務のみ記入） 平成25年4月1日時点　○名				

注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。
注2:面積、植栽地の存在が分かる資料（施工図面、空中写真、地形図等）を添付する。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等の写しを提出する。
注4:複数の業務を記載する場合は行を追加して記入する。
注5:記載する業務件数による評価は行わない。
注6:内容種別欄は実施要項3．2．の「表7　企業の業務実績等に関する要件」の1)～2)のいずれか該当するものを選び○を記入する。
注7:実施要項3．2．の「表7　企業の業務実績等に関する要件」の注意事項に沿って記載する。
注8:参加する法人の会社概要がわかる公表資料(会社紹介パンフレット、HP等)を別途提出する。

（提出様式1－3）

○総括（業務）責任者の業務実績

担当する分担業務：○○業務

ふりがな
氏名

生年月日　　年　　月　　日

会社名・所属・役職

○○会社・○○部・○○部長

保有資格（植物管理業務責任者は、1級造園施工管理技士を必ず記入すること）

・1級造園施工管理技士（登録番号：　　）　（取得年月日：　年　月　日）

業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○○業務 内容種別 1） 2） 3） 4）	○○	・単独 ・共同企業体 （・代表者・代表者以外）	公園種別、○○施設（園地管理面積約○㎡）、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月
○○○○○○○○○○業務 内容種別 1） 2） 3） 4）	○○	・単独 ・共同企業体 （・代表者・代表者以外）	公園種別、○○施設（園地管理面積約○㎡）、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	○月 ～ 平成○年○月
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						○年○ヶ月	
業務経験　の延べ経験年数							○年○ヶ月

注1：業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注2：面積、植栽地の存在が分かる資料（施工図面、空中写真、地形図等）を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

注3：実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。

注4：経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。

注5：企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書（任意様式）及び業務経験証明書（様式1－8）を添付する。

注6：内容種別欄は実施要項3．3．「表8　配置予定者の業務実績等に関する要件」の1）～4）のいずれか該当するものを選び○を記入する。

注7：実施要項3．3．配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。

柱8：実施要項3．3．に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。

(提出様式１－4)守秘性に関する要件

○守秘義務に関し、下記の処置が講じられているか記載する。

イ. 社内規則等(守秘義務に関する規程及びその罰則規定が明示されているものに限る)制定について

ロ. 守秘義務に関する研修、講習等の定期的な実施について

注1: 守秘義務に関する規程及びその罰則規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

共同体の場合は、各構成員それぞれの提出様式１－4を作成し、かつ各構成員それぞれの守秘義務に関する規程及びその罰則を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

（提出様式１－５－１）業務実施体制

［実施要項で定める業務責任者］

実施要項3.3.に定める業務責任者	具体的な業務内容	雇用形態				資格、能力、実務経験年数等（業務内容に対する適切性について記載）	１週間の予定勤務時間								備考
		常勤	非常勤	委託	その他（具体的に）		月	火	水	木	金	土	日	計	
総括責任者		○	－	－			8	8	8	8	8	0	0	40	代表企業 ○○会社 関東　太郎
施設・設備維持管理業務責任者							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○　○○
植物管理業務責任者							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○　○○
収益施設等管理運営業務責任者							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○　○○

※ 組織図（業務実施のための管理機構）を添付する（任意様式）。
※ 総括責任者および業務責任者が資格要件の条件を満たさない場合は特定しない。
※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。
※ 実施要項　３．３．に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。
※ ［実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者］を配置する場合には、別紙に記入すること。
※ 総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任（注）とする。なお、病気・死亡等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め関東地方整備局の承諾を得るものとする。
（注：専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務開始するまでの期間（準備期間）は専任を要しない。）

－別紙413－

（別紙）

［実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者］

業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者	具体的な業務内容	雇用形態				資格、能力、実務経験年数等（業務内容に対する適切性について記載）	１週間の予定勤務時間								備考
		常勤	非常勤	委託	その他（具体的に）										
△△業務責任者の下		○	－	－			月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○　○○
○○係長							8	8	8	8	8	0	0	40	
□□業務責任者の下							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○　○○
○○リーダー															
							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○　○○
							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○　○○

※ ［実施要項で定める業務責任者］の下に配置するのか責任区分を明確にすること。
※ ［実施要項で定める業務責任者］と併せた組織図（業務実施のための管理機構）を添付する（任意様式）。
※ 災害、繁忙期等の緊急時を含み、現地を支援する本社等の体制（責任体制、現地体制）を記載する。
※ 配置予定人員の枠が足りなければ、追加して記入する。
※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。（氏名が未確定の場合は、氏名について、記載しなくてもよい）
※ 業務責任者の下に配置し、業務責任者を補佐する者を変更する場合は、当該業務に精通した者を配置するものとし、予め関東地方整備局の承諾を得るものとする。

－別紙414－

業務実施体制　組織図（業務実施のための管理機構）　（作成例）

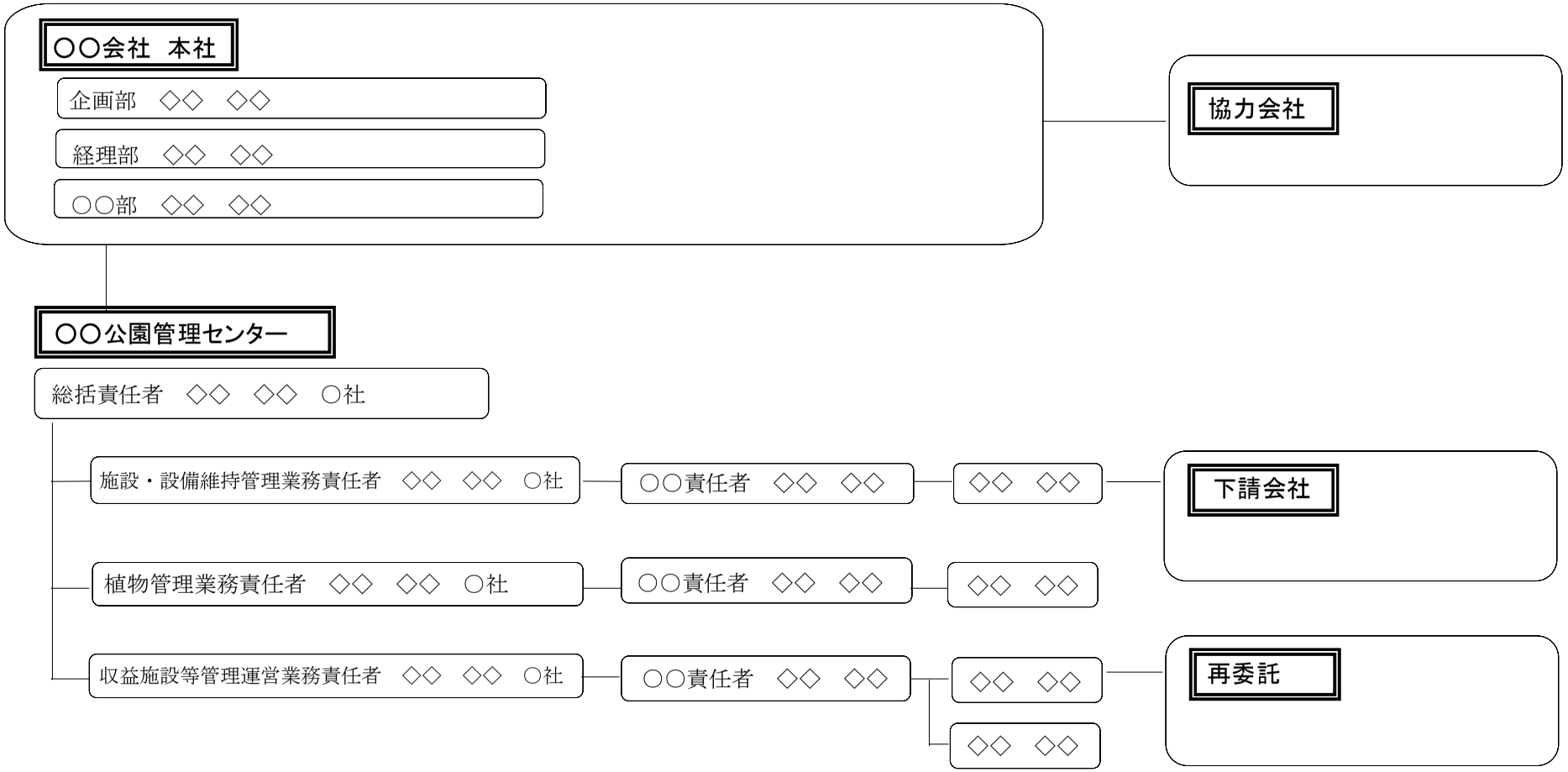

注１：共同体の場合は、責任者の氏名の後に構成企業名を記載すること。

（提出様式1－5－2） 業務実施における対応方針

・迅速かつ円滑な意志決定及び臨機の対応が可能となる体制

※上記について、組織面、費用面の対応等を具体的に記載すること。

※A4版１枚以内にまとめる(図表含む。)。
※文字寸法は10.5ﾎﾟｲﾝﾄ以上。
※白黒片面印刷で提出すること。

（提出様式1－5－3）

○申請した総括責任者以外で同一企業に在籍する総括責任者（代替総括責任者）の業務実績

ふりがな 氏名 生年月日　　年　　月　　日							
会社名・所属・役職 ○○会社・○○部・○○部長							
保有資格 ・技術士（建設部門：都市及び地方計画） （登録番号：　　）（取得年月日：年　月　日）							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○○ 業務 内容種別 1） 2） 3） 4） 5）	○○	・単独 ・共同企業体 （・代表者・代表者以外）	公園種別、○○施設（園地管理面積約○㎡）、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月
○○○○○○○○○○ 業務 内容種別 1） 2） 3） 4） 5）	○○	・単独 ・共同企業体 （・代表者・代表者以外）	公園種別、○○施設（園地管理面積約○㎡）、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	○月 ～ 平成○年○月
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						○年○ヶ月	
業務経験　の延べ経験年数							○年○ヶ月

注1：業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注2：面積、植栽地の存在が分かる資料（施工図面、空中写真、地形図等）を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

注3：実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。

注4：経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。

注5：内容種別欄は実施要項3．3．「表8　配置予定者の業務実績等に関する要件」の1）～5）のいずれか該当するものを選び○を記入する。

注6：実施要項3．3．配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。

(提出様式１－6)実施方針

※A4版２枚以内にまとめる(図表含む。)。
※文字寸法は10.5ﾎﾟｲﾝﾄ以上。
※別紙年間業務計画を添付する。それ以外の添付資料は認めない。
※白黒片面印刷で提出すること。

（別紙）

年間業務計画（作成例）

工　種	種別	実施頻度	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
植物管理	芝生管理	●回／年												
	低木管理	●回／年												
	高木管理	●回／年												
	草花管理	●回／年												
●●●●														
●●●●														
●●●●														
●●●●														

(提出様式1－7)再委託又は、下請負の予定(協力企業の名称等)

企　業　名		代表者名	
所　在　地			
再委託する理由及び具体的内容 分担業務内容			

企　業　名		代表者名	
所　在　地			
再委託する理由及び具体的内容 分担業務内容			

企　業　名		代表者名	
所　在　地			
再委託する理由及び具体的内容 分担業務内容			

注１：再委託又は、下請負（予定含む）がある場合に記入する。

注２：原則として、小規模な業務※を除き、記載された以外の業務を再委託又は下請負する場合には、金額および必要性等について協議が必要となる。
※　小規模な業務とは、基本的に契約金額が100万円未満の業務等

注３：再委託又は、下請負の枠が足りなければ、追加して記入すること。

注４：組織図（業務実施のための管理機構）に記入すること。

念書(例)（申請書類提出時に当該法人と雇用関係が無い場合）

支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長　様

念書（例）

株式会社○○○○と北海道太郎は、現在雇用関係に無いが、下記の場合において雇用契約を締結するものとする。

記

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部で、平成23年●月●日付けで入札公告のあった「H25-27国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」と契約締結した場合。

平成２３年○月○日

住所
電話番号
会社名　株式会社○○○○
代表者　代表取締役社長△△　△△　印

住所

氏名　　北海道　太郎　印

(提出様式1－8)業務経験証明書

氏名(ふりがな)	北海道　太郎 (　　年　　月　　日生)
会社名	□□□□株式会社
業務実績	○○業務の○○責任者として従事。
従事期間	年　　月　　日 ～ 年　　月　　日
備考	

上記の通りであることを証明します。

平成２３年○月○日

住　所

電話番号
会社名　　□□□□株式会社

代表者　　役職名　　氏名　　印

（提出様式１－９－１）

平成　　年　　月　　日

収益施設管理運営実績書

国土交通省　北海道開発局札幌開発建設部　　殿

（申請者）社　名
代表者　　印
所在地
TEL(FAX)

下記収益施設等について運営実績書を提出します。

記

（記入例）

	国営滝野すずらん丘陵公園 収益施設名	収益施設管理運営実績（※１）		収益施設管理運営予定（※２）	
		企業としての実績	配置予定者としての実績	申請者（共同体構成員を含む）	申請者以外の者（再委託・下請け等）
1	駐車場			○ （(株)○○）	
2	サイクリング施設				○ （(株)○○）
3	飲食・物販施設	◎ （(株)○○）	◎ （○○太郎）	○ （(株)○○）	
4	釣堀施設	○ （(株)○○）		○ （(株)○○）	
5	オートキャンプ場				○ （(株)○○）
6	園内シャトルバス				○ （未定）
7	園内移動用（リフト）施設	○ （(株)○○）		○ （(株)○○）	
8	自動販売機	○ （(株)○○）		○ （(株)○○）	
9	公衆電話	○ （(株)○○）		○ （(株)○○）	

（提出様式１－９－１）の注意事項

※１　収益施設管理運営実績について、実施要項３．２．企業の業務実績に関する要件、及び３．３．配置予定者の業務実績に関する要件の「⑤収益施設等管理運営業務」で申請している収益施設に「◎」を記入し、その他実績を有する収益実績は「○」を記入する（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「◎」、「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（(株)○○）」、「◎（○○太郎）」）

又、「◎」、「○」を記入した施設の全ての施設について（提出様式１－９－３）に記入すること。

※２　収益施設等管理運営予定について、国営滝野すずらん丘陵公園において、申請者または申請者以外の者で行うのかいずれかに「○」を記入する。なお、収益施設管理運営実績の申請者と収益施設管理運営予定の申請者が必ずしも同一箇所でなくてもよい。（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（(株)○○）」、「○（○○太郎）」）。申請者以外の者が未定の場合は、「○」のあとに「未定」と記載すること。（例「○（未定）」）

又、申請者以外の者によって実施し、予定している企業等がある場合は、（提出様式１－７）に記載すること。

※３　「H25-27国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」に入札参加しようとする者は、公園施設と連携して収益施設を運営することから、国営滝野すずらん丘陵公園収益施設等管理運営規定書（以下、「規定書」という。）の事項を確認の上、収益施設管理運営実績書を提出しなければならない。

また、「H25-27国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」の受託者は、収益施設について都市公園法第５条の申請を行い、許可を受け所定の使用料を国へ支払なければならない。

※４　共同体として参加する者が提出する場合は、H25-27国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務について、代表企業を申請者とする。

（提出様式１－９－２）

会社の概要

（１）以下について記入するものとする。

①社名	（　　）
②業種（主・副）	（　　・　　）
③設立	（　　年　　月）
④資本金	（　　円）
⑤従業員数	（　　人）
⑥株式	（　上場　・　非上場　）
⑦株主数	（　　人）
⑧営業範囲	（　北海道・札幌地方・全国　）
⑨年商	（　　円）

（２）下記の最新資料を添付するものとする。

①会社概要書等
②登記簿謄本
③財務諸表（過去3ケ年分）

※　提出様式１－９－１で記載している全ての収益施設の施設等運営者について記載すること。（収益施設管理運営実績、収益施設管理運営予定を含む）

※　財務諸表については、決算報告に使用された「貸借対照表」「損益計算書」「営業報告書」「利益の処分又は損失の処理に関する議案」等（過去３ケ年分）を提出するものとする。

※　申請者以外の者については、上記（２）②、③は提出しなくてもよい。ただし、落札者決定された場合は、業務計画書提出時までに提出するものとする。

※　申請者以外の者が未定の場合は、上記（１）①社名に「未定」と記載すること。ただし、落札者決定された場合は、本様式と上記（２）①～③を業務計画書提出時までに提出するものとする。

（提出様式１－９－３）

○○施設運営実績

項　　目	内　　容
・施設名 ・所在地 ・開設年	（記入例） ・○○○○　　○○店 ・北海道○○市○○１－２－３ ・平成○年○月
・業態 ・取扱品目 ・主な客層	（記入例） ・フルサービス和食レストラン ・郷土料理 ・家族連れ、観光客
・構造 ・規模	（記入例） ・構　　造　　RC構造 ・延床面積　　401.88㎡ ・客席面積　　300㎡ ・席　　数　　100席 ・厨房面積　　50㎡ ・駐 車 場　　平面駐車場　普通車20台
・売上高	記入例） ・120,000千円／年（過去３ヶ年の平均）
・従業員数	（記入例） ・社員３人、補員５人

※　提出様式１－９－１の収益施設管理運営実績の◎及び○と記載した箇所についてそれぞれ１件以上記載すること。企業及び配置予定者の業務実績が同じ収益施設で異なる施設（別の施設）の場合は、それぞれ記載すること。　又、施設等により物理的条件より記載が難しい場合であっても実施している概要がわかる内容を記載すること。

※　売上高は、過去３ヶ年の平均とし、実績がないものは、過去２年又は１年でもよい。又１年に満たない場合は、予定金額でもよい。

※　実績を証明する登記簿又は契約書等の写しと、自由様式で施設概要がわかる資料又は写真等を２～３枚添付すること。

なお、自由様式は、Ａ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。

（提出様式１－１０）

（第１面）

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長
○○　○○　殿

（郵便番号　　）
入札参加事業者　住　　所

電話番号（　　）　　－

商　　号
又は名称

氏　　名　　㊞

（法人にあっては、代表者氏名）

法定代理人　　㊞
氏　　名

入 札 参 加 事 業 者 等 確 認 書

この書面の記載事項は、事実に相違ありません。

（留意事項）

１　この書面及び提出書類は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第１０条各号に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。

２　この書面とともに、第８面の一覧表に示す書類の提出をお願いします。

３．提出した様式のデータおよび電磁的記録媒体（第８面※８参照）をCD－Rで提出願います。

（第２面）

1　入札参加事業者

個人・法人の別	□　個　　人	□　法　　人

ア　入札参加事業者が個人の場合

フリガナ	生年月日 （性別）	本　　籍
氏　　名		住　　所
フ　リ　ガ　ナ		事業活動の内容
商号又は屋号		
	（　）	

イ　入札参加事業者が法人の場合

フ　リ　ガ　ナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者の氏名
事　業　活　動　の　内　容	

（記載上の注意）

1　「個人・法人の別」は、該当するものに○印を付けて下さい。

2　「商号又は屋号」は、商号登記をしているときはその商号を、商号登記していないときは屋号等の名称のうち１個を記載して下さい。

2　法定代理人

フリガナ	生年月日 （性別）	本　　籍
氏　　名		住　　所
	（　）	
	（　）	

（記載上の注意）

1　「法定代理人」は、

①　入札参加事業者（法人の場合は、当該法人の役員）

②　入札参加事業者の親会社等（法人の場合は、当該法人の役員）

が、法第１０条第６号に規定する「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」である場合に、当該未成年者の法定代理人を記載して下さい。

2　記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第２面の次に添付して下さい。

３　役　員　等

フ リ ガ ナ	生年月日（性別）	本　　籍
氏　　名	役職名又は名称	住　　所
	（　）	
	（　）	
	（　）	
	（　）	
	（　）	
	（　）	
	（　）	
	（　）	

（記載上の注意）

１　入札参加事業者が法人の場合に記載して下さい。

２　「役員等」とは、役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者）及び相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいい、その全てを記載して下さい。

３　記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第３面の次に添付して下さい。

４　主要株主・主要出資者

発行済株式の総数		出資総額	

ア　主要株主・主要出資者が個人の場合

フ リ ガ ナ 氏　　名	生年月日（性別）	本　　籍 住　　所 所有株式数又は出資金額	 割　　合
	（　）		
	（　）		
	（　）		
	（　）		
	（　）		
	（　）		
	（　）		

イ　主要株主・主要出資者が法人の場合

フ リ ガ ナ	フ リ ガ ナ	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	
商号又は名称	代表者氏名	所有株式数又は出資金額	割　　合

（記載上の注意）

１　主要株主とは、発行済株式の総数の１００分の５以上の株式を所有する株主をいいます。

２　主要出資者とは、出資総額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者をいいます。

３　割合は、「所有株式数（出資金額）／発行済株式の総数（出資総額）×１００」とします。

４　法第１０条第９号の親会社等に該当する場合は、第６面の「５親会社等」欄に記載して下さい。

５　記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、個人の場合は第４面の次に、法人の場合は第５面の次にそれぞれ添付して下さい。

５　親会社等

ア　施行令第３条第１項第１号に該当する場合

○　個人の場合

フ リ ガ ナ	生年月日（性別）	本　　籍		
氏　　名		住　　所		
		議決権の総数	所有する議決権の数	割　　合
	（　　）			

○　法人の場合

フ リ ガ ナ	フ リ ガ ナ	主 た る 事 務 所 の 所 在 地		
商号又は名称	代表者氏名	議決権の総数	所有する議決権の数	割　　合

イ　施行令第３条第１項第２号に該当する場合

フ リ ガ ナ	フ リ ガ ナ	主 た る 事 務 所 の 所 在 地
商号又は名称	代表者氏名	その役員に占める自己の役員等の割合

ウ　施行令第３条第１項第３号に該当する場合

フ リ ガ ナ	フ リ ガ ナ	主 た る 事 務 所 の 所 在 地
商号又は名称	代表者氏名	その代表権を有する役員の地位を占める自己の役員等の氏名

（記載上の注意）

１　「親会社等」には、入札参加事業者と次の関係（特定支配関係）にある者（施行令第３条第１項第１号から第３号まで）を記載して下さい。

①　その株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。（第１号）

②　その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。）に占める自己の役員又は職員（過去２年間に役員又は職員であった者を含む。以下同じ。）の割合が２分の１を超えていること。（第２号）

③　その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。（第３号）

２　親会社等に該当するものがある場合は、その該当する欄に記載して下さい。

３　その役員に占める自己の役員等の割合は、「入札参加事業者における自己の役員等の数／入札参加事業者の役員の数×１００」とします。

６　親会社等の役員等

法人の商号又は名称		
フリガナ	生年月日（性別）	本　　籍
氏　　名	役職名又は名称	住　　所
	（　　）	
	（　　）	
	（　　）	
	（　　）	

	（　　）	
	（　　）	
	（　　）	
	（　　）	

（記載上の注意）

１　親会社等が法人の場合は、当該法人の役員等（第３面でいう「役員等」に同じ。）を全て記載して下さい。

２　記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第７面の次に添付して下さい。

7　提出書類

この書面のほか、下表に示す提出書類のうち、該当するものを提出して下さい。なお、提出する
書類については、チェック欄に〇印を付けて下さい。

提　出　書　類　一　覧　表	ﾁｪｯｸ
1　住民票の写し（外国人の場合は外国人登録原票の写し）※1【落札者決定後】	
①　入札参加事業者（個人）	
②　入札参加事業者（個人）の法定代理人※2	
③　入札参加事業者（法人）の役員	
④　入札参加事業者（法人）の役員の法定代理人	
⑤　入札参加事業者（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者※3	
⑥　入札参加事業者（法人）の親会社等※4（個人）	
⑦　入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）の法定代理人	
⑧　入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員	
⑨　入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員の法定代理人	
⑩　入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者	
2　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※5	
⑪　入札参加事業者（法人）	
⑫　入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）	
3　戸籍抄本※6	
⑬　入札参加事業者（個人）	
⑭　入札参加事業者（法人）の役員	
⑮　入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）	
⑯　入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員	
4　未成年者登記簿の謄本※7	
⑰　入札参加事業者（個人）	
⑱　入札参加事業者（法人）の役員	
⑲　入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）	
⑳　入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員	
5　誓約書　［別添］	
㉑　入札参加事業者（個人）	
㉒　入札参加事業者（法人）	
6　電磁的記録媒体※8	

※1　住民票の写しは、本籍地の記載のあるものとし、外国人登録原票の写しは、その者が外国人で外国人登録をしている場合に提出して下さい。また、いずれも発行後６ヶ月以内のものを提出して下さい。

※2　法定代理人とは、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいいます。

※３　役員と同等以上の支配力を有する者とは、正規の役員ではないが、相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいいます。

※４　親会社等とは、入札参加事業者と施行令第３条第１項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する者とします。

※５　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、発行後６ヶ月以内のものを提出して下さい。

※６　戸籍抄本は、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合及びその者が未成年者で婚姻により成年に達したものとみなされている場合（民法第７５３条）に提出して下さい。

※７　未成年者登記簿の謄本は、その者が未成年者であって、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する場合（婚姻により成年に達したものとみなされている場合を除く。）に提出して下さい。

※８　電磁的記録媒体の作成要領

意見聴取に必要な電磁的記録は、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別とし、これらをＣ　Ｓ　Ｖ 形式（ 例えば、エクセル、アクセス等）により、電磁的記録媒体（ ＣＤ－Ｒ）に以下の要領で記録する。

①　氏名カナは、半角で記録し、姓と名の間を半角で１マス空ける。

②　氏名漢字は、全角で記録し、姓と名の間を全角で１ マス空ける。なお、常用漢字でない等の理由により、漢字が記録不可能な場合は、当該漢字に代えて平仮名を記録する。

③　生年月日のうち、年、月及び日については、半角の２ 桁で記録する。元号については、明治の場合は「M」、大正の場合は「T」、昭和の場合は「S」、平成の場合は「H」と半角で記録する。

④　性別については、男性の場合は「M」、女性の場合は「F」と半角で記録する。

⑤　氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別は、それぞれセル毎で区切る。

⑥　記載例（データ上の記載）

昭和３　８　年７　月１　４　日生まれの公共太郎（ 男性）の場合は、

氏名カナ(半角)	氏名漢字(漢字)	元号(半角)	年	月	日	性別
ｺｳｷｮｳ ﾀﾛｳ	公共　太郎	S	38	7	14	M

[別添]

支出負担行為担当官
　北海道開発局札幌開発建設部長
　　○○　○○　殿

平成　　年　　月　　日
住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　㊞

誓約書

平成24年●月●日付けで公告のありました「H25-27国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務」の入札に参加するにあたり、下記のとおり誓約します。

記

1　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第15条において準用する第10条各号に該当する者でないこと。

2　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

3　他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

１）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

①親会社と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

２）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし②については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

4　国営滝野すずらん丘陵公園事務所で平成22年度に実施した「滝野公園　運営維持管理に関するモニタリング調査検討業務」の受託者でないこと。

5　国営滝野すずらん丘陵公園事務所で平成23年度に実施した「滝野公園　管理運営計画検討業務」の受託者でないこと。

6　業務の一部について再委託等を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。又、再委託先等が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させないこと。

7　申請書類の内容については事実と相違ないこと。

上記誓約に相違があった場合は、入札参加の取消し、契約解除等の措置又は処分も甘受し、一切の意義を申し立てないことを併せて誓約します。

以上

申請書類における留意事項について

１．提出部数は１部とし、通しの頁数を次の例ように頁右下に記載するものとする。（例　1／10，2／10･･･9／10，10／10）。

２．提出様式１－２「企業の業務実績」
①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
②単体および共同体の担当する分担業務については、「本業務全体の企画立案及びマネジメント業務」、「施設・設備維持管理業務」「植物管理業務」、「収益施設等運営業務」とし、さらに細かく業務を分担する場合には「施設・設備維持管理業務のうち、施設管理」などの記載とし、独自に「総合運営管理業務（例）」など独自の名称は作らないこと。
③本業務全体の企画立案及びマネジメント業務の実績については、説明書１．（２）１）で記載しているとおり、必ず「本公園の運営維持管理全般について目標及び業務計画を策定し、多岐にわたる業務について総合的な調整を行い、適切な進捗管理を実施」した会社とし、その内容について契約書で記載されていない場合は、その内容が確認できる業務の仕様書等も添付すること。
④共同体の場合は、本業務全体の企画立案及びマネジメント業務を担当する企業を代表企業とすること。

３．提出様式１－３「総括（業務）責任者等の業務実績」
①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
②「本業務全体の企画立案及びマネジメント業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」、「収益施設等運営業務」の業務責任者においては、業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数　配置した場合には、特定しない。
ただし、実施要領に定めた範囲において兼務は可能とする。
③共同体の場合は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務を担当する総括責任者を代表企業の社員（予定を含む）とすること。また、「所属・役職」の欄に会社名を記載すること。

４．提出様式１－４「守秘性に関する要件」
①守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。また、共同体の場合は、構成員毎に様式１－４の提出及び守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。該当部分に下線を引くこと。

５．提出様式１－５－１「業務実施体制」
①共同体の場合は、備考欄に所属企業名および職務、配置予定者の氏名を記載すること。
②組織図（業務実施のための体制図）を添付すること。その際に担当する分担業務を記載すること。
③実施要項３．３．表８に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。

６．提出様式１－５－２「業務実施における対応方針」
Ａ４版片面１枚以内で、文字寸法は１０．５ポイント以上とすること。
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ９ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。
白黒片面印刷で提出すること。

７．提出様式１－６「実施方針」
Ａ４版片面２枚以内で、文字寸法は１０．５ポイント以上とすること。
図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ９ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。

白黒片面印刷で提出すること。

８．提出様式１－１０「入札参加事業者等確認書」
　落札者は、住民票の写し（外国人の場合は外国人登録原票の写し）について、落札決定日から２週間以内に提出すること。
　様式のデータおよび電磁的記録媒体（第８面参照）をCD－Rで提出すること。

（提出様式２－１）

企画書

業務の名称　　H25-27国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務

履行期限　　平成　　年　　月　　日

標記業務について、企画書を提出します。

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長　殿

提出者）住　　所
電話番号
会 社 名
代 表 者 役職名　　氏　　名　　印

作成者）担当部署
氏　　名
電 話 番 号
Ｆ Ａ Ｘ
Ｅ－mail

（共同企業体の場合は、以下のように記入すること。）
住　所　：共同体事務所の所在地
電話番号：共同体事務所の電話番号
ＦＡＸ　：共同体事務所のＦＡＸ番号
会社名　：○○○○業務
△△・○○共同体
代表者　：△△㈱　役職名　　氏名　印

注）紙入札方式による場合は代表者印を押印してください。

（提出様式２－２―１）

１）目標とする公園利用者数の確保に関する提案

基本的な考え方・方針

○○○を基本的な方針として、○○○

公園利用者数【数値目標】　（単位：万人）

年目	１年目			２年目	３年目
年間及び運営ｼｰｽﾞﾝ毎の公園利用者数	年間：				
	1	2	計		
本公園の札幌都市圏外からの公園利用者の割合	年間：				
	1	2	計		
滝野の森3施設（森の教室､森の情報館､森の交流館）の年間及び運営ｼｰｽﾞﾝ毎の利用者数	年間：				
	1	2	計		

１．企画提案項目：○○○の活用

・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。

・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。

２．企画提案項目：

・具体的な企画提案：

・期待される効果：

３．企画提案項目：

・具体的な企画提案：

・期待される効果：

４．企画提案項目：

・具体的な企画提案：

・期待される効果：

５．企画提案項目：

・具体的な企画提案：

・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の１．～５．に、年間及び運営シーズンごとの公園利用者数、札幌都市圏外からの公園利用者の割合、指定施設の年間及び運営シーズンごとの利用者数の目標を各年度設定の上、その公園利用者数確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―２）

２）利用者満足度の確保に関する提案

基本的な考え方・方針
○○○を基本的な方針として、○○○

公園利用者の満足度（非常に満足）【数値目標】　（単位：％）

年目	１年目			２年目	３年目
年間 公園利用者の 満足度					
運営ｼｰｽﾞﾝ毎 公園利用者の 満足度	1	2	計		

１．企画提案項目：○○○の活用
・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※企画提案項目の１．～５．に、年間及び運営シーズンごとの公園の運営に関する満足度の目標を各年度設定の上、その満足度の確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―３）

３）地域特性を生かした植物管理に関する提案

基本的な考え方・方針
○○○を基本的な方針として、○○○

年目	１年目	２年目	３年目
北海道の気候風土にあった 花風景に関する 「非常に満足」の回答比率			

１．企画提案項目：○○○の活用
・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※企画提案項目の１．～５．に、本公園の植生、生態系、景観等を踏まえ、周辺環境と調和しつつ公園内の自然資源等を活用した魅力のある花修景や風景の演出に関する満足度の目標を各年度設定の上、その満足度の確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―４）

４）公園特性及び資源、施設を生かした運営管理に関する提案

基本的な考え方・方針
　○○○を基本的な方針として、○○○

１．企画提案項目：○○○の活用
・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※企画提案項目の１．～５．に、本公園の「子どもの谷」「森のすみか」「滝野の森」の機能を発揮させるための維持管理方法について、、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―５）

５）多様な利用プログラムの提供に関する提案

基本的な考え方・方針　　○○○を基本的な方針として、○○○

イベント・行事等利用プログラムの種類・開催数、参加人数【数値目標】

イベント・行事名	１年目		２年目	３年目
	開催数（回）	参加人数（人）		

１．企画提案項目：○○○の実施

・具体的な企画提案：○○○において、・・・・○○○を実施します。

・期待される効果：○○○を実施することにより、・・が期待されます。

２．企画提案項目：

・具体的な企画提案：

・期待される効果：

３．企画提案項目：

・具体的な企画提案：

・期待される効果：

４．企画提案項目：

・具体的な企画提案：

・期待される効果：

※各企画提案項目には１から４までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の１．～５．に、本公園の意義や役割、機能を踏まえ、滝野の森のエリア（森のすみかを含む）における利用プログラムの種類・開催回数と延べ参加人数の目標を各年度設定の上、多くの公園利用者が参加、体験、交流できる自然、歴史文化等に関する多様な利用プログラムの実施について、企画提案項目にそれらの実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※自主事業の自主イベントの企画提案については「（提出様式２－２－１０）自主事業に関する提案」に記述するものとし、本様式では委託費で行う行催事（材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものを含む）のみを記載すること。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―６）

６）情報受発信に関する提案

基本的な考え方・方針
○○○を基本的な方針として、○○○

マスコミ報道件数・ホームページアクセス件数【数値目標】　（単位：件）

年目	１年目	２年目	３年目
年間 マスコミ報道 件数	○○	○○	○○
年間 ホームページ アクセス件数	○○	○○	○○

１．企画提案項目：○○○の活用
・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※企画提案項目の１．～５．に、マスコミ報道件数やホームページアクセス件数の目標を各年度設定の上、本公園が提供するサービス内容や公園の魅力等に関する広報宣伝・情報の受発信について、企画提案項目にそれら実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―７）

７）地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案

基本的な考え方・方針
　○○○を基本的な方針として、○○○

１．企画提案項目：○○○と連携
・具体的な企画提案：○○○と連携し、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○と連携することにより、・・・・が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※企画提案項目１．～２．に、周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目３．～５．に、ボランティアやＮＰＯ団体との連携方策及びボランティア活動の充実・継続に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―８）

８）公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案

基本的な考え方・方針
○○○を基本的な方針として、○○○

１．企画提案項目：○○○の活用
・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※企画提案項目１．～２．に、公園利用者の安全・安心を確保する施設管理および運営管理について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目３．～４．に、既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面でのユニバーサルデザイン対応について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目５．に、公園スタッフに関する事故を未然に防ぐ取組について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―９）

９）緊急時及び非常時の対応に関する提案

基本的な考え方・方針
○○○を基本的な方針として、○○○

１．企画提案項目：○○○の実施
・具体的な企画提案：○○○について、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○をすることにより、・・・・の防止が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※企画提案項目１．～２．に、緊急事態を想定し、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目３．～４．に、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目５．に、繁忙期において、混乱回避のための体制構築を含めた対応策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―１０）

１０）自主事業に関する提案

基本的な考え方・方針
　○○○を基本的な方針として、○○○

１．企画提案項目：○○○の実施
・具体的な企画提案：○○○において、・・・・○○○を実施します。
・期待される効果：○○○を実施することにより、・・が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※公園の目的・魅力の向上の観点について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※自主事業：事業者の独立採算により行う事業をいう。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―１１）

１１）収益施設の運営に関する提案

基本的な考え方・方針
○○○を基本的な方針として、○○○

１．企画提案項目：○○○の活用
・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が見込まれます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

６．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

７．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から７までの通し番号を付けること。
※企画提案項目１．**駐車場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目２．**レンタサイクル施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目３．**飲食・物販施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目４．**釣堀施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、

実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目５．**オートキャンプ場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目５．**園内シャトルバス**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目５．**園内移動用（リフト）施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―１２）

１２）各業務の最低水準（現行基準）として示された仕様書に対する、改善提案

基本的な考え方・方針
○○○を基本的な方針として、○○○

１．改善提案項目：○○○工
・設計数量：○○ｍ２
・変更数量：○○ｍ２
・変更可能な理由：○○○を導入し、・・○○の質が向上（○○を削減）します。
・期待される効果：○○○を導入することにより、・・・の削減が見込まれます。

２．改善提案項目：
・設計数量：
・変更数量：
・変更可能な理由：
・期待される効果：

３．改善提案項目：
・設計数量：
・変更数量：
・変更可能な理由：
・期待される効果：

４．改善提案項目：
・設計数量：
・変更数量：
・変更可能な理由：
・期待される効果：

５．改善提案項目：
・設計数量：
・変更数量：
・変更可能な理由：
・期待される効果

※各改善提案項目には通し番号を付けること。
※改善提案による質の維持向上又は経費の削減（あるいはその両方）に関する提案について、実現性のある改善提案および期待される効果を具体的に記述する。
※設計数量が変更となる場合には、数量総括表に変更数量を記述して提出すること。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

【別添】

企画書の提案に関する注意事項等

１．各企画提案および改善提案について、着眼点が他と比較して優れており、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等の妥当性について総合的な観点から評価する。

２．各企画提案および改善提案の頁数は、説明図表を含めＡ４版２頁以内とする。
上記頁数を超えた場合、加点評価対象は２頁目までに記載されている内容とし、３頁目以降に記載した内容は加点評価対象としない。ただし、３頁目以降に記載した内容（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。

３．各企画提案の項目数は最大５項目までとし、記載の順に１から５までの通し番号を付けること。
　加点評価対象は番号１から５の企画提案項目までとし、これを超えた企画提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない企画提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した企画提案項目又は通し番号の記載がない企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。

４．改善提案は、記載の順に１から通し番号を付けること。
　通し番号の記載がない改善提案項目については加点評価対象としない。ただし、通し番号の記載がない改善提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
　頁数は、上記２．によるものとする。

５．１つの企画提案項目は１つの着目対象（〇〇対策、等）に限って設定すること。
　複数の着目対象に対する企画提案項目を記載した場合には、当該企画提案項目を加点評価対象としない場合がある。ただし、当該企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。

６．１つの企画提案項目に対する具体的な企画提案は、業務の特性及び現場条件等を考慮のうえ､企画提案項目とした着目対象に関して効果を発現させるための実施方法(効果を高めるために付帯して行うものを含む。）を具体的に記載する。
　曖昧な表現及び「仕様書に基づき履行」等の簡易な表現はしないこと。

７．以下に示すような企画提案項目は、標準案と同程度であり効果が期待できないものとし、加点評価しない。

①仕様書及び関係法令を遵守した標準的な内容

８．以下に示すような企画提案項目は、実施を認めないもの（履行不可）とする。

①関係法令に違反するもの
②入園料、使用料等の増減を変更させるもの
③開園日時を変更させるもの(主催イベントなど仕様書で明示してあるものは除く)

９．文字寸法は１０．５ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ９ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。

10．白黒片面印刷で提出するものとする。

11．企画書の提出部数は１部とし、通しの頁数を以下の例のように頁右下に記載するものとする。（例　1／10，2／10･･･9／10，10／10）。

12．企画書に個別法人および個別グループ等が特定できる記載内容（法人名、個人名など）がある場合は、その記載された頁に該当する実施要項表９に示す｢区分｣は加点評価対象としない。ただし、当該区分（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。

（例）　▲▲会社　　→　　当法人
　　■■財団　　→　　当法人
　　◇◇共同体　　→　　当法人
　　□□グループ　　→　　関連グループ　等
　　※固有の名称は用いないこと。

13．各企画提案および改善提案を作成する上で、同様な内容を記述する場合は、該当箇所に｢（再掲）｣と記載すること。ただし、加点対象とするが、実施要項表９に示す｢区分｣によって評価が異なる場合がある。

国営滝野すずらん丘陵公園

収益施設運営計画書

提　　出　　様　　式

国土交通省　北海道開発局札幌開発建設部

【企画書提出時に提出すること】
（様式３－１）

平成　　年　　月　　日

収益施設運営計画書

国土交通省　北海道開発局札幌開発建設部長　殿

（申込者）社　名

代表者　　印

所在地

TEL(FAX)

下記施設について、国営滝野すずらん丘陵公園収益施設運営計画書を提出します。

記

（１）所 在 地　北海道札幌市南区滝野２４７番地
（２）対象施設　駐車場（６箇所)、レンタサイクル施設（４箇所)、レストラン（２箇所)、
用具貸出所（１箇所)、売店（５箇所)、釣堀（１箇所)、オートキャンプ場（１箇所)、
園内シャトルバス（１路線)、園内移動用施設（リフト）（１箇所)、自動販売機、
公衆電話

＊共同体として参加する者が提出する場合は、H25-27 国営滝野すずらん丘陵公園運営維持管理業務について、業務全体の企画立案及びマネジメント業務をする者とする。

（様式３－２）

収益施設運営計画

（1）運営施設全体の運営計画
・基本的な考え方
・取組方策
・混雑期、閑散期に対応した運営方針

※運営施設全体の運営計画について、基本的な考え方及び取り組み方策を具体的に記述すること。
また、混雑期、閑散期に対応した運営方針も具体的に記述すること。

※図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。

（２）収益施設の運営に関する提案

１．企画提案項目：〇〇〇の設定
・具体的な企画提案：〇〇〇を設定し、・・・・実施します。
・期待される効果：〇〇〇を設定する事により、・・・・が見込まれます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果

６．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

７．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果

※各企画提案項目には１から７までの通し番号を付けること。
※企画提案項目１．**駐車場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目２．**レンタサイクル施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目３．**飲食・物販施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目４．**釣堀施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある

企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目５．**オートキャンプ場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目６．**園内シャトルバス**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目７．**園内移動用（リフト）施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※文字寸法は１０．５ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ９ポイント程度までとする。白黒片面印刷で提出するものとする。

※本様式に記述した企画提案については、企画書提出様式２－２－１２と同様な内容とする。

（様式３－４－１）

（３－１）駐車場の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。
※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。
※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

（様式３－４－２）

（３－２）レンタサイクル施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。
※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。
※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

（様式３－４－３）

（３－３）飲食・物販施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間・料金を超える提案は不可とする。

※ただし、中央レストラン及び展望レストラン付帯バーベキューコーナーの運営については、義務付けを行わない。

（様式３－４－４）

（３－４）釣堀施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。
※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。
※仕様書に示す期間・時間・料金を超える提案は不可とする。

（様式３－４－５）

（３－５）オートキャンプ場の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。
※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。
※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

（様式３－４－６）

（３－６）園内シャトルバスの運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

※野外炊飯広場バーベキューコーナーの運営については、義務付けを行わない。

（様式３－４－７）

（３－７）園内移動用（リフト）施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。
※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。
※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

（様式３－４－８）

（３－８）自動販売機の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。
※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。
※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

（様式３－４－９）

（３－９）公衆電話の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス（新たに設置する場合）
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。